

平成27年度

一般財団法人 建設業振興基金

情報化評議会 活動報告書

平成28年3月

CI-NET®

Construction Industry-NETwork 建設産業情報ネットワーク

一般財団法人建設業振興基金

ま え が き

一般財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センター（現経営基盤整備支援センター 情報化推進室）は、建設産業情報ネットワーク（CI-NET）の恒常的な推進機関として平成4年4月に設立された。本報告書は24年目にあたる平成27年度の活動成果を取りまとめたものである。

活動体制は、情報化評議会の下に、CI-NET 推進上の基本的な方針を審議する政策委員会を置き、さらにその下に実用化推進委員会、標準化委員会、LiteS 委員会、調査技術委員会、広報委員会の5つの専門委員会を置いて具体的な活動を行った。

CI-NET の普及については、平成27年度末（平成28年3月末）の時点で10,217社の企業が実用に至っている。平成22年度にCI-NET 普及拡大のための3ヵ年活動計画を策定し、CI-NET 普及拡大活動に向けて、「CI-NET 導入検討や利用拡大を目指す企業に対する情報提供」「CI-NET 導入・運用に関する簡易な手法の提供、提示」「CI-NET 普及促進の戦略的支援」の3つの対応方針を取り纏めた。これらの対応方針に基づき、平成23～25年度にかけて、CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定、低コスト手法の検討、導入・拡大への関心・意欲のある企業等への支援等の広報普及活動を展開した。

これらの活動と成果を受けて、引き続き平成26年度には平成26～28年度の3ヵ年活動計画を策定した上で、その具体的な普及方策を探るためにCI-NET 利用企業を対象とする大規模なアンケート（4,224社配付、うち2,126社回答）を実施し、この結果を踏まえて、平成27年度は引き続き更に新規にCI-NET を導入しようとしているゼネコンや、既に導入しており業務利用する拠点および取引先の拡大を意図しているゼネコンのフォローを実施した。また、業務パッケージベンダとの連携も推進した。この結果、CI-NET を導入したゼネコンは平成25年度末の20社から平成27年度末（平成28年3月）には28社となった。

平成27年度の活動は、会員各位や国土交通省のご支援、ご協力により大きな成果を得ることができた。ご尽力いただいた皆様に深く感謝する。本報告書がCI-NET 推進の一助となることを願うとともに、関係の皆様には今後とも一層のご協力、ご支援をお願い申し上げたい。

平成28年3月

一般財団法人 建設業振興基金

目 次

1. 情報化評議会の活動体制について	5
2. 情報化評議会 活動報告	6
2.1. 活動目的	6
2.2. 活動経過	6
3. 政策委員会 活動報告	7
3.1. 活動目的	7
3.2. 活動経過	7
3.3. 活動結果	8
4. CI-NET の普及拡大に向けた 3 カ年活動.....	10
4.1. 平成 26～28 年度 CI-NET 普及活動計画	10
5. 各専門委員会の活動報告（概要）	12
5.1. 実用化推進委員会の活動報告（概要）	12
5.1.1. CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大	12
5.1.2. すでに CI-NET を導入している企業（ゼネコン、取引先）に対する利用範囲拡大の支援	13
5.1.3. 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討	14
5.1.4. 設備分野における CI-NET 実用化促進.....	15
5.2. 標準化委員会の活動報告（概要）	15
5.2.1. CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス.....	15
5.3. LiteS 委員会の活動報告（概要）	16
5.3.1. CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス.....	16
5.3.2. 消費税率変更への対応方法検討	17
5.3.3. 強い暗号アルゴリズムへの移行に向けた対応	17
5.3.4. CI-NET 準拠基準（案）の策定	17
5.3.5. 新暗号アルゴリズム対応の電子証明書における企業識別方法および認証方法のあり方の検討	18
5.3.6. CI-NET における添付ファイルの圧縮・解凍方式の見直し	18
5.3.7. 運用マニュアルの改訂.....	18
5.4. 調査技術委員会の活動報告（概要）	18
5.4.1. 法定福利費の明示への対応	18
5.4.2. 複数消費税率混在への対応	19
5.4.3. セミナーの企画・実施.....	19
5.5. 広報委員会の活動報告（概要）	19
5.5.1. 広く認知してもらうための広報セミナー	19

5.5.2.	広報コンテンツの整理および公表.....	20
6.	各専門委員会の活動報告.....	21
6.1.	実用化推進委員会の活動報告.....	21
6.1.1.	活動テーマ.....	21
6.1.2.	活動体制.....	21
6.1.3.	活動経過.....	22
6.1.4.	活動結果.....	25
6.2.	標準化委員会の活動報告.....	43
6.2.1.	活動テーマ.....	43
6.2.2.	活動体制.....	43
6.2.3.	活動経過.....	43
6.2.4.	活動結果.....	44
6.3.	LiteS 委員会.....	47
6.3.1.	活動テーマ.....	47
6.3.2.	活動体制.....	47
6.3.3.	活動経過.....	48
6.3.4.	活動結果.....	50
6.4.	調査技術委員会.....	75
6.4.1.	活動テーマ.....	75
6.4.2.	活動体制.....	75
6.4.3.	活動経過.....	75
6.4.4.	活動結果.....	75
6.5.	広報委員会.....	78
6.5.1.	活動テーマ.....	78
6.5.2.	活動体制.....	78
6.5.3.	活動経過.....	79
6.5.4.	活動結果.....	80
7.	情報化評議会会員名簿.....	83
7.1.	情報化評議会会員（企業、団体）.....	83
7.2.	情報化評議会および各委員会名簿.....	84
7.2.1.	情報化評議会.....	84
7.2.2.	政策委員会.....	86
7.2.3.	実用化推進委員会.....	87
7.2.4.	標準化委員会.....	91
7.2.5.	LiteS 委員会.....	92
7.2.6.	調査技術委員会.....	95
7.2.7.	広報委員会.....	96

7.2.8.	事務局	98
8.	資料編	99
8.1.	実用化推進委員会	99
8.1.1.	普及推進 WG	99
8.1.2.	設備見積 WG	151
8.2.	標準化委員会	162
8.2.1.	標準ビジネスプロトコル (Ver.1.5) 平成 19 年度～平成 27 年度チェンジリクエスト改訂一覧	162
8.3.	LiteS 委員会	190
8.3.1.	注文メッセージを利用した基本契約業務の運用ルール	190
8.3.2.	基本契約業務を電子データ化した場合のデータ交換協定書 (参考例)	223
8.3.3.	新暗号アルゴリズム対応のための暗号強度の高度化スケジュール	235
8.4.	調査技術委員会	236
8.4.1.	「固定電話」の今後について	236
8.5.	広報委員会	240
8.5.1.	CI-NET を活用した電子商取引説明会	240
8.5.2.	CI-NET 利用者の 1 万社突破のお知らせ	251
8.5.3.	導入のための参考資料サイトアクセス状況	252

1. 情報化評議会の活動体制について

平成 27 年度の情報化評議会（CI-NET）の活動体制は下図のとおりである。（敬称略、平成 28 年 3 月現在。）

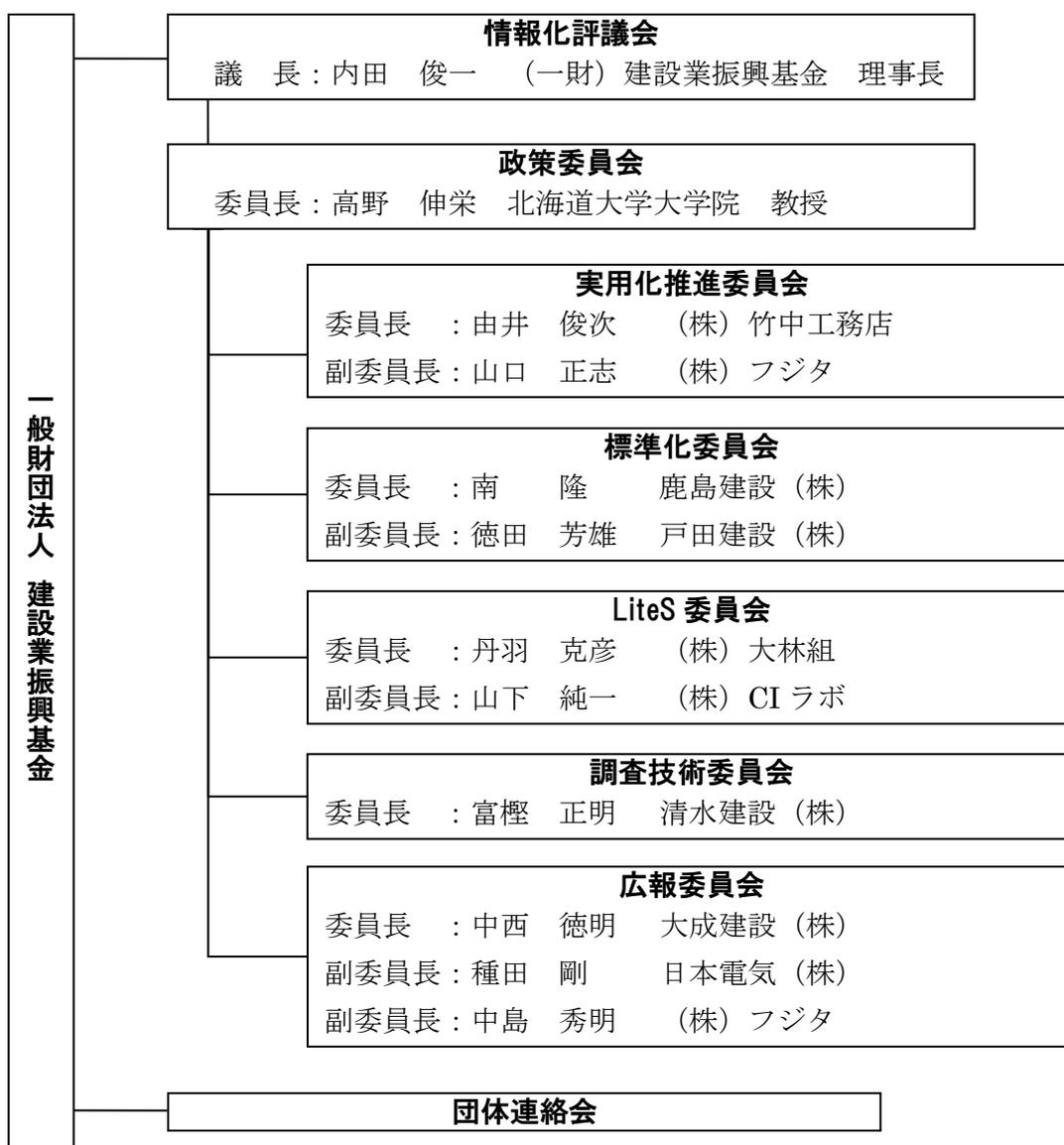


図 2.1-1 活動体制図

2. 情報化評議会 活動報告

2.1. 活動目的

情報化評議会は、情報化評議会が行うべき事業について審議し、意見を述べる機関として、建設業振興基金内に設置されている。会員および学識経験者のうちから建設業振興基金が委嘱した「情報化評議員」で構成される。

2.2. 活動経過

表 2.2-1 情報化評議会の会議開催記録

開催回	開催日時、場所	主な議題
第1回	平成27年4月22日(水) 14:00~16:00 浜離宮建設プラザ10階 大会議室	(1) 平成26年度情報化評議会 活動報告について (2) 平成27年度情報化評議会 活動計画について (3) CI-NETの普及推進に係る検討課題について (4) 電子証明書暗号強度の高度化実施について (5) その他 1) 設計製造情報化評議会 C-CADEC 解散について

3. 政策委員会 活動報告

3.1. 活動目的

情報化評議会の下に、建設産業政策大綱の趣旨に沿って、建設業振興基金が行う支援業務、専門的に検討すべき事項の専門委員会への付託等の CI-NET に係る基本方針を審議する機関として設置されている。学識経験者、国土交通省、業界および会員企業の代表、各専門委員会の委員長により構成される。

平成 27 年度の政策委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

<主な活動テーマ>

- | |
|----------------------------------|
| ① 電子証明書のあり方の検討 |
| ② 企業識別方法のあり方の検討 |
| ③ 情報化評議会（CI-NET）活動成果物公開方針改訂に係る検討 |

3.2. 活動経過

表 3.2-1 政策委員会の会議開催記録

開催回	開催日時	主な議題
第 1 回	平成 27 年 4 月 8 日(水) 15:00~17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 平成 26 年度 情報化評議会 活動報告および事業収支について (2) 平成 27 年度 情報化評議会 活動計画および事業予算について (3) 「CI-NET 活動成果物公開方針」に基づく公開について (4) 電子証明書暗号強度の高度化実施について (5) その他
第 2 回	平成 27 年 6 月 10 日(水) 13:00~14:30 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) CI-NET 電子証明書の CI-NET 以外の利用について (2) CI-NET 活動成果物公開方針に基づく公開方法について (3) 平成 27 年度 CI-NET 評議会活動に係る事務局体制について

第3回	平成27年12月8日(火) 15:00~17:00 一般財団法人建設業振興 基金 3階301会議室	(1) 情報化評議会運営体制の見直しについて (2) 強い暗号への移行に向けた対応について (3) 暫定版基本契約書メッセージの運用について (4) CI-NET を活用した電子商取引説明会について (5) その他
-----	--	---

3.3. 活動結果

CI-NET の普及進展や普及活動の強化に伴い、CI-NET の活用に係るステークホルダの多様化への対応が求められている。これを受けて、CI-NET 運営方針について、検討を行った。具体的な検討テーマとして、以下の検討を行った。

(1) 電子証明書のあり方の検討

今般の暗号アルゴリズムの移行に見られるセキュリティ強化や、今後の CI-NET の利用業務拡大に鑑み、認証方法の高度化や利用者負担の軽減等に配慮した電子証明書のあり方を検討した。

(2) 企業識別方法のあり方の検討

現行の「標準企業コード」((一財)日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)発行)に加え、国における「社会保障・税番号制度に基づく法人番号」の導入に鑑み、CI-NET における当該法人番号の導入を含む、企業識別方法の多様化について、技術面、運営・運用面等から検討を行った。

(3) 情報化評議会(CI-NET)活動成果物公開方針改訂に係る検討

普及活動の一貫として、ベンダ連携強化を進める上で、情報化評議会 CI-NET 活動成果物等の活用範囲の拡張を検討する必要性が生じている。これを受けて、既存の会員におけるメリット等にも配慮しつつ、今後の CI-NET の普及に向けて必要であると判断される事項について、情報化評議会(CI-NET)活動成果物公開方針を改訂した。

(a) 背景

平成24年度に、完工高50億円以上の企業(ゼネコン)を対象に実施した「発注業務における電子商取引に関する調査アンケート」において、その半数近くの企業が業務パッケージシステムを使用している実態が明らかとなった。これにより、業務パッケージシステムとCI-NETとの連携を強化することで、導入コストの低減化や業務の効率化が推進され、CI-NET導入企業の拡大に大きく寄与することが期待された。これを受けて、CI-NETの普及拡大に向けた「3カ年活動計画(平成26~28年度)」において、「業務パッケージベンダとの連携強化」が掲げられ、CI-NETの導入拡大に向けた重要施策の1つと位置付

けられた。

一方で、評議会の成果物、特にドキュメント類の実装規約等は、次表の「CI-NET 活動成果方針」に従い、事業化目的利用での公開先は会員企業に限定されており、今後のCI-NET 普及拡大へ向けて、様々な関係者との連携を進める上では、これらを広く公開していく必要があると認識された。

(b) 基本方針

建設分野の情報化を推進するためには、CI-NET の成果を業界で広く利用できる成果運用が不可欠である。このため、当評議会の成果物は、評議会会員の便益が阻害されないよう配慮した上で、会員内外を問わず広く公開することを基本方針とする。

(c) 検討結果

「活動成果物公開方針」を、「評議会への入会を前提として個別対応」を「個別対応」とし、以下の通り改訂した。

表 3.3-1 情報化評議会 (CI-NET) 活動成果物公開方針情報化評議会 (CI-NET) 活動成果物公開方針

成果物区分		利用者区分		事業化目的利用	
		CI-NET 会員	非会員	CI-NET 会員	非会員
標準 BP 等	標準メッセージ	○	○	○ (利用登録)	同左
	資機材コード	○	○	(個別対応)	(個別対応)
	マニュアル類	○	○	○	○
ドキュメント 等	仕様,資料等(含む実装規約) (含む印刷物 PDF 等)	○	○	(個別対応)	(個別対応)
	ロードモジュール、 操作マニュアル等	○	(個別対応)		
	ソースモジュール、 システム仕様書等	(個別対応)	(個別対応)		

※自己利用、例えば契約締結あるいは取り決め等において取引先等へ公開する場合、事業化目的利用とならないようにすること。

【凡例および用語説明】

- 自己利用 自社内業務の情報化を目的とした利用
- 事業化目的利用 自社の商品として第三者に利用させることを目的とした利用
- 提供媒体費用および送料等は実費負担
- 個別対応 活動成果物の利用の範囲、利用形態等の契約締結、協議あるいは利用者による通知等が必要なもの

4. CI-NET の普及拡大に向けた 3 カ年活動

4.1. 平成 26～28 年度 CI-NET 普及活動計画

CI-NET の普及に向けた 3 カ年活動計画（平成 23～25 年度）では、平成 23 年度に普及活動における 3 つの対応方針を取りまとめ、活動の具体的な方向性を示した上で、平成 24 年度には、これら 3 つの対応方針に基づき、CI-NET の広報普及活動を効果的かつ効率的に実施するためのツールの開発および試行に重点を置いた活動を行い、続く平成 25 年度は、これらの開発したツールを活用して、CI-NET 未導入企業等に対して導入・拡張に向けた働きかけや支援を実践した。

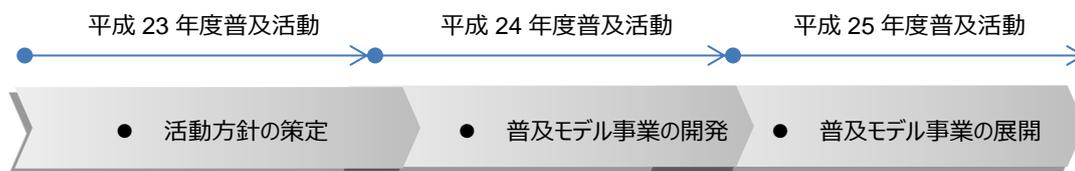
CI-NET の普及に向けた 3 カ年活動計画（平成 26～28 年度）では、3 カ年活動計画（平成 23～25 年度）の普及活動を継続するとともに、以下の活動方針の下で、より効果的かつ効率的な普及戦略を検討し、普及活動の強化を図ることを計画している。

<3 カ年活動計画（平成 26～28 年度）の活動方針>

- CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大
- すでに CI-NET を導入している企業（ゼネコン、取引先）に対する利用範囲拡大の支援
- 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討

これらの 3 つの対応方針に則して、3 カ年活動計画（平成 26～28 年度）における各年度の活動目標を以下のとおり設定した。

●3カ年活動計画（平成23～25年度）における各年度の目標



●3カ年活動計画（平成26～28年度）における各年度の目標

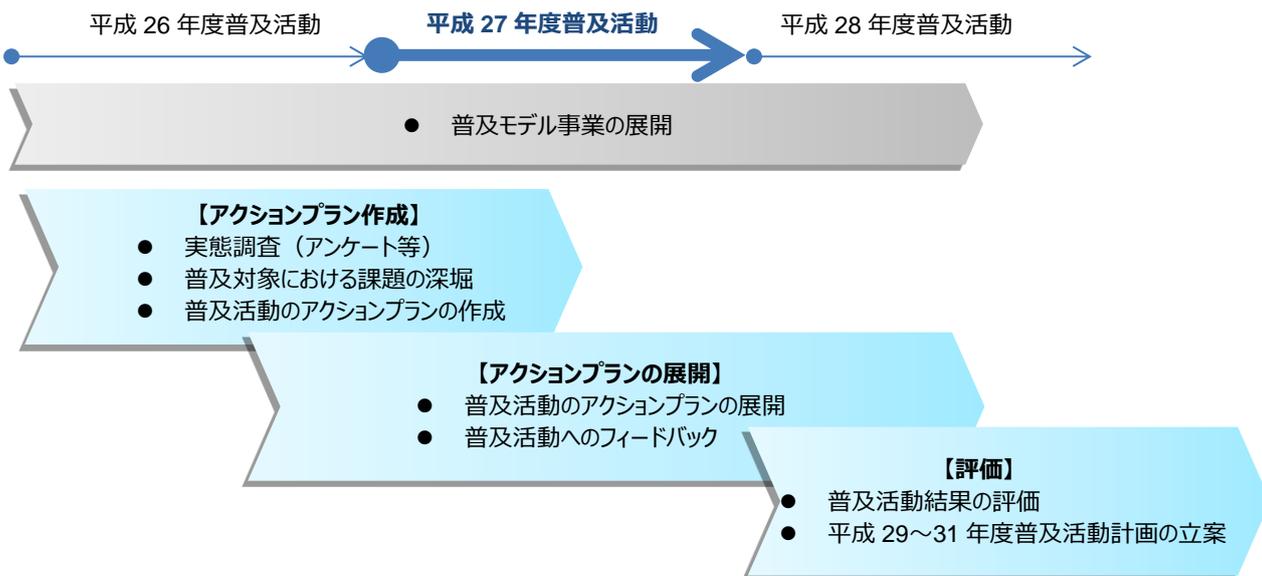


図 4.1-1 3カ年活動計画（平成26～28年度）における各年度の活動目標

5. 各専門委員会の活動報告（概要）

5.1. 実用化推進委員会の活動報告（概要）

企業識別コード取得による CI-NET の実用化の進展状況は、平成 27 年 5 月末に企業識別コードを取得した企業数が 10,007 社となり、初めて 1 万社を超えた。また、平成 28 年 3 月末現在では、平成 27 年 3 月末から 238 社増加し、10,217 社となっている。このうち、ゼネコンは平成 28 年 3 月末時点で 28 社であった。平成 27 年度は新たに 3 社が CI-NET を導入し、さらに、2 社が平成 28 年度内に導入見込みとなっている。また、ゼネコン以外の専門工事業者にも、発注側での電子商取引運用を開始する企業が現れつつある。

<主な活動テーマ>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大② すでに CI-NET を導入している企業（ゼネコン、取引先）に対する利用範囲拡大の支援③ 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討④ 設備分野における CI-NET 実用化促進 |
|--|

5.1.1. CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大

(1) 広報セミナー（CI-NET を活用した電子商取引説明会）の継続的開催

普及活動をより効率的かつ効果的に展開するため、CI-NET の導入・拡大可能性のある首都圏および重点とする地域に対して、平成 26 年度と同様に広報委員会主催で広報セミナー（CI-NET を活用した電子商取引説明会）を愛知、大阪、東京にて計 4 回開催した。

(2) 勉強会、個別支援の実施

電子商取引説明会に参加した企業のうち、個別支援を希望した企業や過去アプローチした企業に対して、フォローアップを随時実施した。平成 27 年度は、首都圏を中心に 9 社を個別訪問した。

(3) 普及ツール（提供資料等）および提供方法の継続的な改善

今までに策定した手法およびツールを活用し普及活動を展開していくが、その活動を通じて明らかになった課題等を受けて、手法およびツール等を適宜改訂した。

また、既存ケーススタディのブラッシュアップを行うとともに、普及活動を通じて参考となる事例を選定し、新規のケーススタディの作成を行った。

併せて、「建設業しんこう」（平成 27 年 12 月・平成 28 年 1 月合併号 No.474）

（<http://www.shinko-web.jp/backnumber/2016/01.html>）に CI-NET の導入事例の紹介記事を掲載した。

(4) CI-NET 対応ベンダおよび業務パッケージベンダの連携強化

CI-NET 普及拡大を図るため、CI-NET 対応ベンダと連携し、CI-NET 対応ベンダが直接、導入を検討する企業を訪問する際に情報化評議会事務局からの情報提供を行う。このような、業務パッケージベンダに対しての情報化評議会からの情報提供にあたっては、情報化評議会の事業および CI-NET の普及に協力する趣旨の「CI-NET ベンダ会 参加届出書」を提出していただくこととした。

また、社内の業務システムと CI-NET の連携を効率良く低コストで実現するため、CI-NET 対応ベンダと業務パッケージベンダ双方と連携を強化する。連携を強化していく業務パッケージベンダとして、CI-NET とのデータ連携の実績のある 9 社を候補に挙げ、平成 27 年度は 3 社へのヒアリングを行った。

(5) CI-NET 推進協力者との連携強化

平成 26 年度は、国土交通省によるコンプライアンス推進活動と連携した普及ツール展開の検討を行い、平成 27 年度は「電子契約を行った場合の施工体制台帳ガイドライン（平成 17 年 3 月）」についての改訂を検討した。

また、5 地方整備局を訪問するとともに、建設産業関係団体についても 2 地域を訪問し、連携強化を図った。

(6) 普及拡大の展開対象・目標の検討

普及拡大の展開対象を明確化すること、ならびに、普及拡大の進捗を的確に把握することを目的として、普及対象となり得る企業の条件およびその母数についての指標として、「発注者側企業を母数とする指標」「日建連加盟企業を母数とする指標」「建設工事施工実績のある企業を母数とする指標」の 3 つを検討した。

5. 1. 2. すでに CI-NET を導入している企業（ゼネコン、取引先）に対する

利用範囲拡大の支援

(1) 地域ゼネコンとの意見交換会の実施

平成 26 年度に引き続き、適宜意見交換会を開催し、利用範囲拡大を計画している企業へ

の支援および情報提供を行った。

神奈川地区と愛知地区において CI-NET 導入済みの地域ゼネコンを対象とする意見交換会を計 2 回開催した。

(2) 中堅ゼネコンとの意見交換会の実施

利用範囲拡大を計画しているゼネコンへの効果的な支援および情報提供を行うためのヒアリングを行った。

(3) CI-NET 導入会社の業務改善のための支援

平成 26 年 5 月に実施した「CI-NET 利用状況調査」より CI-NET サービスの内容、利用者コストについて要望が上がった。これらの要望の対応について平成 27 年 7 月 1 日にホームページ上（CI-NET 利用者 1 万社突破のお知らせ(平成 27 年 5 月末企業識別コード取得企業数、10,007 社)）に掲載した。

(4) 運用の統一化に対する対応方針・進め方の検討

これまでは CI-NET 利用においてユーザの運用方法や CI-NET サービスの仕様によって差異項目が発生した場合、差異項目に対して委員会および WG で検討する、ユーザやベンダの対応とするなど、その都度解決を図ってきた。しかし、対応自体にばらつきが出てしまうこと、手間が掛かること等の課題があった。そこで、差異項目を、内容に応じて 3 つのグループに分類し、それぞれのグループに対しての対応策を定め、これを運用することとした。

(5) 電子化率調査による各社の実情・今後の展開計画の把握

平成 27 年 4 月 23 日から 5 月 8 日にかけて、CI-NET 利用ゼネコン 23 社を対象に、CI-NET で利用されている業務メッセージ、および CI-NET 利用の方針・計画、推進上の課題について調査を行った。

設備見積業務については、実施環境が整いつつある状況であること、出来高請求業務は、検討意向の企業も見られるが、その時期については各企業で差がある状況であること、などが明らかになった。

5. 1. 3. 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討

(1) 発注者とゼネコン間の契約電子化の検討

平成 27 年度は、発注者(デベロッパー等)とゼネコン間の契約において、注文・注文請け書の利用されている事例を把握の上、CI-NET 以外の電子契約の動向も踏まえて、電子化に向けた方針を検討することとしたが、進展はなかった。

(2) 基本契約書の電子データ化に対する検討

法制度改正等の都度、基本契約書の結び直しが生じることから、政策委員会の承認を請け

て、基本契約書の電子データ化の検討を行った。基本契約書の取り交わしの簡易化と、中堅・地域建設会社への普及などを視野に入れ、早急に、かつシステムの改修費用をかけずに基本契約の電子化を実施するために、3年間を目処に暫定的に、確定注文・注文請けメッセージを利用して、基本契約の取り交わしを行うことを認めることとした。

5.1.4. 設備分野における CI-NET 実用化促進

平成 24 年度に策定したアクションプランに則り、平成 27 年度は引き続き、ゼネコン、取引先および CI-NET 対応サービス(ASP、パッケージソフト等)における現状確認と移行に向けた課題の調整を行い、設備見積業務における CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 (以下「設備見積 Ver.2.1」という。)化を推進すべく、以下について検討を行った。

- ① 設備見積 Ver.2.1 を設備見積業務にて運用する際の課題抽出と運用ルールの明確化のため「設備見積実運用テスト」を実施する。その結果を踏まえて、設備見積 Ver.2.1 運用ルールとして取りまとめ、各社での対応推進を図った。
- ② 設備見積 Ver.2.1 の導入により見積依頼をより効率的に行えるように、見積区分、見積項目、拾い区分等の基準化の検討を進めた。
- ③ 設備見積 Ver.2.1 への移行に伴う建設資機材コードの整備を行った。今後バージョンの違いや、各社コード対応、積算ソフトベンダの対応準備を進める。

5.2. 標準化委員会の活動報告（概要）

<主な活動テーマ>

- | |
|-----------------------------|
| ① CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス |
|-----------------------------|

5.2.1. CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス

(1) CI-NET 建設資機材コードの改訂（Stem コードとの統一）

平成 26 年度に CI-NET 建設資機材コードと設備機器ライブラリーデータ交換仕様コード(Stem コード)の統一案が示された。

平成 27 年度は引き続き、実用化推進委員会において、統一された CI-NET 建設資機材コードの検証が計画されていることから、これに係る改善要求が想定されたが、チェンジリクエストは特に示されなかった。本件については次年度の継続課題とした。

(2) 「電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換(EDI)に関する運用マニュアル」の改訂

建設業法第 19 条の改正により、書面交付に代えて、相手方の承諾を得て建設工事の請負契約を電磁的措置によって行えることとなり、そのため CI-NET では、「CI-NET による

電子データ交換(EDI)に関するデータ交換協定書」を取り交わすこととしている。「データ交換協定書」の中では、「運用マニュアル」を定めることとしているが、最も多いASP利用形態が明確でないなど、現状にそぐわない状況が顕在化している。

こういった背景から、これらに係る改善要求が想定されたが、関係する委員会・WGからチェンジリクエストは特に示されなかった。本件については次年度の継続課題とした。

(3) 平成 19 年度～平成 27 年度チェンジリクエストに基づく標準ビジネスプロトコル改訂の検討

CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5（「標準ビジネスプロトコル」という。には、平成 19 年度以降のチェンジリクエストが反映されていないため、「標準ビジネスプロトコルとチェンジリクエストの双方を参照しなければならない。」「実装規約の改善はその都度チェンジリクエストを通して行っているため、標準ビジネスプロトコルと実装規約の整合性が取れなくなってきた。」などの問題が顕在化してきた。

以上の背景をふまえ、平成 19 年度以降のチェンジリクエストについて、複数のチェンジリクエストの整合性などを確保しつつ、標準ビジネスプロトコルへの反映方針を定義しながら、「標準ビジネスプロトコル (Ver.1.5) 平成 19 年度～平成 27 年度チェンジリクエスト改訂一覧」として取りまとめた。

5.3. LiteS 委員会の活動報告（概要）

<主な活動テーマ>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス② 消費税率変更への対応方法検討③ 強い暗号アルゴリズムへの移行に向けた対応④ CI-NET 準拠基準（案）の策定⑤ 新暗号アルゴリズム対応の電子証明書における企業識別方法および認証方法のあり方の検討⑥ CI-NET における添付ファイルの圧縮・解凍方式の見直し⑦ 運用マニュアルの改訂 |
|---|

平成 26 年度にリリースした CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 の次期バージョン改訂に向けて、平成 27 年度は以下の活動を行った。

5.3.1. CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス

CI-NET LiteS 実装規約に基づき実業務に適用する上での、理解のし易さ、解釈の相違や不具合の解消、実施のし易さ等の向上のための検討を引き続き行い、CI-NET LiteS 実装規

約や指針あるいは参考資料に関する実務への適応性向上に向けた取組を進めた。

具体的には、表 5.3.1-1 に記載の検討事項について審議を行った。このうち、(a)は平成 27 年度に完了し、その他の検討事項については、平成 28 年度に引き続き審議を行う予定である。

表 5.3.1-1 検討事項別の審議の進捗

検討事項	進捗状況 ●：完了、○：継続
(a) 出来高報告メッセージにおける明細の記載方法の周知	●
(b) 規約等のバージョンアップルールの策定	○
(c) 既存メッセージの見直しと整理	○
(d) 基本契約書メッセージの策定検討	○

5.3.2. 消費税率変更への対応方法検討

消費税率に関する以下の 2 つの事項について、CI-NET での対応方法を検討した。

- 消費税率変更時の CI-NET 対応方法検討
- 消費税の複数税率導入時の CI-NET 対応方法検討

5.3.3. 強い暗号アルゴリズムへの移行に向けた対応

電子政府システム（入札、申請等）における強い暗号化に向けた暗号アルゴリズムの移行指針が示されたことを受けて、CI-NET においても「暗号アルゴリズム」を移行する必要性が生じたことから、関係者と協議の上、移行スケジュールを策定した。平成 28 年度も引き続き、関係者との調整を行い、平成 29 年 4 月開始予定の新たな暗号アルゴリズム移行の確実な実現のため、スケジュールの調整および周知を進める計画である。

5.3.4. CI-NET 準拠基準（案）の策定

CI-NET に対応したサービス（ASP サービス、パッケージ製品等）の新規参入に伴い、CI-NET 準拠基準を明確化する必要性が生じたことを受けて、平成 25 年度に「CI-NET LiteS 実装規約準拠基準（案）」を検討し、「CI-NET 相互運用性試験手順書（案）」を策定したが、個別の CI-NET サービスにおける適合性試験のための CI-NET LiteS 実装規約基準確認手順についても明示が必要であるとの指摘を受け検討することとした。その後、CI-NET の伝達方式として ebMS 実用の事例が始まりつつあり、それらを含めて検討とするため先送りとした。

5.3.5. 新暗号アルゴリズム対応の電子証明書における企業識別方法および認証方法のあり方の検討

今後のセキュリティ強化やユーザ利便性の向上等に鑑み、認証方法の高度化に配慮した電子証明書プロファイルの見直しを行い、新プロファイルを策定した。

5.3.6. CI-NET における添付ファイルの圧縮・解凍方式の見直し

CI-NET メッセージへの添付ファイルは、自己解凍方式で圧縮することが定められているが、当該方式ではファイル容量が増大し、ASP サービス利用者のコスト負担増に繋がる場合があることから、添付ファイルの圧縮・解凍方式の見直しを要望された。これについて、平成 28 年度引き続き検討を行うこととした。

5.3.7. 運用マニュアルの改訂

CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 では、「第 5 節 電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関する運用マニュアル (参考例)」(p.263) が掲載されているが、システム利用環境の進展等に伴い、実態と合致しない記載が生じており、改訂が必要との指摘を受けている。

これについて、CI-NET 対応ベンダの作成したものの提供などの協力を得て、平成 28 年度引き続き、技術検討 WG で検討することとした。

5.4. 調査技術委員会の活動報告 (概要)

<主な活動テーマ>

① CI-NET を取り巻く周囲の電子商取引等に係る調査研究の実施

5.4.1. 法定福利費の明示への対応

平成 26 年度は、CI-NET 導入ゼネコンを対象に法定福利費の明示についての調査を行い、CI-NET の対応例を取り纏めた。平成 27 年度は、建設産業経理研究機構の「法定福利費に関する調査研究会」にて、社会保険加入率を向上させるための具体策として CI-NET の活用促進策について検討されることから、この動向を注視することとした。

5.4.2. 複数消費税率混在への対応

平成24年8月公布の法律に基づき、消費税率が平成26年4月と平成27年10月に段階的に引き上げられる予定であったが、平成27年4月に消費税法の一部が改正され、消費税率の引上げ時期が、平成29年4月に延期となった。また、同時期に軽減税率の導入が検討されていることから、引き続きの検討課題とした。

5.4.3. セミナーの企画・実施

以下の項目について、セミナーの企画、実施などを通して動向把握を行った。

(1) 経済産業省による法人番号の利活用推進動向

平成26年4月に経済産業省より「法人番号の利活用推進のための方策」(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai3/siryoku1.pdf)が開示された。

法人番号の付番は2015年10月から通知開始されたが、付番対象や法人番号の取り扱いなどについて、EDIに関わる可能性の高い要素については、継続して動向を注視していく必要があるとした。

(2) NTTによる「固定電話」の今後の動向

PSTN（公衆交換電話網）をIP網に移行する方針として「固定電話」の今後について(http://www.ntt.co.jp/news2015/1511jwbw/pdf/xddh151106d_all.pdf)が平成27年11月6日にNTTより公表された。

建設業界での山間部などの現場との電子商取引（CI-NET 通信）などへの影響も懸念されることから、平成28年2月16日に調査技術委員会にてNTTご担当者による説明会を開催し動向について説明を受けた。

5.5. 広報委員会の活動報告（概要）

<主な活動テーマ>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 広く認知してもらうための広報セミナー② 広報コンテンツの収集と体系的整理および公表③ CI-NET ホームページの改修 |
|---|

5.5.1. 広く認知してもらうための広報セミナー

CI-NET への関心を地域単位あるいは業界単位で高め、導入検討に進む企業の裾野を広げることを目的として広報セミナーを開催した。

平成27年度は実用化推進委員会と連携し、導入事例発表を中心とした広報セミナーとして

「CI-NET を活用した電子商取引説明会」を4回実施した。

表 5.5-1 広報セミナーの開催実績

開催回	開催時期	場所	参加者
第1回	平成27年7月	愛知	14社21名
第2回	平成27年7月	大阪	17社28名
第3回	平成27年11月	東京	21社36名
第4回	平成27年11月	東京	15社23名

5.5.2. 広報コンテンツの整理および公表

導入を検討する企業における関係者への説明資料等作成に資することを主な目的として、平成24年度に実施した、利用者が参照しやすい、広報コンテンツの体系的整理（アーカイブ）に基づき、普及推進活動を通じて作成した資料について、追加して公表した。

平成27年度は、新規コンテンツ5件を追加するとともにホームページを改修し、既存コンテンツ3件の改訂を行った。

6. 各専門委員会の活動報告

6.1. 実用化推進委員会の活動報告

6.1.1. 活動テーマ

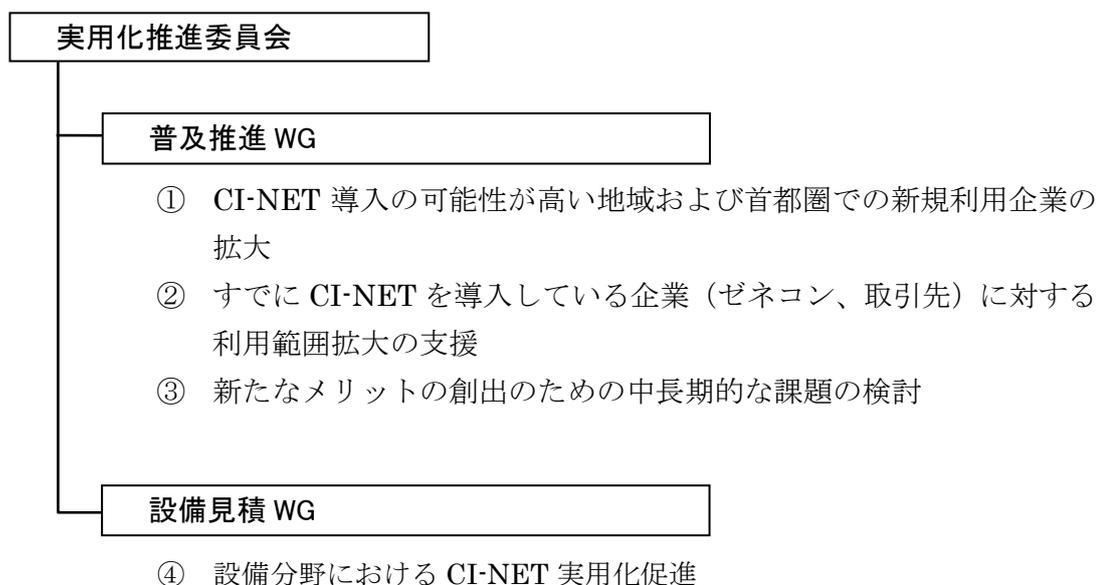
平成 27 年度の実用化推進委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

<主な活動テーマ>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大② すでに CI-NET を導入している企業（ゼネコン、取引先）に対する利用範囲拡大の支援③ 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討④ 設備分野における CI-NET 実用化促進 |
|--|

6.1.2. 活動体制

平成 27 年の実用化推進委員会では、主な活動テーマごとに以下の WG を設置して活動した。



6.1.3. 活動経過

以下の日程で実用化推進委員会およびWGを開催し、CI-NETの実用推進に係わる検討を行った。

6.1.3.1. 実用化推進委員会

会議名	開催日時、場所	主な議題
第1回	平成27年5月28日(木) 15:00~17:00 建設業振興基金3階301 会議室	(1) 平成27年度実用化推進委員会活動計画について(報告) (2) 普及推進活動概況について(報告) (3) 業務パッケージベンダとの連携について(審議) (4) 施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン改訂について(審議) (5) 運用の統一化について(報告) (6) CI-NET サービスベンダ改善について(審議) (7) CI-NET 実用化状況調査について(報告) (8) その他
第2回	平成27年10月22日(木) 15:00~17:00 建設業振興基金3階301 会議室	(1) 平成27年度実用化推進委員会活動の中間報告(報告) 普及推進WG 設備見積WG (2) 普及拡大の展開対象・目標の検討(審議) (3) 各社のCI-NET運用の差異に対する対応方針の検討(審議) (4) 基本契約書の電子データ化に対する検討(審議) (5) その他
第3回	平成28年2月19日 (金)15:30~17:30 TKP虎の門ビジネスセンター-ANNEX	(1) 実用化推進委員会活動報告(案)について(報告) ① 普及推進WG ② 設備見積WG (2) 施工体制台帳の取扱いについて(審議) (3) 実用化推進委員会活動計画(案)について(審議) (4) その他

6.1.3.2. 普及推進 WG

会議名	開催日時、場所	主な議題
第1回	平成27年5月28日(木) 15:00~17:00 建設業振興基金3階301会議室	(1) 平成27年度実用化推進委員会活動計画について (2) 普及推進活動概況について (3) 業務パッケージベンダとの連携について (4) 施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン改訂について (5) 運用の統一化について (6) CI-NET サービスベンダ改善について (7) CI-NET 実用化状況調査について (8) その他
第2回	平成27年9月1日(火) 15:00~17:00 建設業振興基金3階301会議室	(1) 普及推進活動概況について (2) 普及ツール（提供資料等）および提供方法の継続的な改善について (3) 業務パッケージベンダとの連携強化について (4) 電子契約を行った場合の施工体制台帳の取り扱いについての提言 (5) CI-NET 利用企業の電子化率調査報告 (6) 地域ゼネコンとの意見交換会について (7) 契約締結方法について (8) その他
第3回	平成27年12月16日(水) 15:00~17:00 建設業振興基金203会議室	(1) 普及推進活動概況について (2) 普及ツール（提供資料等）および提供方法の継続的な改善 (3) 電子納品に係る事前協議への提案について (4) 普及拡大の展開対象・目標について (5) CI-NET 運用の差異に対する対応について (6) その他
第4回	平成28年1月28日(木) 15:00~17:00 建設業振興基金3階301会議室	(1) 普及推進活動概況について (2) 電子納品に係る事前協議への提案について (3) 普及拡大の展開対象・目標について (4) 中堅ゼネコン意見交換会について (5) 平成28年度活動計画について (6) その他

6.1.3.3. 設備見積 WG

会議名	開催日時、場所	主な議題
第1回	平成27年7月8日(水) 15:00~17:00 建設業振興基金3階301会議室	(1) 平成27年度実施計画について (2) 今年度活動テーマの進め方および作業調整 1) 設備見積 現状把握 課題整理 移行工程 2) 課題検討班編成 3WG 実施事項調整 3) 設備見積 Ver.2.1 実運用移行準備テストの件 (3) 今年度活動テーマのスケジュール調整 (4) その他
第2回	平成27年12月10日(木) 10:00~12:00 建設業振興基金3階301会議室	(1) 設備見積 WG 今年度実施予定 (2) 設備見積 Ver.2.1 実運用テスト中間報告 1) 発注者側: 総合建設業実施結果説明 2) 受注者側: 設備・電気専門業者実施報告説明 3) 設備見積 Ver.2.1 前回テスト課題事項 (3) 各社設備見積 Ver.2.1 準備状況確認 (4) その他
第3回	平成28年2月18日(木) 15:00~17:00 建設業振興基金3階301会議室	(1) 設備見積 Ver.2.1 実運用テストⅢ報告 (2) 平成27年度「設備見積 WG」活動計画 (3) 平成27年度「設備見積 WG」活動報告(案) (4) 平成28年度活動体制「設備見積 WG」次年度活動計画(案) (5) その他

6.1.3.4. 設備見積 WG コア会議

会議名	開催日時、場所	主な議題
第1回	平成27年10月30日(木) 10:00~11:30 鹿島建設 会議室	(1) 設備見積実運用確認テスト実施準備打合せ (2) 設備見積 Ver.2.1 実運用テスト作業調整 1) 発注者側：総合建設業調整 2) 受注者側：設備・電気専門工事業者調整 3) 設備見積 Ver.2.1 実運用テスト進捗状況報告 (3) その他
第2回	平成27年11月11日 (水) 15:00~17:00 建設業振興基金3階301 会議室	(1) 設備見積 WG 平成27年度実施予定 (2) 設備見積 Ver.2.1 実運用テスト調整 1) 平成26年度 設備見積 Ver.2.1 導通テストについて 2) 平成27年度設備見積 Ver.2.1 実運用テスト進捗状況報告 (3) ゼネコン各社状況意見交換 (4) その他
第3回	平成28年1月20日(水) 10:00~12:00 建設業振興基金7階701 会議室	(1) 設備見積 WG 平成27年度実施内容まとめ (2) 設備見積 Ver.2.1 実運用テスト報告内容調整 (3) 見積依頼基準案検討 (4) 電気設備[資機材コード] 修正案調整 (5) その他

6.1.4. 活動結果

6.1.4.1. 実用化状況

(1) CI-NET LiteS 方式による実用化の推進

企業識別コード取得による CI-NET の実用化の進展状況は、平成27年5月末現在、企業識別コードを取得した企業数が10,007社となり、初めて1万社を超えた。また、平成28年3月末現在では、平成27年3月末から238社増加し、10,217社となっている。

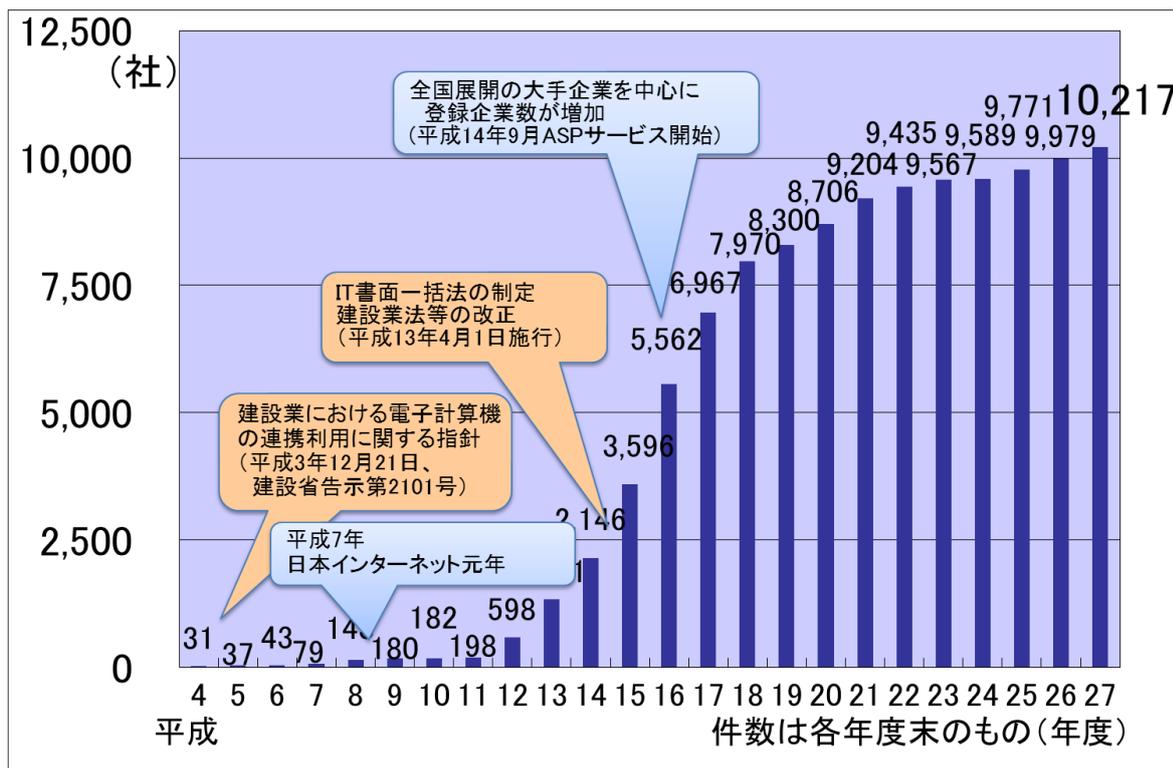


図 6.1-1 CI-NET 利用の企業識別コード登録企業数の推移

(2) 対象業務別の実用化実施状況

ゼネコンにおける各業務の実用化状況は、下表の通りゼネコンは平成 28 年 3 月末時点で 28 社であった。平成 27 年度は、新たに 3 社が CI-NET を導入し、2 社が平成 28 年度内に導入見込みとなっている。

また、ゼネコン以外の専門工事業者にも、発注側での電子商取引運用を開始する企業が現れつつある。

表 6.1-1 ゼネコンにおける業務別実用化状況（平成 28 年 3 月現在／敬称略）

	建築見積		設備見積		設備機器見積		購買見積		注文						出来高請求			立替		請負契約以外								
	依頼	回答	依頼	回答	依頼	回答	依頼	回答	不採用通知	確定注文	合意解除申請	合意解除承認	一方的解除通知	項目合意変更申請	項目合意変更承認	一方的打切通知	出来高要請	出来高報告	出来高確認	請求確認	合意精算申請	合意精算承認	報告確認	支払通知	工事物件案内	契約外請求	契約外請求確認	
鹿島建設(株)									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

	建築見積		設備見積		設備機器見積		購買見積		注文						出来高請求				立替		請負契約以外									
	依頼	回答	依頼	回答	依頼	回答	依頼	回答	不採用通知	確定注文	注意解除申請	合意解除承諾	一方的解除通知	鑑項目合意変更申請	鑑項目合意変更承諾	一方の打切通知	出来高要請	出来高報告	出来高確認	請求確認	合意精算申込	合意精算承諾	報告	確認	支払通知	工事物件案内	契約外請求	契約外請求確認		
清水建設株							○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○										
株安藤・間			○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
株熊谷組							○	○	○	○	○	○	○																	
株大林組							○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
株竹中工務店							○	○		○	○	○	○				○	○	○	○				○	○					
株穴吹工務店							○	○		○	○																			
株フジタ							○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
株長谷工コーポレーション										○	○	○	○	○	○	○														
戸田建設株							○	○		○	○	○																		
株土屋ホールディングス							○	○		○	○	○				○	○													
五洋建設株							○	○		○	○	○	○																	
株鴻池組										○	○	○	○	○	○	○														
株加賀田組（新潟）										○	○	○	○	○	○	○														
A社（地域）										○	○																			
株本間組（新潟）										○	○																			
株小俣組（神奈川）							○	○		○	○																			
株橋本店（宮城）										○	○																			
三井住友建設株							○	○		○	○																			
株近藤組（愛知）										○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●							
創和ジャステック建設株（新潟）										○	○	○	○	○	○															
西松建設株							○	○		○	○	○	○																	
アイシン開発株（愛知）										○	○	○	○	○	○	○														
大洋建設株（神奈川）										○	○																			
B社（地域）										○	○																			
川口土木建築工業株（埼玉）										●	●	●	●		●	●														
C社（地域）										●	●																			

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 利用

【凡例】

○：運用中

●：運用中（平成27年度より稼働）

6.1.4.2. 普及推進 WG

(1) CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大

(a) 広報セミナー（CI-NET を活用した電子商取引説明会）の継続的開催

平成 26 年度と同様に広報委員会主催で電子商取引説明会を実施した。

電子商取引説明会、勉強会は、平成 25 年度に設定した重点地域および首都圏を中心に実施した。なお、電子商取引説明会は、平成 27 年度は平成 26 年度と同様に「CI-NET を活用した電子商取引説明会」の名称で開催した。

1) 電子商取引説明会

電子商取引説明会として、「CI-NET を導入して欲しい」と社名が挙がったゼネコン、完工高 50 億円以上のゼネコンを対象にした説明会を計 4 回開催した。

（「6.5.4.1(1) 広く認知してもらうための広報セミナー」を参照。）

(b) 勉強会、個別支援の実施

電子商取引説明会に参加した企業のうち、個別支援を希望した企業や過去アプローチした企業に対して、フォローアップを随時実施した。平成 27 年度は、重点地域および首都圏を中心に 9 社を個別訪問した。

（「8.1.1 (1) 普及推進活動実績概況報告」を参照。）

(c) 普及ツール（提供資料等）および提供方法の継続的な改善

今までに策定した手法およびツールを活用し普及活動を展開していくが、その活動を通じて明らかになった課題等を受けて、手法およびツール等を適宜改訂した。

また、既存ケーススタディのブラッシュアップを行うとともに、普及活動を通じて参考となる事例を選定し、新規のケーススタディの作成を行った。

1) 既存の PR 資料の改訂

既存ケーススタディの更新は特になかった。

ケーススタディとするための整理として、事例の企業概要や CI-NET 利用における導入、運用状況など特徴把握および比較可能な「電子商取引の導入・運用事例一覧表」について、フジタビルメンテナンス(株)のケーススタディを追加、更新した。（「8.1.1(2)電子商取引の導入・運用事例ケーススタディ」を参照。）

2) 事例紹介資料

以下の業界紙等に CI-NET の導入事例の紹介記事を掲載した。

表 6.1-2 業界紙等への CI-NET 導入事例紹介記事の掲載実績

掲載先	掲載時期	掲載事例の概要
建設業しんこう (http://www.shinko-web.jp/backnumber/2016/01.html)	平成 27 年 12 月・ 平成 28 年 1 月合併 号 No.474	建設生産の向上を図るネットワークシステム CI-NET 導入をお考えの皆様へ <ul style="list-style-type: none"> • 導入事例 1：アイシン開発(株) • 導入事例 2：西松建設(株) • 導入事例 3：(株)ミルックス • 導入事例 4：三井デザインテック(株)

3) 導入事例に対するケーススタディ作成

新規のケーススタディとして、(株)近藤組、フジタビルメンテナンス(株)のケーススタディの作成に着手した。

近藤組は出来高請求業務の業務効率化を掲げ、当初より出来高請求業務の電子データ化に着手している。今後の進展の状況を踏まえケーススタディを作成する予定である。

フジタビルメンテナンス(株)は元請と下請の 2 つの立場により CI-NET を利用している状況を、ケーススタディとして作成した。CI-NET ホームページ「導入のために参考資料」サイトに「元請・下請の両面で利用」を掲載した。

(「8.1.1 (1) 普及推進活動実績概況報告」を参照。)

(d) CI-NET 対応ベンダおよび業務パッケージベンダの連携強化

1) 業務パッケージベンダとの連携強化

CI-NET 普及拡大を図るため、社内の業務システムと CI-NET の連携を効率良く低コストで実現するため、CI-NET 対応ベンダと業務パッケージベンダ双方との連携を強化することとした。

一方で、業務パッケージベンダからベンダ主催のセミナー等にて情報化評議会委員あるいは事務局による CI-NET 説明の要望もある。このような、業務パッケージベンダに対しての情報化評議会からの情報提供を円滑に行うため、情報化評議会の事業および CI-NET の普及に協力する趣旨の「CI-NET ベンダ会 参加届出書」を提出していただくこととした。

2) 連携を強化していく業務パッケージベンダ

連携を強化していく業務パッケージベンダとして、CI-NET とのデータ連携の実績のある以下のベンダを候補とすることとした。

調達部門：あさかわシステムズ(株)、日揮情報システム(株)、日本電気(株)、(株)富士通ビー・エス・シー、(株)オービック

見積部門：協栄産業(株)、(株)コスモ・ソフト、(株)コンプケア、和田特機(株)

3) 業務パッケージベンダとの意見交換

平成 26 年度に実施した業務パッケージベンダとの意見交換会で、具体的な意見が得られなかったことを踏まえ、平成 27 年度は具体的な趣旨、テーマをもって意見交換会を実施する必要があるとの認識を得た。

また、CI-NET サービスベンダと協議した結果、「意見交換会」ではなく「個別ヒアリング」にて業務パッケージベンダとの連携強化を図ることに軌道修正した。

平成 27 年度は CI-NET との連携実績のある業務パッケージベンダ 3 社へのヒアリングを行った。CI-NET LiteS 実装規約の曖昧な箇所や想定していない事象への対応の要否等の指摘があり、今後、CI-NET を利用しようとする企業やサービス提供するベンダにとっての、業務運用方法の参考になるものをホームページ等に公表する予定である。

表 6.1-3 業務パッケージベンダへのヒアリング実績

訪問先	訪問日時
あさかわシステムズ(株)	平成 27 年 8 月 11 日(火) 13 : 30~15 : 00
(株)オービック	平成 27 年 8 月 27 日(木) 17 : 00~18 : 00
日揮情報システム(株)	平成 27 年 10 月 23 日(金) 16 : 00~17 : 00

(e) 国土交通省等との連携

平成 26 年度は、国土交通省によるコンプライアンス推進活動と連携した普及ツール展開の検討を行い、平成 27 年度は「電子契約を行った場合の施工体制台帳ガイドライン（平成 17 年 3 月）」についての改訂を検討した。

また、国土交通省（地方整備局）や都道府県建設業協会等関係者に対して訪問し、引き続き情報提供を行った。

1) 施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン改訂について

a) 背景

「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン（国土交通省、平成 17 年 3 月）」（以下「ガイドライン」という。）について当初以下の課題があった。

- 工事現場に備え付ける施工体制台帳の取扱いについては、ガイドライン「3.(3)電子契約と書面による契約が混在し、施工体制台帳としての一覧性が確保できないことに対する措置について」における、「電子契約の内容を紙面に印刷した書面を施工体制台帳に添付すること」を見直し、電子契約を電子データのまま確認することでもよいとする表現に改訂する必要がある。

また、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（平成 22 年 9 月改訂）」では、事前協議において事前協議チェックシートの活用が明記されており、施工体制台帳も電子納品の一部とされている。ただし、事前協議チェックシートの施工体制台帳に係る部分の具体性が十分でないため、より具体的な協議項目の提案が課題であった。

そこで、電子契約を行った場合、建設業法に規定されている契約に係る書面の写しの施工体制台帳への添付や、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に規定されている公共工事発注者に提出する施工体制台帳の写しの取扱いに準拠した上で、検査及び提出において不必要な負担を排除することを目的として、事前協議の参考となる資料を作成した。

b) 四府省の「電子契約システム」からの影響

四府省（国土交通省・農林水産省・防衛省・内閣府）にて運用を計画している「電子契約システム」からの影響が懸念されていたため、ガイドライン改訂の検討を一旦保留にしていたが、四府省の「電子契約システム」からの影響はないと判断し、施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン改訂について検討を再開することとした。

c) 電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関する調査

ガイドラインに準拠すると、電子契約であっても、施工体制台帳には当該電子契約の内容を印刷した書面を添付せざるを得ない状況となるため、ガイドラインの改善を目指している。

そこで、まず電子契約を行っているゼネコンにおける施工体制台帳およびそれに添付すべき下請契約内容を印刷した書面の取扱いに関する状況を把握する調査を実施した。

・調査対象・調査期間

平成 27 年 5 月 8 日から 5 月 20 日にかけて、CI-NET 利用ゼネコン 23 社を対象に調査を行った。

・調査結果の概要

多くのゼネコンでは、工事現場での契約書（注文請け電子データ）の取扱いについては、拠点（支店、営業所、事務センター等）あるいは工事現場に電子データで保管されているが、書面による契約に合わせ、電子契約の注文請け電子データも全て紙面にして添付しているケースが多い。中には、電子契約に合わせ、書面による契約の注文請け書も全て電子データ(CI-NET 電子データまたは PDF)としているケースもあった。

（「8.1.1 (3) 電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関する調査 報告」を参照。）

d) 事前協議に活用する資料

国土交通省は 2010 年 9 月に「電子納品等運用ガイドライン」を改定し、工事関係

書類のうち、施工計画書や打ち合わせ簿などの工事帳票と工事写真から成る「工事書類」について、その提出方法を示している。また、特記仕様書に事前協議の徹底を明示し、書面と電子データのどちらの方法で提出するのかを、工事着手前に受発注者間で取り決めることとしている。

そこで、その中でも施工体制台帳とその添付書類（下請負契約書）の発注者による検査および提出において不必要な負担を排除することを目的として、事前協議に活用する資料（案）を作成した。内容は、受注者側の契約状況（書面契約のみ、電子契約のみ、書面契約と電子契約の混在の何れか）、発注者側の電子契約への対応状況より、フローチャートを活用して簡潔に検査および提出の方法が導きだされるものである。（「8.1.1 (4) 事前協議に活用する「施工体制台帳および下請契約書の扱い」資料」を参照。）

2) CI-NET の活動状況など、CI-NET 推進協力者への情報提供

平成 27 年度は、国土交通省（地方整備局）や都道府県建設業協会等関係者に対して訪問し、引き続き情報提供を行った。

表 6.1-4 国土交通省（地方整備局）の訪問実績

訪問先、会議名	開催日時、場所	主な議題
中部地方整備局	6 月 22 日	CI-NET の紹介資料等を配付、説明
近畿地方整備局	7 月 30 日	CI-NET の紹介資料等を配付、説明
北陸地方整備局	9 月 30 日	CI-NET の紹介資料等を配付、説明
四国地方整備局	10 月 19 日	CI-NET の紹介資料等を配付、説明
九州地方整備局	11 月 6 日	CI-NET の紹介資料等を配付、説明

表 6.1-5 建設産業関係団体の訪問実績

訪問先、会議名	開催日時、場所	主な議題
(一社) 愛知県建設業協会	6 月 22 日	CI-NET の紹介資料等を配付、説明
	7 月 17 日	
(一社) 大阪府建設業協会	7 月 17 日	CI-NET の紹介資料等を配付、説明

(f) 普及拡大の展開対象・目標の検討

普及拡大の展開対象を明確化すること、ならびに普及拡大の進捗を的確に把握することを目的として、普及対象となり得る企業の条件およびその母数について、以下の 3 つの指標を検討した。

1) 発注者側企業を母数とする指標

以下の整理をした。

- 発注企業が導入することで受注企業も導入する可能性が高い。そこで、発注者と

なりうる企業を完工高より判断（日刊建設工業新聞掲載の完工高 50 億以上の企業を基準）し、完工高に占める完工高別の CI-NET 利用状況を整理。

- 完工高が高いほど CI-NET を利用している企業が多いという実態。
- 普及拡大状況は、発注者側企業を母数として、完工高に基づく会社規模別の利用率で評価。

2) 日建連加盟企業を母数とする指標

- 売上高の高い発注企業ほど利用意識が高いと想定。日建連加盟企業を対象に企業数、売上高ベースで利用割合を算出。
- 企業数ベースより売上高ベースの方が利用割合は高いため、売上高の高い企業ほど利用意識が高いことを確認。
- 普及拡大状況は、日建連会員企業の売上高を母数に利用率で評価。

3) 建設工事施工実績のある企業を母数とする指標

可能性企業数を、建設工事施工実績がある企業のうち、一定程度の規模を有する企業（資本金 3 千万以上）の利用割合を算出（発注企業、受注企業含む）。

建設工事施工実績のある企業の利用割合に比べて、一定程度の規模を有する企業の利用割合が高い。

普及拡大状況は、資本金に基づく一定程度の規模を有する企業を母数に評価。

平成 27 年度の活動は、3 カ年活動計画（平成 29～31 年度）を策定する際の基礎資料として整理するところまでとした。（「8.1.1(5)普及拡大の展開対象・目標」を参照。）

(2) すでに CI-NET を導入している企業（ゼネコン、取引先）に対する利用範囲拡大の支援

(a) 地域ゼネコンとの意見交換会の実施

平成 26 年度に引き続き、適宜意見交換会を開催し、利用範囲拡大を計画している企業への支援および情報提供を行った。

神奈川地区と愛知地区において CI-NET 導入済みの地域ゼネコンを対象とする意見交換会を計 2 回開催した。

表 6.1-6 地域ゼネコンとの意見交換会の開催実績

会議名	開催日時、場所	主な議題
CI-NET 導入ゼネコン意見交換会 (地域ゼネコン向け)	<第1回>：神奈川県 平成 27 年 6 月 8 日(月) 10:30～12:00 大洋建設(株)会議室	1 CI-NET 状況について 2 CI-NET 導入の動機について 3 CI-NET 導入後の状況 4 電子化率向上に向けた推進上の課題について 5 対象業務の拡大について
	<第2回>：愛知県 平成 27 年 6 月 22 日(月) 15:00～17:00 (株)近藤組会議室	6 地域展開について 7 法定福利費明示の対応について 8 契約様式について 9 建築主との契約について 10 契約外取引業務の方法について 11 その他

(b) 中堅ゼネコンとの意見交換会の実施

利用範囲拡大を計画しているゼネコンへの効果的な支援および情報提供を行うためのヒアリングを行った。

表 6.1-7 中堅ゼネコンとの意見交換会の開催実績

会議名	開催日時、場所	主な議題
CI-NET 導入ゼネコン意見交換会 (中堅ゼネコン向け)	<第1回> 平成 28 年 3 月 29 日(火) 15:30～17:30 建設業振興基金 3 階 301 会議室	1 各社普及に向けた課題 2 以下の項目における課題 ① 不足なデータ項目 ② 法定福利費に対する対応 ③ 法定福利費の外枠表示は可能か

(c) CI-NET 導入会社の業務改善のための支援

平成 26 年 5 月に実施した「CI-NET 利用状況調査」より CI-NET サービスの内容、利用者コストについて要望が上がった。これらの要望の対応として、以下の趣旨を平成 27 年 7 月ホームページに「CI-NET 利用者 1 万社突破のお知らせ(平成 27 年 5 月末企業識別コード取得企業数、10,007 社)」を掲載した。

URL :

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/cinet/fileViewer.php/111.pdf?file_name=111.pdf

- 平成 26 年 5 月「CI-NET 利用状況調査」において、「CI-NET サービスに対する要望事項」に記載された内容は、CI-NET のサービスを提供しているベンダに伝えた。

- 要望内容は、i .CI-NET サービス画面の操作、ii .通信や業務利用の機能追加、iii. 初期および運用の費用、3.サポート体制などがあった。
- 各ベンダにおいては改善に努めており、サービス内容は各 CI-NET サービスベンダのサイトにて確認されたい。

(d) 運用の統一化に対する対応方針・進め方の検討

1) 背景・目的

これまでCI-NET利用においてユーザの運用方法やCI-NETサービスの仕様によって差異項目が発生した場合、差異項目に対して委員会およびWGで検討する、ユーザやベンダの対応とするなど、その都度解決を図ってきた。しかし、対応自体にばらつきが出てしまうこと、手間が掛かること等の課題があるため、今後出てくる差異項目に対する対応策をあらかじめ用意することとした。

2) 対応方針

差異項目については、内容に応じて3つのグループ（差異①～③）に分類し、それぞれの事象のとき、右側に記載した対応策を講じるという方針とした。実用化推進委員会は、差異2の課題を検討範囲とすることとした。

表 6.1-8 差異に対する対応方針・進め方

差異項目（分類）		対応策
差異①	規約として整備すべき事項	実装規約および指針・参考資料の検討 ⇒LiteS 委員会での対応を想定
差異②	業務の方法、システムおよびフローなどの改善、改修により対応可能な事項	推奨する運用方法や留意点検討の周知 ・新規先向けにスモールスタートを推奨する。 ・運用のステップアップ時の留意点を提示する。 ⇒実用化推進委員会で対応（アウトプット）
差異③	運用によりあるいはベンダによるサービス機能により対応可能な事項	サービスベンダにシステム対応及びヘルプ対応を依頼 ⇒ベンダでの対応を想定

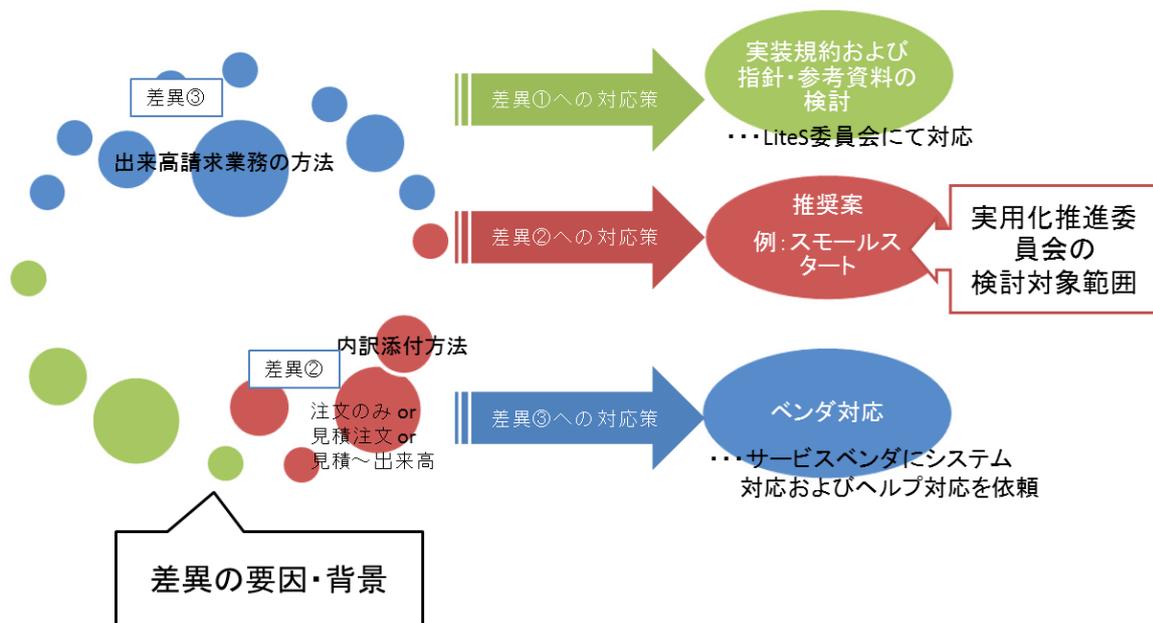


図 6.1-2 差異に対する対応方針・進め方イメージ

(e) 電子化率調査による各社の実情・今後の展開計画の把握

CI-NET 導入ゼネコンに対し、電子化率調査を実施し、各社の実情および今後の展開計画の把握を行った。

1) 調査対象・調査期間・調査項目

平成27年4月23日から5月8日にかけて、CI-NET利用ゼネコン23社を対象に、CI-NETで利用されている業務メッセージ、およびCI-NET利用の方針・計画、推進上の課題について調査を行った。

2) 調査結果の概要

設備見積業務については、実施環境が整いつつある状況である。出来高請求業務は、検討意向の企業も見られるが、その時期については各企業で差がある状況である。

(「8.1.1(8)発注企業における実用化実態調査報告」を参照。)

下表は電子化率の集計値である。

表 6.1-9 電子化率 (概要)

① 契約件数 (単位: 件)	22	745,958	501,744	67%
② 契約金額 (単位: 百万円)	20	6,288,359	4,408,051	70%
③ 出来高件数※1 (単位: 件)	5	1,024,730	605,062	59%
④ 出来高金額※2 (単位: 百万円)	5	3,881,659	2,756,107	71%
⑥ 取引業者数 (単位: 社)	21	74,920	18,756	25%

※1 1 契約に対して通常複数月に渡る出来高報告があるため累計件数

※2 出来高報告に上がった金額計(重複なし)

(3) 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討

CI-NET 利用促進には、利用企業の導入意欲を高める取り組みは不可欠である。そのため、中長期的な課題の検討を進めることとした。具体的には、電子商取引の適用業務の周辺分野への拡大を目指し、以下の2項目を検討した。

(a) 発注者とゼネコン間の契約電子化の検討

平成 27 年度は、発注者(デベロッパー等)とゼネコン間の契約において、注文・注文請け書の利用されている事例を把握の上、CI-NET 以外の電子契約の動向も踏まえて、電子化に向けた方針を検討することとしたが、進展はなかった。

発注者とゼネコン間の契約電子化の動きとしては、国土交通省を含む四府省の電子契約システムについて、官報にて意見招請に関する公示が平成 27 年 8 月 25 日にあった。事務局ではこれに対応し、CI-NET との連携を求める趣旨の意見書を作成し平成 27 年 9 月 14 日に提示した。

(b) 基本契約書の電子データ化に対する検討

1) 背景

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成 19 年 6 月)において、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本理念や具体の対応が取り纏められ、その対応策の一つとして、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入が示された。これに対応して、大手総合工事業者各社では、取引先数千社と基本契約書を結び直したことから、膨大な人手を要する事態が生じた。

今後も、法制度等の改正に対応して、契約書の再締結が必要となるケースが多々あると考えられることから、基本契約書の取り交わし業務における CI-NET の適用について検討することが提案された。

これについて、政策委員会の承認を受けて、基本契約書の取り交わしの簡易化のため、また中堅・地域建設会社への普及も視野に入れ、基本契約書の CI-NET による適用を実施することとした。

2) 対応方針

早急に、かつシステムの改修費用をかけずに基本契約の電子化を実施するために、3 年間を目処に暫定的に、確定注文・注文請けメッセージを利用して、基本契約の取り交わしを行うことを認めることとした。また、確定注文・注文請けメッセージを利用した基本契約の取り交わし業務の運用ルールガイド(仮称)は LiteS 委員会にて作成された。

(「8.3.1 注文メッセージを利用した基本契約業務の運用ルール」を参照。)

正規の基本契約の取り交わし業務メッセージの作成については、平成 28 年度より暫定版の運用ルールを評価し、ニーズや普及効果があるものであるかを考慮して検討する。

6.1.4.3. 設備見積 WG

(1) 設備見積 CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 化の推進

平成 24 年度に策定したアクションプランに則り、平成 27 年度は引き続き、ゼネコン、取引先および CI-NET 対応サービス(ASP、パッケージソフト等)における現状確認と移行に向けた課題の調整を行い、設備見積業務における CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 (以下「設備見積 Ver.2.1」という。)化を推進すべく、以下について検討を行った。

- ① 設備見積 Ver.2.1 を設備見積業務にて運用する際の課題抽出と運用ルールの明確化のため「設備見積実運用テスト」を実施する。その結果を踏まえて、設備見積 Ver.2.1 運用ルールとして取りまとめ、各社での対応推進を図った。
- ② 設備見積 Ver.2.1 の導入により見積依頼をより効率的に行えるように、見積区分、見積項目、拾い区分等の基準化の検討を進めた。
- ③ 設備見積 Ver.2.1 への移行に伴う建設資機材コードの整備を行った。今後バージョンの違いや、各社コード対応、積算ソフトベンダの対応準備を進める。

(a) 実施体制

表 6.1-10 課題検討チームの活動概要

検討チーム	活動概要
運用ルール検討チーム	設備見積業務における Ver.2.1 への移行に対する業務上の課題について、各社で過去に積算を行った実物件を用いて、実働部門の体験を兼ねた「設備見積実運用テスト」を行い、移行に向けた課題の確認と、今後の移行推進に向けた準備を行い、実運用テストの課題整理を進めている。
見積依頼基準検討チーム	設備見積 Ver.2.1 移行による付加価値を創出できるよう、見積依頼をより効率的に行うための見積依頼書、見積項目区分、拾い基準の統一化の検討を進めている。
資機材コード検討チーム	平成 26 年度 CI-NET/C-CADEC 電気設備分野で作成した LED 照明器具機器類追加と統一コード編成(案)が作成された。平成 27 年度は設備見積 Ver.2.1 移行に向け、現状業務に整合したコード内容の見直し整理を行い、効率的な移行対応が行える様にコードの見直しを行い(7 分の 1 の縮小改訂案)編成(案)を作成し、移行に向けた準備検討を進めている。

(b) 実施概況

1) 運用ルール検討チーム

(1) 設備見積実運用テスト

設備見積業務における Ver.2.1 の運用に伴い業務上の課題とされる事項について、各社の運用部署に参加いただき、過去の実案件を使った「設備見積実運用テスト」を実

施した。その結果を踏まえて、移行に係る課題の調整を行い、運用ルールを検討、Ver.2.1 移行に係る課題解決調整等の資料を作成し各社での対応推進をおこなった。

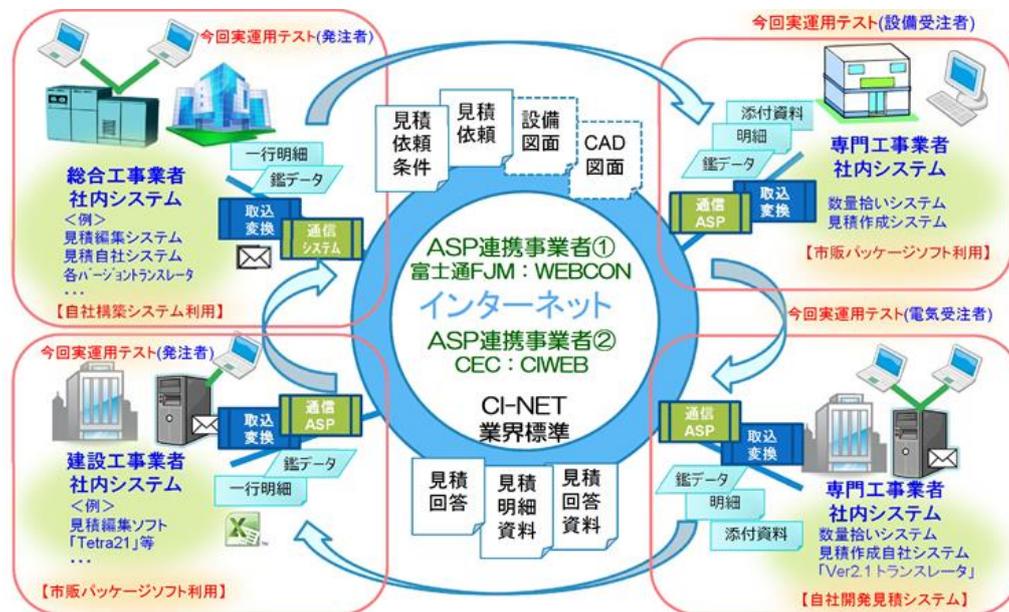


図 6.1-3 実運用テストイメージ

(2) メッセージの範囲

設備見積実運用テストでは【過去の実物件を使用】して、設備見積依頼と設備見積回答に係る Ver.2.1 データの下記メッセージを対象とした。

- 設備見積(過去実物件)依頼⇄回答
- 見積条件等依頼事項内容の確認
- 鑑項目の現状内容確認、見積明細 ASP 入出力
- 各社の設備見積関係部署で運用体験を行う

「見積依頼」①→②→③→④

- ① 各社積算システム(見積依頼書作成) →
- ② 自社開発システム及び富士通 FJM「WEBCON」(見積依頼送信 ASP-1) →
- ③ CEC「CIWEB」(見積依頼受信 ASP-2) →
- ④ 「積算システム」(見積書作成)

「見積回答」④→③→②

見積依頼の逆で見積作成→回答→内容確認

(3) 検討体制

ゼネコン：安藤・間、大林組、鹿島建設、熊谷組、清水建設、フジタ、
竹中工務店、竹中工務店 TAK-QS

サブコン：大成温調、住友電設

ASP ベンダ：コンストラクション・イー・ドットコム、富士通マーケティング、日本電気、

シー・エヌソリューションズ、コスモ・ソフト、コンプケア、協栄産業、和田特機
設備見積実運用テスト参加企業

- ・見積依頼ゼネコン：安藤・間、鹿島建設、清水建設、竹中工務店
- ・見積作成サブコン(設備)：大成温調、東洋熱工業、新日本空調
- ・見積作成サブコン(電気)：関電工、きんでん、住友電設、東光電気、サンテック
- ・ASP ベンダ：富士通マーケティング：WEBCON
- ・ASP ベンダ：コンストラクション・イー・シー・ドットコム：CIWEB
- ・発注者 ASP 利用：安藤・間、鹿島建設、清水建設：WEBCON
- ・受注者 ASP 利用：大成温調、東洋熱工業、新日本空調、東光電気工事：CIWEB
：関電工、サンテック：WEBCON
- ・自社開発環境：竹中工務店、きんでん、住友電設：C-TRADE
- ・サブコン積算ソフト：コスモ・ソフト/コンプケア：みつもり君 PRO
- ・ゼネコン積算ソフト：和田特機：Tetra21

表 6.1-11 設備見積実運用テスト実施体制

		鹿島建設	安藤・間	竹中工務店	清水建設
		WEBCON	WEBCON	C-TRADE※	WEBCON
東洋熱工業	CIWEB				○
大成温調	WEBCON		○		
新日本空調	CIWEB	○		○	
関電工	WEBCON		○		
きんでん	C-TRADE※			○	
住友電設	CIWEB			○	
東光電気	CIWEB	○			
サンテック	WEBCON				○

※C-TRADE+自社開発

(4) 確認項目の範囲

設備見積実運用テストでは、ASP 間で基本的な情報が適切に受け渡せるかを確認した。今回は過去の実物件(Ver.1.0)データを元に、(Ver.2.1)データに変換し、各社関係部署で実運用テストを実施する。

確認項目は下記の通りである。

- 設備見積の過去実物件による ASP 連携の運用イメージの確認
- 既存 ASP(WEBCON・CIWEB)実装状況確認
- 設備見積の依頼事項の鑑情報への反映確認
- ASP 内で完備出来ない内容のパッケージソフト
(Tetra21・自社開発積算システム)で編集連携確認

○見積依頼メッセージ本文へのセット情報、見積明細の添付状況

(5) 検討項目

- ・設備見積 Ver.2.1 移行に係る課題解決(通信環境整備、Ver2.1 対応ソフトの調整等)
- ・担当者レベルへの伝達方式の確立
- ・見積依頼の簡略化ルール策定
- ・図面添付方式の検討
- ・CI-NET/C-CADEC 統一コード移行に係る新旧コードの管理機能の検討
- ・上記の各運用方法に係る資料等の検討

(6) 設備見積実運用テストの結果および今後の展開

実運用テストの結果により、運用ルール検討チームで検討する項目を明確にし、解決策を検討し、設備見積 Ver.2.1 移行を進める予定。

(7) 設備見積業務における Ver.2.1 移行準備状況確認

設備見積 Ver.2.1 移行の実現に向けて、CI-NET 導入企業（ゼネコン、サブコン各社）および CI-NET 対応サービス等（ASP サービスおよび業務パッケージ等）における設備見積 Ver.2.1 移行準備状況を更新した。

2) 見積依頼基準検討チーム

(1) 背景・目的

見積項目区分は、現状では、ゼネコン毎にはある程度統一化がされているが、ゼネコン間では統一化が図られていない。このため、複数のゼネコンより見積依頼を受ける取引先においては、同一の見積回答を回答先別に異なる見積項目区分に対応付ける作業が発生しており、非効率な業務となっている。このような背景から、見積依頼基準の作成は、取引先における見積回答の作業効率化を狙いとして取り組むものであるが、見積データ分析の効率化等のゼネコン側の利便性向上にも寄与するものと期待される。

拾い区分には設計会社や施主の意向を反映する必要もあり統一化は課題が多いが、拾い区分の統一化による、依頼先関係者には業務の効率化としてメリットがあるとの意向を受け、設備見積 WG 参加企業を対象として、平成 27 年度も引き続き検討を行った。

(2) 検討体制

ゼネコン：鹿島建設、安藤・間、大成建設、戸田建設、フジタ、鴻池組

サブコン：新日本空調、東光電気工事、新菱冷熱工業、三建設備工業、須賀工業

ベンダ：コスモ・ソフト、コンプケア

(3) 検討項目

- ・見積依頼条件書の統一化検討

- ・見積区分、見積項目、拾い区分の基準化、統一化検討

(4) 検討結果および今後の展開

設備見積業務における Ver.2.1 移行による付加価値を創出できるよう、見積依頼をより効率的に行うための見積依頼書、見積項目区分、拾い基準の統一化の検討を進め、平成 27 年度は、見積依頼基準(見積区分、見積項目)：共通見積項目(案)を作成した。

(「8.1.2(2)見積依頼基準(見積区分、見積項目)：共通見積項目(案)成果」を参照。)

3) 資機材コード検討チーム

(1) 背景・目的

設備見積業務における Ver.2.1 移行により新たな付加価値を創出できるよう、見積依頼をより効率的に行うための建設資機材コードの改訂、CI-NET/C-CADEC 統一化と新コードへの移行準備を行うこととしている。

平成 26 年度には、電気設備分野のうち、LED 機器の追加整備を行い、CI-NET/C-CADEC 電気設備分野で統一コード編成(案)が作成された。

平成 27 年度は Ver.2.1 化への移行に向け、現状の業務に整合したコード内容の見直し整理を行い、効率的に移行対応が行えるコードへの見直しを行い(1/7 縮小改訂案)編成(案)作成を行った。

(2) 検討体制

サブコン：きんでん、関電工、東光電気工事、住友電設、サンテック、雄電社

ゼネコン：竹中工務店、竹中 TAK-QS、戸田建設

ベンダ：コスモ・ソフト、コンプケア

(3) 検討項目

- ・業務に整合した建設資機材コードの見直し。
- ・LED 追加に伴う CI-NET/C-CADEC コード統一整備。
- ・平成 26 年度編成電気設備建設資機材コードを公開し、内容確認と各社の資機材コードへの対応検討、積算ソフトベンダの対応準備。
- ・照明器具コード再編成により、建設資機材コードが膨大(25,000 品目)となったため、実務に即した整理統合を行う。
- ・編成コードの不具合修正を行い、実務に即したコードの再編成を行う。

(4) 検討結果および今後の展開

CI-NET と C-CADEC の建設資機材コード統合の移行方針に関しては、①統合するコードの対象範囲、②統合化の時期検討 (Ver.2.1 化切替時期とのタイミング検討)、②コード体系の統合整理、③統合に伴う旧コードの対応策、の 4 点について決定し、統合コードへの移行を進めることとしている。

6. 2. 標準化委員会の活動報告

6. 2. 1. 活動テーマ

平成 27 年度の標準化委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

<主な活動テーマ>

① CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス

6. 2. 2. 活動体制

平成 27 年の標準化委員会では、WG 等を設置せずに活動した。

標準化委員会

① CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス

6. 2. 3. 活動経過

以下の日程で標準化委員会を開催し、CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5（以下、「標準ビジネスプロトコル」という。）の改訂に係わる審議を行った。

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回	平成 27 年 5 月 19 日(火) 書面開催	(1) 平成 26 年度情報化評議会活動報告について (報告) (2) 平成 27 年度情報化評議会活動計画について (報告)
第 2 回	平成 28 年 2 月 16 日(火) 15:00～16:30 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 標準 BP(Ver.1.5)平成 19 年度～平成 27 年度 チェンジリクエスト改訂一覧 (2) 平成 27 年度「標準化委員会」活動報告調整 (3) 平成 28 年度活動体制と「標準化委員会」関連 テーマ検討 (4) その他

6. 2. 4. 活動結果

6. 2. 4. 1. CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス

(1) CI-NET 建設資機材コードの改訂 (Stem コードとの統一)

平成 26 年度に CI-NET 建設資機材コードと設備機器ライブラリーデータ交換仕様コード (Stem コード) の統一案が示された。

平成 27 年度は引き続き、実用化推進委員会において、統一された CI-NET 建設資機材コードの検証が計画されていることから、これに係る改善要求が想定されたが、チェンジリクエストは特に示されなかった。本件については次年度の継続課題とする。

(2) 「電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関する運用マニュアル」の改訂

建設業法第 19 条の改正により、書面交付に代えて、相手方の承諾を得て建設工事の請負契約を電磁的措置によって行えることとなり、そのため CI-NET では、「CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書」を取り交わすこととしている。「データ交換協定書」の中では、「運用マニュアル」を定めることとしているが、最も多い ASP 利用形態が明確でないなど、現状にそぐわない状況が顕在化している。

こういった背景から、これらに係る改善要求が想定されたが、関係する委員会・WG からチェンジリクエストは特に示されなかった。本件については次年度の継続課題とする。

(3) 平成 19 年度～平成 27 年度チェンジリクエストに基づく標準ビジネスプロトコル改訂の検討

(a) 背景

標準ビジネスプロトコルには、平成 19 年度以降のチェンジリクエストが反映されていないため、以下のような問題が顕在化してきた。

- ・標準ビジネスプロトコルとチェンジリクエストの双方を参照しなければならない。
- ・CI-NET 実装規約の改善はその都度チェンジリクエストを通して行っているため、標準ビジネスプロトコルと実装規約の整合性が取れなくなってきた。

(b) 検討結果

以上の背景をふまえ、平成 19 年度以降のチェンジリクエストについて、複数のチェンジリクエストの整合性などを確保しつつ、標準ビジネスプロトコルへの反映方針を定義しながら、「標準ビジネスプロトコル (Ver.1.5) 平成 19 年度～平成 27 年度チェンジリクエスト改訂一覧」として取りまとめた。

(「8.2.1 標準ビジネスプロトコル (Ver.1.5) 平成 19 年度～平成 27 年度チェンジリクエスト改訂一覧」を参照。)

以下はチェンジリクエストおよび標準ビジネスプロトコル改訂事項の概要である。

1) 合意精算業務に係る情報種類の新規定義

業務単位「3 注文」に、情報種類として「3.11 合意精算申込情報」「3.12 合意精算承諾情報」を追加する。またそれらの情報を取引当事者間で交換する際には「合意打切申込メッセージ」「合意打切承諾メッセージ」を使うことを定義する。

業務単位「3 注文」の情報種類「3.11 合意精算申込情報」「3.12 合意精算承諾情報」に情報区分コードを追加する。

2) 新規[1379]全体工事開始日[1380]全体工事終了日項目新設

工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、該当する処理案件自体の取引期間と、処理案件を含む工事全体の期間の両方の情報を授受することが必要な場合があることから、工事全体期間がわかるよう、その開始日、終了日に係るデータ項目を新設する。

3) 新規[1377]明細別参照帳票 No.2 のデータ項目新設

工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージにおいて使用する「明細別参照帳票 No.2」を新設する。

4) 新規[1378]明細別参照帳票年月日 2 のデータ項目新設

工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージにおいて使用する「明細別参照帳票年月日 2」を新設する。

5) 新規[1376]明細別消費税率 のデータ項目新設

工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージにおいて使用する「明細別消費税率」を新設する。

6) 新規[1375]単価（小数 3 桁）のデータ項目新設

工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージにおいて使用する「単価（小数 3 桁）」を新設する。

7) 工事物件案内情報・メッセージの新設

工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求メッセージの作成に際して、発注者から受注者に対し関連する工事物件の情報を提供するために使用する情報種類およびメッセージを新設する。

8) 契約外請求／契約外請求確認情報・メッセージの新設

工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージを新設する。

9) [1138]取引区分コードのコード値の追加

工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外

請求確認情報・メッセージにおいて使用する[1138]取引区分コード（[1203]明細別取引区分コード）について、コード値を追加する。

10) 課税分類コードの補足説明文追記

消費税率変更に伴う経過措置の対象となる場合に、課税分類コードの「4」を使用することができることを明記するため、CI-NET 標準ビジネスプロトコルを改訂する。

11) 請求確認コードの改訂

請求確認時の基本フローに則った運用を促すため、請求確認コードの定義文をより適切な内容とするよう、CI-NET 標準ビジネスプロトコルを改訂する。

12) 建設資機材コードの構成に係る記述の変更

建設資機材コードの構成に係る記述について、補足説明が必要であるため改訂する。

13) 設資機材コードのメンテナンス

建設資機材コードのメンテナンスを適切かつ効率的に実施するために、メンテナンス方法に関する点を改訂する。

14) 建設資機材コードの掲載に関する記述の変更

建設資機材コードの掲載先に係る記述について、現状の実態に合致しない記述となる可能性があるため改訂する。

(c) 今後の予定

平成 27 年度は、標準ビジネスプロトコルに対する、平成 19 年度～平成 27 年度のチェンジリクエスト内容を明確にするため「標準ビジネスプロトコル (Ver.1.5) 改訂一覧」として取りまとめを行ったが、運用中の「LiteS 実装規約」の編成内容との差異もあるため、これらの整合性検討を含め、標準ビジネスプロトコルの改訂が望まれることから、平成 28 年度は標準ビジネスプロトコルの改訂に向けた検討を進める予定である。

6.3. LiteS 委員会

6.3.1. 活動テーマ

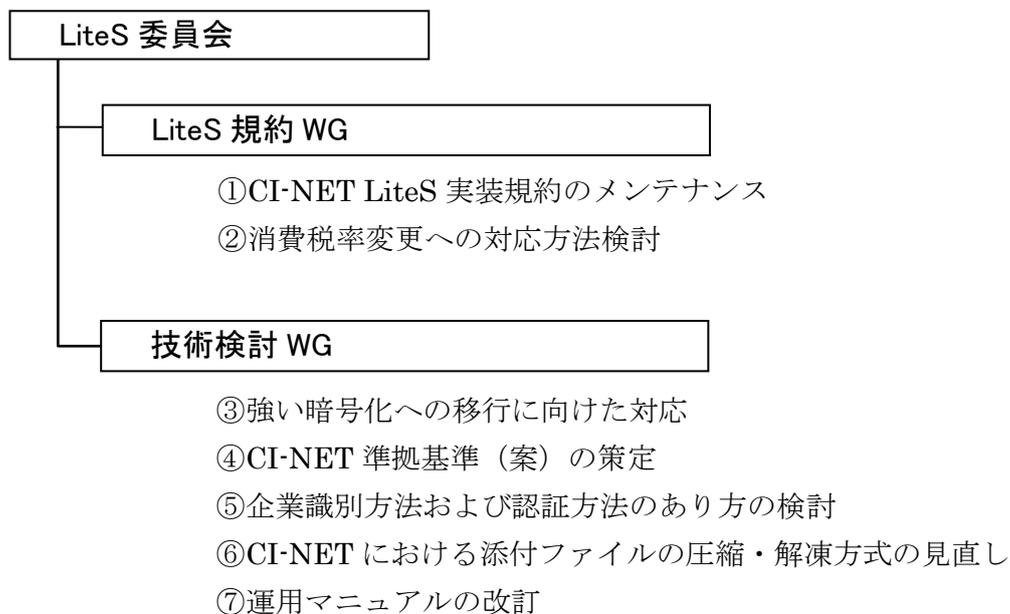
平成 27 年度の LiteS 委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

<主な活動テーマ>

- ① CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス
- ② 消費税率変更への対応方法検討
- ③ 強い暗号アルゴリズムへの移行に向けた対応
- ④ CI-NET 準拠基準（案）の策定
- ⑤ 新暗号アルゴリズム対応の電子証明書における企業識別方法および認証方法のあり方の検討
- ⑥ CI-NET における添付ファイルの圧縮・解凍方式の見直し
- ⑦ 運用マニュアルの改訂

6.3.2. 活動体制

平成 27 年度の LiteS 委員会では、主な活動テーマごとに以下の WG を設置して活動した。



6.3.3. 活動経過

以下の日程で LiteS 委員会を開催し、CI-NET のビジネスプロトコルおよび LiteS 実装規約の改訂に係わる検討を行った。

6.3.3.1. LiteS 委員会

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回	平成 27 年 5 月 14 日(水) 書面開催	(1) 平成 26 年度情報化評議会活動報告について (2) 平成 27 年度情報化評議会活動計画について (3) 電子証明書暗号化強度の高度化に関するお知らせについて
第 2 回	平成 27 年 12 月 2 日(火) 15:00～17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 平成 27 年度 LiteS 委員会活動 (報告) 1) LiteS 規約 WG • 中間報告 (報告) • 暫定版基本契約書メッセージの運用について (審議) 2) 技術検討 WG • 中間報告 (報告) (2) その他
第 3 回	平成 28 年 2 月 15 日(月) 16:00～18:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 平成 27 年度 LiteS 委員会活動報告(案)について(報告) (2) 平成 28 年度 LiteS 委員会活動計画(案)について(審議) (3) その他

6.3.3.2. LiteS 規約 WG

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回	平成 27 年 7 月 22 日(水) 15:00～17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス (審議) 1) 出来高報告メッセージにおける明細の記載方法の周知 2) 規約等のバージョンアップルール 3) 既存メッセージの見直しと整理 4) 基本契約書メッセージの策定検討 (2) 消費税率変更への対応方法検討 (報告)

会議名	開催日時、場所	主な議題
		(3) その他
第2回	平成27年9月17日(木) 15:00~17:00 建設業振興基金3階301会議室	(1) CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス (審議) 1) 出来高報告メッセージにおける明細の記載方法の周知 2) 規約等のバージョンアップルール 3) 既存メッセージの見直しと整理 4) 基本契約書メッセージの策定検討 (2) その他
第3回	平成27年11月18日(水) 10:00~12:00 建設業振興基金7階701会議室	(1) CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス (審議) 1) 規約等のバージョンアップルール 2) 既存メッセージの見直しと整理 3) 暫定版基本契約書メッセージの運用ルールの検討 4) CI-NET 標準ビジネスプロトコルに係るチェンジリクエスト改訂記載(案)の検討 (2) その他
第4回	平成28年1月20日(月) 15:00~17:00 建設業振興基金2階203会議室	(1) 平成26年度 LiteS 規約 WG 活動報告について(審議) 特に、注文業務メッセージの運用ルール (2) 法定福利費明示における CI-NET 対応について (3) CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス 平成27年度継続課題について (4) その他

6.3.3.3. 技術検討 WG

会議名	開催日時、場所	主な議題
第1回	平成27年11月25日(水) 13:30~15:30 建設業振興基金7階701会議室	(1) 強い暗号への移行に向けた対応について(審議) 1) 新 CI-NET 電子証明書暗号強度の高度化スケジュール 2) 新 CI-NET 電子証明書プロフィール (2) その他

6.3.4. 活動結果

6.3.4.1. LiteS 規約 WG

平成 27 年度の活動として、以下に示す項目について、検討を行った。

(1) CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンスについて【継続】

CI-NET LiteS 実装規約に基づき実業務に適用する上での、理解のし易さ、解釈の相違や不具合の解消、実施のし易さ等の向上のための検討を引き続き行い、CI-NET LiteS 実装規約や指針あるいは参考資料に関する実務への適応性向上に向けた取組を進めた。

具体的には、表 6.3.4-1 に記載の検討事項について審議を行った。検討事項別の審議の進捗は、表 6.3.4-1 のとおりである。このうち、(a)は平成 27 年度に完了したが、その他の検討事項については、平成 28 年度も引き続き審議を行う予定である。

表 6.3.4-1 検討事項別の審議の進捗

検討事項	進捗状況 ●:完了、○:継続
(a) 出来高報告メッセージにおける明細の記載方法の周知	●
(b) 規約等のバージョンアップルールの策定	○
(c) 既存メッセージの見直しと整理	○
(d) 基本契約書メッセージの策定検討	○

(a) 出来高報告メッセージにおける明細の記載方法の周知【完了】

1) 背景

CI-NET のスタート当初には、生コン等の資材などで、出来高時に必ず明細が変更になるので、変更できるようにすべきだという意見があり、また、紙で処理する場合には、発生しない当初の明細項目を、出来高の度に記載するのは非合理的だという意見があったが、現状の電子商取引では、そのような手間は殆ど考慮する必要はない（当初の明細項目を残したまま、変更になった内容を明細行追加すればよく、明細を転記する手間はかからない）。

また、昨今の世の中の経理処理の厳格化、内部統制の浸透により、明細のもつ意義も変わりつつあり、出来高の際に、契約時の明細項目を自由に変更できることによる不都合が生じているため、CI-NET LiteS 実装規約、あるいは Q&A にて、明確にすることが求められている。

2) 現状

出来高報告メッセージにおける明細の記載内容について、規約上は契約内容の変更不可と明記されており（CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad7、p.312 「【重要事項 2】

出来高業務のメッセージにおける契約内容の変更可否)、変更された場合にエラーとなるようシステムを組んでいる企業が多い。

<CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7、p. 312 より抜粋>

【重要事項 2】 出来高業務のメッセージにおける契約内容の変更可否

- ・ 出来高業務のメッセージにおける契約内容部分（品名・名称、仕様、単価、契約数量、契約金額等、契約において合意された内容）は、契約時点における内容から変更、削除してはならない。
- ・ ただし、出来高明細作成例 6 のように契約数量、金額を統合する場合はこの限りではない。
なおこの場合、本契約の明細行に枝番契約分の数量、金額を加算し、枝番契約の明細行は出来高業務のメッセージに記載しない。本契約と枝番契約ではなく、枝番契約 A と枝番契約 B との間で統合する場合は、枝番号の小さいほうの行に統合し、枝番号の大きいほうの行はメッセージに記載しない。
- ・ 出来高明細作成例 1 のように明細行を追加することができる。さらに、この追加された明細行の変更、削除もできる。これらの扱いは取引当事者双方の責任の下に行う。

一方で、出来高業務のメッセージの明細書作成例として、確定注文／注文請けメッセージと出来高報告メッセージで明細内容が異なる場合の変更方法が記載されており (CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad7 p.311～)、変更可能な運用を行う企業もある。

<確定注文／注文請けメッセージと出来高報告メッセージで明細内容が異なる場合の変更方法例> (CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 p.311 より抜粋。)

・出来高明細作成例 6: 統合型 [1303]注文番号=1001

表 B.VII.1-1 出来高明細作成例 6 統合型

枝番	契約内容				今回迄 累積出来高		
	地下1階床仕上げ	仕様	数量	単価	金額	数量	金額
	地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000	3,500	700,000
	地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000	2,400	960,000
	地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	22,100	200	4,420,000	22,100	4,420,000
	地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000	300	600,000
	地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000	1,000	300,000
	計				6,980,000		6,980,000
04	地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0		200			
01	地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0	400	200	80,000	400	80,000
	計				80,000		80,000

出来高明細作成例 4 とほぼ同様だが、同一資材（この例では「リノリウム厚 2.0」）があれば、それらを一つの明細行に統合(merge)する（単価が同一であることが前提）。上表の見え消し行は実際のメッセージには記載しない。

3) 対応方針

出来高報告メッセージにおける明細の記載内容に関して、CI-NET LiteS 実装規約に

において矛盾した記載になっていることについて、当面の対応方針を以下のように取り決めた。

<対応方針>

- CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7、p.311 の「表 BVII1-9 出来高明細作成例 6 統合型」の例示は規約に合致しないが、運用中の企業もあるため当面は記載を残し、議事録に経緯を記録しておく。
- 今後に来高報告メッセージを導入する企業に対しては、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7、p.311 の「表 BVII1-9 出来高明細作成例 6 統合型」以外の方法を推奨することを、CI-NET ホームページの Q&A に記載して周知する。
- CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7、p.311 の「表 BVII1-9 出来高明細作成例 6 統合型」に対応可能なゼネコンおよび対応不可能なゼネコンのリストを作成し、CI-NET サービス提供ベンダ各社への周知を図る。

4) 実施結果

<CI-NET ホームページへの掲載>

Q. 出来高明細の作成方法について、CI-NET で推奨されている作成方法はありますか。

CI-NET における出来高明細作成方法に関しては、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 p.308～p.311 に例 1～6 を例示しています。なお、CI-NET では、現在、例 1、例 3 および例 4 を推奨していますので、今後 CI-NET の出来高メッセージを導入される企業においては、例 1、例 3 または例 4 のいずれかの方法をご検討ください。

<CI-NET サービス提供者への情報提供>

出来高明細の作成方法における留意点

出来高明細の作成方法は、ゼネコン各社で異なります。

CI-NET における出来高明細作成方法に関しては、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 p.308～p.311 に例示していますが、ゼネコン各社における作成方法は、2015 年 8 月調査時点で次表のとおりとなっています。

なお、CI-NET では、現在、「出来高明細作成例 6：統合型」(CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 p.311) は推奨しておりませんので、今後 CI-NET の出来高メッセージを導入される企業に対しては、「出来高明細作成例 6：統合型」以外の方法を推奨してください。

表 ゼネコンにおける出来高明細の作成方法

ゼネコン名 (出来高導入企業)	出来高明細の作成方法 (注文明細からの変更) (注 1) ×：不可、○：可			
	A.明細行の変更		B.契約数量の変更	C.単価の変更
	明細行の追加	明細行の削除		
(株)安藤・間	○	×	×	×
(株)大林組	×	×	×	×
鹿島建設(株)	×	×	×	×
清水建設(株)	○ (注 2)	×	×	×
(株)竹中工務店	○	○	○	×
(株)フジタ	○	×	×	×
(株)土屋ホールディングス	×	×	×	×
(株)近藤組	×	×	×	×

(注 1) 明細行を追加あるいは変更する場合、契約金額と前回までの出来高金額あるいは請求金額が異なるケースは認められない。

(注 2) 行追加する場合は、必ず契約数量を「0」とする。

表 CI-NET サービスにおける出来高明細の作成方法

CI-NET サービス名 (ベンダ企業名)	出来高明細の作成方法 (注文明細からの変更) ×：不可、○：可				備考
	A.明細行の変更		B.契約数量の変更	C.単価の変更	
	明細行の追加	明細行の削除			
CIWEB (株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム)	○	○	○	○	明細行の移動：不可 明細行の追加、変更、削除の制限：なし
C-TRADE、LitesNEO (日本電気株式会社)	○	×	×	×	明細行の削除：設定により可
WEBCON (株式会社富士通マーケティング)	○	○	○	○	明細行の移動：可 明細行の追加、変更、削除の制限：あり
LitesNavi (シーイーエヌソリューションズ株式会社)	○	○	○	○	発注者の業務ルールにより左欄A.B.C.の設定可

<運用方法>

- ・「CI-NET ホームページ等への掲載案」は、CI-NET ホームページの Q&A に掲載する。
- ・「出来高明細の作成方法における留意点」の CI-NET サービス提供者への情報提供方法については、事務局から現行ベンダへ個別に連絡するとともに、今後の新規ベンダへは加入時に事務局から連絡する。

(b) 規約等のバージョンアップルールの策定【継続】

1) 背景

- ・ CI-NET 建設資機材コードと設備機器ライブラリーデータ交換仕様コード(Stemコード)の統合に伴い、運用開始後初めて CI-NET 建設資機材コードが改訂されることから、バージョンの命名ルールを取り決める必要が生じた。
- ・ CI-NET LiteS 実装規約に関しても、バージョン管理番号の体系は決められているものの、付番方法は決められていなかったことから、以前からこれを明確にすべきとの指摘があった。

2) 対応方針

以下について、順次検討を進める。

- ・ CI-NET LiteS 実装規約、メッセージのサブセット、電子メールのサブジェクト (BPID 機関名 (=CINT) と情報区分コードで構成) のバージョンの命名ルールを決める。
- ・ 現時点で見込まれる改訂内容に対応して、バージョン番号体系のいずれをバージョンアップさせるかを割り当てる。

- 各バージョンアップのスケジュール案を作成し、LiteS 委員会に提案する。

バージョン命名ルールの策定にあたっては、以下の対応方針とする。

- CI-NET LiteS 実装規約のバージョン管理は、以下の「3) 対応案 (a) CI-NET LiteS 実装規約」に従う。
- メッセージのサブセットおよび電子メールのサブジェクトは、新設または変更された時点の CI-NET LiteS 実装規約の Ver.番号を付番する。また、1 つ以上のメッセージサブセットが新設または変更された時点で、すべてのメッセージのサブセットに対して、その時点の CI-NET LiteS 実装規約の Ver.番号を付番する。

<理由>

CI-NET LiteS 実装規約、メッセージのサブセットおよび電子メールのサブジェクトは、各々独立したバージョン管理とする（実装規約の改訂により変更の生じないメッセージのサブセットはバージョン番号を変更しない。）ことも可能であるが、利用企業毎に異なるバージョンが並行運用される場合において、メッセージ毎に異なるバージョンを管理することは困難であり、利用企業毎でバージョン番号（BPID）を統一化したいため。

- 本運用ルールにて、指針参考資料等の掲載案として取り纏める。
- 当面は本ルールにて運用し、不都合が生じた場合に随時見直す。
- 建設資機材コードのバージョン管理ルールは、設備見積 WG にて検討の上、標準化委員会で承認を得ることとなる。なお、建設資機材コードのバージョン番号は、データ項目（タグ No. : 1640、項目名 : 建設資機材コードバージョン、属性 : X、文字数 : 4）に定義されているが、CI-NET LiteS Ver.2.1ad.7 ではいずれのメッセージにも割り当てられていない。

3) 運用ルール案

CI-NET LiteS 実装規約、メッセージのサブセット、BPID（Business Protocol ID）のセット方法に関して、以下のとおり、バージョンアップ時の運用ルール案を作成した。

a) CI-NET LiteS 実装規約

<バージョン番号体系>

Ver.up パターン	Ver.番号体系	バージョンアップの定義
(A)	Ver.ンアップの定義	取引基本規約、業務運用規約、情報表現規約、情報伝達規約のいずれかに大きな変更が生じた場合 (例 : CII から EDIFACT や ebXML に変更された場合等。ただし、今回の ebMS の導入は例外とする。)
(B)	Ver.例外とする。)	対象業務あるいはメッセージが拡大した場合 または 旧バージョンとの並行運用において、バージョンの識

Ver.up パターン	Ver.番号体系	バージョンアップの定義
		別が必要な変更が生じた場合
(C)	Ver.ョンとの並行運	上記に該当しない変更が生じた場合

(注) 「バージョンアップの定義」に該当する場合、■の番号をインクリメントする。

<バージョンアップの要件>

	業務	メッセージ	データ項目	コード	運用ルール	Ver.up パターン	備考
①	○					(C)	
②	●					(C)	
③		○				(B)	
④		●				(B)	⑤または⑥に該当する。
⑤			○			(B)	
⑥			●			(B)	
⑦				○		(C)	
⑧				●		(C) または(B)	コードの変更により、システム処理に変更が生じる場合は(B)
⑨					○	(C)	
⑩					●	(C)	

凡例：○は新規追加、●は既存の変更があった場合を指す。

b) メッセージのサブセット

<バージョン番号体系>

Ver.up パターン	Ver.番号体系	バージョンアップの定義
(A)	Ver.ンアッ	(a) CI-NET LiteS 実装規約のバージョンアップの定義(A)に準じる。
(B)	Ver.。パー	(A)以外で、旧バージョンとの並行運用において、バージョンの識別が必要な変更が生じた場合。

(注 1) 「バージョンアップの定義」に該当する場合、■の番号をインクリメントする。

(注 2) Ver□.□の桁数は 2 桁+2 桁の計 4 桁。

<バージョンアップの要件>

	メッセージ	データ項目	コード	Ver.up パターン	備考
①	○			(B)	
②	●			(B)	
③		○		(B)	
④		●		(B)	
⑤			○	変更なし	
⑥			●	変更なし または(B)	コードの変更により、システム処理に変更が生じる場合は(B)

凡例：○は新規追加、●は既存の変更があった場合を指す。

c) BPID (Business Protocol ID) のセット方法

<BPID の構成>

BPID の構成	Byte 数	例示	例示の説明
機関	文字 4byte	CINT	CI-NET は「CINT」をセットする。
サブ機関	文字 2byte	LT	CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 では「01」と定義されるが、CI-NET LiteS 実装規約 Ver2.1 において「LT」に改訂された。
版	文字 2byte	20	(b) メッセージのサブセットの Ver.up パターン(A) (1桁) および同(B) (1桁) の計 2桁をセットする。 CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 では「15」と定義されるが、CI-NET LiteS 実装規約 Ver2.1 において「20」に改訂された。 今般の新たなルールに従えば、「21」に変更する必要がある。

(c) 既存メッセージの見直しと整理【継続】

1) 背景

- 次期 CI-NET LiteS 実装規約の改訂に向けて、これまで、委員会等で検討され、将来的に追加を検討すべきとされたデータ項目について整理している。
- これらのデータ項目は、CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 には登録済みであるが、メッセージには適用されていない。

2) 対応方針

- 既存メッセージの見直しについては、次の 3 カ年活動計画の最終年度（平成 31 年

度予定)に確定することを目標としたい。

- 以下に挙げるデータ項目について、メッセージへの反映の必要性を検討する。

<必要性を検討するデータ項目>

対象メッセージ	データ項目
メッセージ共通	担当者のメールアドレス
	受注者JV工事フラグ、受注者その他のJV構成企業名
出来高・請求メッセージ	複数消費税率への対応
見積メッセージ	全体工期
	図面のURL

- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」に明記されたことに対応して、「全体工期」の追加を必須とする。
- ビジネスプロトコル Ver.1.5 と CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 において、データ項目属性に関して差異のある箇所があり、見直しが必要である。
- 文字コードおよび標準企業コードの見直しについても、検討課題とする。
- 基本契約業務に対応したメッセージを作成する。
- 確定に向けたスケジュールは、平成 30 年度に対応案の確定、31 年度に対応案の公表（1 年間）、32 年度運用開始、を目標とする。
- バージョンアップに際して、CI-NET サービス（ASP 等）において、企業毎にメッセージバージョンの管理を行う機能の整備が必要となる。

a) メッセージ共通

i) 担当者のメールアドレス

<背景>

設備見積依頼メッセージにおいては、受注者担当者名を指定できる項目がなく、受信したメッセージの振り分け作業を行いにいくことが、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.1.0 から Ver.2.1 への移行を妨げる要因の 1 つとなっている。

<現状>

メールアドレスを連絡するためのデータ項目として、[1001]送信側電子メールアドレス、[1002] 受信側電子メールアドレス が検討された経緯があるが、現時点では、いずれのメッセージにも採用されていない。

<検討内容>

設備見積依頼/回答メッセージへの、[1001]送信側電子メールアドレス、[1002] 受信側電子メールアドレスの追加の要否を検討する。

<参考>標準 BPVer.1.5 と LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 の差分

ID	タグNo	項目名	建築積算依頼	建築積算回答	建築見積依頼	建築見積回答	設備見積依頼	設備見積回答	設備機器見積依頼	購買見積依頼	購買見積回答	見積不採用通知	確定注文	注文請け	変更目合意変更	合意解除申込	一方的解除通知	合意打切申込	
			建築BP1.5	Lies2_lad7	建築BP1.5	Lies2_lad7	建築BP1.5	Lies2_lad7	建築BP1.5	Lies2_lad7	建築BP1.5	Lies2_lad7	建築BP1.5	Lies2_lad7	建築BP1.5	Lies2_lad7	建築BP1.5	Lies2_lad7	建築BP1.5
35	1013	受注者名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	1015	受注者代表者氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	1017	受注者担当部署名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	1018	受注者担当者名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	1019	受注者担当郵便番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	1020	受注者担当住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	1021	受注者担当電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	1022	受注者担当FAX番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
240	1001	送信側電子メールアドレス			◎	◎	◎						◎	◎					◎
241	1002	受信側電子メールアドレス								◎	◎								◎

ID	タグNo	項目名	合意打切承諾	一方的打切通知	出荷	入荷	工事物件案内	出来高要請	出来高報告	出来高確認	立替金報告	立替金確認	請求	請求確認	支払通知	総括請求	工事請負契約外請求	工事請負契約確認	CADデータ封筒		
			建築BP1.5	Lies2_lad7	建築BP1.5	Lies2_lad7	建築BP1.5	Lies2_lad7	建築BP1.5												
35	1013	受注者名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
36	1015	受注者代表者氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
37	1017	受注者担当部署名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
38	1018	受注者担当者名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
39	1019	受注者担当郵便番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
40	1020	受注者担当住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
41	1021	受注者担当電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
42	1022	受注者担当FAX番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
240	1001	送信側電子メールアドレス			◎	◎	◎						◎	◎						◎	◎
241	1002	受信側電子メールアドレス			◎	◎	◎						◎	◎						◎	◎

(凡例)

※属性

X-英数字、カナ、特殊文字など 8bit 系文字列の文字データ : 1 字= 1 byte

K-漢字、ひらがななど 16bit 系文字列の文字データ : 1 字= 2 byte

9-「0」～「9」のみで表される符号なし固定小数点の数値データ : 1 字= 1 byte

N-浮動小数点の数値データ、符号と小数点は桁数に含めない : 1 字= 1 byte

※文字数 : 文字データの最大文字数、数値データの整数部の最大桁数 (符号は含めない)。

※小数 : 小数点以下の最大桁数 (小数点は含めない)。

※マルチ : 第何番目のマルチ明細であるかを示す。

※CD : 「CI-NET 標準データコード」を使用するデータ項目であることを示す。

※税込 : 原則として消費税を含む金額であることを示す。

●-メッセージの処理に不可欠なデータ項目で、省略のできない必須データ項目

◎-メッセージを構成するのに必須なデータ項目

○-ユーザが必要に応じて使用を選択できるデータ項目

▲-CADデータの伝送時に必要なデータ項目

△-CADデータの伝送時に必要に応じて使用を選択できるデータ項目

▽-次期バージョン削除項目 (メッセージ構成上使用しないことが望ましい項目)

(注 1)

薄赤色のセルは、ビジネスプロトコル Ver.1.5 と CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 において、上記の凡例の記入が異なるものを指す。

ii) 受注者 JV 工事フラグ、受注者その他の JV 構成企業名

<背景>

受信者名のデータ項目は[1013]受信者名の 1 項目のみであり、JV 工事の場合、JV 代表企業および JV 構成企業名を各々指定できる項目がない。

<現状>

JV 代表企業および JV 構成企業名を[1013]受信者名に入力している。

<検討内容>

購買見積業務、注文業務、出来高・請求業務のメッセージにおいて、「受注者 JV 工事フラグ」および「受注者その他の JV 構成企業名」の追加の可否を検討する。

b) 出来高・請求メッセージ

i) 複数消費税率への対応

<背景>

CI-NET 実装規約 Ver.2.1 ad.7 で新規に追加された[1376] 明細別消費税率に使用することにより、明細毎に消費税率を設定でき、複数税率にも対応可能となる。

<現状>

現時点では、[1376] 明細別消費税率は、工事請負契約外請求／工事請負契約外請求確認の 2 メッセージのみの適用となっている。

<検討内容>

- 税率変更や軽減税率等の適用に備えて、複数税率に対応する手段の 1 つとして、[1004]消費税率を持つすべてのメッセージを対象として、明細別消費税率の導入の可否を検討する。
- 明細別消費税率を導入した場合、階層構造の明細行における消費税の計算方法等も複雑になるため、この運用整理も含めた検討や規約の改訂が必要になると想定される。

<参考>標準 BPVer.1.5 と LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 の差分

ID	タグNo	項目名	建築積算依頼	建築積算回答	建築見積依頼	建築見積回答	設備見積依頼	設備見積回答	設備機器見積	購買見積依頼	購買見積回答	見積不採用通知	確定注文	注文請け	鑑項目合意変更	鑑項目合意承諾	合意解除申込	一方的解除通知	合意打切申込	
			標準BP1.5	LiteS2.1ad7																
123	1004	消費税率																		
315	1376	明細別消費税率																		

ID	タグNo	項目名	合意打切承諾	一方的打切通知	出荷	入荷	工事物件案内	出来高要請	出来高報告	出来高確認	立替金報告	立替金確認	請求	請求確認	支払通知	総括請求	工事請負契約外請求	工事請負契約外請求確認	CADデータ封筒	
			標準BP1.5	LiteS2 1ad.7	標準BP1.5	LiteS2 1ad.7	標準BP1.5	LiteS2 1ad.7												
123	1004	消費税率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
315	1376	明細別消費税率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

c) 見積・注文メッセージ

i) 全体工期

<背景>

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において、見積りを適正に行うという建設業法第20条第3項の趣旨に照らして、「工事内容」に関し、発注者が最低限明示すべき事項の1つに、「工事の全体工程」が挙げられており、発注者が、受注予定者に対して、契約までの間にこれを提示しない場合には、建設業法第20条第3項に違反することが明記されている。

<参考>

建設業法第20条第3項により、元請負人が下請負人に対して具体的内容を提示しなければならない事項

- ① 工事名称
- ② 施工場所
- ③ 設計図書（数量等を含む）
- ④ 下請工事の責任施工範囲
- ⑤ 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程
- ⑥ 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
- ⑦ 施工環境、施工制約に関する事項
- ⑧ 材料費、労働災害防止対策、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項

<現状>

CI-NET 実装規約 Ver.2.1 ad.7 で新規メッセージとして策定された工事物件案内では、新たに[1379]全体工事開始日および[1380]全体工事終了日を設けている。

<検討内容>

[1052]工事・納入開始日および[1053]工事・納入終了日・納入期限の設定対象メッセージすべてについて、[1379]全体工事開始日および[1380]全体工事終了日の追加の要否を検討する。

<参考>標準 BPVer.1.5 と LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 の差分

ID	タグNo	項目名	合意打切承諾	一方的打切通知	出荷	入荷	工事物件案内	出来高要請	出来高報告	出来高確認	立替金報告	立替金確認	請求	請求確認	支払通知	総括請求	工事請負契約外請求	工事請負契約外請求確認	CADデータ封筒
			標準BP1.5	標準BP1.5	標準BP1.5														
244	1391	技術データ用URL																	
245	1392	技術データ摘要																	

e) その他

- 見積条件のデータ長が不足である。

(d) 基本契約書メッセージの策定検討【継続】

1) 背景

平成 19 年 6 月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ。以下「企業指針」という。）が取り纏められ、平成 22 年 12 月には、同指針を受ける形で「企業活動からの暴力団排除の取組について」が取り纏められた。

企業指針は、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本理念や具体の対応を取り纏めたものであり、その対応策の一つとして、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入が示された。これに対応して、大手ゼネコン各社では、取引先数千社と基本契約書を結び直したことから、膨大な人手を要する事態が生じた。

今後も、法制度等の改正により、契約書の再締結が必要となるケースがあると考えられることから、LiteS 規約 WG において、基本契約書の取り交わし業務における CI-NET の適用について検討することが提案された。

2) 対応方針

基本契約書の取り交わし業務における CI-NET の適用について検討する提案に対して、政策委員会の承認を得られたことから、平成 27 年度以降に実用化推進委員会において、ニーズ調査等により必要性を把握した上で、CI-NET での適用可否を検討する。

なお、基本契約書の取り交わし業務に CI-NET を適用する方針が実用化推進委員会より示された場合は、以下の対応を進めることを想定する。

a) 当面の対応

- 方針：「注文・注文請けメッセージ」を流用する。流用が可能な「当面」の期限は 3 年（平成 30 年度末）を目処とする。
- 理由：流用する場合はシステム改修が不要であり、サービスの拡張が容易に可能であるため。
- 上記の方針について、①LiteS 実装規約の運用を逸脱しないことの確認、および、②運用ルール、を LiteS 規約 WG にて検討する。ただし、「注文・注文請けメッ

セージ」を基本契約業務に適用することについては、有期の処置とする。

b) 長期的な対応

- 方針：「基本契約メッセージ」を新設する。新設は、次の3カ年活動計画の最終年度（平成31年度予定）を目途に実施したい。
- 理由：基本契約が更新された場合、各注文が対応付く基本契約のバージョン管理等が必要になる等、注文・注文請けメッセージの流用では対応不十分な事項が生じると想定されるため。
- 仕様に関しては、メッセージの明細行として「契約条項」を追加する案（契約条項の1行を1明細として、明細行を繰り返す構造）等が考えられる。

3) 当面の対応案

- 基本契約書の取り交わし業務に「注文・注文請けメッセージ」を適用する。
- 適用時の仕様については、CI-NET 会員により提案された工事下請負基本契約書の取り交わし業務の運用例をベースとした。
- 基本契約書の取り交わし業務における「注文・注文請けメッセージ」の適用運用ルール（案）は、「8.3.1. 注文メッセージを利用した基本契約業務の運用ルール」を参照。
- CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 第4章 第4節「電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換(EDI)に関するデータ交換協定書」は、書面の基本契約に基づいたものであることから、基本契約書の取り交わし業務を電子データ化とすることに伴い、この状況に適したデータ交換協定書を策定した（「8.3.2. 基本契約業務を電子データ化した場合のデータ交換協定書（参考例）」に掲載）。
 - ・従来のデータ交換協定書と運用マニュアルの2文書としたタイプ

表 6.3.4-2 工事下請負基本契約書の取り交わし業務における「注文・注文請けメッセージ」の適用運用ルール（概要）

運用項目	提案された運用例	CI-NET における運用ルール
データ交換協定書の締結手段	書面	(同左)
データ交換協定書の締結内容	基本契約書を CI-NET の対象に含めることを明記する。	(同左)
基本契約書の保管期間	保管期間の期限を設けない。（加入期間中保存）	(同左)

運用項目	提案された運用例	CI-NETにおける運用ルール
基本契約書であることの明記		
①工事コード	「ZZZZ」 + 「任意番号」	「ZZZZ」 + 「任意番号」 (例：「任意番号」には、当該基本契約の対象工種を識別する番号等をセットする。) (注：「ZZZZ」以外の識別コード割り当てを希望する場合は、ASPベンダ間での調整が必要。)
②工事名（工事略称）	「工事下請負基本契約（YYYY年度）」	任意
③取引件名	「基本契約」 + 「取引先名」	任意
④注文番号（帳票 No.）	「ZZZZ」 + 「任意番号」 (X10)	任意 (例：基本契約の対象工種別バージョン管理番号等をセットする。)
⑤発注者特記事項	双方の送り状と注文メッセージの「発注者特記事項」欄に、基本契約等の締結であることを明記する。	(同左)
基本契約書の「金額」	メッセージの「金額」欄を0円とする。	(同左)

<工事コード>

CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 p.233 より抜粋

7 工事コード

発注者の社内システムにおいて、原価管理処理上の仕分けをするためのキー項目として、[1006] 工事コードを用いる。ただし、注文番号（[1007] 帳票No.、または [1009] 参照帳票No.）をキーコードとして利用している企業は、工事コードによらず、注文番号で原価管理処理を行う。

[1006]工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。

【確定注文、注文請け、鑑項目合意変更申込、鑑項目合意変更承諾、合意解除申込、合意解除承諾、一方的解除通知】

- この項目は取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、購買見積依頼～請求における一連のメッセージを通じて同一の値とする。
- 発注者が自社の体系にもとづき採番する。

<参考>基本契約書の取り交わし業務に「注文・注文請けメッセージ」を適用することの法的判断（弁護士の判断）

- 建設工事の請負契約は以下となる。
 - A. 個別契約
建設業法 19 条(建設工事の請負契約の内容) 第 1 項(相互の記名押印のある契約書))
 - B. 基本契約を締結した上で具体の取引には注文書および請書の交換
 - C. 注文書および請書の交換のみ、ただし基本契約約款の添付B.C.
「建設省経建発第 132 号、133 号注文書および請け書による契約 平成 12 年 6 月 29 日」による、建設業法 19 条(建設工事の請負契約の内容) 第 1 項(相互の記名押印のある契約書)の規定に違反しないもの
- そもそも、契約書とは相互の合意が示されているもの(甲と乙は〇〇〇〇に合意……、なる記載がある)、注文書および請書は、個別案件を注文したことおよび請けたことを相手に知らせるもの。よって、B.の注文書および請書の場合は、C.のように基本契約書とセットで契約書が成り立つ。
- 本来 A.にて契約締結を行うものだが、毎回同様の内容を記載することは効率的でないため、基本的な内容だけ取り出して基本契約書としてまとめたものであり、どの個別でも適用できる基本的な内容と判断される。「基本」という語句に惑わされ最初にやるものと判断されるものでなく、基本契約書と注文書および請書の重要性の優劣はない。基本契約書を電子契約にした場合、電子契約の要件である合意のために「基本」の前に電子契約の合意を取ることは、違和感はない。
- B.の方法にて基本契約を電子契約とするために基本契約を CI-NET の注文書および請書の形式とする場合、契約書の意味合いとするために、注文書および請書の内容に(甲と乙は〇〇〇〇に合意……)なる記載があることが望ましい。相互の合意が示す要件

に対しては、注文書および請書には相手の印鑑(電子署名)があるために対応していると判断される。

- また、契約書としては並列で2つの名前を書く欄が存在した方が望ましい(契約書らしい)。

(2) 消費税率変更への対応方法検討

(a) 消費税率変更時の CI-NET 対応方法検討 【継続】

1) 背景

平成 27 年 10 月に予定されていた消費税率の 8%から 10%への引き上げ時期は、平成 29 年 4 月に延期される見込みとなったが、これに向けて、CI-NET における対応方法を取り決める必要がある。

また、今後に複数税率が導入される可能性もあり、これに対する CI-NET における対応方法も検討しておく必要がある。

2) 検討結果

調査技術委員会より具体的な対応方法の検討を求められる事項は発生しなかった。今後に、調査技術委員会より具体的な対応方法の検討を求められた場合は、以下の検討を行う。

- 対応方針に基づく具体的な対応マニュアルの作成
- CI-NET LiteS 実装規約における消費税率変更対応に係る仕様案および規約改訂のタイミング等の検討

なお、消費税率の 8%から 10%への引き上げ時の対応方針については、消費税率の 5%から 8%への引き上げ時と同様に、税率の異なる契約を別契約とする運用となる見込みである。

(b) 消費税の複数税率導入時の CI-NET 対応方法検討 【継続】

1) 背景

今後複数税率が導入される可能性があり、これに対する CI-NET における対応方法も検討しておく必要がある。

これについて、調査技術委員会にて検討される対応方針に従い、規約改訂を行うか、あるいは、規約改訂を行わずに運用で対応するかの検討も含め、具体的な対応方法について検討することとなった。

2) 検討結果

調査技術委員会より具体的な対応方法の検討を求められる事項は発生しなかった。

今後に、調査技術委員会より具体的な対応方法の検討を求められた場合は、以下の検討を行う。

- 対応方針に基づく具体的な対応マニュアルの作成
- CI-NET LiteS 実装規約における消費税率変更対応に係る仕様案および規約改訂のタイミング等の検討

6.3.4.2. 技術検討 WG

(1) 強い暗号アルゴリズムへの移行に向けた対応【継続】

(a) 背景

暗号化や署名に利用されているハッシュ関数 SHA1(ハッシュ値 160 ビットを生成)および公開鍵暗号方式 RSA1024(鍵長 1,024 ビット)について、暗号技術検討会（事務局：総務省・経済産業省）等において安全性の低下により将来問題が生じる可能性が指摘されていることを受けて、総務省より、国民等と行政機関との間での手続きに利用される暗号アルゴリズムに SHA256(ハッシュ値 256 ビットを生成)および RSA2048(鍵長 2,048 ビット)を利用する移行方針が示された。

旧の暗号アルゴリズムのツールが利用し難い事態が想定されることから、CI-NET においても移行への要求があり、暗号アルゴリズムへの移行スケジュールの調整を進めているところである。

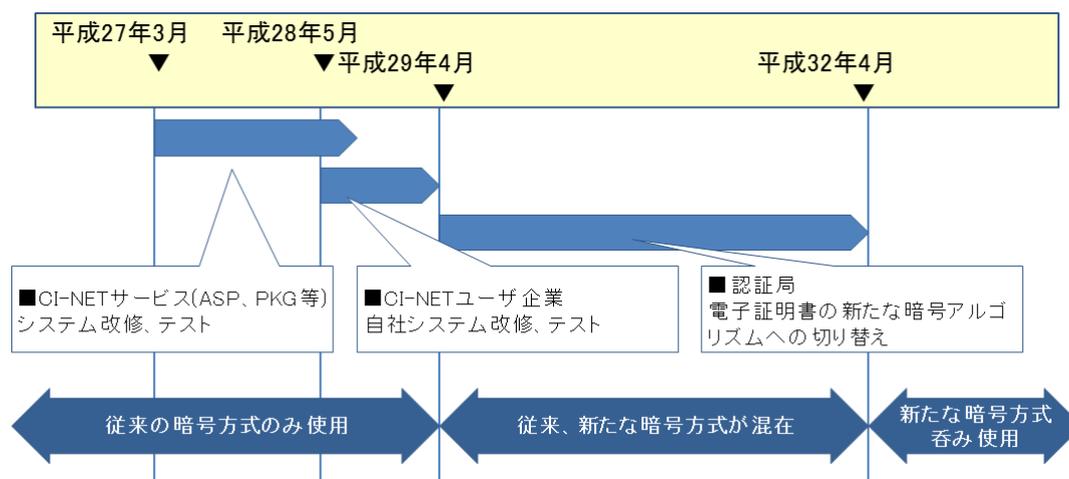


図 6.3-1 CI-NET の暗号移行スケジュール

(b) 検討結果

認証サービスの変更および暗号アルゴリズムの移行に伴う以下の検討を行った。

1) 暗号アルゴリズムの移行

暗号アルゴリズムの移行については、CI-NET 対応ベンダをはじめとするシステム改修が必要となる関係各社と協議の上、スケジュールの検討（「8.3.3. 新暗号アルゴリズム対応のための暗号強度の高度化スケジュール」に掲載）、および、各社内でのシステム更新に係る予算措置に配慮して周知を進めている。

本件については、平成 28 年度も引き続き、関係者との調整を行い、平成 29 年 4 月開始予定の新たな暗号アルゴリズム移行の確実な実現のため、スケジュールの調整および周知を進める計画である。

(2) CI-NET 準拠基準（案）の策定 【継続】

(a) 背景

従来、CI-NET を利用した電子商取引における ASP サービス、パッケージ製品およびその他の EDI サービス（以下、「CI-NET サービス」という。）の開発は、CI-NET LiteS 実装規約を策定しながら、その都度 CI-NET サービス相互のデータ交換授受の検証を行ってきた経緯から、CI-NET 準拠基準については明示されていなかった。

平成 24 年度に、新規事業者が ASP による CI-NET サービスへの参入を希望されたことから、改めて、CI-NET 準拠基準に係る要件を明らかにする必要性が生じた。また、今後の CI-NET 普及活動を推進する上でも、CI-NET サービスへの新規参入に備え、CI-NET LiteS 実装規約への準拠基準が必要となる。

これを受けて、平成 25 年度に「CI-NET LiteS 実装規約準拠基準（案）」を検討した。その中で、基準準拠の評価を行うために、適合性試験および相互運用性試験の実施項目を各々定めることとし、相互運用性試験のための CI-NET 相互運用性試験手順書（案）を検討したが、個別の CI-NET サービスにおける適合性試験のための CI-NET LiteS 実装規約基準確認手順についても、明示が必要であるとの指摘を受けている。

- CI-NET に対応したサービス（ASP サービス、パッケージ製品等）の新規参入に備え、CI-NET 準拠基準を明確化する必要性が生じている。
- これを受けて、平成 25 年度に「CI-NET LiteS 実装規約準拠基準」の方針（案）を検討したが、その確認方法についても明示する必要がある。

(b) 検討結果

CI-NET の伝達方式として ebMS 実用の事例が始まりつつあり、それらを含めて検討するため先送りとした。

(3) 新暗号アルゴリズム対応の電子証明書における企業識別方法および認証方法のあり方の検討【継続】

(a) 背景

暗号アルゴリズムの移行に伴い、電子証明書の発行費用の増加が見込まれることや、今後に更なるセキュリティの強化が求められる可能性が想定される。一方で、CI-NET の導入に際して、企業識別コードおよび電子証明書の取得に係るコスト負担が課題となるケースが多いことを踏まえ、暗号アルゴリズムの移行と併せて、以下の 2 点に関して対策を行うことで、CI-NET の普及推進に繋がることが期待されている。

1) 企業識別方法（企業識別コード）

CI-NET 標準ビジネスプロトコルでは、企業の識別に企業識別コード(6桁)を使用することを定めているが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年 5 月 24 日成立）に基づく「法人番号」の導入等、今後企業識別方法が多様化することが想定される。

2) 認証方法（電子証明書）

今般の暗号アルゴリズムの移行は、セキュリティ強化策の一つとして実施されるものであり、今後さらなるセキュリティ対策強化が求められる可能性がある。また、ユーザ利便性を向上等においても、高度な機能が求められる可能性が想定される。

(b) 検討結果

今後のセキュリティ強化やユーザ利便性を向上等に鑑み、認証方法の高度化に配慮した電子証明書プロファイルの見直しを行い、新プロファイルを策定した。一方で、今般の暗号アルゴリズムの移行を含め、セキュリティ強化策に起因する電子証明書の発行費用増大への対応策として、企業識別方法についても検討し、将来利用を見越して電子証明書の中に法人番号や端末 ID 等のフィールドを設定した。

1) 企業識別方法（企業識別コード）

現行の「標準企業コード」（企業識別コード 6桁+枝番 6桁、JIPDEC 発行）に加え、国における「社会保障・税番号制度に基づく法人番号」の導入に鑑み、CI-NET においても法人番号の導入を検討し、新プロファイルにフィールドを設定した。ただし、法人番号を採用する場合は、国の方針、システム改修箇所、費用およびスケジュール等を精査の上、改めて設定仕様を検討する必要がある。

2) 認証方法（電子証明書）

認証方法に関しては、今般の暗号アルゴリズムの移行に見られるセキュリティ強化、今後のユーザ利便性を向上等、認証方法の高度化に配慮した新プロファイルを策定した。本案の適用時期については、平成 29 年 4 月開始予定の新たな暗号アルゴリズムの移行に伴う電子証明書の入れ替えと併せて CI-NET LiteS 実装規約に記載し、実施することとする。

i) 有効期間設定

有効期間の候補としては、現在 3 年+30 日であるが、当該工事のみ採用や手続き事務の軽減のため長期間が適当等種々の要望に対応するため、1 年間+30 日、3 年間+30 日といった複数の有効期間も挙げられている。有効期間の設定は、価格とも連動するため、登録作業負荷や利用普及への影響も考慮しつつ、継続して検討する。

ii) プロファイル

- OU には、法人番号と端末 IDCN を追加する。
- OU での、ユーザ企業名は記載順を変更する。
- CN での、標準企業コードは OU に移動する。
- CN には、職務権限者である職務権限名あるいは個人名を記載できるものとする。
職務権限名の場合、「SHOKUMU-KENGENSHA」と固定する。

理由

- 個人の場合、異動、退職などにより、都度発行が煩雑となる。小口の契約や物品調達に利用する状況では、実情にそぐわない。
- 建設産業の調達業務では、業務フローの各場面で職務権限者が異なり、業務は遷移するが、ひとつの案件はひとつの電子証明書で処理を行う。

各社対応

- 社内の事務処理規程等により職務権限者を規定する。それらにより職務権限者が、企業に帰属、権限があることを担保することが望ましい。

行	フィールド名	設定者	設定値				変更
			区分	値	区分	値	

SHA1 対応 (平成 29 年 3 月 31 日 発行まで)	SHA256 対応 (平成 29 年 4 月 1 日発 行から)
---------------------------------------	--

証明書基本部

行	フィールド名	設定者	区分	値	区分	値	変更
1	バージョン (version)	認証局	必須	V3	必須	V3	
2	シリアル番号 (serialNumber)	認証局	必須	正の整数(16 桁)	必須	正の整数(16 桁)	
3	署名 (signature)	認証局	必須	sha1 with RSA Encryption (1.2.840.113549.1.1.5)	必須	sha256 with RSA Encryption (1.2.840.113549.1.1.11)	
4	発行者 (issuer)	認証局	必須	CN=発行者	必須	C=JP, O=Nippon Denshi Ninsho Co.Ltd., OU=CI-Root2CA	
5	有効期間 (validity)	認証局	必須	開始時刻(例:年月日 時分秒) 終了時刻(例:年月日 時分秒)	必須	開始時刻(例:年月日 時分秒) 終了時刻(例:年月日 時分秒)	
6	所有者 (subject)	認証局 登録局	必須	C=国名(例:JP)	必須	C=国名(例:JP)	
7		認証局 登録局	必須	O=組織名(例: CI-NET)	必須	O=組織名(例: CI-NET)	
8		ユーザ/登 録局	必須	OU=「CompanyCode-」 とユーザの標準企業コ ード(12 桁)	必須	OU=「CPN-」とユーザ 企業名(64 桁=4+60) ^{注2}	記載場 所の変 更
9		ユーザ/登 録局	任意	なし	任意	OU=「CMN-」と法人番 号+「+」+枝番相当(24 桁=4+13+1+6) ^{注2}	新設
10		ユーザ/登 録局	任意	なし	必須	OU=「CompanyCode-」 とユーザ標準企業コ ード (24 桁=12+12)	記載場 所の変 更
11		ユーザ/登 録局	任意	なし	任意	OU=「TID-」と端末 ID (32 桁=4+28) ^{注2}	新設
12		ユーザ/登 録局	必須	CN=ユーザ名または識 別コード (現行はユーザ企業名)	必須	CN=職務権限者である 職務権限名あるいは 個人名(64 桁) 職務権限名の場合、 「SHOKUMU-KENGEN SHA」と固定	記載内 容の変 更
13		ユーザ/登 録局	必須	E=ユーザの電子メー ルアドレス	必須	E=ユーザの電子メー ルアドレス (80 桁)	
14	所有者公開鍵 (subjectPublicKe yInfo)	顧客/登 録局	必須	RSA 公開鍵(例:1024 ビット)	必須	RSA 公開鍵(例:2048 ビット)	
	証明書標準拡張部						

行	フィールド名	設定者	設定値				変更
			区分	値	区分	値	
15	認証局鍵識別 (authorityKeyIdentifier)	認証局	任意	keyID=(例:発行者の公開鍵の SHA-1 ハッシュ(160bit)) authorityCert=発行者の DN(識別名)とシリアル番号	任意	keyID=(例:発行者の公開鍵の SHA256 ハッシュ(256bit)) authorityCert=発行者の DN(識別名)とシリアル番号	
16	所有者鍵識別 (subjectKeyIdentifier)	認証局	任意	(例:公開鍵の SHA-1)	任意	(例:公開鍵の SHA256)	
17	鍵種別 (keyUsage)	認証局	必須	digitalSignature, keyEncipherment (0xA0)	必須	digitalSignature, nonRepudiation, keyEncipherment (0xA0) 注3	「nonRepudiation」を追加
18	拡張鍵種別 (extendedKeyUsages)	認証局	任意	—	任意	—	
19	証明書ポリシー (certificatePolicies)	認証局	任意	認証局の OID	任意	認証局の OID	
20	所有者別名 (subjectAltName)	顧客/登録局	任意	rfc822name=ユーザの電子メールアドレス	任意	rfc822name=ユーザの電子メールアドレス	
21	基本制約 (basicConstraints)	認証局	任意	cA=FALSE	任意	cA=FALSE	
22	CRL 分配点 (cRLDistributionPoints)	認証局	任意	(例:URL 等)	任意	https://rep.cistd.com/cis2/cis_crl.crl	
23	netscape-cert-type	認証局	任意	—	任意	—	

注1: 11行: 端末IDは機種により一律な設定にできないため、接頭語は「MAC-、IMEI-、UDID」等の検討が必要である。

注2: 8、9、11行: OU=CPN-(ユーザ企業名)、OU=CMN-(法人番号・枝番相当)、OU=TID-(端末ID)は、使用しないものでも接頭語は「あり」とし、パラメータはなし(Null)とする。

注3: 18行: 利用用途を指定する。

digitalSignature: 電子署名利用

nonRepudiation: 否認防止

keyEncipherment (0xA0): 重要情報送信(例えば、共通鍵、パスワード等短い情報に限る)

本件については、平成28年度も引き続き、関係者との調整を行い、移行方針およびスケジュールを確定の上、移行を進める計画である。

(4) CI-NET における添付ファイルの圧縮・解凍方式の見直し【継続】

(a) 背景

CI-NET のメッセージに技術データを添付して送信する場合、自己解凍形式での圧縮方式が採用されていることから、ファイル容量が増大し、ASP サービス利用者のコスト負担増に繋がる場合がある。これを改善する、圧縮・解凍方式の見直し、ならびに、これに伴う情報伝達規約の改定を行うことが、CI-NET 対応ベンダより要望された。

(b) 検討結果

引き続き CI-NET 対応ベンダ間で協議の上、技術検討 WG で添付ファイルの圧縮・解凍方法案を検討することとした。

(5) 運用マニュアルの改訂【継続】

(a) 背景

CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 では、「第 5 節 電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関する運用マニュアル (参考例)」(p.263) が掲載されているが、システム利用環境の進展等に伴い、実態と合致しない記載が生じており、改訂が必要との指摘を受けている。これに伴う参考例の改定を CI-NET 対応ベンダより要望された。

(b) 検討結果

CI-NET 対応ベンダの作成したものの提供などの協力を得て、引き続き、技術検討 WG で検討することとした。

6. 4. 調査技術委員会

6. 4. 1. 活動テーマ

平成 27 年度の調査技術委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

<主な活動テーマ>

- | |
|-----------------------------------|
| ① CI-NET を取り巻く周囲の電子商取引等に係る調査研究の実施 |
|-----------------------------------|

6. 4. 2. 活動体制

平成 27 年度の調査技術委員会では、WG 等を設置せずに活動した。

調査技術委員会

- ① CI-NET を取り巻く周囲の電子商取引等に係る調査研究の実施

6. 4. 3. 活動経過

以下の日程で調査技術委員会を開催し、検討を行った。

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回	平成 28 年 2 月 16 日(火) 10 : 00 ~ 12 : 00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) CI-NET 関連情報紹介 (2) 平成 27 年度「調査技術委員会」活動報告調整 (3) 平成 28 年度活動体制と「調査技術」関連テーマ 検討 (4) その他

6. 4. 4. 活動結果

(1) 法定福利費の明示への対応

(a) 背景

国土交通省では、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を進める上で、雇用、健康、厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）の未加入対策を総合的に進めることが特に重要であるとして、「建設産

業における社会保険加入の徹底について」(平成 24 年 3 月 26 日国土建第 342 号・国土建整第 183 号国土交通省土地・建設産業局長通知)によりその旨が通知されている。さらに、本取組を進めるに当たっては、社会保険等に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更に個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要であるとして、「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」(平成 24 年 9 月 13 日国土建整 115 号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知)において、適正な法定福利費の確保、適正な法定福利費を含んだ見積・契約の実施、法定福利費が内訳明示された見積書の尊重、下請企業への社会保険加入の指導の徹底など、法定福利費の適切な支払と社会保険等の加入の徹底が求められている。

これを受けて、第 2 回社会保険未加入対策推進協議会(平成 24 年 10 月 31 日)において専門工事業団体が作成した標準見積書案が登録されており、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」(平成 25 年 5 月 10 日、国土建労第 7 号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知)により、これらの標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示、および専門工事業団体における取組(団体における標準見積書等の位置付けの明確化、標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ、標準見積書等による内訳明示の推進)、総合工事業団体における取組(発注者への対応、見積書を提出する環境づくり)、各建設業者団体における関係者への周知啓発、等が促された。

平成 26 年度は、これらの動向に対応して、CI-NET の活用による法定福利費の内訳明示に関する当面の対応として、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 に基づき対応可能な方法を取り纏めの上、平成 26 年 3 月 31 日付で対応例をホームページ

(<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/images/taiourei.pdf>)に掲載した。

(b) 検討結果

平成 27 年度は、建設産業経理研究機構の「法定福利費に関する調査研究会」にて、社会保険加入率を向上させるための具体策として CI-NET の活用促進策について検討されることから、この動向を注視することとした。

建設産業経理研究機構の「法定福利費に関する調査研究会」の設置主旨や検討事項の概要は以下の通りである。

- ・国交省としては、法定福利費を含めた適切な見積もり、契約、支払いを行うための業界標準の構築を目指すため、建設産業経理研究機構に調査研究を委託した。
- ・建設産業経理研究機構は「法定福利費に関する調査研究会」を平成 27 年 11 月に設置し、請負契約における法定福利費の法的位置付け、法定福利費の会計処理のあり方、法定福利費の支払及び清算の方法などを整理するとともに、必要な法定福利費を確保し、社会保険加入率を向上させるための方策等の提言を行うこととしている。

(2) 複数消費税率混在への対応

平成 24 年 8 月公布の法律に基づき、消費税率が平成 26 年 4 月と平成 27 年 10 月に段階的に引き上げられる予定であったが、平成 27 年 4 月に消費税法の一部が改正され、消費税

率の引上げ時期が、平成 29 年 4 月に延期となった。また、同時に軽減税率の導入が検討されていることから、引き続きの検討課題とした。

(3) セミナーの企画・実施

以下の項目について、セミナーの企画、実施などを通して動向把握を行った。

(a) 経済産業省による法人番号の利活用推進動向

平成 26 年 4 月に経済産業省より「法人番号の利活用推進のための方策」(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai3/siryou1.pdf) が開示された。

法人番号の付番は平成 27 年 10 月から通知が開始されたが、以下の点については、EDI に関わる可能性の高い要素のため、継続して動向を注視していく必要があるとした。

1)付番対象として、「登記のない法人で法人税等の申告・納税義務等を有する者 など」とあるが、個人事業主を含むのかどうか。課題に、「個人事業主が付番されないと一元管理できない」とあり当初は付番されない可能性が高い。

2)法人等の EDI 取引に利用があげられており、JIPDEC の標準企業コードの役割がどのようになっているのか。

3)行政機関への申請手続きにおいて、法人番号の入力が必要となる可能性がある。電子証明書プロファイルへの法人番号記載ニーズが高まることが考えられる。

4)法人版マイガバメント（法人ポータル）構想にて、電子証明書を活用した認証機能が検討されている。商業登記局証明書、JPKI、認定認証局証明書が候補となっており、ここでも証明書プロファイルに法人番号の記載が必要となる可能性がある。

(b) NTT による「固定電話」の今後の動向

PSTN（公衆交換電話網）を IP 網に移行する方針として「「固定電話」の今後について」(http://www.ntt.co.jp/news2015/1511jwbw/pdf/xddh151106d_all.pdf) が平成 27 年 11 月 6 日に NTT より公表された。

建設業界での山間部などの現場との電子商取引（CI-NET 通信）などへの影響も懸念されることから、平成 28 年 2 月 16 日に調査技術委員会にて NTT ご担当者による説明会を開催し動向について説明を受けた。

PSTN（公衆交換電話網）を IP 網に移行に関しての NTT からの説明主旨としては以下の通りである。

- ・平成 26 年の固定電話の契約数は平成 12 年の約 3 分の 1 になった。固定電話は毎年 10%程度減少しているため、5 年で半減する見込みである。
- ・交換機などの維持が困難なことから、平成 37 年度を目途に IP 電話に切り替える予定である。
- ・ISDN についても平成 32 年度後半でサービスを終了する見込みである。
- ・ISDN のデータ通信を使用する業務は給与振込や受発注などに残っている。これら

は光にのせ替えていく必要がある。

- ・ISDN を用いたデータ通信の代替としては、IP 電話を用いた光通信またはモデム通信が可能である。

表 6.4-1 現行サービスの終了時期の目安と代替サービス

現行サービス	サービス終了予定	代替サービス
固定電話	平成 37 年度	IP 電話（ひかり電話など）
ISDN（データ通信）	平成 32 年度	IP 電話（ひかり電話などでのモデム通信）

(4) EDI に関する技術動向調査

建設産業界における CI-NET 以外の電子契約の実態について調査を行うこととしていたが、平成 27 年度は特段の案件がなかったことから、平成 28 年度の引き続きの検討課題とした。

6. 5. 広報委員会

6. 5. 1. 活動テーマ

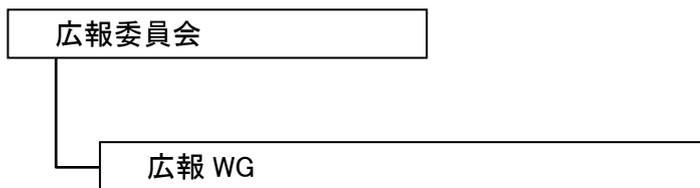
平成 27 年度の広報委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

<主な活動テーマ>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 広く認知してもらうための広報セミナー② 広報コンテンツの収集と体系的整理および公表③ CI-NET ホームページの改修 |
|---|

6. 5. 2. 活動体制

平成 27 年度の広報委員会では、広報 WG を設置して、実用化推進委員会とも連携を取りながら、活動を行った。



- ① 広く認知してもらうための広報セミナー
- ② 広報コンテンツの収集と体系的整理および公表
- ③ CI-NET ホームページの改修

6.5.3. 活動経過

以下の日程で広報委員会および広報 WG を開催し、CI-NET の広報に係わる検討を行った。

6.5.3.1. 広報委員会

会議名	開催日時、場所	主な議題
第1回	平成27年6月2日(火) 10:30~12:00 建設業振興基金3階301会議室	(1) 平成27年度広報委員会活動計画について(報告) (2) CI-NET を活用した電子商取引説明会について(審議) (3) その他
第2回	平成28年2月19日(金) 13:30~15:00 TKP 虎の門ビジネスセンター-ANNEX	(1) 平成27年度広報委員会活動報告(案)について(報告) (2) 平成28年度広報委員会活動計画(案)について(審議)

6.5.3.2. 広報 WG

会議名	開催日時、場所	主な議題
第1回	平成27年6月2日(火) 10:30~12:00 建設業振興基金3階301会議室	(1) 平成27年度広報委員会活動計画について(報告) (2) CI-NET を活用した電子商取引説明会について(審議) (3) その他
第2回	平成28年2月19日(金) 13:30~15:00 TKP 虎の門ビジネスセンター-ANNEX	(1) 平成27年度広報委員会活動報告(案)について(報告) (2) 平成28年度広報委員会活動計画(案)について(審議)

6.5.4. 活動結果

6.5.4.1. 広報WG

(1) 広く認知してもらうための広報セミナー

(a) 背景、目的

CI-NET への関心を地域単位あるいは業界単位で高め、導入検討に進む企業の裾野を拡げることを目的として広報セミナー（CI-NET を活用した電子商取引説明会（以下「電子商取引説明会」という。)) を開催する。

平成 27 年度は実用化推進委員会と連携し、導入事例発表を中心とした電子商取引説明会を実施した。

実施にあたって、より効果的な電子商取引説明会となるよう、以下を考慮した。

- ・「CI-NET 利用状況調査(平成 26 年 5 月実施)において、「CI-NET を導入して欲しい」と社名が挙がったゼネコン」と「完工高が年間 50 億以上のゼネコン」の二つのグループのゼネコンを案内対象とした。
- ・案内先は、全国とした。
- ・対象者は、調達部門および情報システム部門（責任者クラス）と明示した。
- ・質疑応答の活性化のため、議論の方向性を誘導する形でのコーディネータを選定した。

(b) 実施内容

平成 27 年度電子商取引説明会の議事は以下の通りである。

① 国土交通省の電子商取引への取組、狙い（10 分）

講演者：国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課

② CI-NET の概要、最新動向および導入に向けた支援活動について（10 分）

講演者：建設業振興基金情報化推進室 情報化評議会事務局

③ CI-NET 導入事例について（60 分）

講演者：ゼネコン各社

④ 講演者との意見交換

司会：広報委員会委員

(c) 開催要領

平成 27 年度の「CI-NET を活用した電子商取引説明会」は以下の通り 4 回開催した。

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第1回	平成27年7月17日(金) 14:00～16:00 愛知建設業会館	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 (株)鴻池組 アイシン開発(株) (株)近藤組 情報化評議会 事務局	14社21名
第2回	平成27年7月30日(木) 14:00～16:00 大阪建設業協会	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 (株)鴻池組 アイシン開発(株) フジタビルメンテナンス(株) 情報化評議会 事務局	17社28名
第3回	平成27年11月17日(火) 15:00～17:00 建設業振興基金3階301会議室	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 アイシン開発(株) 西松建設(株) (株)ミルックス 三井デザインテック(株) 情報化評議会 事務局	21社36名
第4回	平成27年11月24日(火) 15:00～17:00 建設業振興基金3階301会議室	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 アイシン開発(株) 西松建設(株) (株)ミルックス 三井デザインテック(株) 情報化評議会 事務局	15社23名

(d) 実施結果

参加者からの主な質問および意見は以下であった。(「8.5.1. CI-NET を活用した電子商取引説明会」を参照)

- ・「先の1万社突破の報道を見てそろそろかなと思っている」や「CI-NETの検討は継続している、再開した」など検討開始の機運があった。
- ・「電子化にしても100%は無理」「書面と電子データの二重の処理フローとなり煩雑」「導入費用や手間が大きい」「CI-NETは大企業向けのシステム」といった認識であったが、スモールスタート(注文業務から、取引先は少数から、できるだけシステムを開発、修正せずに)を説明すると、思いの外容易に取りかかれることを認識していただけた。

- ・各事例説明者が一様に強調したことは、業務の流れを変えることの抵抗が大きいため、できるだけ現行のままで実施する。変えなくとも書面の送付に当たる取引情報の授受の部分だけでも CI-NET が実施でき、それなりのメリットを生むことであった。

(2) 広報コンテンツの整理および公表

(a) 背景、目的

導入を検討する企業における関係者への説明資料等作成に資することを主な目的として、平成 24 年度に実施した、利用者が参照しやすい、広報コンテンツの体系的整理（アーカイブ）に基づき、普及推進活動を通じて作成した資料について、追加して公表した。（平成 27 年度継続）。

(b) 検討結果

1) 広報コンテンツの収集、整理、公表

平成 27 年度は、新規コンテンツ 5 件を追加するとともにホームページを改修し、既存コンテンツ 3 件の改訂を行った。

表 6.5-1 CI-NET ホームページ上で追加・改訂を行ったコンテンツ（平成 27 年度）

区分	コンテンツ名	掲載場所
新規コンテンツの追加	CI-NET 利用者の 1 万社突破のお知らせ	Topics
	CI-NET 導入ガイド	CI-NET > 導入のための参考資料
	電子商取引の導入・運用事例一覧表	CI-NET > 導入のための参考資料
	電子商取引の導入・運用事例(元請・下請の両面で利用)	CI-NET > 導入のための参考資料
	CI-NET での外字（機種依存文字）の取扱い	CI-NET > 導入のための参考資料、Q&A >その他
既存コンテンツの改訂	Q12 出来高明細の作成方法	Q&A > 構築・導入段階
	CI-NET 新規・更新申込書	導入・手続き > 新規手続き
	CI-NET 利用の電子証明書発行一覧	Topics

7. 情報化評議会会員名簿

7.1. 情報化評議会会員（企業、団体）

（平成28年3月31日現在、五十音順、敬称略）

(株)朝日工業社	(公社) 全国鉄筋工事業協会
(株)穴吹工務店	全国生コンクリート工業組合連合会
(株)安藤・間	全日本電気工事業工業組合連合会
(株)大林組	大成温調(株)
(株)奥村組	大成建設(株)
鹿島建設(株)	ダイダン(株)
(株)かねこ	高砂熱学工業(株)
(株)関電工	(株)竹中工務店
北保証サービス(株)	東急建設(株)
協栄産業(株)	東光電気工事(株)
(株)きんでん	東洋熱工業(株)
(株)熊谷組	戸田建設(株)
(株)建設経営サービス	飛島建設(株)
(株)建設総合サービス	西松建設(株)
(株)弘電社	日本電設工業(株)
(株)鴻池組	(一社) 日本機械土工協会
(株)コスモ・ソフト	(一社) 日本空調衛生工事業協会
五洋建設(株)	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	(一社) 日本ツーバイフォー建築協会
(株)コンプケア	日本電気(株)
三建設備工業(株)	日本電子認証(株)
(株)サンテック	(一社) 日本電設工業協会
シーイーエヌソリューションズ(株)	パティオシステムズ(株)
清水建設(株)	(株)日立製作所
消防施設工事協会	(株)フジタ
新日本空調(株)	富士通(株)
新菱冷熱工業(株)	(株)富士通マーケティング
須賀工業(株)	(株)不動テトラ
住友商事(株)	前田建設工業(株)

住友電設(株)	前田道路(株)
(一社) 全国建設業協会	三井住友建設(株)
(一社) 全国建設室内工事業協会	(株)雄電社

(64 法人)

7. 2. 情報化評議会および各委員会名簿

7. 2. 1. 情報化評議会

区分	会社名	氏名	所属	役職
議長	(一財)建設業振興基金	内田 俊一		理事長
評議員	(株)朝日工業社	平泉 尚	本社 技術本部 技術企画部	部長
評議員	(株)穴吹工務店	井坂 正浩	情報システム部	部長
評議員	(株)安藤・間	高馬 洋一	社長室 情報システム部	部長
評議員	(株)大林組	及川 晃司	本社グローバル ICT 推進室 総合調達ソリューション課	課長
評議員	(株)奥村組	飛田 智	管理本部 情報システム部	部長
評議員	鹿島建設(株)	渡邊 克彦	IT ソリューション部	部長
評議員	(株)かねこ	金子 靖		代表取締役社長
評議員	(株)関電工	牧野 俊亮	営業統轄本部	執行役員副本部長 兼エンジニアリング部長
評議員	北保証サービス(株)	阿部 洋一	総務部	総務部長
評議員	協栄産業(株)	北垣 毅	ソリューション第二事業部	副事業部長
評議員	(株)きんでん	久保 勝裕	情報システム部	部長
評議員	(株)熊谷組	鳴原 功	経営企画部 IT 企画グループ	部長
評議員	(株)建設経営サービス	武田 隆夫		常務取締役
評議員	(株)建設総合サービス	佐々木 淳一		常務取締役
評議員	(株)弘電社	加賀谷 拓治	技術本部 技術管理部	部長
評議員	(株)鴻池組	鎌田 克明	本社 建築事業本部 建築部	部長
評議員	(株)コスモ・ソフト	飯田 浩美		取締役部長
評議員	五洋建設(株)	大久保 光	経営管理本部 経営企画部 IT グループ	IT グループ長
評議員	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	永田 幸次	CIWEB 事業部	執行役員営業部長
評議員	(株)コンプケア	渡辺 将氏		代表取締役
評議員	三建設備工業(株)	貞本 俊治	技術本部	技術本部長
評議員	(株)サンテック	栗尾 紳司	技術部	部長
評議員	シーイーエヌソリューションズ(株)	笠木 透		代表取締役社長
評議員	清水建設(株)	伊藤 健司	情報システム部	部長
評議員	消防施設工事協会	斎藤 一雄		常務理事・事務局長
評議員	新日本空調(株)	佐藤 智昭	営業本部 営業企画部	課長
評議員	新菱冷熱工業(株)	宮崎 保典	管理本部 情報システム部	部長補
評議員	須賀工業(株)	吉本 敦	情報システム部	部長
評議員	住友商事(株)	権平 高彦	金属総括部	部長代理
評議員	住友電設(株)	三原 敦郎	情報システム部	情報システム部

区分	会社名	氏名	所属	役職
評議員	(一社)全国建設業協会	古市 義人	事業部	長 部長
評議員	(一社)全国建設室内工事業協会	高野 周大	日本建工(株)	代表取締役社長
評議員	(公社)全国鉄筋工事業協会	柴山 照男		事務局長
評議員	全国生コンクリート工業組合連合会	橋詰 均	総務企画部	課長代理
評議員	全日本電気工事業工業組合連合会	鷹林 昭仁	講習部	部長
評議員	大成温調(株)	鈴木 英司	技術本部 設計・積算統括部 積算部	副部長
評議員	大成建設(株)	柄 登志彦	社長室 情報企画部	情報企画部長
評議員	ダイダン(株)	田島 和一	業務本部 情報管理部	部長
評議員	高砂熱学工業(株)	小松 久芳	経営管理本部 情報システム部	部長
評議員	(株)竹中工務店	後藤 尚生	グループ ICT 推進室	室長
評議員	東急建設(株)	吉村 典之	管理本部 情報システム部	部長
評議員	東光電気工事(株)	神岡 英夫		
評議員	東洋熱工業(株)	辻谷 宣宏	経営統轄本部 情報システム室	技師長
評議員	戸田建設(株)	佐藤 康樹	価値創造推進室 ICT 戦略ユニット	マネージャー
評議員	飛島建設(株)	成田 和夫	管理本部 情報システム部	
評議員	西松建設(株)	古村 文平	情報システム部	部長
評議員	日本電設工業(株)	佐藤 譲	営業統括本部 営業業務推進部	
評議員	(一社)日本機械土工協会	田村 貞	山崎建設(株) 管理本部 業務管理部 情報システム課	担当課長
評議員	(一社)日本空調衛生工事業協会	本郷 康嗣		事務局長
評議員	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会	天本 武		事務局長
評議員	(一社)日本ソーバイフォー建築協会	池田 富士郎		専務理事
評議員	日本電気(株)	種田 剛	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
評議員	日本電子認証(株)	木下 寿夫	企画総務部	担当部長
評議員	(一社)日本電設工業協会	野々村 裕美		審議役
評議員	パティオシステムズ(株)	加藤 重雄		代表取締役
評議員	(株)日立製作所	桃木 典子	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部	部長
評議員	(株)フジタ	山口 正志	管理本部 情報システム部	主席コンサルタント
評議員	富士通(株)	豎山 明彦	産業ビジネス本部エンジニアリング統括営業部 建設・不動産営業部	部長
評議員	(株)富士通マーケティング	藤崎 隆	商品戦略推進本部 業種・業務ソリューション推進統括部 業種ソリューション推進部	課長代理

区分	会社名	氏名	所属	役職
評議員	(株)不動テトラ	水江 洋一	管理本部企画財務部	情報システム課長
評議員	前田建設工業(株)	嶋田 孝司	情報システムサービスカンパニー	部長
評議員	前田道路(株)	不流 伸二	管理本部 経理部 電算課	電算課長
評議員	三井住友建設(株)	結城 陽治	企画部 ITグループ	グループ長
評議員	(株)雄電社	栗林 寛	情報システム部	部長
ワーカー	国土交通省	水草 浩一	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室	企画専門官
ワーカー	国土交通省	三好 朋宏	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室	建設振興係長
ワーカー	国土交通省	永田 耕之	大臣官房 技術調査課	課長補佐

7.2.2. 政策委員会

区分	会社名	氏名	所属	役職
委員長	北海道大学	高野 伸栄	大学院公共政策学連携研究部	教授
副委員長(実用化推進委員長)	(株)竹中工務店	由井 俊次	グループ ICT 推進室 ICT 企画グループ	部長
副委員長(標準化委員長)	鹿島建設(株)	南 隆	IT ソリューション部 事務システムグループ	グループ長
副委員長(LiteS 委員長)	(株)大林組	丹羽 克彦	グローバル ICT 推進室	主席技師
副委員長(調査技術委員長)	清水建設(株)	富樫 正明	情報システム部	主査
副委員長(広報委員長)	大成建設(株)	中西 徳明	社長室 情報企画部	部長(担当) 兼 推進室長
委員(C-CADEC 運営委員長)	(株)C I ラボ	山下 純一		代表取締役
委員	住友商事(株)	小林 卓	金属総括部	内部管理支援・IT チーム長
委員	(一社)全国建設業協会	古市 義人	事業部	部長
委員	日本電気(株)	小山 昇	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
委員	(株)フジタ	山口 正志	管理本部 情報システム部	主席コンサルタント
委員	富士通(株)	高野 光一	(株)富士通システムズ・イースト 第二産業ソリューション本部 第二ソリューション事業部 第一ソリューション部	部長
ワーカー	国土交通省	水草 浩一	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室	企画専門官

区分	会社名	氏名	所属	役職
ワザバー	国土交通省	三好 朋宏	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室	建設振興係長

7.2.3. 実用化推進委員会

区分	会社名	氏名	所属	役職
委員長	株竹中工務店	由井 俊次	グループ ICT 推進室 ICT 企画グループ	部長
副委員長	株フジタ	山口 正志	管理本部 情報システム部	主席コンサルタント
委員	株安藤・間	西村 高志	社長室 情報システム部 システム開発グループ	担当部長
委員	株大林組	丹羽 克彦	グローバル ICT 推進室	主席技師
委員	株奥村組	飛田 智	管理本部 情報システム部	部長
委員	鹿島建設(株)	伊藤 功也	建築管理本部 建築企画部 建築 IT 推進グループ	次長
委員	鹿島建設(株)	川野 太郎	建築管理本部 建築企画部 事務グループ	専任職
委員	鹿島建設(株)	和田 卓也	土木管理本部 土木工務部 現業支援グループ	担当部長
委員	株かねこ	金子 靖		代表取締役社長
委員	株きんでん	岡 泰秀	技術本部 技術統轄部	副部長
委員	株熊谷組	横幕 宏明	建築統括部 情報グループ	部長
委員	株弘電社	小山 美佐子	営業統括部 営業一部 営業一課	主査
委員	株鴻池組	竹中 良実	経営管理本部 情報システム部業務システム課	課長代理
委員	五洋建設(株)	大野 誠司	本社 購買部	担当部長
委員	五洋建設(株)	原本 雅文	経営管理本部 経営企画部 IT グループ	担当部長
委員	株コンストラクション・イーシー・ドットコム	山下 満祥	CIWEB 事業部	取締役 CIWEB 事業部長
委員	株コンストラクション・イーシー・ドットコム	島田 晃	CIWEB 事業部	執行役員営業部長
委員	株C I ラボ	山下 純一		代表取締役
委員	株シーイーエヌソリューションズ(株)	吉田 泰弘	ソリューション推進部	マネージャー
委員	清水建設(株)	島田 万樹彦	建築事業本部調達・見積総合センター	グループ長
委員	株新日本空調(株)	八文字 成実	首都圏事業本部 都市施設事業部 設計部	担当課長
委員	株新菱冷熱工業(株)	檢崎 和実	管理本部 情報システム部運用サポート課	課長
委員	株住友商事(株)	小林 卓	金属総括部	内部管理支援・IT チーム長
委員	株大成建設(株)	中西 徳明	社長室 情報企画部	部長(担当) 兼推進室長

区分	会社名	氏名	所属	役職
委員	大成建設(株)	成瀬 亨	社長室 情報企画部 企画室	部長(担当)兼 企画室長
委員	ダイダン(株)	畑 一誠	業務本部 情報管理部 情報システム課	担当部長
委員	㈱竹中工務店	森崎 広行	調達本部 企画管理グループ	副部長
委員	東急建設(株)	高橋 裕一	建築本部見積部	
委員	東光電気工事(株)	黒田 貴志	営業管理部管理課	副長
委員	戸田建設(株)	田中 春彦	価値創造推進室 ICT戦略ユニット業務改善推進チーム	主管
委員	戸田建設(株)	長沼 秀明	価値創造推進室 ICT戦略ユニット 業務運用チーム	主管
委員	日本電気(株)	種田 剛	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
委員	日本電気(株)	小山 昇	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
委員	日本電子認証(株)	木下 寿夫	企画総務部	担当部長
委員	パティオシステムズ(株)	加藤 重雄		代表取締役
委員	㈱日立製作所	傳法谷 智	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部	主任技師
委員	㈱フジタ	中島 秀明	首都圏支社 建設統括部調達部	次長
委員	㈱フジタ	中込 修	安全・調達本部 調達部	部長
委員	富士通(株)	高野 光一	㈱富士通システムズ・イースト 第二産業ソリューション本部 第二ソリューション事業部 第一ソリューション部	部長
委員	㈱富士通マーケティング	岩村 俊毅	アウトソーシングビジネス本部 IDC・サポートセンター クラウドサービス部	課長代理
委員	前田建設工業(株)	嶋田 孝司	情報システムサービスカンパニー	部長
委員	前田道路(株)	不流 伸二	管理本部 経理部 電算課	電算課長
委員	三井住友建設(株)	岩戸 伸泰	調達センター 土木調達グループ	次長
ワーカー	国土交通省	水草 浩一	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室	企画専門官
ワーカー	国土交通省	三好 朋宏	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室	建設振興係長
ワーカー	(一社)日本建設業連合会	和田 卓靖	総務部	参事
ワーカー	(一社)日本建設業連合会	山口 成佳	建築部	

7.2.3.1. 普及推進 WG

区分	会社名	氏名	所属	役職
主査	(株)竹中工務店	由井 俊次	グループ ICT 推進室 ICT 企画グループ	部長
副主査	(株)フジタ	山口 正志	管理本部 情報システム部	主席コンサルタント
メンバー	(株)安藤・間	西村 高志	社長室 情報システム部 システム開発グループ	担当部長
メンバー	(株)大林組	丹羽 克彦	グローバル ICT 推進室	主席技師
メンバー	(株)鴻池組	竹中 良実	経営管理本部 情報システム部業務システム課	課長代理
メンバー	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	山下 満祥	CIWEB 事業部	取締役 CIWEB 事業部長
メンバー	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	島田 晃	CIWEB 事業部	執行役員営業部長
メンバー	シーイーエヌソリューションズ(株)	吉田 泰弘	ソリューション推進部	マネージャー
メンバー	大成建設(株)	中西 徳明	社長室 情報企画部	部長(担当) 兼 推進室長
メンバー	東光電気工事(株)	黒田 貴志	営業管理部管理課	副長
メンバー	日本電気(株)	種田 剛	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
メンバー	日本電気(株)	小山 昇	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
メンバー	パティオシステムズ(株)	加藤 重雄		代表取締役
メンバー	(株)日立製作所	傳法谷 智	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部	主任技師
メンバー	(株)フジタ	中島 秀明	首都圏支社 建設統括部調達部	次長
メンバー	(株)フジタ	中込 修	安全・調達本部 調達部	部長
メンバー	(株)富士通マーケティング	岩村 俊毅	アウトソーシングビジネス本部 IDC・サポートセンタークラウドサービス部	課長代理
オブザーバ	国土交通省	水草 浩一	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室	企画専門官
オブザーバ	国土交通省	三好 朋宏	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室	建設振興係長
オブザーバ	(株)建設技術研究所	藤津 克彦	東京本社情報部	主幹
	(株)建設技術研究所	笠井 厳祐	東京本社情報部	主任

7.2.3.2. 設備見積 WG

区分	会社名	氏名	所属	役職
主査	鹿島建設(株)	伊藤 功也	建築管理本部 建築企画部 建築 IT 推進グループ	次長
メンバー	(株)安藤・間	西村 高志	社長室 情報システム部 システム開発グループ	担当部長

区分	会社名	氏名	所属	役職
メンバー	(株)安藤・間	岡野 博成	建築事業本部 事業推進統括 部 積算センター 設備グル ープ	担当課長
メンバー	(株)安藤・間	芹澤 良治	建築事業本部 事業推進統括 部 積算センター 設備グル ープ	主任
メンバー	(株)大林組	本吉 健志	東京本店建築事業部 設備部	設備課長
メンバー	鹿島建設(株)	足立 忠郎	建築管理本部 建築設備部 工務グループ	次長
メンバー	鹿島建設(株)	石山 誠	東京建築支店 見積部 設備グ ループ	課長代理
メンバー	(株)関電工	菊地 信行	営業統轄本部 営業企画部	営業チームリー ダー
メンバー	(株)関電工	菊池 貴弘	営業統轄本部 営業企画部	副長
メンバー	協栄産業(株)	吉村 靖史	ソリューション第二事業部 開発第一部	部長
メンバー	協栄産業(株)	菊池 豊	ソリューション第二事業部 営業部	部長
メンバー	協栄産業(株)	渡部 純	ソリューション第二事業部 開発第一部	主事
メンバー	協栄産業(株)	福田 集	ソリューション第二事業部 営業部 営業課	設備システム担当
メンバー	(株)きんでん	岡 泰秀	技術本部 技術統轄部	副部長
メンバー	(株)熊谷組	横幕 宏明	建築統括部 情報グループ	部長
メンバー	(株)鴻池組	竹中 良実	経営管理本部 情報システム 部業務システム課	課長代理
メンバー	(株)コスモ・ソフト	笹田 拓	東京営業本部	係長
メンバー	(株)コンストラクショ ン・イーシー・ドット コム	小橋 哲朗	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 開発部 長
メンバー	(株)コンプケア	大沼 和也	東京営業部	
メンバー	(株)コンプケア	諏佐 雄一	東京営業部	
メンバー	三建設備工業(株)	伊藤 淳一	東京支店 技術部	次長
メンバー	(株)サンテック	栗尾 紳司	技術部	部長
メンバー	シーイーエヌソリュ ーションズ(株)	寺田 豊	ソリューション推進部	主任
メンバー	シーイーエヌソリュ ーションズ(株)	村上 貴明	ソリューション推進部	
メンバー	清水建設(株)	下村 麻由美	建築総本部 調達・見積総合 センター見積部	
メンバー	清水建設(株)	中村 健一	建築総本部 調達・見積総合 センター見積部	グループ長
メンバー	新日本空調(株)	齋藤 清	首都圏事業本部 都市施設事 業部 設計部	課長代理
メンバー	新菱冷熱工業(株)	宮崎 保典	管理本部 情報システム部	部長補
メンバー	新菱冷熱工業(株)	檢崎 和実	管理本部 情報システム部運 用サポート課	課長
メンバー	須賀工業(株)	吉本 敦	情報システム部	部長
メンバー	須賀工業(株)	高梨 浩	情報システム部	主管
メンバー	須賀工業(株)	小池 亮一	業務本部	主管
メンバー	住友電設(株)	上野 郷司	東部本部 原価企画統括部 資材部	主管

区分	会社名	氏名	所属	役職
メンバー	住友電設(株)	松山 陽一	施設統括本部 西部本部 原価 企画統括部 設計積算部 積算 課	主席
メンバー	大成温調(株)	鈴木 英司	技術本部 設計・積算統括部 積算部	副部長
メンバー	大成温調(株)	中野 秀樹	ファシリティ事業本部 フ ァシリティ事業部	課長
メンバー	大成建設(株)	窪田 好弘	本社 建築本部 積算部 精算 担当	チームリーダー
メンバー	ダイダン(株)	畑 一誠	業務本部 情報管理部 情報シ ステム課	担当部長
メンバー	(株)竹中工務店	浅野 和重	TAK-QS	設備部長
メンバー	(株)竹中工務店	前田 健一	生産本部 原価部	課長 見積担当
メンバー	東光電気工事(株)	石井 博将	積算部 積算課	担当課長
メンバー	東光電気工事(株)	黒田 貴志	営業管理部管理課	副長
メンバー	東洋熱工業(株)	辻谷 宣宏	経営統轄本部 情報システム 室	技師長
メンバー	東洋熱工業(株)	中村 大	経営統轄本部 情報システム 室	技師補
メンバー	戸田建設(株)	御厨 雅文	本社コスト管理センター 建築積算部 設備積算課	
メンバー	日本電気(株)	種田 剛	第二製造業・自動車ソリュー ション事業部 建設・設備イン テグ部	エキスパート
メンバー	パティオシステムズ (株)	加藤 重雄		代表取締役
メンバー	(株)フジタ	青木 唯	首都圏支社 建設統括部 設 備部	
メンバー	(株)フジタ	廣本 瑞昭	首都圏支社 建設統括部 設備 部	次長
メンバー	(株)富士通マーケティ ング	岩村 俊毅	アウトソーシングビジネス本 部 IDC・サポートセンター クラウドサービス部	課長代理
メンバー	(株)雄電社	栗林 寛	情報システム部	部長
メンバー	和田特機(株)	横井 義光	営業技術	
メンバー	和田特機(株)	大矢 徳	技術サポート	

7.2.4. 標準化委員会

区分	会社名	氏名	所属	役職
委員長	鹿島建設(株)	南 隆	IT ソリューション部 事務シ ステムグループ	グループ長
副委員長	戸田建設(株)	徳田 芳雄	価値創造推進室 ICT 戦略ユ ニット 情報企画チーム	主管
委員	(株)安藤・間	安保 篤康	建築事業本部 建築事業企画 部 企画管理グループ	課長
委員	(株)大林組	深谷 英之	本社グローバル ICT 推進室総 合調達ソリューション課	副課長

区分	会社名	氏名	所属	役職
委員	(株)鴻池組	竹中 良実	経営管理本部 情報システム部業務システム課	課長代理
委員	五洋建設(株)	原本 雅文	経営管理本部 経営企画部 ITグループ	担当部長
委員	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	村井 裕一	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 事業部システム技術部長
委員	シーイーエヌソリューションズ(株)	寺田 豊	ソリューション推進部	主任
委員	シーイーエヌソリューションズ(株)	村上 貴明	ソリューション推進部	
委員	新菱冷熱工業(株)	検崎 和実	管理本部 情報システム部運用サポート課	課長
委員	大成建設(株)	濱田 修嗣	建築本部 積算部	工務担当部長
委員	大成建設(株)	島田 裕司	社長室 情報企画部 企画室	課長
委員	(株)竹中工務店	由井 俊次	グループ ICT 推進室 ICT 企画グループ	部長
委員	(一社)日本機械土工協会	田村 貞	山崎建設(株) 管理本部 業務管理部 情報システム課	担当課長
委員	日本電気(株)	板倉 公一	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグレーション部	シニアエキスパート
委員	パティオシステムズ(株)	加藤 重雄		代表取締役
委員	(株)フジタ	佐藤 敏雄	建設本部 建築部	次長
アドバイザー	国土交通省	水草 浩一	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室	企画専門官
アドバイザー	国土交通省	三好 朋宏	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室	建設振興係長
アドバイザー	(一社)日本建設業連合会	和田 卓靖	総務部	参事
アドバイザー	(一社)日本建設業連合会	山口 成佳	建築部	

7.2.5. LiteS 委員会

区分	会社名	氏名	所属	役職
委員長	(株)大林組	丹羽 克彦	グローバル ICT 推進室	主席技師
副委員長	(株)C I ラボ	山下 純一		代表取締役
委員	(株)安藤・間	西村 高志	社長室 情報システム部 システム開発グループ	担当部長
委員	(株)大林組	早瀬 雅彦	本社グローバル ICT 推進室総合調達ソリューション課	主任
委員	鹿島建設(株)	鈴木 康之	IIT ソリューション部 事務システムグループ	課長代理
委員	(株)熊谷組	横幕 宏明	建築統括部 情報グループ	部長
委員	(株)熊谷組	鈴木 隆文	建築事業本部 購買部	課長

区分	会社名	氏名	所属	役職
委員	(株)コスモ・ソフト	笹田 拓	東京営業本部	係長
委員	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	村井 裕一	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 事業部 システム技術部長
委員	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	小橋 哲朗	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 開発部長
委員	シーイーエヌソリューションズ(株)	吉田 泰弘	ソリューション推進部	マネージャー
委員	シーイーエヌソリューションズ(株)	寺田 豊	ソリューション推進部	主任
委員	清水建設(株)	池本 信二	情報システム部	主査
委員	新菱冷熱工業(株)	検崎 和実	管理本部 情報システム部運用サポート課	課長
委員	住友商事(株)	小林 卓	金属総括部	内部管理支援・IT チーム長
委員	全国生コンクリート工業組合連合会	橋詰 均	総務企画部	課長代理
委員	大成建設(株)	成瀬 亨	社長室 情報企画部 企画室	部長(担当) 兼 企画室長
委員	(株)竹中工務店	由井 俊次	グループ ICT 推進室 ICT 企画グループ	部長
委員	(株)竹中工務店	岡本 敬三	生産本部 原価部	専門役(見積担当)
委員	戸田建設(株)	高田 国博	価値創造推進室 ICT 戦略ユニット業務改善推進チーム	主管
委員	西松建設(株)	鈴木 岳史	情報システム部 情報システム課	課長
委員	日本電気(株)	種田 剛	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
委員	日本電気(株)	小山 昇	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
委員	日本電子認証(株)	木下 寿夫	企画総務部	担当部長
委員	パティオシステムズ(株)	加藤 重雄		代表取締役
委員	(株)日立製作所	傳法谷 智	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部	主任技師
委員	(株)フジタ	笹島 真一	管理本部 情報システム部	主席コンサルタント
委員	(株)富士通マーケティング	岩村 俊毅	アウトソーシングビジネス本部 IDC・サポートセンタークラウドサービス部	課長代理
委員	(株)雄電社	栗林 寛	情報システム部	部長
アドバイザー	国土交通省	水草 浩一	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室	企画専門官
アドバイザー	国土交通省	三好 朋宏	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室	建設振興係長

7.2.5.1. LiteS 規約 WG

区分	会社名	氏名	所属	役職
主査	(株)安藤・間	西村 高志	社長室 情報システム部 システム開発グループ	担当部長
副主査	(株)富士通マーケティング	岩村 俊毅	アウトソーシングビジネス本部 IDC・サポートセンタークラウドサービス部	課長代理
メンバー	NEC ソリューションイノベータ(株)	岩永 崇	エンタープライズ事業本部第二製造業ソリューション事業部 第一システムグループ	マネージャー
メンバー	(株)大林組	早瀬 雅彦	本社グローバル ICT 推進室総合調達ソリューション課	主任
メンバー	(株)奥村組	飛田 智	管理本部 情報システム部	部長
メンバー	鹿島建設(株)	鈴木 康之	IIT ソリューション部 事務システムグループ	課長代理
メンバー	(株)熊谷組	横幕 宏明	建築統括部 情報グループ	部長
メンバー	(株)熊谷組	鈴木 隆文	建築事業本部 購買部	課長
メンバー	(株)鴻池組	竹中 良実	経営管理本部 情報システム部業務システム課	課長代理
メンバー	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	村井 裕一	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 事業部 システム技術部長
メンバー	三建設備工業(株)	伊藤 淳一	東京支店 技術部	次長
メンバー	シーイーエヌソリューションズ(株)	寺田 豊	ソリューション推進部	主任
メンバー	シーイーエヌソリューションズ(株)	村上 貴明	ソリューション推進部	
メンバー	清水建設(株)	池本 信二	情報システム部	主査
メンバー	大成建設(株)	濱田 修嗣	建築本部 積算部	工務担当部長
メンバー	大成建設(株)	山本 広行	建築本部 建築部 調達担当	課長
メンバー	高砂熱学工業(株)	吉津 佳之介	営業企画部	参事
メンバー	(株)竹中工務店	由井 俊次	グループ ICT 推進室 ICT 企画グループ	部長
メンバー	(株)竹中工務店	森崎 広行	調達本部 企画管理グループ	副部長
メンバー	戸田建設(株)	高田 国博	価値創造推進室 ICT 戦略ユニット業務改善推進チーム	主管
メンバー	日本電気(株)	種田 剛	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
メンバー	パティオシステムズ(株)	加藤 重雄		代表取締役
メンバー	(株)日立製作所	傳法谷 智	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部	主任技師
メンバー	(株)フジタ	笹島 真一	管理本部 情報システム部	主席コンサルタント

7. 2. 5. 2. 技術検討 WG

区分	会社名	氏名	所属	役職
主査	株C I ラボ	山下 純一		代表取締役
メンバー	株安藤・間	安保 篤康	建築事業本部 建築事業企画部 企画管理グループ	課長
メンバー	NEC ソリューション イノベータ(株)	岩永 崇	エンタープライズ事業本部第 二製造業ソリューション事業 部 第一システムグループ	マネージャー
メンバー	株大林組	望月 政宏	本社グローバル ICT 推進室総 合調達ソリューション課	副課長
メンバー	株熊谷組	横幕 宏明	建築統括部 情報グループ	部長
メンバー	株鴻池組	竹中 良実	経営管理本部 情報システム 部業務システム課	課長代理
メンバー	株コンストラクショ ン・イーシー・ドット コム	村井 裕一	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 事業部 システム技術部 長
メンバー	シーイーエヌソリュ ーションズ(株)	寺田 豊	ソリューション推進部	主任
メンバー	シーイーエヌソリュ ーションズ(株)	村上 貴明	ソリューション推進部	
メンバー	大成建設(株)	島田 裕司	社長室 情報企画部 企画室	課長
メンバー	株竹中工務店	由井 俊次	グループ ICT 推進室 ICT 企 画グループ	部長
メンバー	日本電子認証(株)	木下 寿夫	企画総務部	担当部長
メンバー	日本電子認証(株)	寺西 一男	認証事業部 認証 2 課	シニアマネー ジャー
メンバー	株日立製作所	傳法谷 智	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部	主任技師
メンバー	株フジタ	長嶋 基明	管理本部 情報システム部	
メンバー	株富士通マーケティ ング	岩村 俊毅	アウトソーシングビジネス本 部 IDC・サポートセンター クラウドサービス部	課長代理
メンバー	株富士通マーケティ ング	保坂 正樹	システム本部 IDC サービス 部	課長代理

7. 2. 6. 調査技術委員会

区分	会社名	氏名	所属	役職
委員長	清水建設(株)	富樫 正明	情報システム部	主査
委員	株大林組	早瀬 雅彦	本社グローバル ICT 推進室総 合調達ソリューション課	主任
委員	株鹿島建設	清水 靖則	IT ソリューション部 システ ム管理グループ	グループ長
委員	株五洋建設	丹羽 一人	経営管理本部 経営企画部 IT グループ	係長
委員	株コンストラクショ ン・イーシー・ドット コム	村井 裕一	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 事業部 システム技術部 長
委員	株サンテック	栗尾 紳司	技術部	部長

区分	会社名	氏名	所属	役職
委員	シーイーエヌソリューションズ(株)	寺田 豊	ソリューション推進部	主任
委員	シーイーエヌソリューションズ(株)	村上 貴明	ソリューション推進部	
委員	大成建設(株)	国見 肇	社長室 情報企画部 推進室	課長
委員	(株)竹中工務店	石田 智行	グループICT推進室 システム企画・整備1グループ	副部長
委員	東急建設(株)	平井 康博	建築本部 建築部 事業推進グループ	
委員	戸田建設(株)	田中 春彦	価値創造推進室 ICT戦略ユニット業務改善推進チーム	主管
委員	日本電気(株)	種田 剛	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
委員	日本電気(株)	板倉 公一	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグレーション部	シニアエキスパート
委員	日本電子認証(株)	木下 寿夫	企画総務部	担当部長
委員	(株)フジタ	山口 正志	管理本部 情報システム部	主席コンサルタント
アドバイザー	国土交通省	水草 浩一	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室	企画専門官
アドバイザー	国土交通省	三好 朋宏	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室	建設振興係長

7.2.7. 広報委員会

区分	会社名	氏名	所属	役職
委員長	大成建設(株)	中西 徳明	社長室 情報企画部	部長(担当) 兼推進室長
副委員長	日本電気(株)	種田 剛	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
副委員長	(株)フジタ	中島 秀明	首都圏支社 建設統括部調達部	次長
委員	(株)大林組	臂 宏	(株)オーク情報システム コールセンターサービス部	ECサポートグループ長ヘルプデスクグループ長
委員	鹿島建設(株)	宇田川 明	ITソリューション部 事務システムグループ	専任部長
委員	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	山下 満祥	CIWEB 事業部	取締役 CIWEB 事業部長
委員	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	村瀬 知良	CIWEB 事業部	執行役員 企画部長
委員	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	島田 晃	CIWEB 事業部	執行役員営業部長

区分	会社名	氏名	所属	役職
	コム			
委員	シーイーエヌソリューションズ(株)	吉田 泰弘	ソリューション推進部	マネージャー
委員	清水建設(株)	島田 万樹彦	建築事業本部調達・見積総合センター	グループ長
委員	全日本電気工事業工業組合連合会	五十畑 正美		理事 事務局長
委員	(株)竹中工務店	石田 智行	グループICT推進室 システム企画・整備1グループ	副部長
委員	日本電気(株)	小山 昇	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
委員	(株)日立製作所	傳法谷 智	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部	主任技師
委員	(株)フジタ	中込 修	安全・調達本部 調達部	部長
委員	(株)富士通マーケティング	岩村 俊毅	アウトソーシングビジネス本部 IDC・サポートセンタークラウドサービス部	課長代理
委員	(株)富士通マーケティング	藤崎 隆	商品戦略推進本部 業種・業務ソリューション推進統括部 業種ソリューション推進部	課長代理
オブザーバ	国土交通省	水草 浩一	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室	企画専門官
オブザーバ	国土交通省	三好 朋宏	土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室	建設振興係長

7.2.7.1. 広報WG

区分	会社名	氏名	所属	役職
主査	大成建設(株)	中西 徳明	社長室 情報企画部	部長(担当) 兼推進室長
副主査	鹿島建設(株)	宇田川 明	ITソリューション部 システムグループ	専任部長
副主査	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	村瀬 知良	CIWEB 事業部	執行役員 企画部長
メンバー	(株)大林組	臂 宏	(株)オーク情報システム コールセンターサービス部	ECサポートグループ長ヘルプデスクグループ長
メンバー	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	山下 満祥	CIWEB 事業部	取締役 CIWEB 事業部長
メンバー	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	島田 晃	CIWEB 事業部	執行役員営業部長
メンバー	シーイーエヌソリューションズ(株)	吉田 泰弘	ソリューション推進部	マネージャー
メンバー	清水建設(株)	島田 万樹彦	建築事業本部調達・見積総合センター	グループ長
メンバー	全日本電気工事業工業組合連合会	五十畑 正美		理事 事務局長

区分	会社名	氏名	所属	役職
メンバー	株竹中工務店	石田 智行	グループ ICT 推進室 システム企画・整備 1 グループ	副部長
メンバー	日本電気株	種田 剛	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート
メンバー	株日立製作所	傳法谷 智	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部	主任技師
メンバー	株フジタ	中島 秀明	首都圏支社 建設統括部調達部	次長
メンバー	株フジタ	中込 修	安全・調達本部 調達部	部長
メンバー	株富士通マーケティング	岩村 俊毅	アウトソーシングビジネス本部 IDC・サポートセンタークラウドサービス部	課長代理
メンバー	株富士通マーケティング	藤崎 隆	商品戦略推進本部 業種・業務ソリューション推進統括部 業種ソリューション推進部	課長代理

7.2.8. 事務局

区分	会社名	氏名	所属	役職
事務局	(一財)建設業振興基金	内田 俊一		理事長
事務局	(一財)建設業振興基金	南塚 忠英	経営基盤整備支援センター 情報化推進室	部長
事務局	(一財)建設業振興基金	帆足 弘治	経営基盤整備支援センター 情報化推進室	次長
事務局	(一財)建設業振興基金	小西 容子	経営基盤整備支援センター 情報化推進室	主任
事務局	(一財)建設業振興基金	鈴田 寛紀	経営基盤整備支援センター 情報化推進室	
事務局	(一財)建設業振興基金	山中 隆	経営基盤整備支援センター 情報化推進室	専門役
事務局	株三菱総合研究所	福田 互	社会 ICT ソリューション本部 第 2 グループ	グループリーダー
事務局	株三菱総合研究所	里田 洋子	社会 ICT ソリューション本部 第 2 グループ	主任研究員
事務局	株三菱総合研究所	万行 寿也	社会 ICT ソリューション本部 第 2 グループ	主任研究員
事務局	株サグブレイン	相楽 賢哉		代表取締役社長

8. 資料編

8.1. 実用化推進委員会

8.1.1. 普及推進 WG

(1) 普及推進活動実績概況報告

区分欄での表示：広：広報セミナー、勉：勉強会、個：個別支援およびベンダー支援、個1、2、3の数値は企業を示す

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	セミナー開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
北海道	広	土木技術会 建設マネジメント研究委員会 建設経営革新小委員会	高野先生経由の依頼。 高野政策委員会委員長が建設マネジメント研究委員会委員長		2013/8/29 建設経営革新小委員会主催セミナーにて広報セミナー開催(民間企業11社、北海道開発局、北海道庁等合計33名参加)				
	個1	土屋ホールディングス							2013/8/30 導入後のフォロー
宮城県	個1	橋本店	2013/3 CI-NET 導入を公表	2013/3 社長を訪問		→→→	→→→	→→→	2013/3/15 導入発表。 2013/7 段階的運用開始 (76社、うち新規36社)
	勉	公共工物品質確保安全施工協議会(9社)	2013/3 上記企業からの発案により活動開始	2013/4 9社(上記の1社を含む)訪問	※9社の導入・導入検討が進捗する段階で、建設業協会と連携した勉強会を実施	→→→	2013/6/10 勉強会開催(9社参加) 2013/7/23 勉強会第2回導入検討担当者を対象に開催(8社参加) 2013/8/20 勉強会第3回、1社参加にて開催	2013/12/16 勉強会参加担当者が入院のため 裏議遅延	
		建設業協会	2014/5 建設業しんこう 2014/4号特集「CI-NET 地域企業への展開」にて橋本店導入事例掲載。協会員に配布						
新潟県 (重点)	広	建設業協会	2012/8 新潟県内総合建設企業3社による合同導入により活動開始	→→→	2013/2 広報セミナー開催(34社37名参加)	2013/5 関心のある会社(3社)と地域5大企業(1社)を個別訪問	2013/7/31 県協会巻支部で勉強会実施(3社参加)	2013/12/16 他社動向様子見とする	2014/12/19 新潟3社地域意見交換会実施
	個1	1社	以前よりCI-NET 関心あり	ベンダ営業			2013/7/31 勉強会参加	2014/12/19 訪問	
	広	北陸地方整備局	2014/6/6 CI-NET 資料持参 2015/9/30CI-NET 説明						
茨城県	個1	1社	2013/7/3 担当者が経営層より導入に関し検討するよう指示あり	2013/7/18 CI-NET 説明 2013/8/8 社内システム改善構想より開始する、電子商取引導入はまずは棚上げ					
	広	建設業協会	2014/8/29 協会事務局へ説						

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	セミナー開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況	
東京都	広	(社)日本理立浚渫協会	2012 セミナー開催を 依頼	→→→	2012/11/1 部会にて広報セ ミナー開催(11社 11名参加)	2013/7/25 1社に説明				
	広1	(社)日本ツープイ フォー建築協会	2012 セミナー開催を 依頼	→→→	2012/12 広報セミナー開 催(6社6名参加)	2013/5 1社より問合せ 受け、CI-NET 説 明実施				
	個2					2013/11/14 工務部と上位 10 社で始めようと 話をしている。 2014/2/20 説明日程調整回 答待ち(調整で きず)				
	個3	1社	2013/10/22 購買部等に CI-NET 説明			2014/9/5 CI-NET 説明会 参加				
	個4	1社	2013/12/4 請負工事のほと んどはメンテナ ンスなので契約 金額が 100 万未 満のものが多 い。受注者側は 個人も多いの で、導入に係る 負担費用がネッ クとなる 2014/1/14 業務システムベ ンダと業務・電子 商取引の共同提 案説明							
	個5	1社	2014/8/7 CI-NET 説明会 案内							
	個6	1社	2014/8/7 CI-NET 説明会 案内							
	個7	1社	2014/8/7 CI-NET 説明会 案内							
	個8	1社	2014/9/18 CI-NET 説明	2014/11 グループ会社に 対し、説明会を 予定したが、調 整できず						
	個9	1社	2015/8/25 CI-NET 説明							
埼玉県	広	埼玉電業協会			2014/1/16 広報セミナー「建 設産業における 電子商取引」埼 玉電業協会主 催(20社20名参 加)					
	広	埼玉建産連	2014/9/3 事務局へ説明							
	個1	1社			2014/8/27 CI-NET 説明会 出席	個別に連絡	2014/11/12 勉強会実施	2014/12/10 ASP ベンダ見積 提示 2015/8/10CI-N ET 近況資料送 付済み、検討中		
神奈川県	広	神奈川県建設業協 会	2013/2 CI-NET 説明、広 報セミナー開催 を依頼	→→→	2013/7/17 広報セミナー開 催(9社9名参 加)					
	個1	小俣組	2014/5 建設業しんこう 2014/4 号特集 「CI-NET 地域企 業への展開」に て小俣組導入事 例」掲載。関係 先に配布依頼						2013/4/24 導入発表。3月 取引先 20社開 始、8月より拡大 予定。 2013/10/10 事例作成用ヒア リング	

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	セミナー開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
									
	個 2	大洋建設							2015/2/24 地域意見交換会実施
	個 3								2014/4 稼働
	広	横浜建設業協会	2013/8/28 広報セミナー開催を依頼したが、集客の目処たたず断念。勉強会など他の方法にてアプローチする						
	個 2	1 社							2014/5 導入済 2015/6/8 地域意見交換会実施
	個 3	1 社	2014/8/7 CI-NET 説明会案内						
	個 4								2014 導入済
	山梨県	広	建設業協会	2013/6/25 協会事務局へ説明					
長野県	広	建設業協会	2013/2 協会来訪時に CI-NET を紹介	2013/2 支部長会合にてセミナー開催を申し入れ	2013/12/19 広報セミナー開催(31 社 31 名参加)				
	広	長野県	2014/1/30 長野県庁へ説明						
	個 1	1 社	2013/4 ベンダ主催研究会を通じて CI-NET 紹介を依頼	2013/4 購買部へ CI-NET の説明実施 2014/5/23 CI-NET の説明 2013/6/25 コストシミュレーション説明		2014/12/12 進捗状況確認(内部資料を作成し、購買部と調整中) 2015/5/27 実務者が長期離脱。よって中断。			
	個 2	1 社			2015/7/17 電子商取引説明会(愛知)参加。個別説明希望(2015/12)。				
静岡県	広	建設業協会	発注業務における状況調査により、関心度が高い地域と判断	2013/2~5 協会にセミナー開催を申し入れ 新聞社に開催案内記事依頼	2013/6/7 広報セミナー開催(9 社 11 名参加)	2014/2/7 浜松地区で個別 1 社訪問			
愛知県 (重点)	広	愛知県建設業協会	2015/6/22 説明会支援依頼(専務理事)		2015/7/17 電子商取引説明会 14 社 21 名				
	勉 1	アイシン開発	2012/12 CI-NET 説明の依頼受け		→→→	→→→	2013/2~3 勉強会(計 3 回)開催	→→→	2014/4 導入。2ヶ月で 67 社と取引、電子化率 28%(取引件数ベース) 2015/6/22 地域意見交換会実施
	個 2	近藤組			2013/4 広報セミナー参加				2013/5/28 導入発表。11 月 15 社と試行。 2014/4 注文・出来高請求業務を本稼働 2015/6/22 地域意見交換会実施
	広	建設業協会	発注業務における状況調査により、関心度が高い地域と判断	2013/2~3 協会にセミナー開催を申し入れ	2013/4 県建設業協会にて広報セミナー開催(19 社 29 名参加)2013/10 土木委員会にて広報セミナー開催(8 社 8 名参加)	2013/7/23 関心のある会社にてアプローチ 2 社訪問(1 社継続フォロー、1 社導入に向けて前向き)			
	個 3	350 社アンケート企業			2013/4 広報セミナー参加	2013/7/23 1 社(概要説明→継続フォロー) 11/18、12/11			

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	セミナー開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
	個 4	350 社アンケート企業			2013/4 広報セミナー参加	2013/7/23 2013/10/2 説明			
	個 5	350 社アンケート企業			2013/4 広報セミナー参加 2015/7/6 説明会愛知 7/17 開催案内	2013/10/2 導入検討開始意向			
	個 6	350 社アンケート企業			2013/4 広報セミナー参加 2015/7/17 説明 会愛知参加	2013/7/29 1 社(注文/注文 請けから導入検 討前向き) 2014/1/27 実施企業の近藤 組にヒアリング			
	個 7	350 社アンケート企業			2013/4 広報セミナー参加	2013/11/18 説明 2015/9/29 良好 に検討中			
	個 8	350 社アンケート企業			2013/4 広報セミナー参加	2013/11/19 説明			
	個 9	350 社アンケート企業			2013/4 広報セミナー参加	2013/10/16 トップの了承済 みで準備を進め ている。進め方 を検討中で、具 体には至ってい ない			
	個 10	350 社アンケート企業				2013/12/11 鉄道軌道事業(メ ンテナンス工事) が 1/3 あり、少 額で、2/3を電子 化率 70%としても 全社で約 40%程 度の電子商取引 年必ず、メリット が小さいと想定			
	個 11	350 社アンケート企業				2013/10/17 時期尚早			
		建設業協会	2014/5 建設業しんこう 2014/4 号特集 「CI-NET 地域企 業への展開」に て近藤組導入事 例」掲載。協会 員に配布						
	個 12	1 社	2014/07/17 訪問(CI-NET 説 明会案内) 2015/7/6 説明会愛知 7/17 開催案内		2014/8/27 説明会参加				
	個 13	1 社	2014/07/17 訪問						
	広	中部地方整備局	2014/07/17 CI-NET 説明 2015/06/22 建 政建設産業課 課長補佐、経営 支援係長に CI-NET 説明						
	大阪府	広	近畿地方整備局建 政建設業法令遵 守指導監督室長	2014/9/2 CI-NET 説明					
		広	建設業協会	2013/5 電子商取引研究 委員会立ち上げ		2013/6/19 建設業協会/電 子契約部会で CI-NET 説明(9 社 9 名参加) 2015/7/17 電子 商取引説明会実 施 17 社 28 名		2014/2/4 鴻池組(大阪本 社)に建設業協 会会員が見学	
	個 1					2013/6/18 他社視み			

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	セミナー開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
	個 2					2013/6/18 他社視み			
	個 3	1 社	2014/9/2 CI-NET 説明						
兵庫県	個 1	1 社	2014/9/3 CI-NET 説明 2015/7/13 説明会大阪 7/30 開催案内を 送信済み。						
	個 2	1 社	2014/9/3 CI-NET 説明 経営陣やシステム 関係者にも説明 希望 2015/7/6 説明会大阪 7/30 開催案内を 送信済み。	2015/10/16 大 阪支店訪問。					
島根県	広	島根県建築技術協 会(松江地区)			2015/1/28 説明会開催 33 社参加				
		島根県建築技術協 会(浜田地区)			2015/1/29 説明会開催 20 社参加				
広島県	個 1	1 社	2013/5 購買部より CI-NET 検討の 要請受け	2013/5 CI-NET 説明資 料一式を送付 2013/8/26 導入 を検討中		2015/5/26 新基幹システム は 2015/4 稼働。 半年くらい慣れ るまで待ち、そ の後電子商取引 (CI-NET)を検討			
香川県		四国地方整備局	2014/6/6 CI-NET 説明						
福岡県	広	建設業協会	2012/7 定例会にて CI-NET 説明実 施 2013/1 デモ実施の要請 受け	2013/7/11 建設業協会内の 福岡建設協力会 会長に CI-NET 説明、試行のた めの導入					
	広	建設業協会 久留米支部	建設業協会の紹 介	→→→	2013/11/6 広報セミナー(17 社 30 名参加)				
佐賀県	個 1	350 社アンケート企 業	→→→	→→→	→→→	2013/11/21 以前から CI-NET は認識 していた長年使 用している基幹 システムとの連 携により社内が 混乱することと 協力会社の現況 により未導入			
熊本県	個 1	1 社	2014/9/2 CI-NET 説明						
	広	熊本県建築協会	2014/9/2 CI-NET 説明		2014/12/8 説明会実施 14 社参加				

ベンダとの連携

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	セミナー開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
	個	あさかわシステムズ	2015/6/15 福岡支店訪問、 西日本をカバー 2015/8/11 連携戦略のヒア リング実施(東京 支店、東日本を カバー)						2015/10/20 ベン ダ会届出書受理
	個 2	オービック		2015/8/27 CI-NETとの連携 打ち合わせ					
	個 3	日揮情報システム		2015/10/23 ゼネコン業務シ ステムと CI-NET 連携についてヒ アリング					

(2) 電子商取引の導入・運用事例 ケーススタディ

(a) 電子商取引の導入・運用事例一覧表

ID	比較項目	総合建設企業 1	地域総合建設企業 北陸 1	ハウズビルダー1
		平成 25 年 8 月	平成 25 年 8 月	平成 25 年 8 月
0	特徴	手軽な ASP サービス利用かつ集中購買で低コストに、建築部門の契約業務よりスモールスタート。	手軽な ASP サービスで、本社建築部門の契約業務よりスモールスタート。4 年後の購買～請求への拡張を目指す。	標準単価の設定や、発注者、受注者、ベンダー間での費用負担の工夫により、零細企業まで含めた高い電子化率を実現。見積～請求の電子化と併せて、高い業務効率化効果を実現。
1	企業概要(規模)			
	資本金	52 億 5 千万円	10 億円	71 億 1,481 万円
	従業員数	1,590 名 (2011 年 9 月期)	550 名(2012 年 7 月)	26 名(グループ連結 788 名)
	完工高	1,641 億円(2011 年 9 月期)	347 億円(2011 年度実績)	約 200 億円(257 億円(2012 年 10 月))
2	対象業務(規模)			
	全体			
	取引先数	全国:3,500 社(2011 年 4 月期)	全国:2400 社	
	注文件数	全国:1 万 8 千件(2011 年 4 月期)	全国:7300 件(外注)	全国:3 万 6 千件 (1 現場あたり 60 メッセージ以上×メッセージ種別数(6)×現場数(約 600))
	請求書件数		全国:9600 件(外注)	
	EDI 化			
	取引先数	430 社(12%) (2011 年 4 月期)	152 社(2 か月目)	1160 社(2011 年 12 月末現在)
	注文件数	6 千件(33%) (2011 年 4 月期) 地区別の契約件数: 東京 55%、大阪 45%、 名古屋および九州 20%	538 件(2 か月目)	
	請求書件数			(工事代金の 72%、工事代金の 72%を電子化)
3	対象業務(範囲)			
	分野	建築	建築(→土木へ拡張予定)	建築
	地域	全店	本店(→支店、グループ会社へ拡張予定)	北海道の本店および全支店(99%が電子化)、本州の一部支店(7 割程が電子化)
	区分	労務、資材	外注 (専門工事業者は、CI-NET 既導入業者、取引の多い業者、関連会社より各工事区分の計 14 社を選定。)	(28 工事種別に対し完全分離発注を実施している。一次施工業者はグループ企業。)
	受発注の立場	発注者	発注者	発注者
	業務(EDI 対象メッセージ)			
	下見積依頼・回答	×	×	×
	購買見積依頼・回答	×	△:2 年後に拡張予定	○
	注文・注文請け	○	○	○
	明細あり (別方式は一式表示で内訳は添付)	○	○	○
	鑑変更や解除	×	×	○
	出来高報告・確認	△:検討中	△:4 年後に拡張予定	○
	請求・請求確認	△:検討中	△:4 年後に拡張予定	○
	立替金	×	×	×
	支払通知	×	×	×
4	対象業務(業務フロー)			
	業務フロー上の特徴			
	購買方式 ※協力会社との窓口として	集中購買	注文書発行:本社は購買部門、支店は支店購買担当	本社による集中購買(査定や業者選定は現場が行うが、事務手続きは本社)。グループ内に 4 社あり、グループ別の ID で運用。
	業務フロー(改善/継続(導入前/後の業務フローの比較等))	※別紙	※別紙	※別紙

ID	比較項目	総合建設企業 1	地域総合建設企業 北陸 1	ハウビルダー1
		平成 25 年 8 月	平成 25 年 8 月	平成 25 年 8 月
5	システム概要…システム構成、画面・操作のイメージ(工夫した点等)等			
	EDIシステム			
	構成パターン	ASP 活用タイプ I (連携利用)	ASP 活用タイプ I (連携利用)	ASP 活用タイプ I (連携利用)
	利用サービス、ソフトウェア	LitesNEO(NEC ソフト)	LitesNEO(NEC ソフト)	WEBCON(富士通 マーケティング)
	社内システム			
	ソフトウェア構成			
	数量積算	自社開発と市販ソフト	建築:コンパス、みつも郎(小規模) 土木:ガイア	※積算システムのみ、社内システム間連携していない。
	実行予算	自社開発	自社開発(外注)	積算システムから CSV 連携にて基幹システムへの取込
	原価管理	自社開発	WebSERVE 建設(富士通)	基幹システム
	注文・購買	自社開発	WebSERVE 建設(富士通)	基幹システム
	工事管理	自社開発	WebSERVE 建設(富士通)	基幹システム
	経理・会計	自社開発	GLOVIA smart 会計(富士通)	GLOVIA smart 会計(富士通)
	その他		GLOVIA smart 人給(富士通)	
	社内システムとEDIシステムの連携方法			
	下見積依頼・回答	×	×	
	購買見積依頼・回答	×	△:2年後に拡張予定	○:自動連携…基幹システム連携
	注文・注文請け	自動連携	○:半自動連携(CSV)→自動連携への移行を検討中	○:自動連携…基幹システム自動応
	出来高報告・確認	△:検討中	△:4年後に拡張予定	○:自動連携…基幹システム自動応
	請求・請求確認	△:検討中	△:4年後に拡張予定	×:自動連携…メッセージ基幹取込はしていない
	社内システムとEDIシステムの連携機能の開発方法			
	社内システム側	開発言語:VB(ビジュアル・ベーシック)	JAVA	独自開発
	EDIシステム側	ASP 提供サービスを利用	ASP 提供サービスを利用	富士通連携ソフト使用
	注文請求データの保管方法		電子・紙	データセンター
6	導入・拡大検討の動機(目的)、きっかけ、導入に至った経緯等			
	動機(例:効率化、費用削減等)	購買の合理化・効率化を進めコスト低減を目指した。	効率化・費用削減・データ活用・地域業界発展への寄与	・28工種別に手間と材料を完全分離して発注しているが、特に材料の発注に非常に手間がかかっていた。丸投げせずに細かく発注する方法を取っていたので、事務手続きが煩雑になっており、機械的に処理したいと考えた。 ○ 建築業法に則り、工事着事前に紙の注文書を送るようにしていたが、注文書の発送業務が多く、この部分の手続きが滞っており、改善したいと考えていた。注文書を発行する社内システムはあったので、紙に印刷郵送する部分を単純に電子化できるとよいと考えた。
	きっかけ(例:トップダウン、国交省来訪等)		国交省来訪が経営者への意識付けに影響	
	上申書の記載項目			
	CI-NET の概要	○	○	
	背景、目的、目標	○	○	
	導入費用	○	○	
	導入効果	○	○	

ID	比較項目	総合建設企業 1 平成 25 年 8 月	地域総合建設企業 北陸 1 平成 25 年 8 月	ハウビルダー1 平成 25 年 8 月
	導入時の工夫			・設備、建材等の仕様の標準化による、地域別の標準単価設定 ・受注者側の費用負担の軽減(費用の一部を発注者側が負担)
7	進め方			
	導入フェーズ			
	導入ステップ(契約→見積等の段階的な拡張計画等)	第1段階:注文・注文請け 第2段階:出来高報告、請求、立替金報告・承認 ※下見積、購買見積は導入予定なし	第1段階(2012年夏):注文・注文請け 第2段階(2年後):購買見積 第3段階(4年後):出来高・請求	第1段階:注文・注文請け 第2段階:出来高報告、請求 ①見積依頼～注文～出来高請求までの一気通貫で、システムの早期稼働が可能である事、②運用システムの安全性、③既存基幹システムとの融和性、を前提。
	取引先の導入状況			
	新規導入企業数、導入当初の導入済み企業数	新規導入企業数:約 50 社 導入当初の導入済み企業数:400 社	新規導入企業数:29 社 導入当初の導入済み企業数:16 社	新規導入企業数:815 社 導入当初の導入済み企業数:345 社
	普及状況(取引先企業数の時系列データ等)	1 年目:12%	2 カ月目 発注業者数:6.6%(10 社) ※CI-NET 導入は 14 社 発注件数:10.8%(58 件) 発注金額比率:12.4%	1 年目:工事代金の 72%、請求件数の 60%を電子化
	導入スケジュール	開発から実稼働まで:6 か月	社内承認から実稼働まで:6 か月	開発から実稼働まで:6 か月
	社内導入検討(着手～社内承認)	3 か月	4 年	2 か月
	設計	1 か月	6 か月	第 1 段階:6 か月で見積～注文業務運用開始。 第 2 段階:7 か月で出来高・請求業務運用開始。
	プログラム開発	3 か月		
	テスト、試験運用	テスト:2 か月、試験運用:3 か月		
	実施体制(推進主体)	社内システム部門:2 名(東京、大阪各 1 名)	社内システム部門(本社):2 名	3 名
	教育・研修等	説明会開催、逐次電話対応	説明会開催	説明会開催
	実施体制		ゼネコン 3 社合同開催、ASP 事業者支援	ASP 事業者支援
	実施頻度	各地区 1 回	2 回(新規導入業者向け:1 回、既導入業者向け:1 回)	15 箇所(北海道・本州)の拠点にて運用説明会を実施
	内容	・CI-NET の概要説明 ・CI-NET 利用開始のお知らせ	・CI-NET の概要説明 ・導入手続き(新規・既存) ・今回の導入範囲、メリット、画面イメージ	〇 住宅業界内には大企業はなく、内装業等の小さな企業が多いため、電子商取引には当初アレルギーが強かった。 ・従来、紙の注文書で、収入印紙を貼って返送して貰っていたが、単価はあらかじめ決めているので、数量計算だけで見積書を出してもらえれば、そのまま発注できる、と取引先のメリットを説明した。 ・苦労した点:PC の基本操作も行えない取引先も多かったため、説明会ではかなり大変であった。
	対象者	購買担当者:12～13 名(東京 5 名、大阪 5 名、その他 2、3 名)	新規導入業者:29 社、既導入業者:16 社の計 45 社 71 名	
	その他	ASP 利用のメリット・ASP を利用することにより、現在のシステムを大きく変更せずに済んだ。・ブラウザを利用する為、アプリの配布等の手間が削減。・稼働監視、バックアップ、セキュリティ対策等の専用担当者が不要。	ASP 利用の課題・社内承認フロー機能が不十分。上記理由および EDI データと社内システムとの親和性を高めるため、将来的には社内構築システムへ移行予定。	電子化に向けた業務の簡素化・地域ごとの単価設定を行い、仕入材を標準化することで、見積もり段階の交渉の手間を省いた。(価格交渉は年に一度行い、年間の標準単価を決める。)
	運用フェーズ			
	サポート体制(ヘルプデスクの設置有無)	社内システム部門:2 名(東京、大阪各 1 名)	2 名(社内システム部門:1 名、その他部門:1 名)	
8	コスト…導入・運用コスト等(←新漏アンケートを参考)			

ID	比較項目	総合建設企業 1	地域総合建設企業 北陸 1	ハウビルダー1
		平成 25 年 8 月	平成 25 年 8 月	平成 25 年 8 月
	導入コスト			
	賦課先別コスト			
	社内システム改修費用	内製人工:1 人月	購買管理システム機能追加費用: 1,500,000 円	20,000,000 円
	ASP サービス利用料	初期登録料+事業所登録料: EDI 機能利用料: バッチ処理:5 千円(月額) 原本保管料:	ASP 加入料:30,000 円 事業所登録料:20,000 円/事業所	
	各種申請料等	企業コード取得:33,600 円(3 年分) 電子証明書:6,825 円(3 年分)	企業コード取得+電子証明書:40,425 円	企業コード取得+電子証明書:40,425 円
	機能別コスト			
	社内システムと EDI システムの連携部分	内製人工:1 人月 ASP サービスバッチ処理:5 千円(月額)		
	運用コスト			
	賦課先別コスト			
	ASP サービス利用料	EDI 機能利用料: バッチ処理:5 千円(月額) 原本保管料:	WebID 使用料:3,000 円/月 ヘルプデスク:2,000 円/月 原本データ保管料:7,600 円/月(年間 1200 件)	
	各種申請料等	企業コード取得:42,000 円(3 年毎) 電子証明書:6,825 円(3 年毎)	企業コード取得+電子証明書:40,425 円(3 年毎) 企業コード取得+電子証明書申請代行料:3,000 円(3 年毎)	企業コード取得:42,000 円(3 年毎) 電子証明書:6,825 円(3 年毎)
	その他			・取引先分について、ASP 加入費用は当社が、コード登録料は取引先各社が、手続きはベンダーで一括して行っている。参加企業からの徴収額は、従量制としている。 □コード更新料以外は取引先分も当社で負担しているが、当社の人件費や郵送費が軽減された分で賄っている。金額は数千万円の規模である。
9	メリット			
	定量効果(業務効率化等によるコスト削減効果)			
	作業時間(人日/年間)※1日8時間換算	○:約 400 時間/年 注文書発行:4 分/件	1219 時間/年(152 人日/年) <導入による削減量(削減率)> 見積依頼:11 分/件(29.7%) 見積回答:113 分/件(51.8%) 注文書発行:8.7 分/件(58.0%) 請書受理:3.3 分/件(41.3%)	各現場担当者の選定業者に従い購買部門の担当が手続の実施(1名) 平成24年11月より事業会社が統合されても要員増はしていない
	印紙税(円/年間)	○:関連会社の注文請書の印紙代削減	○:関連会社の印紙代削減	施工会社であるアーキテクノとして約 100 万円
	郵送料(円/年間)	○:郵送費の削減	129,120 円/年	以前の郵送料 約200万
	紙資源(枚/年間)	○:各種帳票の紙代	<導入による削減量(削減率)> 見積依頼:49.8 円/件(100%) 見積回答:54.6 円/件(100%) 注文書発行:130.4 円/件(100%) 請書受理:5.2 円/件(100%)	以前は専用紙(3枚複写)を使用していた印刷代として約120万
	その他		稼働後 2~3 年で損益分岐点を超え、投資回収見込み。	取引先の ASP サービス料負担分を含め、費用対効果はあった。
	定性効果(コンプライアンスの徹底等)			
	時間短縮			○:出来高請求までを電子取引化対象業務にする事により、伝票確定(支払予定)が早まった

ID	比較項目	総合建設企業 1	地域総合建設企業 北陸 1	ハウビルダー1
		平成 25 年 8 月	平成 25 年 8 月	平成 25 年 8 月
	事務処理作業の効率化	○:注文書の作成手間、郵送手間、ファイリングが不要	○:注文書の郵送手間、ファイリングが不要等により、現場の業務が楽になった	○:社内現場管理者、取引先ともに、作業の軽減(書類作成)が図れた。 ・購買部門の経費、人員削減には大きく貢献。注文書の発行、郵送にかかる人件費や通信費の削減には効果大。 ・現場の検算作業等を軽減。 ・会社統合に伴い、事務処理の人員を増やすことなく対応できた。
	経営分析			
	法令遵守			
	内部統制			
10	問題点・課題			
	導入中または運用後の新たな問題点・課題、その対応策等			
	専門業者で利用が進まない理由と対応策	ASP 利用料金やソフト代が高い	元請けからの要請がない:49% しくみがわからない:21%	
	零細企業での負担軽減			住宅では、取引先に零細企業(職人が主)が多く、3年に1度の更新手続きも難しいのが実態。ASPサービスの利用料、更新料をリーズナブルにしてほしい。
	簡素化への要望			CI-NET のデータ項目が非常に多いので、スリム化して、工期の短いケースにも対応した仕様にしてもらえるとよい。
	今後の計画			
	対象業務	出来高・請求業務の導入検討	購買見積～請求業務の導入を計画	現場施工図や加工図の添付ファイル化(見積をとる際に必要となる図面をシステムに載せられず、協力会社が事務所まで図面を取りに来ることになるので、これを改善したい。)
	対象地域	全国展開	本店→支店、グループ会社への展開	現状、北海道地区においては95%位の電子取引稼働しているが、本州地区においては60%位の電子取引稼働のため、北海道地区と同様の電子取引稼働状態にする。
	対象業者		建設→土木への展開	アフターサービス発注等の電子取引化を進める。(戸建て住宅では、細かなアフターサービスも多く発生する。作業量は少ないが、新築の際の施工業者と同じ業者をお願いしているので、この部分も電子化したい。)

ID	比較項目	地域総合建設企業 中部 1	地域総合建設企業 関東 1	元請と下請の両面で利用 1
		平成 26 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 12 月
0	特徴			
		コンプライアンスの向上を目的とした電子化への取り組み(CI-NET の導入による注文書発行～請書受領のリードタイム短縮で、着工前請書受領実施率 100%を目指す)	1. コンプライアンスを重視した決裁フロー実施ルールの明確化 2. システムベンダーへの委託契約により、3ヶ月の短期間で導入 3. 段階的な導入により社内担当部門への負担を軽減しスムーズに導入 4. 地域ゼネコンのパイオニアとして CI-NET を先行導入	CI-NET 実施のリニューアル事業部で 2 つの立場 ●下請の立場 親会社との取引では一次下請の立場 売り上げの 10% ●元請の立場 リニューアル工事の取引では元請の立場 本ケーススタディでは、広島支店リニ

ID	比較項目	地域総合建設業 中部 1	地域総合建設企業 関東 1	元請と下請の両面で利用 1
		平成 26 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 12 月
				ユーアル事業部を対象とする
1	企業概要(規模)			
	資本金	4 億円	1 億円	1 億円
	従業員数	350 名	84 名 (建設部門)	広島支店は 46 名(全体は 330 名)
	完工高	300 億円(土木 1%、建築 84%、他 15%)	75 億円 (2013 年 7 月決算)	広島支店は約 20 億円(全体は 130 億円)
2	対象業務(規模)			
	全体			
	取引先数	1030 社	450 社	<ul style="list-style-type: none"> ●下請の立場 取引先(元請)1 社 年々減少の方針。理由は、自立を目指す、一括下請とならない範囲の請負を目指す ●元請の立場 広島支店は取引先 400 社(全体は 2,000 社)
	注文件数	約 2,900 件/月	約 100 件/月	<ul style="list-style-type: none"> ●下請の立場 取引先(元請)1 社と 10 件/年 ●元請の立場 広島支店の外注は 1,800 件(全体は 7,300 件)
	請求書件数	〃		<ul style="list-style-type: none"> ●下請の立場 取引先(元請)1 社と 2~3 件/月 ●元請の立場 出来高請求業務は未導入
	EDI 化			
	取引先数	64 社(2013 年 12 月末現在)	38 社(6ヶ月(2013 年 3 月~8 月)の実績)	<ul style="list-style-type: none"> ●下請の立場 取引先(元請)1 社と取引 ●元請の立場 取引先 71 社(18%)
	注文件数		件数ベース: 11.5% 金額ベース: 29.4%	<ul style="list-style-type: none"> ●下請の立場 取引先(元請)1 社と 2~3 件 ●元請の立場 取引先と 500 件(28%)
	請求書件数	-		<ul style="list-style-type: none"> ●下請の立場 取引先(元請)1 社と 2~3 件/月(100%) ●元請の立場 出来高請求業務は未導入
3	対象業務(範囲)			
	分野	建設、土木、リフォーム	建設、土木、リフォーム	建築
	地域	全営業所	本店(神奈川県)、営業所(東京)	本社、支店
	区分	労務、資材、外注 (50 万円以上の注文のみ)	労務、資材、外注	労務、外注
	受発注の立場	発注者	発注者と受注者の両方	発注者と受注者の両方
	業務(EDI 対象メッセージ)			
	下見積依頼・回答	×	発注者: ×	発注者: ×、受注者: ×
	購買見積依頼・回答	×	発注者: ○、受注者: ○	発注者: △、受注者: △ △: 拡張予定
	注文・注文請け	○	発注者: ○、受注者: ○	発注者: ○、受注者: ○
	明細あり (別方式は一式表示 で内訳は添付)	○		発注者: ○、受注者: ○
	鑑変更や解除	○		発注者: ○、受注者: ○
	出来高報告・確認	×	発注者: ○、受注者: △(今後検討)	発注者: △、受注者: △ △: 拡張予定

ID	比較項目	地域総合建設業 中部 1	地域総合建設企業 関東 1	元請と下請の両面で利用 1
		平成 26 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 12 月
	請求・請求確認	×	発注者:○、受注者:△(今後検討)	発注者:△、受注者:△ △:拡張予定
	立替金	×	発注者:○、受注者:△(今後検討)	発注者:×、受注者:×
	支払通知	×	発注者:×、受注者:×	発注者:×、受注者:×
4	対象業務(業務フロー)			
	業務フロー上の特徴			
	購買方式 ※協力会社との窓口として	50 万円以上の発注は調達部から注文書発行。 50 万円未満の注文は現場で注文書発行。	集中購買	集中購買
	業務フロー(改善/継続(導入前/後の業務フローの比較等))		※別紙	※別紙
5	システム概要…システム構成、画面・操作のイメージ(工夫した点等)等			
	EDI システム			
	構成パターン	ASP 活用タイプ I (連携利用)	ASP 活用タイプ II	ASP 活用タイプ II
	利用サービス、ソフトウェア	WEBCON(富士通マーケティング)	自社:LiteSNEO(日本電気株)	LiteSNEO(日本電気株)
	社内システム			
	ソフトウェア構成			
	数量積算	-	市販ソフトウェア	なし・担当者作成(エクセル・レベル)
	実行予算	-	自社開発	なし・担当者作成(エクセル・レベル)
	原価管理	-	自社開発	なし・担当者作成(エクセル・レベル)
	注文・購買	自社開発(外注)	自社開発	なし・担当者作成(エクセル・レベル)
	工事管理	自社開発(外注)	自社開発	なし・担当者作成(エクセル・レベル)
	経理・会計	自社開発(外注)	市販ソフトウェア	市販ソフトウェア(E1※オラル社)
	その他	-		
	社内システムと EDI システムの連携方法		社内システムと CI-NET のデータ連携は実施していない。 CI-NET(LiteSNEO)を発注システムと位置付け、CI-NET 未導入の受注者の最終見積、注文書を一体管理	社内システムは、エクセルによる台帳管理(エクセル台帳)である。
	下見積依頼・回答	-	-	自社の見積電子データを元請けに提出している。
	購買見積依頼・回答	-		なし
	注文・注文請け	注文書の発行について、CSV ファイルを介した方式で連携している。 請書の受領については連携していない。	社内システムと CI-NET のデータ連携は実施していない。	●下請の立場 元請の確定注文メッセージ(電子データ)を受信すると、エクセル台帳に工事名、金額等を入力する ●元請の立場 取引先への確定注文メッセージの内訳明細は、下見積の際より社内に蓄積している元請への見積電子データを切り取るように加工して、作成し送信する。リニューアル工事なので明細項目は多くなく、業務量とカウントする作業負担はない。 ●下請の立場および●元請の立場、共に同様の仕組みなので、システム連携せず手動に頼ってはいるが、非常に効率的である。
	出来高報告・確認	-		なし
	請求・請求確認	-		なし
	社内システムと EDI システムの連携機能の開発方法			
	社内システム側	自社システムベンダーにて開発 ・CI-NET 形式に合わせた CSV ファイル出力		エクセルによる台帳管理(エクセル台帳)である。

ID	比較項目	地域総合建設業 中部 1	地域総合建設企業 関東 1	元請と下請の両面で利用 1
		平成 26 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 12 月
		・取引先コードを企業識別コードに変換		
	EDI システム側	連携パッケージ(WEBCON-Stream)を使用 外字のチェックと変換		なし
	注文請求データの保管方法	ASP にて保管		電子・紙
6	導入・拡大検討の動機(目的)、きっかけ、導入に至った経緯等			
	動機(例:効率化、費用削減等)	注文書は着工前に発行できているが、着工前に請書が受領できているのは、約 1 割にすぎない。(25 年度 4～5 月実績) 理由としては注文書発行から請書受領までのリードタイムが長い(25 年度 4.5 月実績で約 9 日)ことが考えられる。 ⇒電子商取引システム(CI-NET)の導入により、注文書発行から請書受領までのリードタイム内訳の主要因である、「進捗管理による取引先滞留時間の低減」、「電子化による郵送時間の削減」を実現し、請書受領までのリードタイム短縮(平均 2 日)を目指したい。	発注システムに汎用性がなく、発注業務フローの効率化が求められていた。	業務効率化・費用削減・時代の流れ
	きっかけ(例:トップダウン、国交省来訪等)	経営層の判断による	地方整備局の立ち入り検査時に、コンプライアンスに基づく業務運用を求められ、最終見積書と注文書の一体管理が必要になった。	元請(親会社)の要請より開始した。元請(親会社)と協力会社間で実施していた案件の電子商取引だが、当社に事業を引き継いだことにより、協力会社からこれまで通り電子商取引を実施して欲しいとの強い要請があり、取引先間とも実施した。
	上申書の記載項目			
	CI-NET の概要	○	○	○
	背景、目的、目標	○	○	○
	導入費用	○	△(社内コンプライアンス重視)	○
	導入効果	注文書の発行から請書の受領までのリードタイムが短くなることで、工事着工前に請書を受領できる割合が大幅に増える。 現状:工事着工前に請書受領する比率 11% CI-NET 導入後:同 62%(電子化率 70%で試算)	△(社内コンプライアンス重視)	取引の上下で同様の仕組みで無駄のない実施方法が採れるメリットがある。
	導入時の工夫			元請(親会社)と協力会社間で実施していた電子商取引方法を、そのまま引き継ぎことにより、混乱なく電子商取引を実施した。
7	進め方			
	導入フェーズ			
	導入ステップ(契約→見積等の段階的な拡張計画等)	従来から調達部で注文書を発行していた 50 万円以上の注文案件から電子化を実施。 50 万円未満の注文や、見積り、請求への拡張は今後検討。	第一段階:見積依頼・回答/注文・注文請け 出来高・請求に関しては検討中。	●下請の立場 元請(親会社)と購買見積、注文、出来高請求業務 ●元請の立場 注文業務を実施。 購買見積、出来高請求業務は、元請(親会社)が実施開始により、検討中。
	取引先の導入状況			●元請の立場として

ID	比較項目	地域総合建設業 中部 1	地域総合建設企業 関東 1	元請と下請の両面で利用 1
		平成 26 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 12 月
	新規導入企業数、導入当初の導入済み企業数		38 社 (6ヶ月(2013年3月~8月)の実績)	導入当社の導入協力会社数約 30 社
	普及状況(取引先企業数の時系列データ等)		取引件数:11.5% 取引金額:29.4% 6か月(2013年3月~8月)の実績	毎年5社程度導入
	導入スケジュール	社内承認から運用開始まで:1カ年	導入検討から運用開始まで:6カ月	導入検討から運用開始まで:3カ月
	社内導入検討(着手~社内承認)	2カ月	2カ月	1ヶ月
	設計	ベンダー選定、業務フロー検討:2カ月	業務フロー設計:2カ月	ASP サービス導入:半月
	プログラム開発	5カ月	2.5カ月	なし
	テスト、試験運用	3カ月	3カ月	半月
	実施体制(推進主体)	調達部員2名 情報システム部門2名	○社内導入/協力会社促進 リーダー:積算購買部長 メンバー:建築部長、総務部、積算購買部課長、積算購買部担当 ○導入支援(外部委託) シーイーエヌソリューションズ(株)	総務部長・事務担当(女性1名) ※ 運用段階で1名増員
	教育・研修等	説明会開催	説明会開催、逐次電話対応	説明会開催、逐次電話対応
	実施体制	調達部、ASP 事業者	積算購買部、シーイーエヌソリューションズ(株)	親会社・ASP 事業者の支援
	実施頻度	4回(取引額の多寡に応じて、既導入、未導入企業向けに説明会を実施)	操作説明会:2回	各地区1回(広島・岡山・山口・四国)
	内容	<既導入企業向け> ・導入経緯 ・導入範囲 ・スケジュール ・申し込み受付先 <未導入企業向け> ・CI-NET の概要 ・導入パターン ・導入経緯 ・導入範囲 ・導入手続き ・スケジュール ・申し込み受付先	○操作説明会プログラム 業務フローに沿って操作説明実施。 1. CI-NET 運用開始について(積算購買部長) 2. CI-NET の概要、導入手続き、業務処理留意点(シーイーエヌソリューションズ(株)) ○ヘルプデスクの設置 発注者(社内):積算購買部が中心となり、リフォーム事業部が確認しながら業務運用を実施。サポートは、シーイーエヌソリューションズ(株)が担当。 受注者(協力会社):導入ツールのヘルプデスクを利用。	<既導入企業向け> ・導入経緯 ・導入範囲 ・スケジュール ・申し込み受付先 <未導入企業向け> ・CI-NET の概要 ・導入パターン ・導入経緯 ・導入範囲 ・導入手続き ・スケジュール ・申し込み受付先
	対象者	既導入企業(年間取引額5千万円以上):26社 既導入企業(その他):48社 未導入企業(年間取引額5千万円以上):26社 未導入企業(その他):141社	1次説明会(協力会社員):約70社(うち、CI-NET 導入済み13社) 2次説明会(協力会社員):約100社(うち、CI-NET 導入済み39社)	●元請の立場 取引実績のある協力会社約300社へ案内、説明会出席社数 計150社
	その他			電子化に向けた業務の簡素化・メリット、デメリット
	運用フェーズ			
	サポート体制(ヘルプデスクの設置有無)		積算購買部、リフォーム事業部 サポートはシーイーエヌソリューションズが担当。	社内窓口2名で対応
8	コスト…導入・運用コスト等(←新調査アンケートを参考)			
	導入コスト			
	賦課先別コスト			
	社内システム改修費用	1,300,000 円	0 円	0 円
	ASP サービス利用料	利用登録料:130,000 円	ASP 登録料:52,500 円 ASP 利用料:75,600 円 ASP 保管料:10,500 円	ASP 登録料:約7万円

ID	比較項目	地域総合建設業 中部 1	地域総合建設企業 関東 1	元請と下請の両面で利用 1
		平成 26 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 12 月
	各種申請料等	企業コード取得+電子証明書:40,425 円	企業コード取得:16,825 円 電子証明書:6,825 円	企業コード取得+電子証明書:40,425 円
	機能別コスト			
	社内システムと EDI システムの連携部分			
	運用コスト			
	賦課先別コスト			
	ASP サービス利用料	9,300 円/月 連携機能、データ保管(上限 1GB)含む	ASP 利用料:138,600 円(毎年) ASP 保管料:35,000 円(2 年目)、 48,000 円(3 年目)、55,000 円(4 年目)	ASP 利用料:120,600 円(毎年)
	各種申請料等	企業コード取得:42,000 円(3 年毎) 電子証明書:6,825 円(3 年毎)	企業コード取得:21,000 円(3 年毎) 電子証明書:6,825 円(3 年毎)	企業コード取得:21,600 円(3 年毎) 電子証明書:7,020 円(3 年毎)
	その他			
9	メリット			
	定量効果(業務効率化等によるコスト削減効果)			
	作業時間(人日/年間)※1 日 8 時間換算	11.8 人日/年	約 33 日/年 <約 2 割削減>	1 件当たり約 3 割の削減
	印紙税(円/年間)	-	受注者側として:約 100,000 万円/年	受注者側として:約 100,000 万円/年
	郵送料(円/年間)	182,400 円/年(電子化率 60%で試算)	約 24,000 円/年	約 60,000 円/年
	紙資源(枚/年間)	コピー用紙:11,400 枚/年 長三封筒:2,280 枚/年 (電子化率 60%で試算)		約 10,000 円/年
	その他	CI-NET 導入当初から経費、工数の削減効果額(トータル見込 502,020 円/年)がランニングコストを上回るうえ、電子化率の上昇に比例して効果額もアップする。 これにより 4 年程度で投資の回収が可能。		交通費 1,000 円/件
	定性効果(コンプライアンスの徹底等)			
	時間短縮		注文～注文請書受領の時間が平均 2 日/件 短縮(導入前:平均 3 日、導入後:平均 1 日)	午前送信、午後受信で、途切れ感のない事務処理を実現。
	事務処理作業の効率化		標準業務フローに沿った運用で、協力会社と条件合意のもと、契約業務を効率的かつ確実に実施することができる。	・見落とし作業漏れの支障が発生しない。 ・電子データの場合、実行予算承認の段階で、履歴有効の仕組みにより、経路途中がカット。 ・平均契約金額 200 万円であり、取引金額の割に注文書が多い。省力化効果は大きい。
	経営分析			
	法令遵守	注文書の発行から請書の受領までのリードタイムが短くなることで、工事着工前に請書を受領できる割合が大幅に増える。	CI-NET の利用により、協力会社とお互いの条件合意のもとで取引をすることができる。	見積業務では適正な見積期間が求められる。 書面の場合は漏れなく証拠書類管理が求められるが、CI-NET 利用であればシステム自体が管理しているためきちんと行える。
	内部統制			
10	問題点・課題			
	導入中または運用後の新たな問題点・課題、その対			

ID	比較項目	地域総合建設業 中部 1	地域総合建設企業 関東 1	元請と下請の両面で利用 1
		平成 26 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 12 月
	応策等			
	専門業者で利用が進まない理由と対応策		<p><課題>電子契約率が未だ低く、業務効率化が不十分。</p> <p><対応策>地域のゼネコン各社への CI-NET 普及による、協力会社における CI-NET 導入メリットの増大。</p>	年間を通しての利用頻度(取引件数)が少ない
	零細企業での負担軽減			取引先に零細企業(職人が主)が多く、3年に1度の更新手続きも難しいのが実態。 ASPサービスの利用料、更新料をリーズナブルにしてほしい。
	簡素化への要望		<p><課題>経理部門における重複入力の発生</p> <p><対応策>請求業務フローのさらなる改善</p>	業者検索機能の充実
	今後の計画			
	対象業務	まずは 50 万円未満の注文についての導入検討を行う。 その後状況を見て必要であれば、購買見積り、出来高報告、下見積り、請求について順次検討を行う。	出来高・請求業務の導入検討	●元請の立場 出来高請求業務の導入検討
	対象地域	当面は調達部のみでの運用だが、対象業務の拡大に伴う各営業所での運用の可能性あり。		
	対象業者	対象業務の拡大に伴い、業務の効率化によるコストメリットが出やすくなった場合、取引額の比較的小さい仕入先にも導入を再度打診する。	協力会社へ CI-NET 接続の依頼を続ける。	●元請の立場 新規取引先の拡大を目指し、取引が生じたタイミングで勧誘。(ただし、リニューアル業務なので、ある程度取引先は固定)

CI-NET導入事例 (下請と元請の両面で利用)

一般財団法人 建設業振興基金

平成27年12月

Copyright © 2015.12, CI-NET All rights reserved.

0

本事例の特徴

CI-NET実施のリニューアル事業部で
2つの立場

- 下請の立場
親会社との取引では一次下請の立場
- 元請の立場
リニューアル工事の取引では元請の立場

Copyright © 2015.12, CI-NET All rights reserved.

1

1. 2. 企業プロフィール

■企業の規模

- ◆資本金 : 1億円
- ◆従業員数 : 広島支店は46名(全体は330名)
- ◆完工高 : 広島支店は約20億円(全体は130億円)

■業務の規模(広島支店の場合)

	下請の立場			元請の立場		
	全体	EDI化対象数	EDI化率	全体	EDI化対象数	EDI化率
取引先数	1社	1社	100%	400社 ¹	71社	18%
注文件数	10件/年	10件/年	100%	1,800件/年 ²	500件/年	28%
請求件数	10件/年	10件/年	100%	未実施		

全社では、2,000社¹、7,300社/年²

3. 対象業務範囲

■対象範囲(分野、地域、区分)

	対象範囲			本資料の範囲
	分野	地域	区分	
分野	建築	× 土木	リニューアル	
地域	本店	広島支店	△ 全営業所	
区分	労務	△ 資材	外注	

△:CI-NETを利用せず ×:社内不存在

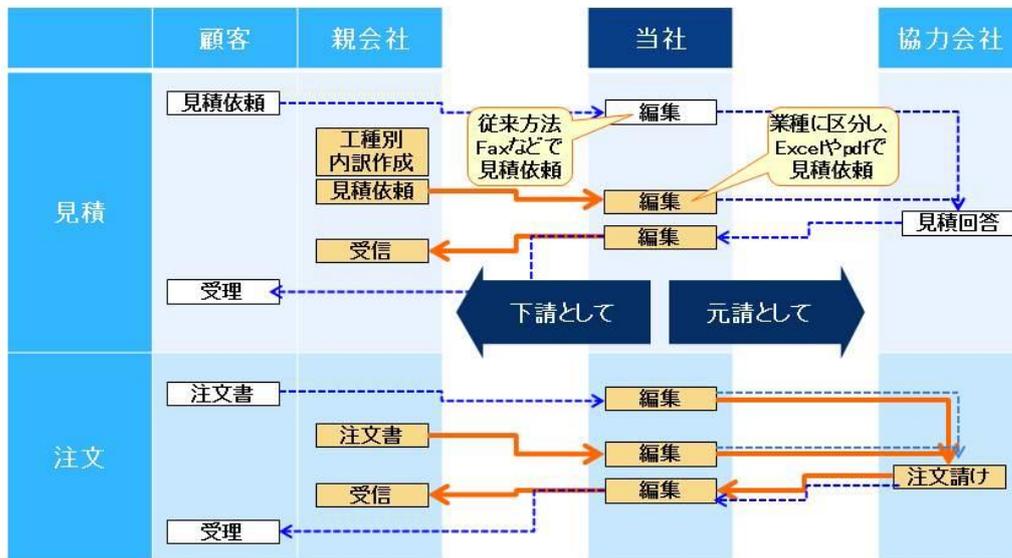
■対象範囲(業務)

連絡業務(EDIメッセージ)	下請の立場	元請の立場
下見積(依頼・回答)	×	×
購買見積(依頼・回答)	○	△
注文(注文・注文請け)	○	○
出来高(確認・承認)	○	△
請求(請求・確認)	○	△
立替金	×	×

○:利用 △:利用予定 ×:未利用

4. 業務プロセス

→ : 電子の流れ(導入後)
 - - - - - : 紙の流れ(導入前)



Copyright © 2015.12-,CI-NET All rights reserved.

4

5. システム概要

■ EDIシステム

- ◆ 構成パターン : ASP活用タイプⅡ
送受信、暗号、電子証明書・電子署名添付はASPを利用
- ◆ 利用サービス、ソフトウェア : LiteSNEO(日本電気株式会社)

■ 社内システム

- ◆ 数量積算 : なし・担当者作成(エクセル・レベル)
- ◆ 実行予算 : なし・担当者作成(エクセル・レベル)
- ◆ 原価管理 : なし・担当者作成(エクセル・レベル)
- ◆ 注文・購買 : なし・担当者作成(エクセル・レベル)
- ◆ 工事管理 : なし・担当者作成(エクセル・レベル)
- ◆ 経理・会計 : 市販ソフトウェア(E1※オラクル社)
- ◆ その他 : -

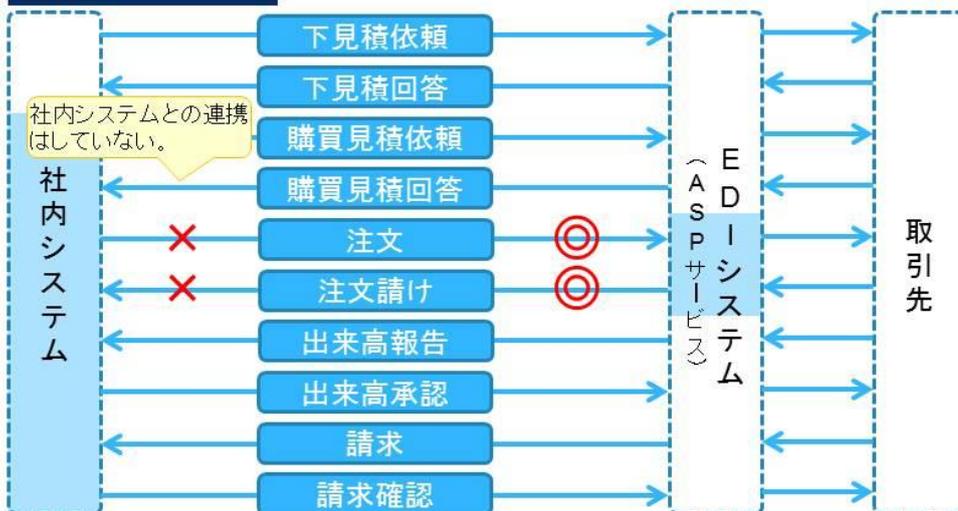
Copyright © 2015.12-,CI-NET All rights reserved.

5

5. システム概要①

■社内システムとEDIシステムの連携方法

元請の立場の場合



Copyright © 2015.12-,CI-NET All rights reserved.

6

5. システム概要②

■社内システムとEDIシステムの連携方法

●下請の立場

親会社(元請)からの確定注文メッセージ(電子データ)を受信すると、エクセル台帳に工事名、金額等を入力する

●元請の立場

取引先への確定注文メッセージの内訳明細は、下見積の際より社内に蓄積している元請への見積電子データを切り取るように加工して、作成し送信する。リニューアル工事なので明細項目は多くなく、業務量とカウントする作業負担はない。

- ・●下請の立場および●元請の立場、共に同様の仕組みなので、システム連携せず手動に頼ってはいるが、非常に効率的である。
- ・社内システム側での案件情報はエクセルによる台帳管理
- ・注文・請け、請求データの保管方法は、電子データ

Copyright © 2015.12-,CI-NET All rights reserved.

7

6. 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等

■ 導入検討の動機

- ◆ 業務効率化
- ◆ 費用削減
- ◆ 時代の流れ

■ 導入検討のきっかけ

- ◆ 元請(親会社)の要請より開始
- ◆ 元請(親会社)と協力会社間で実施していた案件を当社に引き継いだことにより、協力会社からこれまで通り電子商取引を実施して欲しいとの強い要請

■ 社内上申書の概要

- ◆ CI-NETの概要
- ◆ 背景、目的、目標
- ◆ 導入費用
- ◆ 導入効果

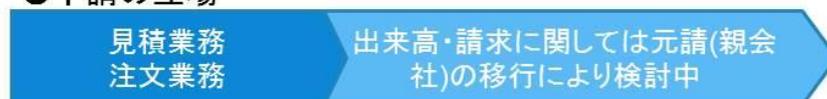
7. 進め方(導入フェーズ)①

■ 導入ステップ

【第1段階】

【第2段階】

● 下請の立場



● 元請の立場



■ 実施体制(推進主体)

- ◆ 総務部長・事務担当(女性1名) ※運用段階で1名増員

7. 進め方(導入フェーズ)②

■実施体制

- ◆総務部長・事務担当(女性1名) ※運用段階で1名増員

■導入スケジュール

- 親会社と下請の立場で実施、その後元請の立場としても利用拡大



7. 進め方(運用フェーズ)

- 下請の立場では問題なし

- 元請の立場では

■教育・研修等…説明会開催、逐次電話対応

- ◆体制…親会社、ASP事業者の支援
- ◆頻度…各地区1回(広島・岡山・山口・四国)
- ◆内容

内容	既導入企業	未導入企業
CI-NETの概要		○
導入パターン		○
導入経緯	○	○
導入範囲	○	○
導入手続き		○
スケジュール	○	○
申し込み受付先	○	○

- ◆対象者…取引実績のある協力会社約300社へ案内
説明会出席社数 計150社

8. 導入・運用費用

金額: 税抜

	初年度	2年目	3年目	4年目以降
社内システム改修費	0円	0円	0円	0円
企業コードの取得	32,000円	0円	0円	以降、3年ごとに 40,000円
電子証明書	6,500円	0円	0円	以降、3年ごとに 6,500円
ASP登録料	約70,000円	0円	0円	0円
ASP利用料(円/年)	120,600円	120,600円	120,600円	120,600円

※ ASP利用料には、連携機能、データ保管(上限1GB)を含む。



- ◆ 携帯電話1台分程度の安価なコストで導入・運用可能
- ◆ ASPサービス利用により、セットアップ作業や保守作業も不要

9. 導入効果(定量効果)

- 作業時間
 - ◆ 1件当たり約3割の削減
- 印紙税
 - ◆ 約100,000円/年(下請の立場)
- 郵送料
 - ◆ 約60,000円/年
- 紙資源
 - ◆ 約10,000円/年
- その他
 - ◆ 交通費: 1,000円/件

9. 導入効果(定性効果)

■時間短縮

- ◆午前送信、午後受信で、途切れ感のない事務処理

■事務処理作業の効率化

- ◆見落とし作業漏れの支障が発生しない
- ◆電子データの場合、実行予算承認の段階で、履歴有効の仕組みにより、経路途中がカット
- ◆平均契約金額200万円であり、取引金額の割に注文書が多い。省力化効果は大きい

■法令遵守、内部統制

- ◆見積業務では適正な見積期間が求められる。書面の場合は漏れなく証拠書類管理が求められるが、CI-NET利用であればシステム自体が管理しているためきちんと行える

(3) 電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関する調査報告

電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関する調査 報告

(a) 調査概要

国土交通省「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン(平成17年度月日)」に準拠すると、電子契約であっても、施工体制台帳には当該電子契約の内容を印刷した書面を添付せざるを得ない状況となるため、ガイドラインの改善を目指している。

そこで、まず電子契約を行っているゼネコンにおける施工体制台帳およびそれに添付すべき下請契約内容を印刷した書面の取扱いに関する状況を把握する調査を実施した。

ガイドラインは別紙参照。

(b) 調査対象

CI-NET 利用ゼネコン 23 社 (うち回答 21 社)

(c) 調査期間

平成 27 年 5 月 8 日～5 月 20 日

(d) 調査結果

CI-NET を利用して電子契約を行っている場合における
施工体制台帳の取扱いに関する調査票(および結果)

ご回答者情報

記入日	平成 27 年 5 月 日
社名	
部署	
氏名	
Tel.	
E-mail	

電子契約を行っている御社において、契約書(注文請け電子データ)の対応について、お聞きます。

1. 工事現場での契約書(注文請け電子データ)の取り扱いについて

(1) 注文請け電子データの保管は、どのような状況ですか。(複数回答可)

- | | |
|---|------|
| ① 工事現場に電子データで保管している | 1 社 |
| ② 拠点(支店、営業所、事務センター等)に保管されている | 15 社 |
| ③ 工事現場には紙面に印刷して保管している | 6 社 |
| ④ 工事現場ごとに、①、②、③の場合があり、状況が異なっている | 2 社 |
| ⑤ その他「
・データセンターのデータベースに保管している。
・電子データは全社システムに保管されており、必要に応じて現場に印刷して保管している。
・平成 27 年 3 月以前は紙面で出力、4 月以降は PDF で保管。
・資材の集中購買のみ電子データで契約しているため、現場には無く、原本は ASP サービスで保管されている。」 | 4 社 |

「1.(1)において、①もしくは②、または①②両方」を選択された方にお聞きます。

(2) 工事現場で契約書(注文請け書)の電子データの内容を確認することができますか。

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| ① 確認できる(PC、プリンタ等により紙面に印刷することができる) | |
| 確認可能な工事現場は、全工事現場に対する割合(%)はどのくらいでしょうか。 | |
| ①-1 0~30%() | 0 社 |
| ①-2 30~60%() | 2 社 |
| ①-3 60%以上() | 6 社 |
| ①-4 不明 | 0 社 |
| ② 確認できない | 9 社 |

(3) 注文請け書が紙面と電子データの混在である場合、施工体制台帳に添付すべき注文請け書の扱いは、どうしていますか。

- ① 書面による契約に合わせ、電子契約における注文請け電子データも全て紙面にして添付している
13社
- ② 電子契約に合わせ、書面による契約における注文請け書も全て電子データ(CI-NET 電子データまたはpdf)にしている
3社
- ③ 注文請け書が紙面と電子データの混在としている。注文請け書が、書面の場合は紙面にして添付しており、電子契約における注文請け電子データの場合は電子データ(CI-NET 電子データまたはpdf)にしている。
1社
- ④ その他「
」
・施工体制台帳が電子のものはグリーンサイトに保管、紙はファイル。
・請書は保管せず、提出を求められた場合のみ依頼ベースで本社が出力。
2社

2. 公共工事における施工体制台帳の検査、提示について

(1) 工事現場において、施工体制台帳の検査を受けたことはありますか。

- ① ある
16社
- ② ない
3社

上記「2.(1)において、①ある」を選択された方にお聞きします。

(2) 施工体制台帳の検査を受けた際、契約書(注文請け書)の電子データについて内容を確認されたことはありますか。(複数回答可)

- ① 契約書(注文請け書)の電子データを紙面に印刷して書面を用意していたが、モニターによる確認を受けた
2社
- ② 書面は用意していないため、モニターによる確認を受けた
0社
- ③ 書面を用意していたため、書面による確認を受けた
12社
- ④ 書面を用意していなかったが、紙面への印刷を指示され書面による確認を受けた
3社
- ⑤ ない
3社

(3) 注文請け書が紙面と電子データの混在である場合、一覧性の確保のため全て紙面にすることを求められたことがありますか。

- ① ある
6社
- ② ない
9社

(4) 公共工事完了後、施工体制台帳の写しの提出についてお聞きします。(複数回答可)

- ① 施工体制台帳、契約内容を印刷した書面、共に書面で提出した
15社
- ② 施工体制台帳、契約内容を印刷した書面、共に電子的な方法で提出した
2社
- ③ 施工体制台帳は電子的な方法で提出したが、契約内容を印刷した書面は書面で提出した。
0社

3. 施工体制台帳の状況について

(1) 施工体制台帳は電子化されていますか。

① はい

・注文請け電子データは、

CI-NET 電子契約データ

3 社

pdf ファイル

4 社

その他 「 」

・各事務所に任せており確認できない。

・別途印刷している。

2 社

② いいえ

10 社

(2) 工事現場に備え付ける施工体制台帳の電子化率ほどの程度でしょうか。

① 0%

4 社

② 30%未満

5 社

③ 30～60%

0 社

④ 60%以上

5 社

⑤ 確認できない

5 社

(3) 施工体制台帳の電子化は、どのようなシステムを利用されていますか

① グリーンサイト等のシステムを利用している

9 社

② その他 「 」

・社内の「工事实績検索」・「建物カルテ」システムの竣工データ閲覧

・システムの利用はなく、エクセルファイルで対応。

・グリーンサイトを導入しているが普及していない。

4 社

以上

電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン

平成17年3月3日

国土交通省

1. はじめに

建設工事における電子契約については、平成13年4月より、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条第3項に基づき、一定の要件の下に認められているところである。本ガイドラインは、建設業における電子商取引の一層の推進を図るため、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の2第2項第1号に規定されている契約に係る書面の写しの施工体制台帳への添付について、建設業法施行規則第14条の2第4項に規定されている電子契約を行った場合の取扱いを明確化するものである。

2. 電子契約を行う場合の前提条件について

建設工事において電子契約を行う場合には、その前提として、以下の条件を満たしていることが必要である。

- ① 電子契約の方法等についてあらかじめ当該契約の相手方の承諾を得た上で、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項を満たす契約内容とするなど、関係法令を遵守していること。
- ② 平成13年3月30日に定めた「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」を参考として、必要な措置を講じていること。

3. 電子契約を行った場合の工事現場に備え付ける施工体制台帳の取扱いについて

(1) 建設業法施行規則第14条の2第4項の規定の趣旨について

建設業法施行規則第14条の2第4項に規定されているとおり、電子契約の内容がパーソナルコンピュータ(以下「PC」という。)等のハードディスクや、フロッピーディスク(以下「FD」という。)等に記録され、その記録された内容が、必要に応じ、当該工事現場(以下単に「工事現場」という。)においてPC、プリンタ等により明確に紙面に表示することができるときは、建設業法施行規則第13条の2第2項において建設工事の電子契約の要件として求められている見読性および原本性が確保されていることから、当該契約の書面による写しを別に作成し、施工体制台帳に添付する必要はなく、FD等に当該契約の内容を保存して施工体制台帳に物理的に添付する必要もないこととしてよい。

また、当該電子契約のデータが、本社・営業所等のサーバやASPサーバ等の工事現場とは異なる場所に保存されている場合についても、必要に応じ、工事現場においてPC等によりこれにアクセスし、明確に紙面に表示することができるときは、上記と同様に取り扱って差し支えない。

※ 見読性:契約の相手方がファイルの記録を出力した書面を作成することができるものであること。

原本性:ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

ASP: Application Service Provider の略。ネットワーク経由でアプリケーションの機能を提供するサービス。

(2) 工事現場にPC、プリンタ等が常時設置されておらず、電子契約の内容を、常時、紙面に表示することが困難な場合における対応について

工事現場によっては、PC、プリンタ等が常時備え置かれていない場合もあるものと考えられるが、この場合であっても、以下の3つの条件のすべてを満たす場合には、見読性および原本性が確保されるため、建設業法施行規則第14条の2第4項の規定に適合するものとして取り扱って差し支えない。

- ① あらかじめ当該電子契約の内容が紙面に印刷された書面が施工体制台帳に添付されていること(見読性の確保)。
- ② ①の書面の内容が当該電子契約の内容と相違ない旨が、当該契約における注文者の現場代理人(現場代理人を置いていない場合は監理技術者又は主任技術者。以下同じ。)の署名又は記名押印により誓約されている書面が添付されていること(原本性の確保)。
- ③ 発注者、建設業許可行政庁等が①の書面の内容に疑義を持ち、当該電子契約の内容を直接に紙面に表示することを要求した場合等には、請負業者が必要な機器を工事現場に持ち込むこと等により、その要求に対応すること。

(3) 電子契約と書面による契約が混在し、施工体制台帳としての一覧性が確保されないことに対する措置について

現在の電子商取引の普及状況等を勘案すれば、施工体制台帳を構成する契約の中に電子契約と書面による契約が混在し、施工体制台帳としての一覧性が確保されないこととなるため、施工体制の確認の円滑な実施を容易にする観点から、当面の間は、(1)の要件が満たされている場合においても、当該電子契約の内容を紙面に印刷した書面を施工体制台帳に添付することとする。

なお、この場合、上記書面の原本性は、工事現場においてPC等で確認するものであるため、現場代理人の署名又は記名押印による誓約は必要ない。

4. 電子契約を行った場合の公共工事発注者に提出する施工体制台帳の写しの取扱いについて

公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第13条第1項により、公共工事の受注者は、その発注者に対し、作成した施工体制台帳の写しを提出することとされているが、電子契約を行った場合には、以下の2つの条件のすべてを満たさなければならないこととする。

- ① 当該電子契約の内容が紙面に印刷された書面が施工体制台帳の写しに添付されていること(見読性の確保)。
- ② ①の書面の内容が当該電子契約の内容と相違ない旨が、当該契約における注文者の現場代理人の署名又は記名押印により誓約されている書面が添付されていること(原本性の確保)。

なお、発注者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定に基づき、施工体制台帳の写しを電子的な方法で提出することを認めている場合には、当該方法で提出して差し支えない。

(4) 事前協議に活用する「施工体制台帳および下請負契約書の扱い」資料

施工体制台帳および下請負契約書の扱いについて

1. 趣旨

国土交通省は 2010 年 9 月に「電子納品等運用ガイドライン」を改定し、工事関係書類のうち、施工計画書や打ち合わせ簿などの工事帳票と工事写真から成る「工事書類」については、書面または電子データのいずれかを提出するだけでよいと取り決めた。しかし、ガイドライン改定後も、書面とデータの両方を提出するケースが多々見られた。そこで、国土交通省は、二重納品を完全に防ぐため、特記仕様書に事前協議の徹底を明示し、書面と電子データのどちらの方法で提出するのかを、工事着手前に受発注者間で取り決めることとしている。

本資料は、その中でも施工体制台帳とその添付書類（下請負契約書）の発注者による検査および提出において事前協議に活用することで不必要な負担を排除することを目的とする。

2. 手順

次ページ以降のフローチャートを用い、以下順序（最終的な提出方法を確定させてから、途中の現場検査の方法を検討する）で事前協議を行うことを推奨する。

- ① 受注者側の契約状況（紙契約書のみ、紙契約書と電子契約の混在、電子契約のみの何れか）を把握する。紙契約書のみならフローチャート 1 を、紙契約書と電子契約の混在ならフローチャート 2 を、電子契約のみならフローチャート 3 を活用する。
- ② 発注者側の電子契約への対応状況^{※1}を考慮して提出方法を決定する。

※1…電子契約内容が確認できるツールを利用できるネットワークやパソコン環境の有無
例) CI-NET を利用した電子契約の場合、（一財）建設業振興基金が契約内容確認ツール（CL ContView）を無償配布している。

URL : http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/cinet/riyou_siryoku.php

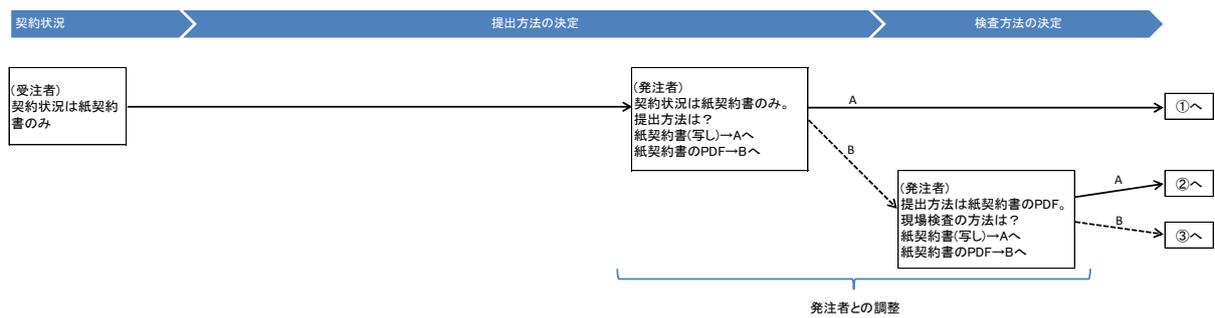
- ③ 受注者側の下請との契約状況を考慮して、不必要な負担^{※2}を発生させない現場での検査方法を検討する。

※2…例) 契約状況が電子契約のみで、電子ファイルのまま発注者側に提出するのだが、現場検査のために書面に印刷しておく等。

合意された方法について「電子納品・電子検査 事前チェックシート（土木工事用）」（別紙）の施工体制台帳の備考欄に記入する。

下請負契約書については、注文書、注文請書の同一性が担保されている状況であれば、検査及び提出は注文請書で行うものとする。

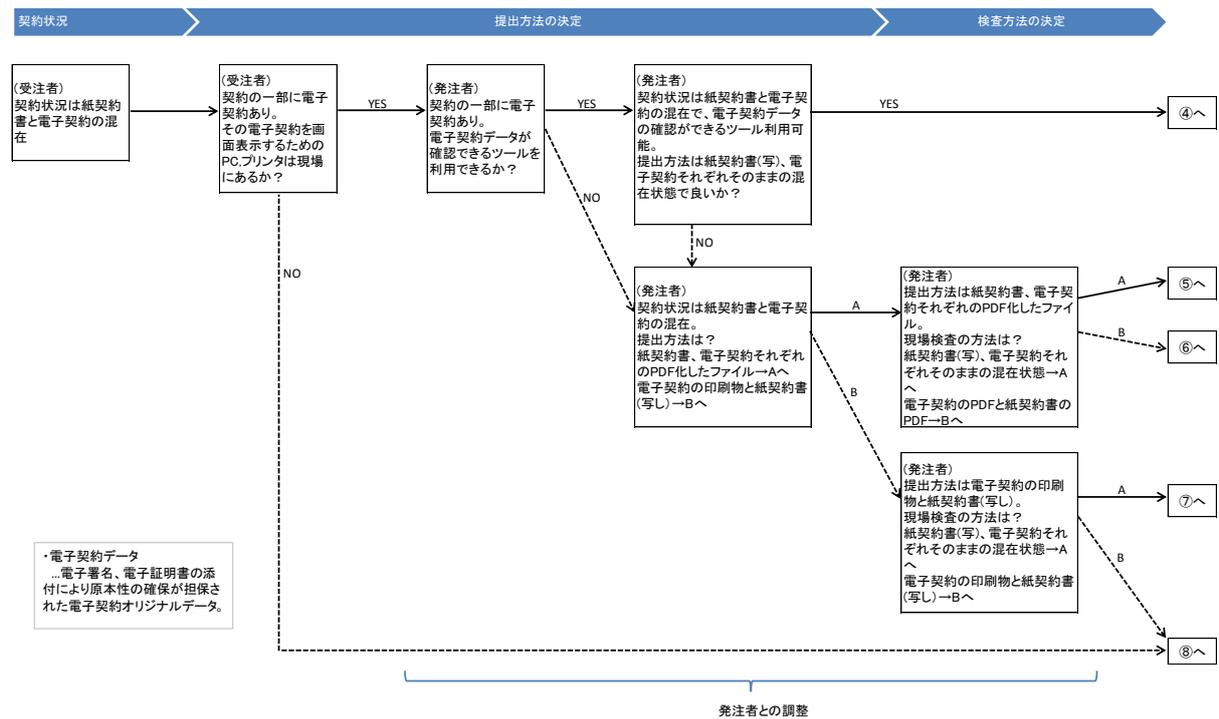
フローチャート 1：契約状況が紙契約書の場合の、添付する下請負契約書の状況と提出方法における検査方法



契約状況が紙契約書の場合、不必要な負担の発生しないような現場検査、提出の方法は以下が考えられます。

- ① 現場検査、提出ともに紙契約書の写しで行う。
- ② 現場検査は紙契約書の写しで行い、提出は紙契約書の PDF 化したファイルで行う。
- ③ 現場検査、提出ともに PDF 化したファイルで行う。

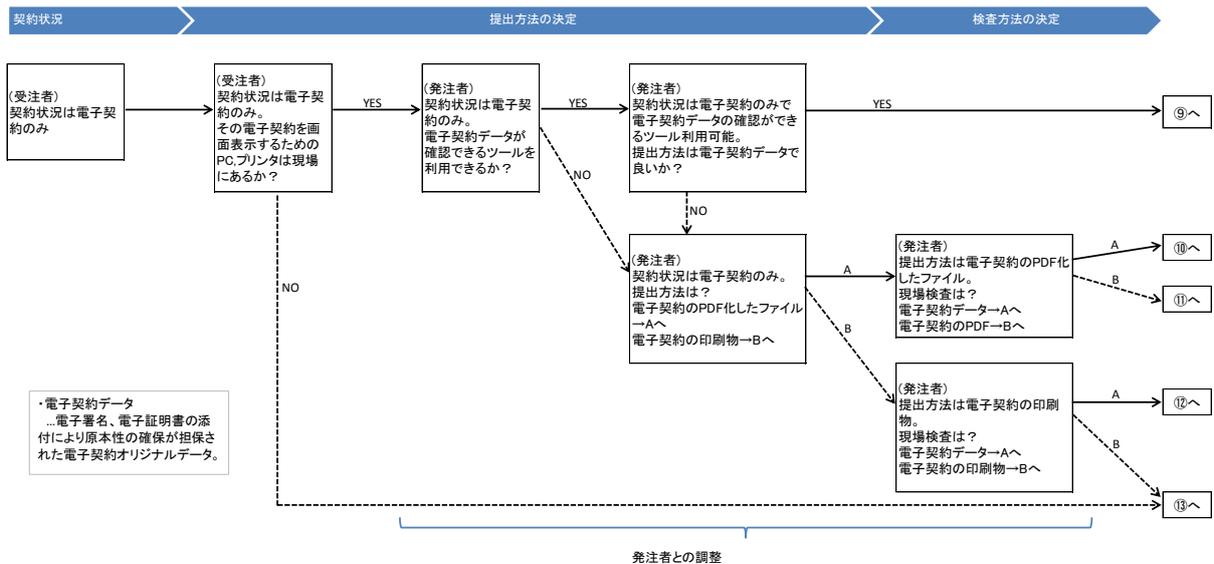
フローチャート 2：契約状況が紙契約書と電子契約の混在である場合の、添付する下請負契約書の状況と提出方法における検査方法



契約状況が紙契約書と電子契約の混在である場合、不必要な負担の発生しないような現場検査、提出の方法は以下が考えられます。

- ④ 現場検査、提出ともに電子契約データと紙契約書の写しの混在の状態で行う。
- ⑤ 現場検査は電子契約データと紙契約書の写しの混在の状態で行い、提出は電子契約のPDF化したファイルと紙契約書のPDF化したファイルで行う。電子契約のPDF化したものに関しては、その内容が該当する電子契約の内容と相違ないことを誓約した書面を添付する。
- ⑥ 現場検査、提出ともに電子契約のPDF化したファイルと紙契約書のPDF化したファイルで行う。電子契約のPDF化したものに関しては、その内容が該当する電子契約の内容と相違ないことを誓約した書面を添付する。
- ⑦ 現場検査は電子契約データと紙契約書の写しの混在の状態で行い、提出は電子契約の印刷物と紙契約書の写しで行う。電子契約の印刷物に関しては、その内容が該当する電子契約の内容と相違ないことを誓約した書面を添付する。
- ⑧ 現場検査、提出ともに電子契約の印刷物と紙契約書の写しで行う。電子契約の印刷物に関しては、その内容が該当する電子契約の内容と相違ないことを誓約した書面を添付する。

フローチャート 3：契約状況が電子契約のみの場合の、添付する下請負契約書の状況と提出方法における検査方法



契約状況が電子契約のみの場合、不必要な負担の発生しないような現場検査、提出の方法は以下が考えられます。

- ⑨ 現場検査、提出ともに電子契約データで行う。
- ⑩ 現場検査は電子契約データで行い、提出は電子契約を PDF 化したファイルで行う。電子契約の PDF 化したものには、その内容が該当する電子契約の内容と相違ないことを誓約した書面を添付する。
- ⑪ 現場検査、提出ともに電子契約を PDF 化したファイルで行う。電子契約の PDF 化したものには、その内容が該当する電子契約の内容と相違ないことを誓約した書面を添付する。
- ⑫ 現場検査は電子契約データで行い、提出は電子契約の印刷物で行う。電子契約の印刷物には、その内容が該当する電子契約の内容と相違ないことを誓約した書面を添付する。
- ⑬ 現場検査、提出ともに電子契約の印刷物で行う。電子契約の印刷物には、その内容が該当する電子契約の内容と相違ないことを誓約した書面を添付する。

(5) 普及拡大の展開対象・目標

普及拡大の展開対象・目標の検討

普及拡大の展開対象、及び進捗を的確に把握することを目的として、展開対象および評価

を具体化するための指標を明確にする。

各指標の考え方や分類に用いる基準値等の妥当性についてご意見いただきたい。

1) CI-NET 利用の全企業数

- ✓ 平成 27 年 10 月段階の CI-NET 利用企業数は“10,096 社”((一財)建設業振興基金にて調査)
- ✓ CI-NET 利用企業には、建設生産に関わる多くの業種が含まれるため、普及率の評価や展開対象の明確化が困難
- ⇒ 母数となる範囲を明確にした指標として、以下 3 つの観点から検討したい。

2) 発注者側企業を母数とする指標

- ✓ 発注企業が導入することで受注企業も導入を迫られる可能性が高い。そこで、発注者となりうる企業を売上高より判断(日刊建設工業新聞掲載の完工高(売上高)50億以上の企業を基準)し、完工高(売上高)に占める完工高別の CI-NET 利用状況を整理。
- ✓ 完工高(売上高)が高いほど CI-NET を利用している企業が多いという実態。
- ⇒ 普及拡大状況は、発注者側企業を母数として、完工高(売上高)に基づく会社規模別の利用率で評価。

【母数を建設工業新聞記載＋日建連＋その他の 370 社とし、完工高で分類】

母数:完工高 50 億以上の建設企業数(平成 26 年度)【完工高で 7 段階に分類】

完工高 ¹	企業数 ¹ ①	CI-NET 利用 ²	
		利用企業数 ②	割合(%) ②/①
50 億～	116 社	2 社	2%
100 億～	103 社	6 社	6%
200 億～	76 社	7 社	9%
500 億～	38 社	1 社	3%
1000 億～	17 社	0 社	0%
2000 億～	14 社	9 社	64%
5000 億～	6 社	4 社	67%
総合	370 社	29 社	8%

1: 日刊建設工業新聞で掲載された企業、日建連加盟企業、CI-NET 利用企業
(重複をのぞく)のうち完工高 50 億以上の企業 370 社

2: (一財)建設業振興基金 整理結果

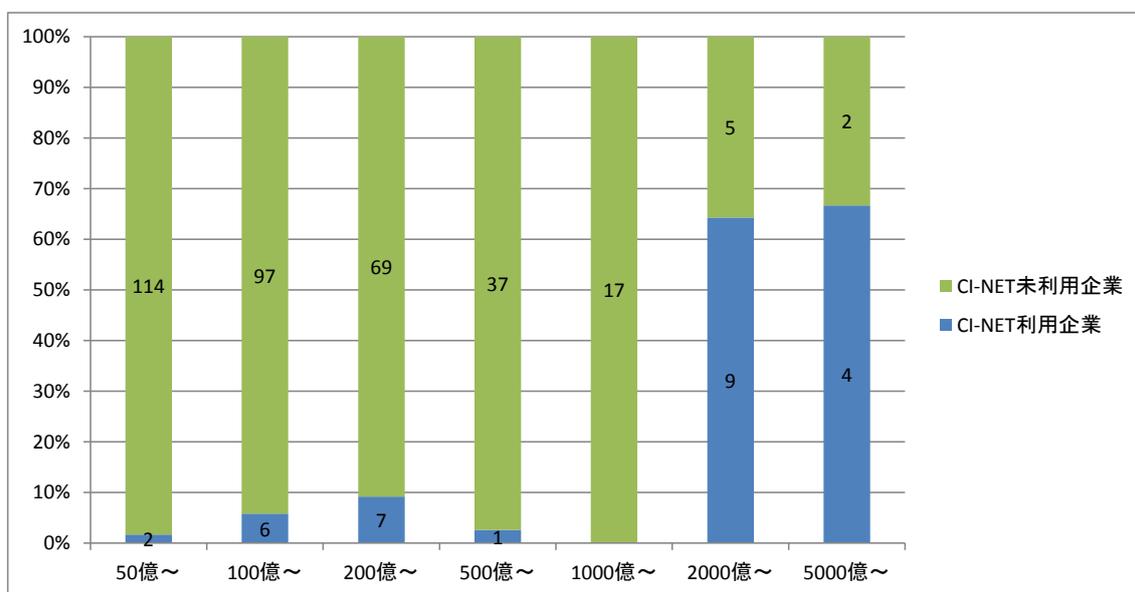


図1 完工高別 CI-NET 利用割合(建設工業新聞掲載企業以外含む)

3) 日建連加盟企業を母数とする指標

- ✓ 1)より、売上高の高い発注企業ほど利用意識が高いと想定。日建連加盟企業を対象に企業数、売上高ベースで利用割合を算出。
- ⇒ 企業数ベースより売上高ベースの方が利用割合は高いため、売上高の高い企業ほど利用意識が高いことを確認。
- ⇒ 普及拡大状況は、日建連会員企業の売上高を母数に利用率で評価。

母数:

- a. 企業数…日建連会員数(平成 26 年度)【140 社】
- b. 売上高…日建連会員企業の総売上高【14 兆 9012 億円】

	日建連加盟企業 ①	CI-NET 利用 ⁵ ②	割合(%) ②/①
a. 企業数	140 社 ³	17 社	12%
b. 売上高	149,012 億円 ⁴	49,188 億円	33%

3:「日建連事業報告」(平成 26 年度)

4: 日刊建設工業新聞に掲載された企業の売上高 + 掲載されていない企業は会社概要等を調査

5: 日建連加盟企業のうち、CI-NET を利用するゼネコン及びその他企業数((一財)建設業振興基金 調べ)

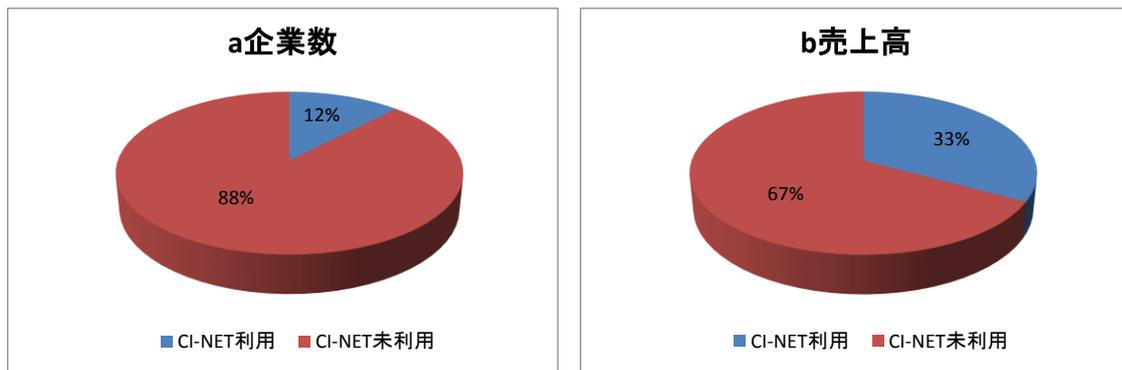


図 2 日建連加盟企業の CI-NET 利用状況(左:企業数、右:売上高)

4) 建設工事施工実績のある企業を母数とする指標

- ✓ 可能性企業数を、建設工事施工実績がある企業のうち、一定程度の規模を有する企業（資本金3千万以上）の利用割合を算出。（発注企業、受注企業含む）
- ⇒ 建設工事施工実績のある企業の利用割合に比べて、一定程度の規模を有する企業の利用割合が高い。
- ⇒ 普及拡大状況は、資本金に基づく一定程度の規模を有する企業を母数に評価。

※ ただし、“資本金”は企業規模を表現する数値として適切ではなく、本来は“売上高”や“完工高”等を利用すべき。これら数値の利用可否を含めて要検討。

・母数:

- a. 平成25年度に建設工事施工実績のある（公共工事、民間工事）【233,990社】
- b. 一定程度の規模を有する企業【例：資本金3千万以上 19,591社】

企業数	対象企業数 ①	CI-NET 利用 ②	割合(%) ②/①
参考 全企業数	—	10,096社 ⁸	—
a. 建設工事施工実績のある企業	233,990社 ⁶	9,369社 ⁹	4.0%
b. 可能性企業数(例：資本金3千万以上)	19,591社 ⁷	4,244社 ¹⁰	21.7%

- 6: 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室「建設工事施工統計調査報告 平成25年度実績」
- 7: 「建設工事施工統計調査報告 平成25年度実績」より、233,990社に資本金3千万以上の企業の割合8.4%を乗じたもの
- 8: 平成27年10月段階のCI-NET利用企業数((一財)建設業振興基金にて調査)
- 9: CI-NET利用企業“10,096社”((一財)建設業振興基金にて調査)に、建設業許可取得率“92.8%”((一財)建設業振興基金にて調査)を乗じたもの
- 10: 工事施工実績のあるCI-NET利用企業“9,369社”に、資本金3千万以上の企業の割合(45.3%)を乗じたもの。

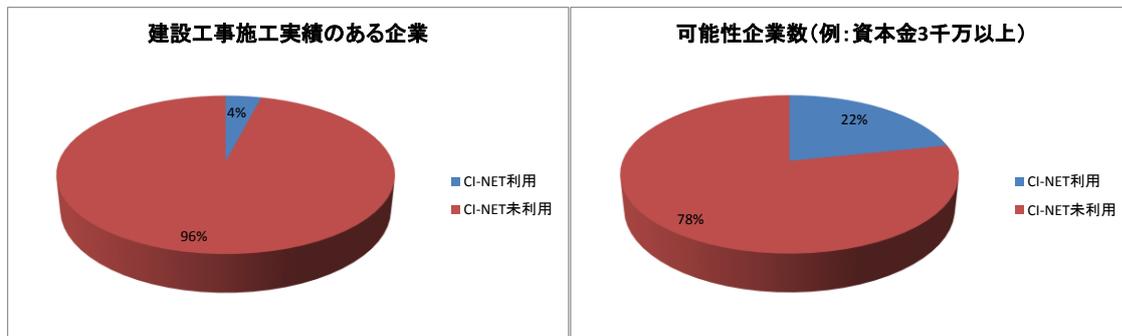


図3 建設工事施工実績のある企業のCI-NET利用状況(右:資本金3千万以上のみ)

(6) 差異に対する対応方針

CI-NET 運用拡大に係る留意点(案)

CI-NET 運用において、出来高請求業務などへの拡大、取引先の拡大、利用拠点(支店、営業所)の拡大など、検討の際にご利用ください。

項	課題	対応
01	利用業務の拡大 電子商取引の利用範囲において注文業務のみから開始し、その後、見積、出来高業務に拡大する。 注：開始時、注文業務のみあるいは注文と見積業務から開始が多い。	注文業務から出来高業務にまで拡大する場合 ①社内体制 関係部署、者は少数の範囲で実施可能だったことが、工事現場まで関係者となり、推進体制やヘルプデスク設置が必要となる。 ②説明、教育
02	取引先の拡大 当初は、CI-NET を既に導入している取引先および取引高の多い取引先と電子商取引を開始する。	①未導入取引先への勧誘方針（積極勧誘、都度勧誘） ②未導入取引先への説明会実施それに対するベンダの協力方法
03	利用拠点の拡大 当初は、実施拠点より開始、順次地方支店など拠点を拡大する。	①拠点拡大方法。通達方式、推進者による方式(転勤、指導)
04	社内システムとの連携 当初は、社内システムとは連携しないが自動連携に移行する。	①業務管理 工事費用管理は台帳による管理で済んだものが、単価など費用データ活用のために明細単位の管理が必要になる場合がある。 ②移行の段階により、システム開発が必要 ・連携せず台帳に手入力・穏やかな連携(管理画面は社内システムと ASP 画面)・自動連携(管理画面は社内システム) ・ASP 側でのデータ管理・社内システム側でのデータ管理
05	内訳明細の構成 ①表示レベル 当初は、明細は「1式」表示とし、内訳は添付ファイルとする方法から、内訳に明細を入力する方法に移行する。 ②構造 内訳の階層構造において、フラット構造あるいは階層構造	①工事費用管理は、見積・注文業務の場合、台帳管理でも可能である。出来高請求業務となると単価など費用データ活用のために明細単位の管理が必要になる場合があり、社内システム(実行予算、積算システム等)との連携の必要性が高まる。 ②社内システムの連携による自動入力とする場合、実行予算、積算システム等からの連携に関し、内訳の階層構造を考慮する。

(7) 発注企業における実用化実態調査報告

(a) 調査対象: CI-NET 利用ゼネコン 23 社 (五十音順)

- 大手企業群 4社
 (株)大林組、(株)鹿島建設(株)、(株)清水建設(株)、(株)竹中工務店
- 中堅企業群 19 社
 アイシン開発(株)、(株)穴吹工務店、(株)安藤・間、(株)加賀田組、(株)熊谷組、(株)鴻池組、(株)小俣組、五洋建設(株)、(株)近藤組、創和ジャステック建設(株)、(株)土屋ホールディングス、戸田建設(株)、西松建設(株)、(株)長谷工コーポレーション、(株)橋本店、○社(地域)、(株)フジタ、(株)本間組、三井住友建設(株)
- ※グラフ中の A 社・B 社・C 社等は、上記の順番とは一致しない。

(b) 調査期間

- 平成 27 年 4 月 23 日～5 月 8 日

(c) 調査項目

- i) 企業情報(資本金、完工高)
- ii) CI-NET で利用されている業務メッセージ
- iii) CI-NET 利用の方針・計画、推進状の課題
- iv) 電子化率(概要)

① 契約件数、② 契約金額、③ 出来高件数、④ 出来高金額、⑤ 取引業者数

参考: 電子化率(概要)

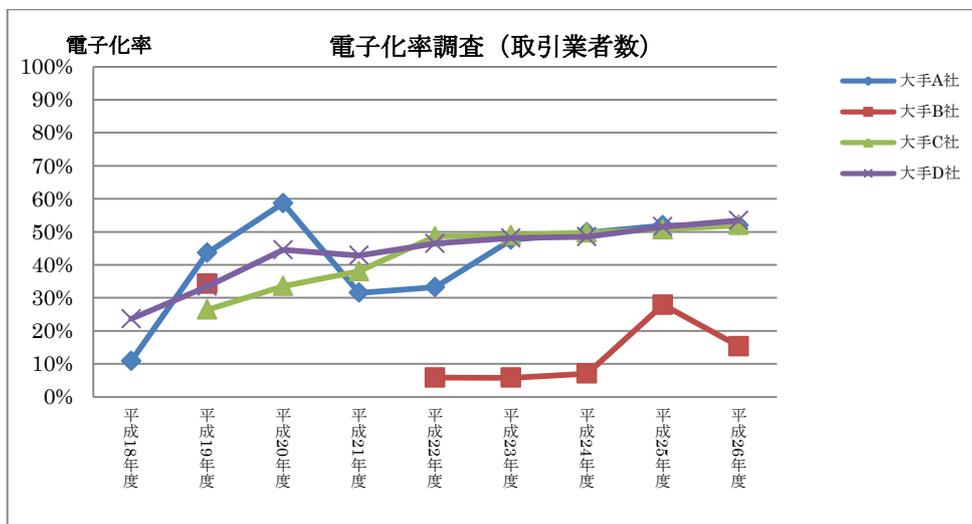
	回答数	紙+電子(a)	電子(b)	率(b/a)
①契約件数 (単位:件)	22	745,958	501,744	67%
②契約金額 (単位:百万円)	20	6,288,359	4,408,051	70%
③出来高件数※1 (単位:件)	5	1,024,730	605,062	59%
④出来高金額※2 (単位:百万円)	5	3,881,659	2,756,107	71%
⑤取引業者数 (単位:社)	21	74,920	18,756	25%

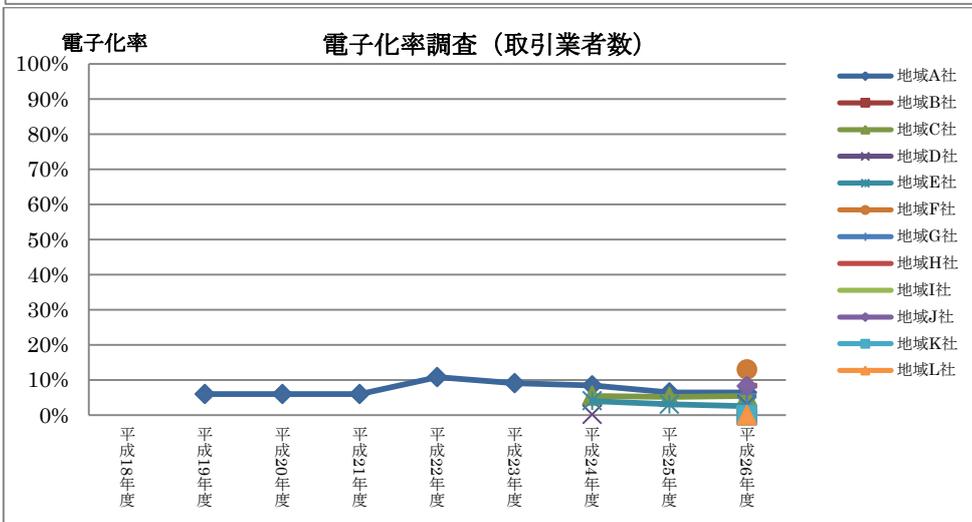
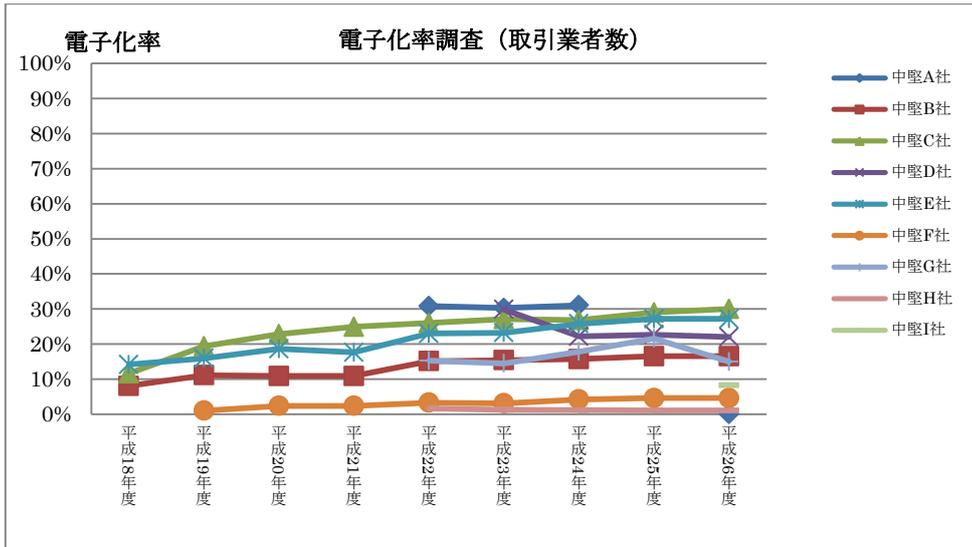
※1 1 契約に対して通常複数月に渡る出来高報告があるため累計件数

※2 出来高報告に上がった金額計(重複なし)

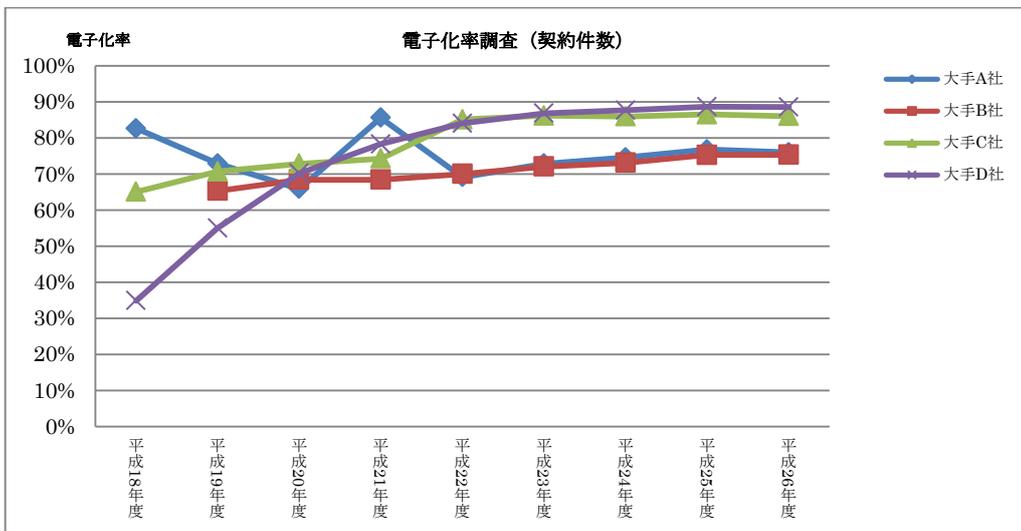
(d) 電子化率 (概要)

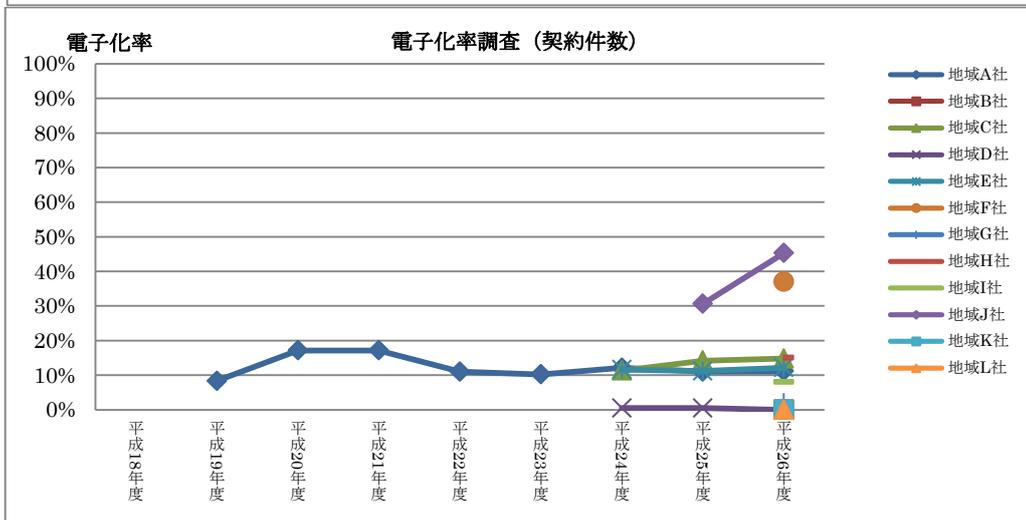
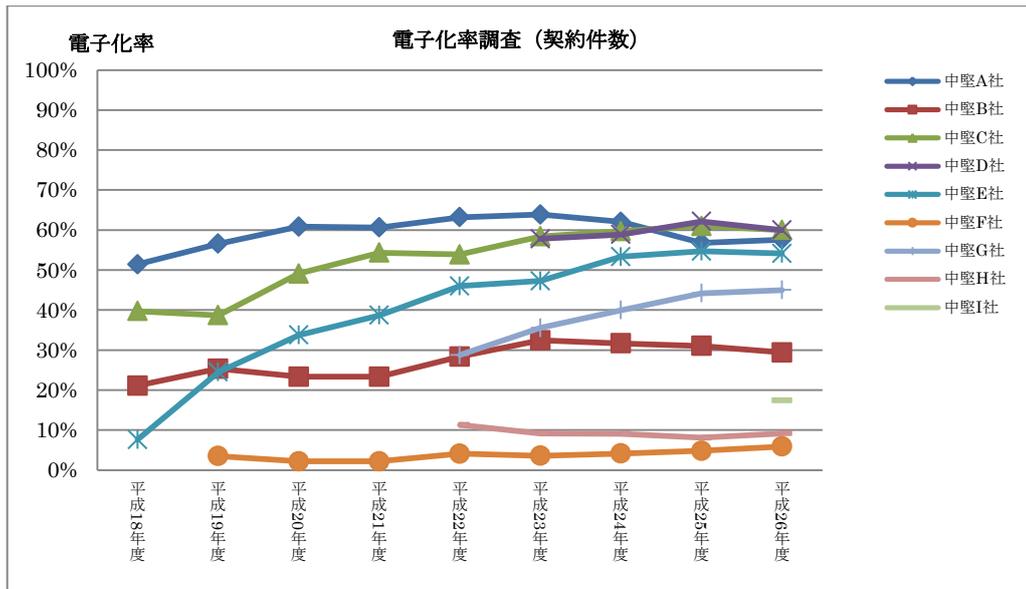
i) 取引業者数



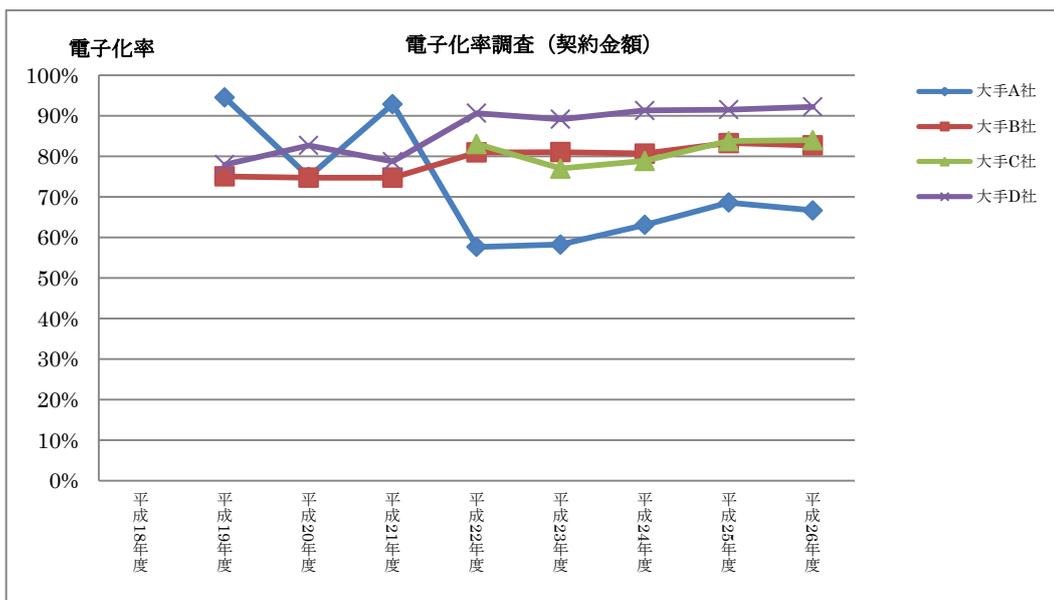


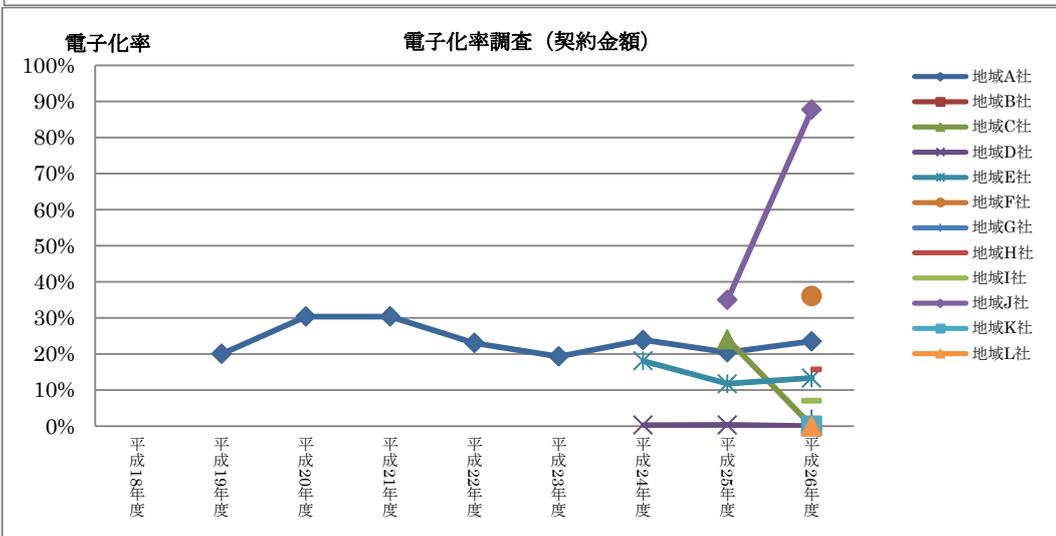
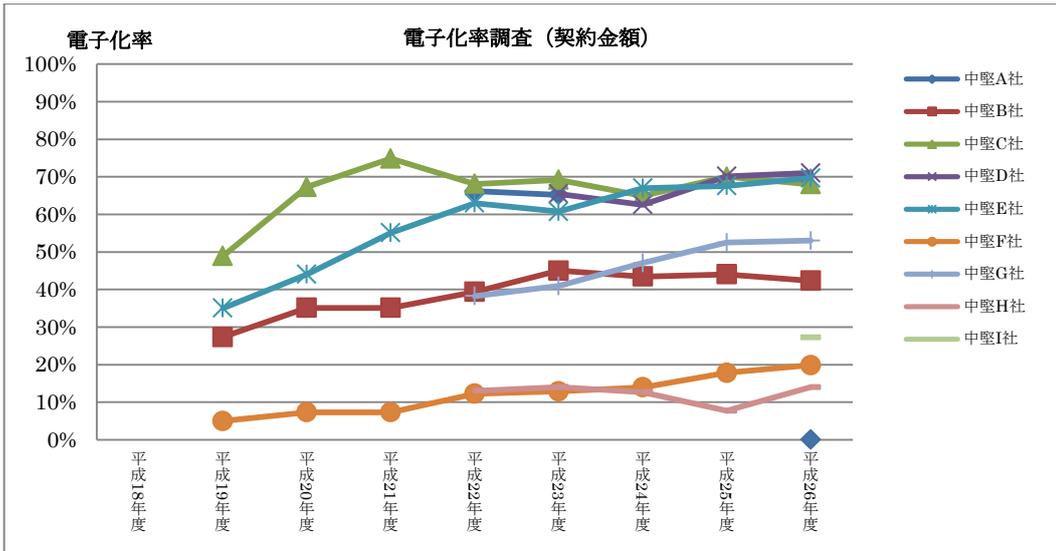
ii) 契約件数



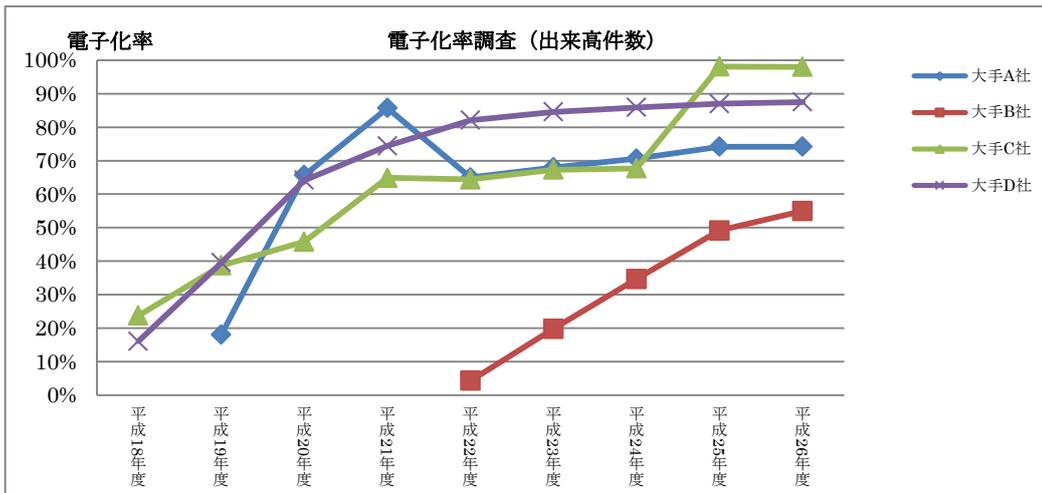


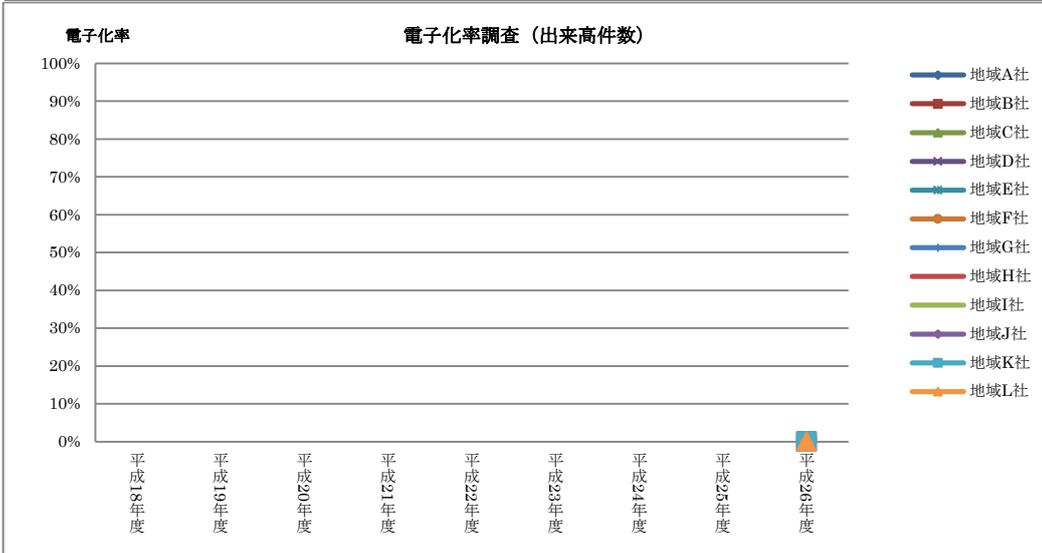
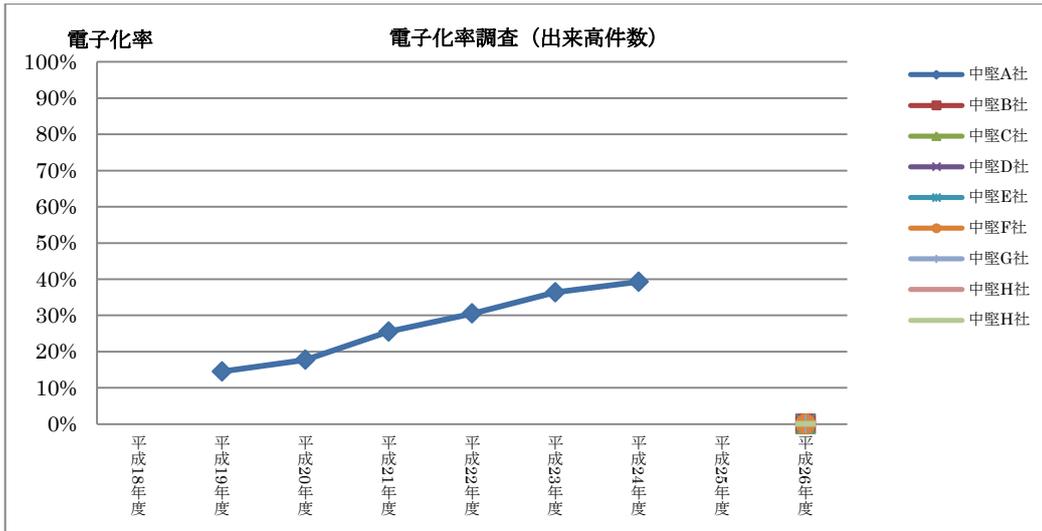
iii) 契約金額



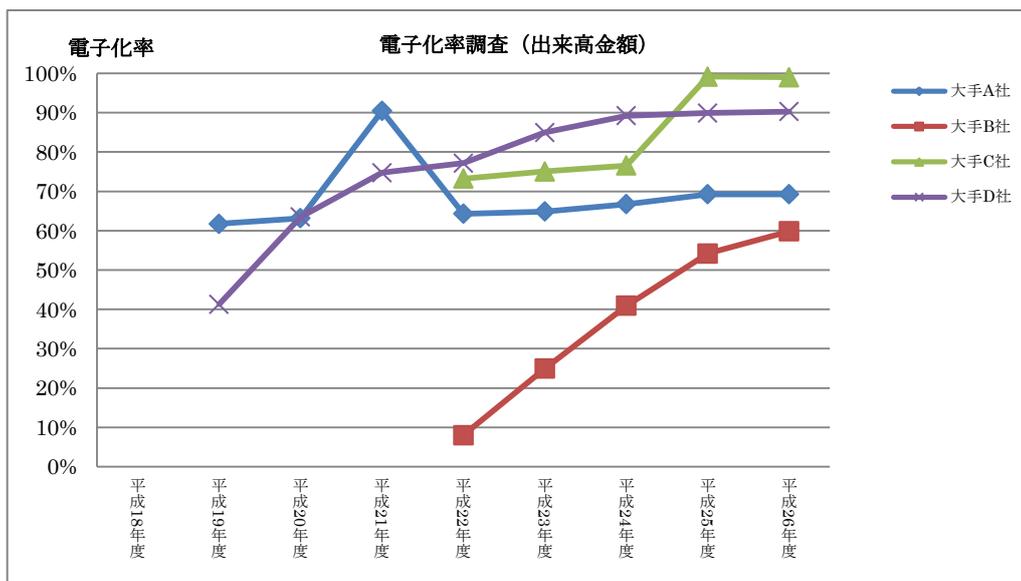


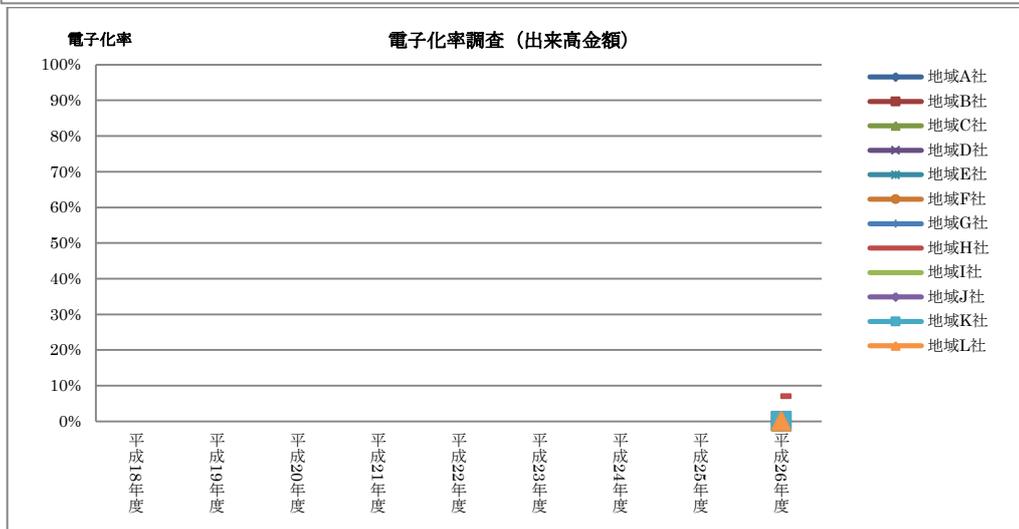
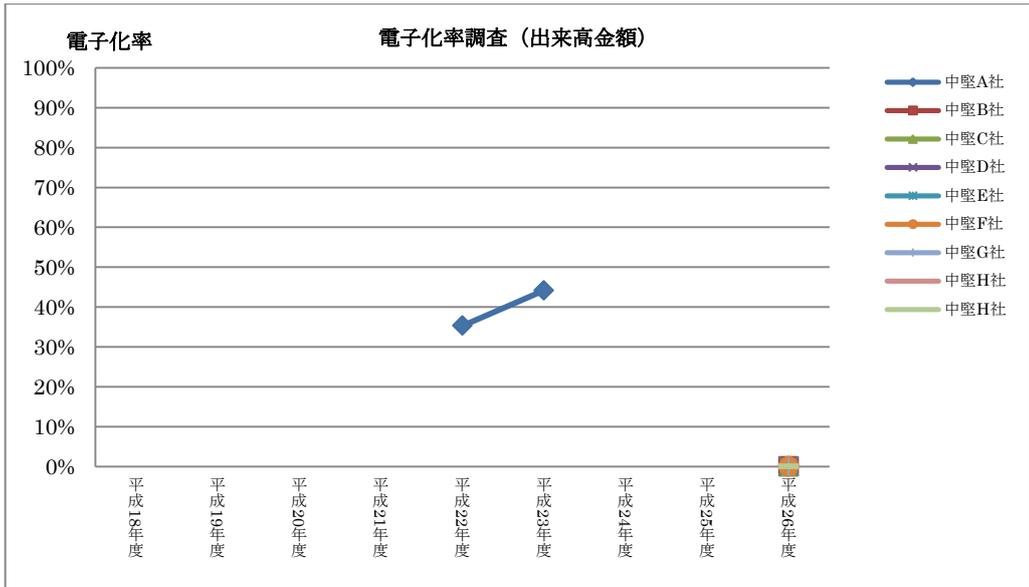
iv) 出来高件数





v) 出来高金額





(8) CI-NET の普及拡大に向けた平成 27 年度活動計画

No.	作業項目	成果物	作業者	2016年												備考		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月	
0 00	準備期間																	
0 01	情報化推進委																	
0 02	政策委員会																	
0 03	実用化推進委員会																	
0 04	普及推進WG																	
0 06	広報委員会																	
0 07	次年度活動方針・計画の作成																	
0 08	報告書とりまとめ																	
1 00	1. CI-NET導入の必要性が幅広い業界及び官庁での顕著な普及の促進																	
1 01	(1) 広域ゼネラルCI-NETを活用した電子商取引説明会(継続的開催)																	
1 02	(2) 勉強会・個別支援の実施 ・広域ゼネラル参加企業、個別の問い合わせに対する対応、フォロー (3) 普及ツール(提供資料等)及び提供方法の継続的な改善 ・CI-NET導入、運用に係るケーススタディ、普及推進資料の作成・改訂																	
1 03	(4) CI-NET対応ASPベンダおよび業務代行ベンダとの連携強化																	
1 04	(5) CI-NET対応ASPベンダとの連携強化(営業活動に同行)																	
1 05	(6) 業務代行ベンダとの連携強化 ・情報共有のための関係構築(定期意見交換会、情報提供)																	
1 06	(7) CI-NET推進協力者との連携強化																	
1 07	(8) 国土交通省との連携(コンプライアンス等アポイントメントの簡便化)																	
1 08	(9) CI-NET推進協力者に対する定期的な訪問・情報提供 ・施工体制整備が不十分な見直し																	
1 09	(10) CI-NET推進協力者に対する定期的な訪問・情報提供																	
1 10	(11) 普及拡大の展開対象・目標の検討																	
1 11	(12) 展開対象となる母数、実態の把握																	
1 12	(13) ターゲット拡大検討																	
2 01	2. CI-NET導入を促進している企業(ゼネコ、取引先)に対する利用範囲拡大の支援																	
2 02	(1) 地域ゼネコとの意見交換会の実施(随時開催)																	
2 03	(2) 中堅ゼネコ意見交換会の開催(年1回)																	
2 04	(3) CI-NET導入協力会社の業務改善のための支援 ・ASPサービス内容の改善 ・実注者アンケートで改善要望に対する対応方針、対応計画の検証																	
2 05	(4) ASPサービス内容の改善																	
2 06	(5) 実注者アンケートで改善要望への対応計画一覽																	
2 07	(6) 利用者コスト負担軽減策の検討																	
2 08	(7) 運用の統一化に対する対応方針・進め方の検討																	
2 09	(8) 運用方針に連動する業務の抽出 ・地方ゼネコアグリーメントでの整理、ASPベンダへのヒアリングの整理 ・抽出された業務における対応方針の設定、ゼネコの受取把握																	
2 10	(9) 標準的な運用方法の設定(GMA)																	
2 11	(10) 電子化推進調査による各社の実情、今後の展開計画の把握																	
3 01	3. 新たなリットの新出のための本格的な販促の検討																	
3 02	(1) 電子商取引の運用業務を前向きに拡大																	
3 03	(2) 実注者一総合工事業期間の契約電子化の検討																	
3 04	(3) 実態及び動向調査																	
3 05	(4) 対応範囲と対応方針の決定																	
3 06	(5) 『基本契約書の電子化』に対する検討																	
3 07	(6) 利用ケース、業務フローの検証、標準Bの改定等の影響範囲の調査																	
3 08	(7) 契約改訂の要否等を念めた対応方針の決定																	

(9) 業界紙等への CI-NET 導入事例記事

建設業しんこう 平成 27 年 12 月・平成 28 年 1 月合併号(No.474)、P.18~19

建設生産の向上を図るネットワークシステム CI-NET 導入をお考えの皆様へ

(一財)建設業振興基金／経営基盤整備支援センター情報化推進室 事務局

CI-NET とは、建設産業の生産性向上を図るため、企業間の取引情報をインターネットを利用して交換するための仕組みです。

現在、建設企業を取り巻く経営環境は多様化しており、生産の高度化に向けた取り組みを進めることが急務となっております。当基金・情報化推進室が運営する「情報化評議会」では、企業間取引の効率化・高度化の促進および取引の適正化・透明性の確保による法令遵守の促進を図るため、国土交通省とともに建設業における電子商取引の普及促進を行っており、CI-NET は全国で 10,096 社(平成 27 年 11 月末)にご利用いただいております。

国土交通省の電子商取引への取り組み、狙い

電子化により期待される効果

■生産性の向上

- 標準手順により、煩雑で曖昧な作業を排除
- 書類の書き写し、伝票の再入力などの労力や転記ミスの削減
- 書類の送付や提出などの作業負担、費用の削減
- 業務処理のスピードアップ

■コンプライアンスに寄与

- 電子商取引では、取引の証であるデータが保管
- 追加、変更契約などの煩雑な契約処理にも迅速に対応
- 取引データの履歴、契約の関連状況などの「見える化」を実現

業務プロセスの標準化・効率化

■費用の軽減

- 電子商取引では、注文請書に印紙不要
- 書類の送付や提出などの作業負担、事務費用や経費の削減

■電子データの活用

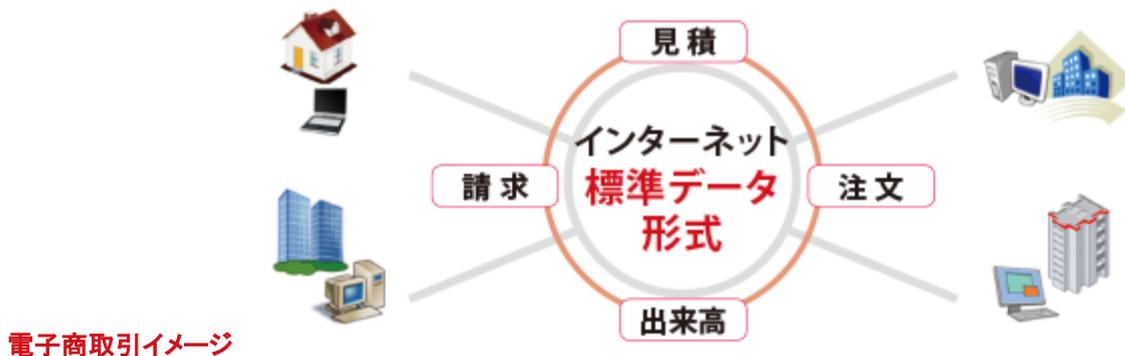
- 蓄積データの活用による調達力の強化
- データの一元管理により調達状況をリアルタイムに把握
- 電子データなので検索紐付けが簡単

建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与

※国土交通省「国土交通省における電子商取引への取り組みについて」をもとに作成

国土交通省では、電子契約・電子納品を行う場合のガイドラインを公表しており、電子商取引の留意すべき事項を示しています。電子商取引を行うこと、つまり CI-NET の導入により、昨今取り上げられている建設業の生産性向上、コンプライアンスに寄与することが可能となる上、印紙代削減といった定量的な効果があります。

CI-NET の概要、最新動向および導入に向けた支援活動について



<参考> CI-NET の導入・運用コスト(ASP 利用の場合の一例)

	初年度	2年目	3年目	4年目以降(3年ごと)
企業識別コード	資本金 1億円以下 16,000円 1億円超 32,000円	0円	0円	資本金 1億円以下 20,000円 1億円超 40,000円
電子証明書	6,500円	0円	0円	6,500円
ASP初期登録料	約7～9万円	0円	0円	0円
ASP利用料	約10万円	約10万円	約10万円	約10万円

企業識別コード・電子証明書は、3年更新

※登録IDの件数、契約データ量の保管量により費用は変動、金額は消費税別

CI-NETは電子商取引に関する建設業界の標準ルールで、調達業務である見積・契約・出来高・請求業務をカバーしています。CI-NETに準拠すれば、どこでも電子商取引ができます。全ての業務を一気に電子化すると、費用、導入期間、手間も大きくなります。そこで注文業務から、取引量の多い限られた取引先から実施すると、コストが抑えられ、簡単に導入できるスモールスタートを推奨しています。

初期コストは約7～10万円、運用コストは毎年約7～10万円で電子契約が可能です。ASP※利用なら、セットアップや保守も不要です。

※ASP … インターネット経由でソフトの機能だけを有償で提供するサービス。自社での初期費用、人員を少なく抑えることができる。



Web サイト『情報化推進室 CI-NET』

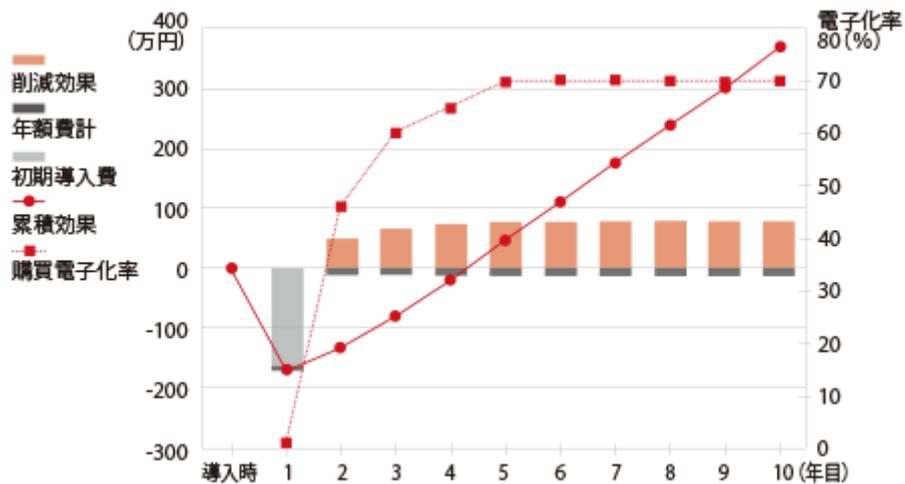
CI-NETの概要等につきましては、当基金が運営するWebサイト『情報化推進室 CI-NET』からもご覧いただけます。また、こちらのWebサイトではCI-NET導入の手続きや、最新の動向についてもご紹介しております。

[▶ 情報化推進室 CI-NET](#)

導入事例

1.アイシン開発㈱

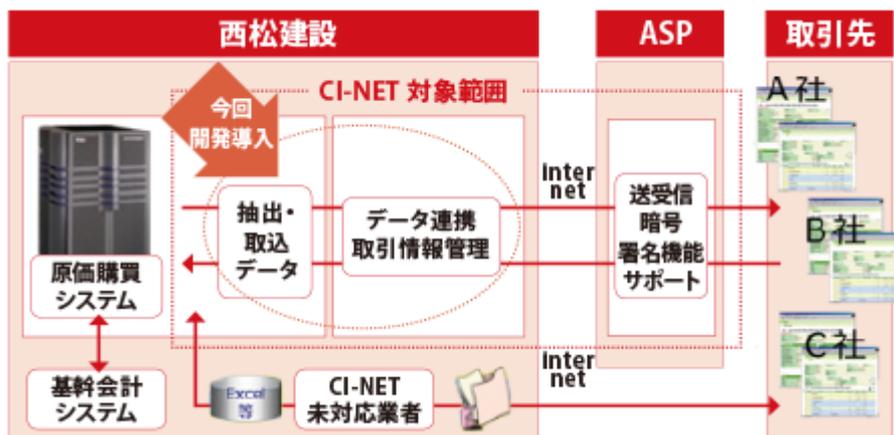
愛知で先陣を切って電子契約を導入し、着工前契約締結の徹底を目指しています。



電子化により注文書発行から請書の受領までのリードタイム短縮(9日→4日)を実現しました。電子化率の上昇に応じて費用の削減効果も大きくなります。導入効果である費用削減により、収支バランスは好転します。

2.西松建設(株)

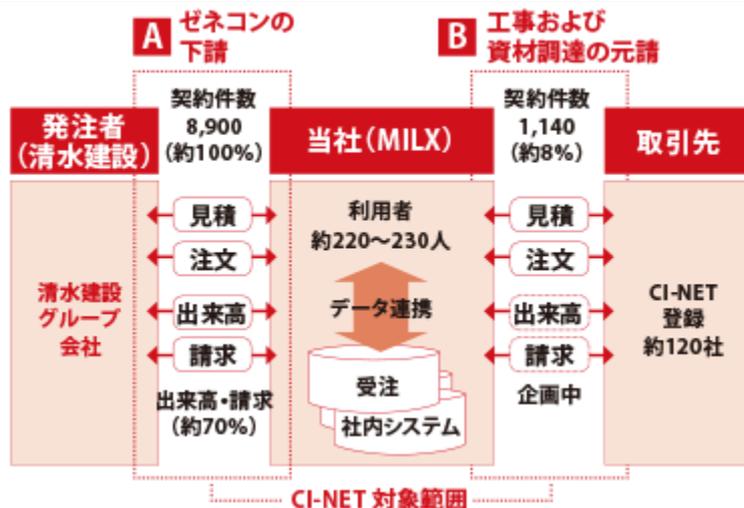
導入当初より出来高・請求業務までも電子商取引化による業務効率を求め、社内システムと一体化した仕組みを目指しています。



ASP が提供する連携パッケージによって社内の原価購買システムと CI-NET データの自動連携を実現し、迅速で正確なコスト管理、利用データの有効活用を実現しました。

3.(株)ミルックス

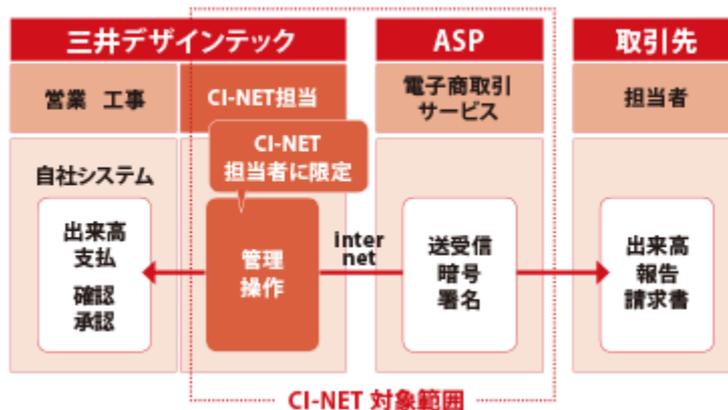
「ゼネコンの下請」と「工事および資材調達の元請」の2つの立場で利用しています。



- A** 発注者と当社との関係では、発注者とやり取りする受注情報や売上情報のデータを社内システムと連携し、事務の効率化を図りました。
- B** 当社と取引先との関係では、発注者からの見積依頼(鑑・明細)を取引先への見積依頼・回答に利用できます。また、取引先は、当社からの注文書を出来高報告に利用できます。

4.三井デザインテック(株)

ゼネコンとは少し違う職種ですが、注文業務、出来高・請求・支払業務において社内システムと電子商取引を連携させることにより、注文業務や支払業務のコンプライアンスを実現しています。



出来高業務と支払業務を例に取ると、営業担当、工事担当の業務は従来から変更していません。CI-NET の操作は CI-NET 担当者限定し、社内業務の変更点を最小限に抑えました。CI-NET での注文業務は、CI-NET 担当者1名が毎日5分の操作をすることで全社の注文書発送が完了し、注文請書の回収管理は出来高請求を受け付けることで実質不要となっています。

『建設業における電子商取引の導入検討に向けて 導入検討事例集』の公開

平成 22 年度の建設業電子商取引導入支援事業において、厳しい経営環境に置かれている建設産業の経営の効率化を図るため、電子商取引(CI-NET)の導入を意欲的に検討している総合工事業者、専門工事業者等により構成される企業グループを設置し、電子商取引(CI-NET)の導入による業務内容への影響度の有無や導入後の費用対効果、また具体的な導入の手法等について、国土交通省が分析を行いました。

その成果として、電子商取引(CI-NET)の導入における具体的な導入ポイントや導入効果をまとめた「建設業電子商取引導入検討事例集」を作成しました。国土交通省の HP よりご覧いただけます。



▶ [国土交通省 電子商取引](#)

<目次>

1. 導入検討事例集の目的
2. 電子商取引について
3. CI-NET について
4. CI-NET 導入のメリット
5. 建設業における電子商取引の普及促進
6. CI-NET 導入にあたって
7. CI-NET 導入検討を実施した協議会
8. 協議会での CI-NET 導入検討の進め方
9. 業務コスト(作業時間・経費)の算出方法の例
10. 本書で説明する CI-NET 導入タイプの説明

導入検討事例:

- 協議会①: 中堅総合建設業者を中心とした協議会の事例
- 協議会②: 地域総合建設業者を中心とした協議会の事例
- 協議会③: 設備工事業者(電気設備)を中心とした協議会の事例
- 協議会④: 設備工事業者(空調設備)を中心とした協議会の事例

問い合わせ先:(一財)建設業振興基金/経営基盤整備支援センター情報化推進室 事務局
e-mail: ci-net@kensetsu-kikin.or.jp tel:03-5473-4573 fax:03-5473-4580

8.1.2. 設備見積 WG

(1) 設備見積実運用テスト結果

(a) 発注者側：総合建設業各社の意見

業務	ご意見	意見のあった会社数	
見積依頼	データ取り込み	依頼時、明細ファイル(SIM*****.DAT)を選択する際に、電気設備と機械設備とでファイルが異なると思われるが、このファイルはどのように作成するのかが不明。	1
		明細情報で取込むデータ(DAT ファイル)は毎回同じのを利用するのか不明。	1
		見積条件・明細情報を取り込むので手間かかる。	1
	依頼	専用使用欄に記入している伝達文コメント列を増やしたい。	1
		見積依頼欄の担当者名・部署名を増やしたい。	1
		不足する項目がある。たとえば、受注者の支店名、部署名、担当者名など。購買にはあるので追加してはどうか。	1
		中項目が12階層しかないのは少ない。	1
		取引先の一覧は取引先の全一覧から検索するのではなく、電気と衛生・空調等の工種ごとにグループ分けして表示される方が使いやすい。	1
		メッセージ種別表示が総て設備見積回答となっており見分けづらい。	1
		発注業務一覧画面に依頼をかけた事由列をつけたい。	1
		発注者名・コードは自社のみなので不要。	1
		鑑情報と、見積条件・専用仕様欄の画面が現状切り替わる方式だが、1画面で見られる方が良い。一覧表の送信回数を画面先頭に持ってきたほうが良い。複数の情報交換があるため。	1
		物件名・住所・工期・見積提出期限を打込むが、別のデータ(当社書式)にも同じこと打込むので手間が掛かる。	1
		業者情報は登録されているので、選択するのは問題ない。	1
		画面上で、設備見積依頼の明細を直接手入力したい(最低、1行明細)。	1
		添付資料の参照先表示エリアをもっと長くしてほしい(表示が切れてしまう)。	1
		見積作成時に、帳票 No.を記入する項目があるが、何の番号を入れるのかが、よくわからなかった。	1
	複数企業へまとめて1回で見積依頼が送信できるようになると良い。	2	
	見積依頼の内容をコピーして編集後に発信する機能がほしい。	1	
	雛形を利用して入力を効率化したい。	1	
	容量が大きいデータ(図面及び資料データ)が送れない。	3	
	再依頼	受領した見積依頼から再度、見積依頼ができる仕組みがあるとよい。一連の流れを一式記録したい。	1
		依頼回答の経緯がきちんと記録される仕組みがあると便利。例えば、見積依頼時の見積条件(見積図も含む)と、見積回答の見積書とを紐付する仕組みなど。	1
		1回目の見積回答と2回目の見積回答の差異を色等で表現できると良い(内訳明細レベル)。	1
		再見積依頼や参照見積依頼に添付資料が引き継がれる方が良い。	1
	履歴	入手案件の契約先サブコンとのデータは、ある一定期間の保存が必要であるが、不入手物件及び入手案件でも契約しなかったサブコンとの情報は短期間の保存でよい。区別してデータを簡易に整理できる仕組みがあるとよい。	1
		設計変更・質疑応答のやり取りには多大な手間を要する。効率的に運用できる仕組みがほしい。	1
コミュニケーション	見積依頼時は依頼情報を事前連絡なく送るのではなく、あらかじめ概要を伝えて意思確認をするが LiteS2.1 にはやりとり機能が無い。	2	

業務	ご意見	意見のあった会社数	
	開封確認が分る様にしたい。	1	
	必ず読んでもらえる通信欄があるとよい。例えば取りこみ案件の一覧表の見やすい位置に表示されるなど。	1	
	受領ただけで、手間はあまりかかっていないので、特に無し。	1	
	受信後自社ネットワークサーバーへ自動送りされ蓄積したい。	1	
	受信時添付ファイルを～.EXE ではなくそれぞれの拡張子のまま受けたい。	1	
見積回答	受領	テトラ側の手順で、おまかせ自動設定を行うと、サブコン単価が定価にも、ベース・担当金・Gr 長査定等に入ってきてしまう。	1
		インポートしたら、上手く変換できなかった。⇒Tetra ベンダへ連絡し対応してもらった。	1
		LiteS2.1 のファイル取込み時にエラーが発生する場合がある。本来、仕様欄に入るべき情報が、名称欄に取込まれる場合がある。運用ルールの徹底が必要か。(見積ソフト・見積取込ソフトの Ver.2.1 対応状況の検証が必要)	1
	インポート	名称と仕様の列が分かれていないと、取り込んでから名称と仕様を分ける作業が発生し時間が掛かる。	1
		A 材にメーカー名・備考が空欄になっているので、Tetra での作業が多くなる。 A 材のメーカー名等の情報が入っているとメーカー見積を確認する手間が省ける。	1
		A 材の名称仕様欄に記載されている表記が各社のままなので、当社表記に修正する必要があり時間が掛かる。	1
		電線・ケーブル・プルボックス等 B 材に関しては変換できているが、配線器具類は変換されなかった。B 材の配線器具類の変換ができれば尚良い(B 材の変換率が上がると良い)。	1
		A 材に関しては、キュービクル・変圧器類・盤類・照明器具・LAN・放送・TV・インターホン・トイレ呼出・自火報とほぼ定価に金額が入った(建物単価にも同じ金額が入った)。	1
		階層ごとに内訳の変換はなされたが、各社サブコンの見積書式によっては、階層ごとの合計が変換されないこともある(今回は、雑材消耗品までの小計は変換されたが、後ろの運搬費等、合計の欄が変換されていない)。	1
		下記の内容が誤変換している。 消耗品・運搬費・試験費が工費に誤変換している。 気密試験費・穴埋補修費・冷媒充填費が工費に誤変換している。 下水道本管接続が給水本管接続に誤変換している。 給排水及び空調設備の消耗品・試験費の仕分分類が混ざって変換されている。 空調設備でも仕分け分類は、衛生仕分分類で変換されている。	1
		変換されている配管・バルブ・ダクトでは、誤変換はなし。	1
		フレキシブル継手・防振継手・SUS 管・集合管継手・排水金物・冷媒被覆銅管・制気口・ダンパが全く変換されていないので、変換率は低い。	1
		備考欄に建築工事・支給品などを記入して、取り込めるようにしてあると良い。	1

(b) 受注者側：設備・電気専門工事業者の意見

業務	ご意見	意見のあった会社数
見積依頼を受領	見積依頼をした旨をタイムリーに知らせて欲しい。	2
	容量の大きな資料は受領できない。	1
	明細の表示画面があったほうがよい	2
	INF ファイルのデータ取込機能があったほうが鑑情報入力の手間 が省ける。	2
	見積依頼案件毎に、依頼先の見積担当者へ見積依頼データを振り 分ける必要がある。	1
見積回答	見積データが鑑(INF)と明細(DAT)に別ファイルなので、画面操作 上分かりやすくして欲しい。複数件の依頼回答では、混乱や間違い を起こす要因となる	2
	取引件名は補足情報を追加して見積回答したい。	1
	見積回答後に何らかの受信確認がほしい。	1
	見積対応用のアカウントが各事業所で必要になると思われる。ID 管 理や保持コストに課題あり。	2
	エクセル見積書の添付は可能だが、将来的にはなくなるほうが省力 化になる。	1
CI-NET 規約で利用できない文字が多い(①②③や I II III、人名 の特殊漢字は使いたい)。	1	
全体	Email 送信はいつでも・誰でも・どこからでも対応できるが、ASP 経 由だとそれらの利点が制限される点等をどう整理していくかが主な 課題と考える。	1
	データのやり取りにおいて送受信の明確化の方法を検討する必 要があるかも知れない(授受簿のようなもの)。	1

(2) 見積依頼基準(見積区分、見積項目)：共通見積項目(案)成果

【空調設備中項目】

	①空調中項目	②空調小項目	③明細記載留意点	④積算区分
一般 (空調)	1 熱源機器設備工事		機器番号・仕様を明記する	
	2 空調機器設備工事		機器(AHU・FCU・パッケージ・除湿機)、付属品・機器番号・仕様を明記する	VAV・CAVIはダクト設備に含む
		1 AHU・OHU		
		2 FCU		
		3 PAC		
		4 全熱交換器		
		5 その他		
	3-1 空調ダクト設備工事			VAV・CAVを含む
	3-2 全熱交換器系ダクト設備工事		3-1空調ダクト設備工事に含めてもよい	全熱交換器系のOA・EAダクトを含む
	4 空調配管設備工事			
		1 冷媒		室内外機二次側渡り配線を含む
		2 加湿給水		
		3 冷却塔補給水		
		4 ドレン		
		5 冷却水		
		6 冷水		
		7 温水		
		8 冷温水		
		9 蒸気		
		10 高温水		
		11 ブライン		
	5 換気設備工事	1 換気機器	機器番号・仕様を明記する	VAV・CAVIはダクトに含む
		2 換気ダクト	厨房用、駐車場用は用途表記	VAV・CAVを含む
	6 排煙設備工事	1 排煙機器	機器番号・仕様を明記する	
		2 排煙ダクト	手動開放装置個数を表記する	
	7 自動制御設備工事			
	8 中央監視設備工事		システム最大監視点数、実監視点数を明記	
9 床暖房設備工事		パネル平面寸法、枚数、電気式、温水式を明記		
10 その他設備				

【衛生設備中項目】

	①衛生中項目	②衛生小項目	③明細記載留意点	④積算区分	
一般 (衛生)	1 衛生器具設備工事		内容・型番・組数を明記		
	2 給水設備工事	1 屋内上水 2 屋内中水 3 加湿給水 4 屋外上水 5 屋外中水		屋上は屋内とする 加湿用の給水を計上 外壁以降は屋外 外壁以降は屋外	
	3 給湯設備工事	1 機器・配管	容量(電気容量・貯湯量・ガス号数等)は内訳に記載		
	4 排水設備工事	1 屋内排水	汚水・雑排水・通気・厨房・ポンプアップの用途を記載する	2~4以外の内容、屋上を含む ディスプレイ配管含む 雨水は含めない(別項目)	
		2 屋内雨水排水		屋内雨水縦樋(縦樋以外は屋内排水に含む)	
		3 屋外排水	本管接続箇所数とサイズを記載	本管接続箇所数とサイズ、屋外は第一拵以降とする。雨水は含めない(別項目)	
		4 屋外雨水排水		合流拵以降は屋外排水に含む	
	5 ガス設備工事	1 中圧 2 低圧 3 ガス安全システム			
		6 消火設備工事	1 消火器	機器詳細は記入する。(取付費は一式記入可)	
			2 屋内消火栓	機器詳細は記入する。(工事費関係は一式記入可)	
	3 屋外消火栓		機器詳細は記入する。(工事費関係は一式記入可)		
	4 連結送水管		機器詳細は記入する。(工事費関係は一式記入可)		
	5 スプリンクラー		湿式、湿式予作動、予作動、住宅用、放水型 毎に作成		
	6 放水型スプリンクラー		機器詳細は記入する。(工事費関係は一式記入可)		
	7 連結散水		機器詳細は記入する。(工事費関係は一式記入可)		
	8 ドレンチャー		機器詳細は記入する。(工事費関係は一式記入可)		
	9 移動粉末消火		機器詳細は記入する。(工事費関係は一式記入可)		
	10 泡・水噴霧・固定粉末消火		泡、水噴霧消火毎に作成		
	11 ガス消火		ガス種類毎(二酸化炭素、窒素、その他)に作成、選択弁系統数		
	12 消防用水		機器詳細は記入する。(工事費関係は一式記入可)		
	13 簡易自動消火(ダクト消火)		機器詳細は記入する。(工事費関係は一式記入可) セット数を明記する		
	14 放水銃		機器詳細は記入する。(工事費関係は一式記入可)		
	7 自動灌水装置設備工事			給水管分岐以降枝管のバルブ・センサー・配管等	
	8 雨水処理設備工事		処理水量・方法・仕様を明記		
	9 雑排水処理設備工事		処理水量・方法・仕様を明記		
	10 厨房除害設備工事		処理水量・方法・仕様を明記		
11 浄化槽設備工事		処理水量・方法・仕様を明記			
12 厨房器具設備工事		仕様と台数を明記(食数は仕様に記載がある場合明記)			
13 ゴミ処理(コンパクター)設備工事		ゴミ処理量を明記			
14 その他設備					

【電気設備中項目】

①電気中項目	②電気小項目	③明細記載留意点	④積算区分
1 受変電設備工事	1 電力引込設備工事		受電点まで
	2 特高受変電設備工事		変電設備の接地・盤間渡り配線含む
	3 高圧受変電設備工事		変電設備の接地・盤間渡り配線含む
2 自家発電機設備工事		ディーゼル・ガスタービンの種類と仕様を明記	
3 蓄電池設備工事		仕様と組数を明記	
4 CVCF/UPS設備工事		仕様を明記	
5 コージェネレーション設備工事		仕様を明記	
6 太陽光発電設備工事		仕様を明記	
7 監視制御設備工事	1 中央監視設備工事	システム最大監視点数、実監視点数を明記	
	2 電力監視設備工事	システム最大監視点数、実監視点数を明記	
8 幹線設備工事	1 高圧幹線設備工事		分岐盤、配管、配線
	2 低圧幹線設備工事		分岐盤、配管、配線
9 動力設備工事			動力盤・三相手元開閉器・電源盤・警報盤は動力に含む
10 電灯コンセント設備工事			分電盤含む 設備機器(エアコン・ファン)用単相電源(手元開閉器)を含む 照明制御含む
11 照明器具設備工事	1 照明器具設備工事	機種・W×灯数を明記	2~4以外の器具(非常照明兼用含む)
	2 外灯設備工事	機種・W×灯数を明記	配管配線を含む
	3 非常照明設備工事	機種・W×灯数を明記	配管配線は電灯コンセントに含む
	4 誘導灯設備工事	機種・W×灯数を明記	誘導標識含む 配管配線は電灯コンセントに含む
12 航空障害灯設備工事			配管配線を含む
13 ホバーリング灯設備工事			配管配線を含む
14 非常コンセント設備工事			配管配線を含む
15 防災設備工事	1 自火報設備工事		受信機、感知器、配管配線
	2 防排煙設備工事		機器、配管配線
	3 ガス漏れ警報設備工事		機器、配管配線
16 電話設備工事	1 引込設備工事		
	2 配管設備工事		端子盤類含む ※総合盤は電話配管で計上
	3 機器・配線設備工事		IDF2次側配線、交換機含む
17 LAN設備工事			端子盤類含む
18 テレビ共聴設備工事			
19 放送設備工事			
20 インターホン設備工事			
21 トイレ呼出設備工事			ナースコールに接続されるものはナースコール設備に含める
22 ITV設備工事			
23 機械警備設備工事	1 配管設備工事		
	2 機器・配線設備工事		
24 入退室管理設備工事		電気錠仕様と個数 カード枚数	
25 駐車場管制設備工事			
26 時計設備工事			
27 避雷設備工事			
28 統合接地設備工事			
30 映像音響設備工事			
31 演出照明設備工事			外壁・空間を装飾する照明
32 電気式床暖房設備工事		パネル平面寸法、枚数	
33 その他設備			

一般(電気)

(3) 電気設備 CI-NET コード再編成概要・再編成(案)：電設資機材コード成果

(a) 再編成主旨

平成 27 年度改訂電設「照明器具」コードについて下記事項の検討見直し検討を行った。

前回発行電設コードは、機械的に繰り返したコードが作成されているため、照明器具だけで「25,400 行」となっており、現行 CI-NET コード 1050 行の 24 倍となっている。積算の際の利用などで、目的品目を探す際に非常に手間がかかり、また旧 CI-NET コードとソフトウェア等で引き当てる際にも対比データが多く煩雑となっている。今回各社が新コードに移行していない時期に、使用しないコードの検討調整と見直(案)を作成した。また同時に前回編成の際、旧 CI-NET 電設コードの記載漏れデータの復活、並びに前回編成時採番ミスの訂正(案)の試案作成を行った。(3,950 行)約 1/7 に再編成。

(b) 改訂事項

1. 「配電機器」「特高機器」がコード編成から漏れていたため⇒旧コードを「復活」編成追加。
2. 小分類(用途区分)「00：一般」は上位階層「00」を利用することとし「削除」。
(010：「一般」文字削除)。⇒未記入で一般を表現。
3. 非常照明、誘導等、照明器具に該当がない「コードペンダント」「システム」「投光器」「庭園灯」「外灯」などを「削除」。
4. 屋外照明器具、建物周辺部照明器具、景観・道路用照明器具、屋外特殊施設用照明器具に、該当がない「下面開放」「埋込み(半埋込)」「埋込カバー」「ブラケット」「ダウンライト」「コードペンダント」「システム」などを「削除」。
5. 誘導灯：細分類名称が「標準区分」(003 直付け～030 外灯)になっていたため、「誘導灯区分」(011～017)に「訂正」。
6. 細分類(誘導灯区分)「小型」「中型」「大型」区分は、照度区分(A・B・C 級)表現に改訂されたため区分なし表現に修正「統合」。⇒小型・中型・大型、A 級・B 級・C 級は仕様で表現。
「01：小型・直付け」⇒「01：直付け」、「02：小型・吊り下げ」⇒「02：吊り下げ」、「03：小型・埋込み」⇒「03：埋込み」で共通化。
「04：中型・直付け」⇒「削除」、「05：中型・吊り下げ」⇒「削除」、「06：中型・埋込み」⇒「削除」。
「06：大型・直付け」⇒「削除」、「06：大型・吊り下げ」⇒「削除」、「07：大型・埋込み」⇒「削除」
7. 小分類(用途区分)「80：その他屋内用照明器具」を削除。⇒各項の小分類「0000」を利用。
8. 中分類(光源区分)「500：未定・その他光源器具」を一括削除。⇒各項の中分類「000」一、小分類「0000」一、細分類「000」一を利用。新たな光源が出て来た場合はコードを追加編成を行うこととする。
9. 各項目全般に該当がない商品の整理。⇒「削除」。
10. C-CADEC サイト掲載「equip_code_1.61」に掲載漏れデータの復活編成を行った。

(c) 資機材コードの検討

中分類 光源・部材を定義	
光源区分	関連小分類
000 -	-
010 蛍光灯器具	用途
013 蛍光灯器具(非常灯BAT内蔵)	旧コード
016 蛍光灯器具(非常灯BAT別置)	旧コード
020 白熱灯器具	用途
023 白熱灯器具(非常灯BAT内蔵)	旧コード
026 白熱灯器具(非常灯BAT別置)	旧コード
030 高压放電灯	用途
036 高压放電灯(非常灯BAT別置)	旧コード
040 避難口誘導灯(BAT内蔵)	旧コード
043 避難口誘導灯(BAT別置)	旧コード
050 通路誘導灯(BAT内蔵)	旧コード
053 通路誘導灯(BAT別置)	旧コード
060 特殊照明器具	旧コード
600 未定・その他光源器具	用途
510 LED器具	用途
520 有機EL器具	用途
部材区分	関連小分類
070 照明制御システム	各部材
075 ランプ・光源	各部材
080 安定器	各部材
170 照明用ボール	各部材
190 照明器具部材	各部材

小分類 用途を定義		
用途区分	00	関連細分類
00 -	-	-
01 一般	10 一般施設用照明器具	標準
02 防水・防湿	20 特定施設用照明器具	標準
03 密閉	30 特殊用途用照明器具	特殊用途
04 安全増防爆	50 非常用照明器具	標準
05 耐圧防爆	51 非常用照明 電池内蔵	標準
06 低温用器具	52 非常用照明 電池別置	標準
07 高温用器具	60 誘導灯	誘導灯
08 耐食耐酸器具	61 通路誘導灯 電池内蔵	誘導灯
09 クリーンルーム用器具	62 通路誘導灯 電池別置	誘導灯
	65 避難口誘導灯 電池内蔵	誘導灯
	66 避難口誘導灯 電池別置	誘導灯
	70 住宅・店舗意匠照明器具	標準
	80 その他屋内用照明器具	標準
	90 屋外照明器具	標準
	91 建物周辺部用照明器具	標準
	92 景観・道路用照明器具	標準
	93 屋外特殊施設用照明器具	標準

細分類 形状を定義	
標準区分	
000 -	-
003 直付け	
006 吊り下げ	
007 下面開放	
009 埋込み(半埋込み)	
010 埋込カバー	
012 プラケット	
015 ダウンライト	
018 コードペンダント	
021 システム	
024 投光器	
027 庭園灯	
030 外灯	
誘導灯区分	
01 小型・直付け	1 一般型
02 小型・吊り下げ	2 薄型
03 小型・埋込み	3 スリム型
04 中型・直付け	4 点滅式
05 中型・吊り下げ	5 点滅式誘導音付
06 中型・埋込み	6 滅光形
07 大型・直付け	7 四面型
08 大型・吊り下げ	8 防水型
09 防振型	9 防振型

旧コードは省略。内容は用途の黄色部分と同じ

各部材テーブルは個別に設定されているため省略
(ランプ・光源にLED関連を追加、航空障害灯を調整した以外変更なし)

特殊用途区分	
000 -	-
010 シェンデリア	
020 スタンド	
030 殺菌灯	
040 防虫蟻・誘蟻灯	
041 電撃殺虫器	
042 誘蟻灯	
050 医療用照明器具	
060 暗室用照明器具	
070 検査用照明器具	
080 水中照明	
090 レーザー光線	
100 建築化照明	
110 航空障害灯装置	
111 航空障害灯装置 2灯式	

中分類		小分類		細分類		備考
中分類 C	中分類名称	小分類	小分類名称	細分類 C	細分類名称	備考
010	蛍光灯器具	0000	-	000	-	
010	蛍光灯器具	0100	一般	000	-	
010	蛍光灯器具	0200	防水・防湿	000	-	
010	蛍光灯器具	0300	密閉	000	-	
010	蛍光灯器具	0400	安全増防爆	000	-	
010	蛍光灯器具	0500	耐圧防爆	000	-	
010	蛍光灯器具	0600	低温用器具	000	-	増設項目
010	蛍光灯器具	0700	高温用器具	000	-	増設項目
010	蛍光灯器具	0800	耐食耐酸器具	000	-	増設項目
010	蛍光灯器具	0900	クリーンルーム用器具	000	-	増設項目
013	蛍光灯器具(非常灯BAT内蔵)	0000	-	000	-	旧コード引当用
013	蛍光灯器具(非常灯BAT内蔵)	0100	蛍光灯器具(非常灯BAT内蔵) 一般	000	-	旧コード引当用
013	蛍光灯器具(非常灯BAT内蔵)	0200	蛍光灯器具(非常灯BAT内蔵) 防水	000	-	旧コード引当用
013	蛍光灯器具(非常灯BAT内蔵)	0300	蛍光灯器具(非常灯BAT内蔵) 密閉	000	-	旧コード引当用
013	蛍光灯器具(非常灯BAT内蔵)	0400	蛍光灯器具(非常灯BAT内蔵) 安増	000	-	旧コード引当用
013	蛍光灯器具(非常灯BAT内蔵)	0500	蛍光灯器具(非常灯BAT内蔵) 防爆	000	-	旧コード引当用
016	蛍光灯器具(非常灯BAT別置)	0100	蛍光灯器具(非常灯BAT別置) 一般	000	-	旧コード引当用
016	蛍光灯器具(非常灯BAT別置)	0200	蛍光灯器具(非常灯BAT別置) 防水	000	-	旧コード引当用
016	蛍光灯器具(非常灯BAT別置)	0300	蛍光灯器具(非常灯BAT別置) 密閉	000	-	旧コード引当用
016	蛍光灯器具(非常灯BAT別置)	0400	蛍光灯器具(非常灯BAT別置) 安増	000	-	旧コード引当用
016	蛍光灯器具(非常灯BAT別置)	0500	蛍光灯器具(非常灯BAT別置) 防爆	000	-	旧コード引当用
020	白熱灯器具	0000	-	000	-	
020	白熱灯器具	0100	一般	000	-	

中分類		小分類		細分類		備考
020	白熱灯器具	0200	防水・防湿	000	-	
020	白熱灯器具	0300	密閉	000	-	
020	白熱灯器具	0400	安全増防爆	000	-	
020	白熱灯器具	0500	耐圧防爆	000	-	
020	白熱灯器具	0600	低温用器具	000	-	増設項目
020	白熱灯器具	0700	高温用器具	000	-	増設項目
020	白熱灯器具	0800	耐食耐酸器具	000	-	増設項目
020	白熱灯器具	0900	クリーンルーム用器具	000	-	増設項目
023	白熱灯器具(非常灯BAT内臓)	0000	-	000		旧コード引当用
023	白熱灯器具(非常灯BAT内臓)	0100	白熱灯器具(非常灯BAT内臓) 一般	000		旧コード引当用
023	白熱灯器具(非常灯BAT内臓)	0200	白熱灯器具(非常灯BAT内臓) 防水	000		旧コード引当用
023	白熱灯器具(非常灯BAT内臓)	0300	白熱灯器具(非常灯BAT内臓) 密閉	000		旧コード引当用
023	白熱灯器具(非常灯BAT内臓)	0400	白熱灯器具(非常灯BAT内臓) 安増	000		旧コード引当用
023	白熱灯器具(非常灯BAT内臓)	0500	白熱灯器具(非常灯BAT内臓) 防爆	000		旧コード引当用
026	白熱灯器具(非常灯BAT別置)	0000	白熱灯器具(非常灯BAT内臓) 防爆	000		旧コード引当用
026	白熱灯器具(非常灯BAT別置)	0100	白熱灯器具(非常灯BAT別置) 一般	000		旧コード引当用
026	白熱灯器具(非常灯BAT別置)	0200	白熱灯器具(非常灯BAT別置) 防水	000		旧コード引当用
026	白熱灯器具(非常灯BAT別置)	0300	白熱灯器具(非常灯BAT別置) 密閉	000		旧コード引当用
026	白熱灯器具(非常灯BAT別置)	0400	白熱灯器具(非常灯BAT別置) 安増	000		旧コード引当用
026	白熱灯器具(非常灯BAT別置)	0500	白熱灯器具(非常灯BAT別置) 防爆	000		旧コード引当用
030	高压放電灯	0000	-	000	-	
030	高压放電灯	0100	一般	000	-	
030	高压放電灯	0200	防水・防湿	000	-	
030	高压放電灯	0300	密閉	000	-	
030	高压放電灯	0400	安全増防爆	000	-	
030	高压放電灯	0500	耐圧防爆	000	-	
030	高压放電灯	0600	低温用器具	000	-	増設項目
030	高压放電灯	0700	高温用器具	000	-	増設項目
030	高压放電灯	0800	耐食耐酸器具	000	-	増設項目
030	高压放電灯	0900	クリーンルーム用器具	000	-	増設項目
036	高压放電灯(非常灯BAT別置)	0000	-	000		旧コード引当用
036	高压放電灯(非常灯BAT別置)	0100	高压放電灯(非常灯BAT別置) 一般	000		旧コード引当用
036	高压放電灯(非常灯BAT別置)	0200	高压放電灯(非常灯BAT別置) 防水	000		旧コード引当用
036	高压放電灯(非常灯BAT別置)	0300	高压放電灯(非常灯BAT別置) 密閉	000		旧コード引当用
036	高压放電灯(非常灯BAT別置)	0400	高压放電灯(非常灯BAT別置) 安増	000		旧コード引当用
036	高压放電灯(非常灯BAT別置)	0500	高压放電灯(非常灯BAT別置) 防爆	000		旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0000	-			旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0100	避難口誘導灯(BAT内臓) 小型・直付け	000		旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0200	避難口誘導灯(BAT内臓) 小型・吊り下げ	000		旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0300	避難口誘導灯(BAT内臓) 小型・埋込み	000		旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0400	避難口誘導灯(BAT内臓) 中型・直付け	000		旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0500	避難口誘導灯(BAT内臓) 中型・吊り下げ	000		旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0600	避難口誘導灯(BAT内臓) 中型・埋込み	000		旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0700	避難口誘導灯(BAT内臓) 大型・直付け	000		旧コード引当用
040	避難口誘導灯(BAT内臓)	0800	避難口誘導灯(BAT内臓) 大型・吊り下げ	000		旧コード引当用
043	避難口誘導灯(BAT内臓)	0000	-			旧コード引当用

中分類		小分類		細分類		備考
043	避難口誘導灯(BAT別置)	0100	避難口誘導灯(BAT別置) 小型・直付け	000		旧コード引当用
043	避難口誘導灯(BAT別置)	0200	避難口誘導灯(BAT別置) 小型・吊り下げ	000		旧コード引当用
043	避難口誘導灯(BAT別置)	0300	避難口誘導灯(BAT別置) 小型・埋込み	000		旧コード引当用
043	避難口誘導灯(BAT別置)	0400	避難口誘導灯(BAT別置) 中型・直付け	000		旧コード引当用
043	避難口誘導灯(BAT別置)	0500	避難口誘導灯(BAT別置) 中型・吊り下げ	000		旧コード引当用
043	避難口誘導灯(BAT別置)	0600	避難口誘導灯(BAT別置) 中型・埋込み	000		旧コード引当用
043	避難口誘導灯(BAT別置)	0700	避難口誘導灯(BAT別置) 大型・直付け	000		旧コード引当用
043	避難口誘導灯(BAT別置)	0800	避難口誘導灯(BAT別置) 大型・吊り下げ	000		旧コード引当用
050	通路誘導灯(BAT内臓)	0000	-			旧コード引当用
050	通路誘導灯(BAT内臓)	0100	通路誘導灯(BAT内臓) 小型・直付け	000		旧コード引当用
050	通路誘導灯(BAT内臓)	0200	通路誘導灯(BAT内臓) 小型・吊り下げ	000		旧コード引当用
050	通路誘導灯(BAT内臓)	0300	通路誘導灯(BAT内臓) 小型・埋込み	000		旧コード引当用
050	通路誘導灯(BAT内臓)	0400	通路誘導灯(BAT内臓) 中型・直付け	000		旧コード引当用
050	通路誘導灯(BAT内臓)	0500	通路誘導灯(BAT内臓) 中型・吊り下げ	000		旧コード引当用
050	通路誘導灯(BAT内臓)	0600	通路誘導灯(BAT内臓) 中型・埋込み	000		旧コード引当用
050	通路誘導灯(BAT内臓)	0700	通路誘導灯(BAT内臓) 大型・直付け	000		旧コード引当用
050	通路誘導灯(BAT内臓)	0800	通路誘導灯(BAT内臓) 大型・吊り下げ	000		旧コード引当用
053	通路誘導灯(BAT別置)	0000	-			旧コード引当用
053	通路誘導灯(BAT別置)	0100	通路誘導灯(BAT別置) 小型・直付け	000		旧コード引当用
053	通路誘導灯(BAT別置)	0200	通路誘導灯(BAT別置) 小型・吊り下げ	000		旧コード引当用
053	通路誘導灯(BAT別置)	0300	通路誘導灯(BAT別置) 小型・埋込み	000		旧コード引当用
053	通路誘導灯(BAT別置)	0400	通路誘導灯(BAT別置) 中型・直付け	000		旧コード引当用
053	通路誘導灯(BAT別置)	0500	通路誘導灯(BAT別置) 中型・吊り下げ	000		旧コード引当用
053	通路誘導灯(BAT別置)	0600	通路誘導灯(BAT別置) 中型・埋込み	000		旧コード引当用
053	通路誘導灯(BAT別置)	0700	通路誘導灯(BAT別置) 大型・直付け	000		旧コード引当用
053	通路誘導灯(BAT別置)	0800	通路誘導灯(BAT別置) 大型・吊り下げ	000		旧コード引当用
060	特殊照明器具	0000	-	000		旧コード引当用
060	特殊照明器具	0100	シャンデリア	000		旧コード引当用
060	特殊照明器具	0200	スタンド	000		旧コード引当用
060	特殊照明器具	0300	殺菌灯	000		旧コード引当用
060	特殊照明器具	0400	防虫蛾・誘蛾灯	000		旧コード引当用
060	特殊照明器具	0500	医療用照明器具	000		旧コード引当用
060	特殊照明器具	0600	暗室用照明器具	000		旧コード引当用
060	特殊照明器具	0700	検査用照明器具	000		旧コード引当用
060	特殊照明器具	0800	水中照明	000		旧コード引当用
060	特殊照明器具	0900	レーザー光線	000		旧コード引当用
060	特殊照明器具	1000	建築化照明	000		旧コード引当用
060	特殊照明器具	1100	航空障害灯装置	000		旧コード引当用
070	照明制御システム	0000	-	000		
070	照明制御システム	0100	調光装置	000		
075	ランプ・光源	0000	-	000		
080	安定器	0000	-	000		
170	照明用ポール	0000	-	000		
170	照明用ポール	0100	鋼管テーパーポール さび止め2回埋込式	000		
170	照明用ポール	0200	アルミテーパーポール 埋込式	000		

中分類		小分類		細分類		備考
170	照明用ポール	0300	ステンレスパイプポール 埋込式	000		
190	照明器具部材	0000	-	000		
190	照明器具部材	0100	照明用自動点滅器	000		
190	照明器具部材	0200	設備プレート	000		
190	照明器具部材	0300	照明器具用昇降装置	000		
190	照明器具部材	0400	安定器収納函	000		
190	照明器具部材	0500	誘導灯信号装置	000		
500	未定・その他光源器具	0000	=	000	=	光源増設項目
500	未定・その他光源器具	0100	一般	000	=	光源増設項目
500	未定・その他光源器具	0200	防水・防湿	000	=	光源増設項目
500	未定・その他光源器具	0300	密閉	000	=	光源増設項目
500	未定・その他光源器具	0400	安全増防爆	000	=	光源増設項目
500	未定・その他光源器具	0500	耐圧防爆	000	=	光源増設項目
500	未定・その他光源器具	0600	低温用器具	000	=	光源増設項目
500	未定・その他光源器具	0700	高温用器具	000	=	光源増設項目
500	未定・その他光源器具	0800	耐食耐酸器具	000	=	光源増設項目
500	未定・その他光源器具	0900	クリーンルーム用器具	000	=	光源増設項目
510	LED 器具	0000	-	000	-	光源増設項目
510	LED 器具	0100	一般	000	-	光源増設項目
510	LED 器具	0200	防水・防湿	000	-	光源増設項目
510	LED 器具	0300	密閉	000	-	光源増設項目
510	LED 器具	0400	安全増防爆	000	-	光源増設項目
510	LED 器具	0500	耐圧防爆	000	-	光源増設項目
510	LED 器具	0600	低温用器具	000	-	光源増設項目
510	LED 器具	0700	高温用器具	000	-	光源増設項目
510	LED 器具	0800	耐食耐酸器具	000	-	光源増設項目
510	LED 器具	0900	クリーンルーム用器具	000	-	光源増設項目
520	有機 EL 器具	0000	-	000	-	光源増設項目
520	有機 EL 器具	0100	一般	000	-	光源増設項目
520	有機 EL 器具	0200	防水・防湿	000	-	光源増設項目
520	有機 EL 器具	0300	密閉	000	-	光源増設項目
520	有機 EL 器具	0400	安全増防爆	000	-	光源増設項目
520	有機 EL 器具	0500	耐圧防爆	000	-	光源増設項目
520	有機 EL 器具	0600	低温用器具	000	-	光源増設項目
520	有機 EL 器具	0700	高温用器具	000	-	光源増設項目
520	有機 EL 器具	0800	耐食耐酸器具	000	-	光源増設項目
520	有機 EL 器具	0900	クリーンルーム用器具	000	-	光源増設項目

8. 2. 標準化委員会

8. 2. 1. 標準ビジネスプロトコル（Ver. 1. 5）平成 19 年度～平成 27 年度チ ェンジリクエスト改訂一覧

目次

	ページ	
第 3 章 情報表現規約	BPVer.1.5	本稿
第 2 節 標準メッセージ規約	33	
1 情報の定義	33	
1.2 業務単位と情報種類の定義	37	
●合意精算業務に係る情報種類の新規定義について	38、53、178	164
2 標準メッセージフォーマット	43	
2.4 データ項目定義およびマトリックス	54	
●新規[1379]全体工事開始日[1380]全体工事終了日項目新設について	58	165
●新規[1377]明細別参照帳票 No.2 のデータ項目新設について	80	165
●新規[1378]明細別参照帳票年月日 2 のデータ項目新設について	80	166
●新規[1376]明細別消費税率 のデータ項目新設について	80	166
●新規[1375]単価 (小数 3 桁) のデータ項目新設について	80	166
3 CI-NET 標準データコード	174	
3.1 情報区分コード	178	
●工事物件案内情報・メッセージの新設について	38、53、179	167
●契約外請求／契約外請求確認情報・メッセージの新設について	179	167
3.8 取引区分コード	187	
●[1138]取引区分コードのコード値の追加について	38、53、179	168
3.12 単位コード	190	
●課税分類コードの補足説明文追記	190	168
3.15 請求確認コード	197	
●請求確認コードの改訂	198	169
3.22 建設資機材コード	205	
●建設資機材コードの構成に係る記述の変更	206	171
●設資機材コードのメンテナンスについて	207	174
●建設資機材コードの掲載に関する記述の変更	207	175
＜付録＞		
改訂予定資料		
1.2 業務単位と情報種類の定義		
□情報種類の定義「表 3.2.1-4」	37	176
2.3 メッセージの種類		
□メッセージの種類「表 3.2.2-10」	52	179
3.1 情報区分コード		
□情報区分コードリスト「表 3.2.3-3」	37	183
3.8 取引区分		
□3.8.1取引区分コードの属性・文字数、3.8.3 取引区分コードリスト	187	185
□工事請負契約外取引の請求のメッセージ「使用データ項目一覧表」		187

標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 チェンジリクエスト一覧

件名:合意精算業務に係る情報種類の新規定義について

Ver.1.5 P.38、P53、P178

(1)CI-NET 標準ビジネスプロトコルについて

業務単位「3 注文」に、情報種類として「3.11 合意精算申込情報」「3.12 合意精算承諾情報」を【追加】。

表 3.2.1-4 情報種類の定義(2 / 3) P38

業務単位	情報種類	定義
3 注文	3.11 合意精算申込情報*1	発注者が受注者に対し、既に成立している個別契約に対して今後出来高が発生しないことを前提として両者協議のうえ合意した精算の内容を申し込む情報。受注者の承諾により精算が成立する。
	3.12 合意精算承諾情報	合意精算申込情報による個別契約の精算申込に対し、受注者が受諾する旨を通知する情報。

*1 個別契約の精算とは、精算時点で既に契約対象工事が着工されている場合に、精算時点における出来高を精算する契約措置をいう。

(2)CI-NET 標準ビジネスプロトコルについて

業務単位「3 注文」に、情報種類として「3.11 合意精算申込情報」「3.12 合意精算承諾情報」を【追加】。またそれらの情報を取引当事者間で交換する際には「合意打切申込メッセージ」「合意打切承諾メッセージ」を使うことを定義する。

表 3.2.2-10 メッセージの種類(2 / 2) P53

業務単位	情報種類	メッセージの種類	備考
3 注文	3.11 合意精算申込情報	合意打切申込メッセージ	本情報のデータ交換には合意打切申込メッセージを流用する。
	3.12 合意精算承諾情報	合意打切承諾メッセージ	本情報のデータ交換には合意打切承諾メッセージを流用する。

ここでは、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの名称、構成について規定。

(3)情報区分コードについて

業務単位「3 注文」の情報種類「3.11 合意精算申込情報」「3.12 合意精算承諾情報」に情報区分コードを【追加】。

表 3.2.3-3 情報区分コードリスト種類(2 / 2) P.178

業務単位	情報種類	メッセージの種類	情報区分コード
3 注文	3.11 合意精算申込情報	合意打切申込メッセージ	0516
	3.12 合意精算承諾情報	合意打切承諾メッセージ	0517

件名:[新規 1379]全体工事開始日/[新規 1380]全体工事終了日のデータ項目新設について

Ver.1.5 P.58

工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、該当する処理案件自体の取引期間と、処理案件を含む工事全体の期間の両方の情報を授受することが必要な場合があることから、工事全体期間がわかるよう、その開始日、終了日に係るデータ項目を【新設】。

2.4 データ項目定義およびマトリクス表

タグ No	項目名	属性	文字数	摘要
新規 1379	全体工事開始日	X	8	当該案件を含む全体工事の開始日を示す。
新規 1380	全体工事終了日	X	8	当該案件を含む全体工事の終了日を示す。

件名:[新規 1377]明細別参照帳票 No.2 のデータ項目新設について

Ver.1.5 P.72

工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージにおいて使用する「明細別参照帳票 No.2」を【新設】。

2.4 データ項目定義およびマトリクス表

タグ No	項目名	属性	文字数	摘要
新規 1377	明細別参照帳票 No.2	X	25	明細データに対応する取引の帳票番号を示す。 [1204]明細別参照帳票 No.で管理する項目とは異なるものに対し適用する。 具体例として、請負契約に係る取引においては、出来高・請求の明細別参照帳票 No.は注文番号とすることが一般的だが、工事請負契約外取引の場合には、注文書の発生しないケースも多く、納品番号等の注文番号以外の管理番号を参照することが想定される。

件名:[新規 1378]明細別参照帳票年月日 2 のデータ項目新設について

Ver.1.5 P.72

工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージにおいて使用する「明細別参照帳票年月日 2」を【新設】。

2.4 データ項目定義およびマトリクス表

タグ No	項目名	属性	文字数	摘 要
新規 1378	明細別参照帳票 年月日 2	X	14	明細データ、明細別参照帳票 No.に関する年月日を示す。 [1205]明細年月日(明細別参照帳票年月日)で管理する項目とは異なるものに対し適用する。 具体例として、請負契約に係る取引においては、出来高・請求の明細別参照帳票年月日は注文日とすることが一般的だが、工事請負契約外取引の場合には、注文書の発生しないケースも多く、納品日等の注文日以外の管理年月日を参照することが想定される。

件 名:[新規 1376]明細別消費税率 のデータ項目新設について

Ver.1.5 P.80

工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージにおいて使用する「明細別消費税率」を【新設】。

2.4 データ項目定義およびマトリクス表

タグ No	項目名	属性	文字数	小数	摘 要
新規 1376	明細別消費税率	N	3	1	明細データごとの消費税の税率。パーセント表記。

件 名:[新規 1375]単価(小数 3 桁) のデータ項目新設について

Ver.1.5 P.80

工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージにおいて使用する「単価(小数 3 桁)」を【新設】。

2.4 データ項目定義およびマトリクス表

タグ No	項目名	属性	文字数	小数	摘 要
新規 1375	単価 2 (小数 3 桁)	N	12	3	[1219]明細数量 1 単位あたりの価格。 小数点以下 3 桁までを有効数字として利用する場合に使用する。

件 名:工事物件案内情報・メッセージの新設について

Ver.1.5 P.38,P.53,P.179

工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求メッセージの作成に際して、発注者から受注者に対し関連する工事物件の情報を提供するために使用する情報種類およびメッセージを【新設】。

表 3.2.1-4 情報種類の定義(2 / 3) P.38

業務単位	情報種類	定義
4 納入	4.3 工事物件案内情報	発注者が受注者に対し、新たな物件に関する必要な情報を伝達する情報。

表 3.2.2-10 メッセージの種類(2 / 2) P.53

業務単位	情報種類	メッセージの種類	備考
4 納入	4.3 工事物件案内情報	工事物件案内メッセージ	

表 3.2.3-3 情報区分コードリスト種類(2 / 2) P.179

業務単位	情報種類	メッセージの種類	情報区分コード
4 納入	4.3 工事物件案内情報	工事物件案内メッセージ	0710

なお、当該情報、メッセージについては、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの中での業務単位は「納入」とする。

これは、発注者の発注があった物品やサービス等の提供、納品場所を伝える意味も含んでいるため、その結果生じたものへの請求を契約外請求情報にて行うという流れを想定している。

件名: 契約外請求 / 契約外請求確認情報・メッセージの新設について

Ver.1.5 P.39、P.53、P.179

工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージを【新設】。

表 3.2.1-4 情報種類の定義(2 / 3) P.39

業務単位	情報種類	定義
7 支払	7.5 契約外請求情報	受注者が発注者に対し、1つの取引の特定期間における請負契約によらない納品物に対する対価、または売掛金に関する金額を示し、その支払を請求する情報。
	7.6 契約外請求確認情報	契約外請求情報に対し、発注者が査定し支払を認めた金額を受注者に通知する情報。

なお、当該情報、メッセージについては、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの中での業務単位は「支払」とする。

表 3.2.2-10 メッセージの種類(2 / 2) P.53

業務単位	情報種類	メッセージの種類	備考
7 支 払	7.5 契約外請求 情報	契約外請求メッセージ	
	7.6 契約外請求 確認情報	契約外請求確認メッセージ	

表 3.2.3-3 情報区分コードリスト種類(2 / 2) P.179

業務単位	情報種類	メッセージの種類	情報区分コード
7 支 払	7.5 契約外請求 情報	契約外請求メッセージ	1110
	7.6 契約外請求 確認情報	契約外請求確認メッセージ	1112

件 名:[1138]取引区分コード([1203]明細別取引区分コード)のコード値の追加について

Ver.1.5 P.187

工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージにおいて使用する[1138]取引区分コード([1203]明細別取引区分コード)について、コード値を【追加】。

3.8.2 取引区分コードを使用するデータ項目、3.8.3 取引区分コードリスト

タグ No	項目名	属性	文字数	追加するコード値
1138	取引区分コード	X	2	34:レンタル・リース取引で契約単価を日割(使用期間を用いて明細金額を計算) 35:レンタル・リース取引で契約単価を月極で計上する
1203	明細別取引区分コード	X	2	

件 名:課税分類コードの補足説明文追記

Ver.1.5 P.190

消費税率変更に伴う経過措置の対象となる場合に、課税分類コードの「4」を使用することができることを明記するため、CI-NET 標準ビジネスプロトコルを以下の通り【改訂】。

(1) 建設資機材コード改訂の頻度

課税分類コードのコード毎に、消費税計算方法を明記するための説明文を追記する。上記を反映して、CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 P.190 を以下のとおり変更する。

3.11.3 課税分類コードリスト

変更前	<p>3.11.3 課税分類コードリスト</p> <p>「1」… 当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。</p> <p>「2」… 当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続きの処理を行う。</p> <p>「3」… 当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続きの処理を行う。</p> <p>「4」… 当該取引が経過措置の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。</p> <p>「9」… 当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。</p>
-----	---

変更後	<p>3.11.3 課税分類コードリスト</p> <p>「1」… 当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。</p> <p>「2」… 当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続きの処理を行う。</p> <p>「3」… 当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続きの処理を行う。</p> <p>「4」… 当該取引が経過措置の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。</p> <p>「9」… 当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。</p> <p>なお、「1」または「4」の場合は、[1096]消費税額 の計算を行い、「2」、「3」、「9」のいずれかの場合は、[1096]消費税額 の計算を行わない。</p>
-----	---

件 名 : 請求確認コードの改訂

Ver.1.5 P.198

請求確認時の基本フローに則った運用を促すため、請求確認コードの定義文をより適切な内容とするよう、CI-NET 標準ビジネスプロトコルを以下のとおり【改訂】。

(1) 請求確認コードの改訂

請求確認コードの「1: 出来高査定を受けたうえで再度請求するよう、受注者に求める」を「1: 出来高報告が承認されていないため、出来高報告を送るよう、受注者に求める。」に変更する。

上記を反映して、CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 P.198 を以下のとおり変更する。

【変更前】表 3.2.3-14 請求確認コード内容

コード	発注者の表意内容	想定される状況と対応の例
1	出来高査定を受けた上で再度請求するよう、受注者に求める	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の誤りによって出来高確認(承認)を受けられないまま請求締日が到来し、請求した場合。 → 受注者は出来高報告を行って発注者の査定を受け、出来高確認(承認)を受けた後に請求する。タイミングにより、今回請求に間に合う場合と、次回になる場合があり得る。
2	請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める。	<ul style="list-style-type: none"> ・出来高実績、請求額は出来高査定業務において合意されているが、それら以外の請求メッセージの記載に軽微な誤りがあった場合。 → 受注者は誤りを修正して請求する。
3	既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同意するよう、受注者に求める。	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者が既に請求を受理しているにもかかわらず、受注者の誤り等によって重複して請求を行った場合。 → 重複分の請求を受注者が撤回したことにすることで、双方同意する。発注者が最初に受理した請求は、撤回されず正とする。
4	請求は承認/受理したが、支払を遅らせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・出来高実績、請求額は合意されているが、何らかの事情により支払が遅れる場合。

【変更後】表 3.2.3-14 請求確認コード内容

コード	発注者の表意内容	想定される状況と対応の例
1	出来高報告が承認されていないため、出来高報告を送るよう、受注者に求める。	<ul style="list-style-type: none"> •発注者の誤りによって出来高確認(承認)を受けられないまま請求締日が到来し、請求した場合。 → 受注者は出来高報告を行って発注者の査定を受け、出来高確認(承認)を受けた後に請求する。タイミングにより、今回請求に間に合う場合と、次回になる場合があり得る。
2	請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める。	<ul style="list-style-type: none"> •出来高実績、請求額は出来高査定業務において合意されているが、それら以外の請求メッセージの記載に軽微な誤りがあった場合。 → 受注者は誤りを修正して請求する。
3	既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同意するよう、受注者に求める。	<ul style="list-style-type: none"> •発注者が既に請求を受理しているにもかかわらず、受注者の誤り等によって重複して請求を行った場合。 → 重複分の請求を受注者が撤回したことにすることに、双方同意する。発注者が最初に受理した請求は、撤回されず正とする。
4	請求は承認/受理したが、支払を遅らせる。	<ul style="list-style-type: none"> •出来高実績、請求額は合意されているが、何らかの事情により支払が遅れる場合。

建設資機材コードの構成に係る記述について、補足説明が必要であるため【改訂】。

(1) 5つの分類項目の解説の追記

建設資機材コードのコード体系に関して、これを構成する5つの分類の「分類名」および「byte数」の記載はあるが、各分類名の定義が明記されていないため、建設資機材コードの構成を説明する図中において、各分類名の定義を明記する。

(2) 異なる分類レベルに基づくコード間の対応付けに関する運用方法の解説の追記

建設資機材コードでは、14桁全桁での引当てを必須としておらず、任意の分類階層まででの使用を認めているため、事業者間で異なる分類階層を使用している場合におけるコードの対応付けの方法を解説する。

以上の2点を反映して、以下のとおり【変更】。

図 3.2.3-20 建設資機材コードの構成

<p>変更前</p>	<p><本文></p> <table border="1" data-bbox="391 857 1310 981"> <thead> <tr> <th>分類名</th> <th>分野</th> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>小分類</th> <th>細分類</th> <th>セパレータ</th> <th>スペック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>byte数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1 "&"</td> <td>可変長 最大25byte</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">固定長部分 (14byte)</p>	分類名	分野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレータ	スペック	byte数	2	2	3	4	3	1 "&"	可変長 最大25byte
分類名	分野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレータ	スペック										
byte数	2	2	3	4	3	1 "&"	可変長 最大25byte										
<p>変更後</p>	<p><本文></p> <table border="1" data-bbox="391 1144 1310 1267"> <thead> <tr> <th>分類名</th> <th>分野</th> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>小分類</th> <th>細分類</th> <th>セパレータ</th> <th>スペック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>byte数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1 "&"</td> <td>可変長 最大25byte</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">固定長部分 (14byte)</p> <p>分野:建設業の分野を示す。(例)建築資材、電気設備、機械設備など。</p> <p>大分類:各分野における、資機材の最も大括りの分類を示す。 (例)電気設備の場合:配線、照明器具、防災機器など。</p> <p>中分類:各大分類項目における、資機材の種類を示す。 (例)電気設備/配線の場合:電力用電線、通信用電線など。</p> <p>小分類:各中分類項目における、資機材の最小分類を示す。 (例)電気設備/配線/電力用電線の場合:CVケーブル、耐火電線など。</p> <p>細分類:小分類を細分化し補完する場合に用いる。性能区分、形状、材質などを示す。 (例)電気設備/配線/電力用電線/CVケーブルの場合:(定格電圧) 600V、6kVなど。</p> <p>スペック部:資機材の規格・サイズを示す。</p>	分類名	分野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレータ	スペック	byte数	2	2	3	4	3	1 "&"	可変長 最大25byte
分類名	分野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレータ	スペック										
byte数	2	2	3	4	3	1 "&"	可変長 最大25byte										
<p>変更前</p>	<p><本文></p> <p>なお、スペックの展開にあたっては次の点に注意が必要である。</p>																

	<p>(1)細分類1コードにつき複数のスペック書式が定められている場合もある。 ～(中略)～</p> <p>(2)スペックが小数点を含む場合、小数点以下に余計な「0」を付けない。 ～(中略)～</p> <p>(3)スペックが複数ある場合には、スペックとスペックの区切りに “_” (アンダーバー) を用いる。 ～(中略)～</p> <p>(4)スペックの付加は任意である。 ～(中略)～</p>
<p>変更後</p>	<p><本文></p> <p>(1)建設資機材コードのマッチングに係る留意点</p> <p>建設資機材コードは分類コード体系を採用している。前表のとおり、分野からスペックまでの6階層に分類され、これを利用する事業者の業態(総合工事業者、専門工事業者等)や利用する業務用途(見積業務、請求業務等)等に応じて、必要な分類階層のみ(例:分野+大分類+中分類までを使用し、小分類と細分類の特定は行わない等)を選択して活用することを可能としている。このため、利用する分類階層の異なる事業者間において、コードの対応付けを行う場合には、「段階的マッチング」の方法を用いる必要がある。この方法を用いることにより、コード変換率の向上に寄与する。</p> <p>「段階的マッチング」とは、まず、コード全桁でマッチングを行い、マッチするコードがなければ、順番に上位の分類によるマッチングを行う方法である。</p> <div style="text-align: center;"> </div>

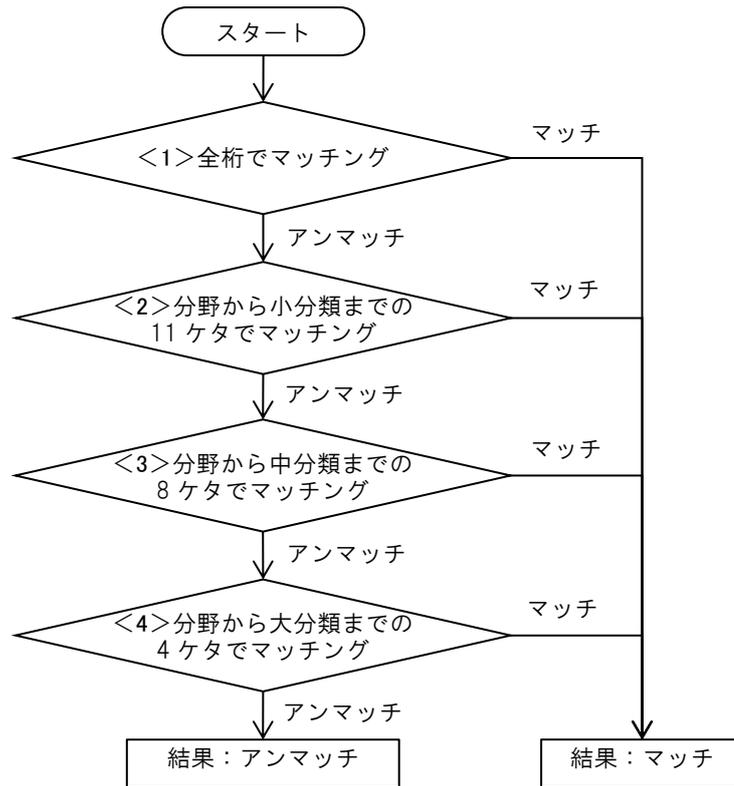


図 分類階層毎の段階的マッチングの手順

(例)

中分類まで使用している A 社が、小分類まで使用している B 社と取引する場合は、「ガス漏れ警報器」を「セキュリティ装置」に引き当てる。大分類まで使用している C 社が、同 B 社と取引する場合は、「ガス漏れ警報器」を「防災機器」に引き当てる。

CI-NET コード	分野	大分類	中分類	小分類	細分類
40000000000000	電気設備				
40500000000000	電気設備	防災機器			
40501300000000	電気設備	防災機器	セキュリティ装置		
40501301300000	電気設備	防災機器	セキュリティ装置	ガス漏れ警報器	

(2) スペックの展開に係る留意点

スペックの展開にあたっては次の点に注意が必要である。

(a) 細分類1コードにつき複数のスペック書式が定められている場合もある。

～(中略)～

(b) スペックが小数点を含む場合、小数点以下に余計な「0」を付けない。

～(中略)～

(c) スペックが複数ある場合には、スペックとスペックの区切りに “_” (アンダーバー) を用いる。

～(中略)～

(d) スペックの付加は任意である。

～(中略)～

建設資機材コードのメンテナンスを適切かつ効率的に実施するために、標準ビジネスプロトコル Ver1.5P.207 に記載のメンテナンス方法に関する以下の3点について【改訂】。

(1) 建設資機材コード改訂の頻度

建設資機材コードの改訂を行う頻度について、「月1回」と定められているが、必要が生じた際に随時行うことに変更する。

(2) 建設資機材コード改訂に係る審議主体

建設資機材コードの改訂に係る審議は、「標準化委員会コードメンテナンスWG」が主体となることが定められているが、WGを特定せず、「標準化委員会」が主体となることに変更する。

(3) 建設資機材コード改訂に係る照会先

標準ビジネスプロトコル Ver1.5 には、建設資機材コードのすべてを掲載しておらず、大分類コード表のみ掲載しているが、掲載の大分類コードは策定当時の例示であることからこれを明示的に「例示」と記す。

また、本文中の「詳細については推進センターまで照会」するは、大分類表の例示の補足説明として記載する。「大分類コード表の内容は変更されている場合がある。」についても、同様に大分類表の例示の補足説明とし、変更が大分類コード表に限定されないことから、「大分類コード表の」を削除する。

以上の3点を反映して、以下のとおり【変更】。

3.22.3 建設資機材コードリスト

変更前	<p><本文> なお、本コードは標準化委員会コードメンテナンスWGが主体となり、月1回のメンテナンス(コードリストの追加など)が行われる。このため次表の大分類コード表の内容は変更されている場合がある。詳細については推進センターまで照会されたい。</p>
変更後	<p><本文> 大分類までのコード表を次表に例示する。本コードは標準化委員会が主体となり、メンテナンス(コードの追加など)が行われる。</p> <p><大分類表の補足説明> コード表の内容は変更されている場合がある。詳細については推進センターまで照会されたい。</p>

建設資機材コードの掲載先に係る以下の記述について、現状の実態に合致しない記述となる可能性があるため【改訂】。

- (1) 国土交通省の補正予算により策定した建設資機材コードに関する記述の削除
国土交通省の補正予算により策定した建設資機材コードの掲載に関する記述を削除する。
- (2) C-CADEC 機器分類コードリストの掲載先に関する記述の削除
C-CADEC 機器分類コードリストの掲載先として記載している URL を削除する。
以上の2点を反映して、以下のとおり変更する。

表 3.2.3-21 建設資機材コード 大分類コード表

変更前	<p><本文> また平成12年度、国土交通省の補正予算により策定した建設資機材コードを参考資料7に掲載している。以下のURLでも公開している。 (建設業振興基金: http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/code_mlit/code_predwn.html 建設資機材コードの標準化検討業務 概要報告書 より)</p>
変更後	<p><本文> ～削除～</p>

3.25.3 C-CADEC 機器分類コードリスト

変更前	<p><本文> C-CADEC 機器分類コードは、CI-NET&C-CADEC コードデータベースの「C-CADEC Stem 機器コード」に整理されており、そちらを参照されたい。 (URL:http://cinet.yoi-kensetsu.com/top.html)</p>
変更後	<p><本文> C-CADEC 機器分類コードは、建設資機材コードとの統合を行い、C-CADEC アーカイブの「評議会／成果物／CI-NET 建設資機材コード」に整理されている。</p>

標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 改訂予定関連表一覧

チェンジリクエストによる標準ビジネスプロトコル改訂に伴う、各メッセージで使用するデータ項目については、正式には Ver 改訂により、「各データ項目定義」および「マトリクス表」、「契約外取引メッセージ表の追加」が予定されるが、関係する主な内容は、下記データ項目一覧表の通りである。

1.2 業務単位と情報種類の定義

表 3.2.1-4 情報種類の定義(1/3)

業務単位	情報種類	定義
1 見積	1.1 建築見積依頼情報	発注者が建築工事に係わる工事内容、物品の仕様などの見積条件を提示し、受注希望者に価格の見積を依頼する情報。
	1.2 建築見積回答情報	建築見積依頼情報に対して、受注希望者が建築工事に係わる見積を回答する情報。見積価格や他の見積条件を含む。
	1.3 設備見積依頼情報	発注者が設備工事に係わる工事内容、物品の仕様などの見積条件を提示し、受注希望者に価格の見積を依頼する情報。
	1.4 設備見積回答情報	設備見積依頼情報に対して、受注希望者が設備工事に係わる見積を回答する情報。見積価格や他の見積条件を含む。
	1.5 設備機器見積依頼情報	発注者が設備機器を始めとした資機材に係わる仕様や、当該資機材を使用する工事内容などの見積条件を提示し、受注希望者に価格の見積を依頼する情報。
	1.6 設備機器見積回答情報	設備機器見積依頼情報に対して、受注希望者が設備機器に係わる見積を回答する情報。見積価格や他の見積条件を含む。
2 購買見積	2.1 購買見積依頼情報	発注者が建設工事に係わる工事内容、物品の仕様などの見積条件を提示し、受注希望者に価格の見積を依頼する情報。
	2.2 購買見積回答情報	購買見積依頼情報に対して、受注希望者が回答する見積情報。見積価格や他の見積条件を含む。
	2.3 見積不採用通知情報	発注者が受注希望者に対して、購買見積回答情報による受注希望者の見積を採用しない旨を通知する情報。

表 3.2.1-4 情報種類の定義(2/3)

業務単位	情報種類	定義
3 注文	3.1 確定注文情報	発注者が受注希望者に対し、発注を行い、契約を申し込む情報。件名や品名、納期、価格、納地などの注文要件が含まれる。受注希望者の承諾により契約が成立する。
	3.2 注文請け情報	確定注文情報による発注申し込みに対し、受注希望者が受諾する旨を通知する情報。発注条件と異なる条件での受諾意思の提示の場合、新たな個別契約の手続きを行う。契約の成立により受注希望者は受注者となる。
	3.3 鑑項目合意変更申込情報*1	発注者が受注者に対し、既に成立している個別契約に対して両者協議のうえ合意した内容の変更を申し込む情報。受注者の承諾により変更が成立する。
	3.4 鑑項目合意変更承諾情報*1	鑑項目合意変更申込情報による個別契約内容の変更申込に対し、受注者が受諾する旨を通知する情報。
	3.5 合意解除申込情報*2	発注者が受注者に対し、既に成立している個別契約に対して両者協議のうえ合意した解除を申し込む情報。受注者の承諾により打切が成立する。
	3.6 合意解除承諾情報	合意解除申込情報による個別契約の解除申込に対し、受注者が受諾する旨を通知する情報。
	3.7 一方的解除通知情報	発注者が受注者に対し、あるいは受注者が発注者に対し、個別契約の解除を告知する情報。
	3.8 合意打切申込情報*3	発注者が受注者に対し、既に成立している個別契約に対して両者協議のうえ合意した打切の内容を申し込む情報。受注者の承諾により打切が成立する。
	3.9 合意打切承諾情報	合意打切申込情報による個別契約の打切申込に対し、受注者が受諾する旨を通知する情報。
	3.10 一方的打切通知情報	発注者が受注者に対し、あるいは受注者が発注者に対し、個別契約の打切を告知する情報。
	3.11 合意精算申込情報*4	発注者が受注者に対し、既に成立している個別契約に対して今後出来高が発生しないことを前提として両者協議のうえ合意した精算の内容を申し込む情報。受注者の承諾により精算が成立する。
	3.12 合意精算承諾情報	合意精算申込情報による個別契約の精算申込に対し、受注者が受諾する旨を通知する情報。
4 納入	4.1 出荷情報	受注者が発注者に対し、受注した物品の一部または全部を出荷したことを示す情報。
	4.2 入荷情報	発注者が受注者に対し、納入された物品の一部または全部の受領を確認したことを示す情報。

表 3.2.1-4 情報種類の定義(3/3)

業務単位	情報種類	定義
4 納入	4.3 工事物件案内情報	発注者が受注者に対し、新たな物件に関する必要な情報を伝達する情報。
5 出来高	5.1 出来高要請情報	発注者が受注者に対し、出来高報告作成のために必要な情報を伝達する情報。
	5.2 出来高報告情報	受注者が発注者に対し、1つの取引の特定期間における工事の出来高、物品の納入量を報告する情報。
	5.3 出来高確認情報	発注者が受注者に対し、1つの取引の特定 期間における工事の出来高、物品の納入量を査定した結果を通知する情報。
6 立替	6.1 立替金報告情報	発注者が受注者に対し、1つの作業所あるいは1つの取引の特定期間における立替の内容、金額を報告する情報。
	6.2 立替金確認情報	受注者が発注者に対し、1つの作業所あるいは1つの取引の特定期間における立替の内容、金額を査定した結果を通知する情報。
7 支払	7.1 請求情報	受注者が発注者に対し、1つの取引の特定期間における工事の出来高、または売掛金に関する金額を示し、その支払を請求する情報。
	7.2 請求確認情報	請求情報に対し、発注者が査定し支払を認めた金額を受注者に通知する情報。
	7.3 支払通知情報	発注者が受注者に対する買掛金額高のうち当月支払分について支払金額とその方法を通知する情報。
	7.4 総括請求情報	受注者が発注者に対し、複数の取引の売掛金に関する金額を示し、その支払を請求する情報。
	7.5 契約外請求情報	受注者が発注者に対し、1つの取引の特定期間における請負契約によらない納品物に対する対価、または売掛金に関する金額を示し、その支払を請求する情報。
	7.6 契約外請求確認情報	契約外請求情報に対し、発注者が査定し支払を認めた金額を受注者に通知する情報。
8 技術データ	8.1 技術データ情報 ^{*5}	技術データおよび、技術データの内容を説明する封筒情報。
	8.2 CAD データ情報	CAD データの内容を説明する封筒情報、およびそのCAD データ。
	8.3 メッセージなしデータ情報 ^{*6}	メッセージを伴わない技術データ(CAD データを含む。)

*1 CI-NET メッセージの全体情報部分(鑑項目)の軽微な変更に限って使用する。

*2 個別契約の解除とは、解除時点において契約対象が着工されていない場合に、個別契約自体が当初から無かったこととする契約措置をいう。

*3 個別契約の打切とは、打切時点で既に契約対象工事が着工されている場合に、打切時点における出来高を精算し、精算分以外の個別契約を無かったこととする契約措置をいう。

*4 個別契約の精算とは、精算時点で既に契約対象工事が着工されている場合に、精算時点における出来高を精算する契約措置をいう。

- *5 技術データ封筒メッセージについては現在未策定であり、標準ビジネスプロトコルでは使用するデータ項目の規定をしていない。
- *6 「メッセージなしデータ情報」は標準メッセージが制定されていないテキストまたはバイナリーデータをそのまま CII シンタックスルール 1.51 以上を利用して伝送する際に使用する。CAD データを封筒情報なしに伝送するためにも使用することができる。

2.3 メッセージの種類

CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 で使用するメッセージは、以下の32種類である。(技術データ封筒メッセージは現在未策定である。便宜的に「CAD データ封筒メッセージ」を使用して、あるいは「メッセージなしデータ情報」の方式で技術データを送受信することができる。)

表 3.2.2-10 メッセージの種類 (1/2)

業務単位	情報種類	メッセージの種類	備考
1 見積	1.1 建築見積依頼情報	建築見積依頼メッセージ	
	1.2 建築見積回答情報	建築見積回答メッセージ	
	1.3 設備見積依頼情報	設備見積依頼メッセージ	
	1.4 設備見積回答情報	設備見積回答メッセージ	
	1.5 設備機器見積依頼情報	設備機器見積依頼メッセージ	
	1.6 設備機器見積回答情報	設備機器見積回答メッセージ	
2 購買見積	2.1 購買見積依頼情報	購買見積依頼メッセージ	
	2.2 購買見積回答情報	購買見積回答メッセージ	
	2.3 見積不採用通知情報	見積不採用通知メッセージ	

- *1 技術データ封筒メッセージについては現在未策定であり、標準ビジネスプロトコルでは使用するデータ項目の規定をしていない。
- *2 メッセージなしデータ情報には、メッセージが付属しないため、標準ビジネスプロトコルでは、情報区分コード以外の規定はしていない。

表 3.2.2-10 メッセージの種類(2/2)

業務単位	情報種類	メッセージの種類	備考
3 注文	3.1 確定注文情報	確定注文メッセージ	
	3.2 注文請け情報	注文請けメッセージ	
	3.3 鑑項目合意変更申込	鑑項目合意変更申込メッセー	
	3.4 鑑項目合意変更承諾	鑑項目合意変更承諾メッセー	
	3.5 合意解除申込情報	合意解除申込メッセージ	
	3.6 合意解除承諾情報	合意解除承諾メッセージ	
	3.7 一方的解除通知情報	一方的解除通知メッセージ	
	3.8 合意打切申込情報	合意打切申込メッセージ	
	3.9 合意打切承諾情報	合意打切承諾メッセージ	
	3.10 一方的打切通知情報	一方的打切通知メッセージ	
	3.11 合意精算申込情報	合意打切申込メッセージ	本情報のデータ交換には合意打切申込メッセージを流用する。
	3.12 合意精算承諾情報	合意打切承諾メッセージ	本情報のデータ交換には合意打切承諾メッセージを流用する。

表 3.2.2-10 メッセージの種類(2/2)

業務単位	情報種類	メッセージの種類	備考
4 納入	4.1 出荷情報	出荷メッセージ	
	4.2 入荷情報	入荷メッセージ	
	4.3 工事物件案内情報	工事物件案内メッセージ	
5 出来高	5.1 出来高要請情報	出来高要請メッセージ	
	5.2 出来高報告情報	出来高報告メッセージ	
	5.3 出来高確認情報	出来高確認メッセージ	
6 立替	6.1 立替金報告情報	立替金報告メッセージ	
	6.2 立替金確認情報	立替金確認メッセージ	
7 支払	7.1 請求情報	請求メッセージ	
	7.2 請求確認情報	請求確認メッセージ	
	7.3 支払通知情報	支払通知メッセージ	
	7.4 総括請求情報	総括請求メッセージ	
	7.5 契約外請求情報	契約外請求メッセージ	
	7.6 契約外請求確認情報	契約外請求確認メッセージ	
8 技術 データ 交換	8.1 技術データ情報 ^{※1}	技術データ封筒メッセージ	現在未策定
	8.2 CADデータ情報	CADデータ封筒メッセージ	CAD データに関する封筒情報
	8.3 メッセージなし ^{※2} データ情報	_____	封筒メッセージを使用しない

3 CI-NET 標準データコード(CD)

「CI-NET 標準データコード」とは、メッセージを処理するにあたって必要な情報をコード化し、標準化したものである。標準ビジネスプロトコルを利用する全ての企業は、CI-NET 標準データコードを使用しなければならない。

表 3.2.3-1 CI-NET 標準データコード一覧表【CI-NETNo.順】(1/2)

CI-NET No.	タグNo.	項目名	属性	桁数(注)	コードの本節での参照箇所
20	2	情報区分コード	X	4	3.1 情報区分コード
40	4	発注者コード	X	12	3.2 標準企業コード
50	5	受注者コード	X	12	
80	9	訂正コード	X	1	3.3 訂正コード
440	1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	20	3.4 建設業許可区分・登録コード
450	1167	受注者建設業許可工事業種	K	12	3.5 建設業許可工事業種
480	1005	JV工事フラグ	X	1	3.6 JV工事フラグ
590	1170	発注者建設業許可区分・登録コード	K	20	3.4 建設業許可区分・登録コード
600	1171	発注者建設業許可工事業種	K	12	3.5 建設業許可工事業種
710	1371	工事場所・受渡し場所所在地コード(JIS)	X	5	3.7 工事場所・受渡し場所所在地コード(JIS)
810	1138	取引区分コード	X	2	3.8 取引区分コード
820	1049	施工者・納入者コード	X	12	3.2 標準企業コード
1110	1074	運送者コード	X	12	
1180	1312	出来高査定方式識別コード	X	1	3.9 出来高査定方式識別コード
1190	57	消費税コード	X	1	3.10 消費税コード
1200	59	課税分類コード	X	1	3.11 課税分類コード
1230	1084	補助数量計単位	K	6	3.12 単位コード
1250	1086	明細数量計単位	K	6	
1560	1314	請求完了区分コード	X	1	3.13 請求完了区分コード

(注) X 属性の場合、1 文字=1 バイト。K 属性の場合、1 文字=2 バイト

表 3.2.3-1 CI-NET 標準データコード一覧表【CI-NETNo.順】(2/2)

CI-NET No.	タグNo.	項目名	属性	桁数(注)	コードの本節での参照箇所
1570	1315	出来高・請求・立替査定結果コード	X	2	3.14 出来高・請求・立替査定結果コード
1580	1316	請求確認コード	X	1	3.15 請求確認コード
3000	1200	明細コード	X	50	3.16 明細コード
3010	1294	階層レベル	9	2	3.17 階層レベル
3020	1295	階層内通し番号	9	4	3.18 階層内通し番号
3030	1288	明細データ属性コード	X	1	3.19 明細データ属性コード
3040	1289	補助明細コード	X	2	3.20 補助明細コード
3080	1203	明細別取引区分コード	X	2	3.8 取引区分コード
3090	1287	明細別材工共コード	X	2	3.21 明細別材工共コード
3170	1279	建設資機材コード	X	40	3.22 建設資機材コード
3180	1280	コード送信側変換結果コード	X	2	3.23 コード送信側変換結果コード
3200	1282	コード受信側変換結果コード	X	2	3.24 コード受信側変換結果コード
3210	1405	C-CADEC 機器分類コード	X	40	3.25 C-CADEC 機器分類コード
3270	1283	配管用途コード	X	2	3.26 配管用途コード
3280	1284	建設資機材メーカー／型番コード	X	25	3.27 建設資機材メーカー／型番コード
3290	1285	施工区分コード	X	6	3.28 施工区分コード
3340	1209	使用期間単位	K	6	3.12 単位コード
3360	1217	補助数量単位	K	6	
3380	1219	明細数量単位	K	6	
3390	1220	明細別消費税コード	X	1	3.10 消費税コード
3400	1286	明細別運賃コード	X	2	3.29 明細別運賃コード
3410	1221	明細別課税分類コード	X	1	3.11 課税分類コード
3520	1413	明細別変更コード	X	1	3.30 明細別変更コード
4130	1426	明細別 CI-NET コード	X	1	3.31 明細別 CI-NET 区分コード
4140	1427	請求出来高立替控除区分コード	X	1	3.32 請求出来高立替控除区分コード
5080	1509	CAD データ／属性データ区分	X	1	3.33 CAD データ／属性データ区分コード
5090	1510	CAD データ形式コード	X	1	3.34 CAD データ形式コード
5220	1523	データ圧縮識別コード	X	1	3.35 データ圧縮識別コード

(注) X 属性の場合、1 文字=1 バイト。K 属性の場合、1 文字=2 バイト

3.1 情報区分コード

3.1.3 情報区分コードリスト

表 3.2.3-3 情報区分コードリスト(1/2)

業務単位	情報種類	メッセージ	情報区分コード
1. 見積	1.1 建築見積依頼情報	建築見積依頼メッセージ	0305
	1.2 建築見積回答情報	建築見積回答メッセージ	0306
	1.3 設備見積依頼情報	設備見積依頼メッセージ	0303
	1.4 設備見積回答情報	設備見積回答メッセージ	0304
	1.5 設備機器見積依頼情報	設備機器見積依頼メッセージ	0307
	1.6 設備機器見積回答情報	設備機器見積回答メッセージ	0308
2. 購買見積	2.1 購買見積依頼情報	購買見積依頼メッセージ	0301
	2.2 購買見積回答情報	購買見積回答メッセージ	0302
	2.3 見積不採用通知情報	見積不採用通知メッセージ	0309
3. 注文	3.1 確定注文情報	確定注文メッセージ	0502
	3.2 注文請け情報	注文請けメッセージ	0506
	3.3 鑑項目合意変更申込情報	鑑項目合意変更申込メッセージ	0503
	3.4 鑑項目合意変更承諾情報	鑑項目合意変更承諾メッセージ	0507
	3.5 合意解除申込情報	合意解除申込メッセージ	0504
	3.6 合意解除承諾情報	合意解除承諾メッセージ	0508
	3.7 一方的解除通知情報	一方的解除通知メッセージ	0514
	3.8 合意打切申込情報	合意打切申込メッセージ	0505
	3.9 合意打切承諾情報	合意打切承諾メッセージ	0509
	3.10 一方的打切通知情報	一方的打切通知メッセージ	0515
	3.11 合意精算申込情報	合意打切申込メッセージ	0516
	3.12 合意精算承諾情報	合意打切承諾メッセージ	0517

表 3.2.3-3 情報区分コードリスト(2/2)

業務単位	情報種類	メッセージ	情報区分コード
4. 納 入	4.1 出荷情報	出荷メッセージ	0704
	4.2 入荷情報	入荷メッセージ	0705
	4.3 工事物件案内情報	工事物件案内メッセージ	0710
5. 出来高	5.1 出来高要請情報	出来高要請メッセージ	0904
	5.2 出来高報告情報	出来高報告メッセージ	0902
	5.3 出来高確認情報	出来高確認メッセージ	0903
6. 立 替	6.1 立替金報告情報	立替金報告メッセージ	1204
	6.2 立替金確認情報	立替金確認メッセージ	1208
7. 支 払	7.1 請求情報	請求メッセージ	1104
	7.2 請求確認情報	請求確認メッセージ	1108
	7.3 支払通知情報	支払通知メッセージ	1106
	7.4 総括請求情報	総括請求メッセージ	1109
	7.5 契約外請求情報	契約外請求メッセージ	1110
	7.6 契約外請求確認情報	契約外請求確認メッセージ	1112
8. 技 術 データ 交 換	8.1 技術データ情報	(技術データ封筒メッセージ) ^{※1}	5001
	8.2 CADデータ情報	CADデータ封筒メッセージ	5101
	8.3 メッセージなし データ情報 ^{※2}		9301
システム 運用情報	受信確認情報 ^{※3}		9001
	0件データ情報 ^{※3}		9101
	エラー情報 ^{※3}		9201

※1 技術データ封筒メッセージについては現在未策定であり、標準ビジネスプロトコルでは使用するデータ項目の規定をしていない。

※2 「メッセージなしデータ情報」の情報区分コード「9301」は標準メッセージが制定されていないテキストまたはバイナリーデータを CII シンタクスルール 1.51 以上を利用して伝送する際に使用する。封筒情報なしに技術データや CAD データを伝送するために使用することができる。

※3 CI-NET 運用諸規則「第 4 章 第 2 節 CI-NET 運用ルール」を参照されたい。

3.8 取引区分コード

取引区分コードは、メッセージ、明細データにおける取引の形態を示す。販売者・購入者間、元請業者・協力業者とも同一のコードを使用する。

3.8.1 取引区分コードの属性・文字数

取引区分コードの属性はX、文字数は**2文字**とする。コードはアラビア数字を使用し、当面、2桁のみ使用する。

取引区分コードの第1桁目は大分類を、第2桁目は大分類の内訳としての中分類を示す。以上2階層の分類によって取引を区分する。第3桁～第5桁目は将来の拡張用として当面の間使用しない。



図 3.2.3-10 取引区分コードの構成

3.8.2 取引区分コードを使用するデータ項目

CI-NETNo.[810] タグNo.[1138]:「取引区分コード」

CI-NETNo.[3080] タグNo.[1203]:「明細別取引区分コード」

3.8.3 取引区分コードリスト

「1」……… 購入品・販売品を示す。

「11」……… 一式契約による取引を示す。

「12」……… 単価契約による取引を示す。

「2」……… 依託加工品・支給品を示す。

「3」……… レンタル・リース取引を示す。

「31」……… レンタル・リース取引で返却日を計上する。

「32」……… レンタル・リース取引で返却日を計上しない。

「33」……… レンタル・リース取引で損失として計上する。

**「34」……… レンタル・リース取引で契約単価を日割
(使用期間を用いて明細金額を計算)**

「35」……… レンタル・リース取引で契約単価を月極で計上する

「4」……… 売戻・買戻条件付取引を示す。

「41」……… 売戻・買戻条件付取引で返却日を計上する。

「42」……… 売戻・買戻条件付取引で返却日を計上しない。

「43」……… 売戻・買戻条件付取引で損失として計上する。

- 「5」…… 工事・作業であることを示す。
 - 「51」…… 工事委託・請負作業などの外注取引を示す。
 - 「52」…… 工事・作業の歩合による労務提供型の取引を示す。
- 「8」…… 帳票の金額に含まれない別途計上の取引を示す。
 - 「81」…… 別途工事を示す。
 - 「82」…… 貸与品を示す。
 - 「83」…… 支給品を示す。
 - 「84」…… 移設品を示す。
 - 「85」…… 撤去品を示す。
 - 「86」…… 既設品を示す。
- 「9」…… 運送費、事務経費など、上記に該当しない取引を示す。
- 「99」…… 上記の取引が明細データに混在していることを示す。

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1_ad.7 メッセージ使用データ項目一覧表

「契約外請求／契約外請求確認メッセージ新設に伴う改訂」に関係した(参考資料)

1. 出来高・請求／工事請負契約外取引の請求のメッセージ
使用データ項目一覧表

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長
(ブランクは「byte数」の列と同一を表す)

「出来高」および「請求」の列は参考に記載している。正式一覧表では記載無し。

タグ No.	項目名	属 性	byte 数	小 数	回 数	工 事 物 件 案 内	契 約 外		出 来 高			請 求		備 考	マル チ	タグ	
							請 求	確 認	要 請	報 告	確 認	請 求	確 認				
全体情報部分（鑑）																	
1	データ処理No.		9	5		●	●	●	●	●	●	●	●				1
2	情報区分コード	X	4			●	●	●	●	●	●	●	●				2
3	データ作成日		9	8		●	●	●	●	●	●	●	●				3
4	発注者コード	X	12			●	●	●	●	●	●	●	●				4
5	受注者コード	X	12			●	●	●	●	●	●	●	●				5
1197	サブセット・バージョン	X	12			●	●	●	●	●	●	●	●				1197
9	訂正コード	X	1			●	●	●	●	●	●	●	●				9
1006	工事コード	X	12			●	●	●	●	●	●	●	●				1006
1306	変更工事コード	X	12			○	○	○	○	○	○	○	○				1306
1007	帳票No.	X	14			●	●	●	●	●	●	●	●				1007
1008	帳票年月日		9	8		●	●	●	●	●	●	●	●				1008
1009	参照帳票No.	X	14			○	○	○	○	○	○	○	○				1009
1010	参照帳票年月日		9	8		○	○	○	○	○	○	○	○				1010
1023	受注者コード2(発注者探番)	X	10			○	○	○	○	○	○	○	○				1023
1046	取引件名(注文件名)コード	X	8			○	○	○	○	○	○	○	○				1046
1013	受注者名	K	40			○	○	○	○	○	○	○	○				1013
1015	受注者代表者氏名	K	28			○	○	○	○	○	○	○	○				1015
1017	受注者担当部署名	K	40		1	○	○	○	○	○	○	○	○		M9レベル1	1017	
1018	受注者担当者名	K	20		1	○	○	○	○	○	○	○	○		M9レベル1	1018	
1019	受注者担当郵便番号	X	10		1	○	○	○	○	○	○	○	○		M9レベル1	1019	
1020	受注者担当住所	K	60		1	○	○	○	○	○	○	○	○		M9レベル1	1020	
1021	受注者担当電話番号	X	15		1	○	○	○	○	○	○	○	○		M9レベル1	1021	
1022	受注者担当FAX番号	X	15		1	○	○	○	○	○	○	○	○		M9レベル1	1022	
1024	発注者名	K	56			○	○	○	○	○	○	○	○				1024
1005	JV工事フラグ	X	1			○	○	○	○	○	○	○	○				1005
1003	その他のJV構成企業名	K	56		3	○	○	○	○	○	○	○	○		MRレベル1	1003	
1026	発注者代表者氏名	K	28			○	○	○	○	○	○	○	○				1026
1028	発注者担当部署名	K	40		2	○	○	○	○	○	○	○	○		MAレベル1	1028	
1029	発注者担当者名	K	20		2	○	○	○	○	○	○	○	○		MAレベル1	1029	
1030	発注者担当郵便番号	X	10		2	○	○	○	○	○	○	○	○		MAレベル1	1030	
1031	発注者担当住所	K	60		2	○	○	○	○	○	○	○	○		MAレベル1	1031	
1032	発注者担当電話番号	X	15		2	○	○	○	○	○	○	○	○		MAレベル1	1032	
1033	発注者担当FAX番号	X	15		2	○	○	○	○	○	○	○	○		MAレベル1	1033	
1042	工事場所・受渡し場所名称	K	76			○	○	○	○	○	○	○	○				1042
1173	工事場所・受渡し場所略称	K	50			○	○	○	○	○	○	○	○				1173
1016	工事場所・受渡し場所郵便番号	X	10			○	○	○	○	○	○	○	○				1016
1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60			○	○	○	○	○	○	○	○				1043
1025	工事場所・受渡し場所所長名	K	20			○	○	○	○	○	○	○	○				1025
1027	工事場所・受渡し場所担当者名	K	20			○	○	○	○	○	○	○	○				1027
1041	工事場所・受渡し場所電話番号	X	15			○	○	○	○	○	○	○	○				1041

マルチ1回目に工事事務所に係る情報を記載
原則、工事物件案内の値をセット

場所に係る情報を記載

タグ No.	項目名	属性	byte 数	小 数	*	回 数	工 事 物 件 案 内	契 約 外		出 来 高			請 求		備 考	マルチ	タグ
								請 求 確 認	請 求 確 認	要 請	報 告	確 認	請 求	確 認			
全体情報部分 (鑑)																	

1182	工事場所・受渡し場所FA X番号	X	15					○	○	○	○	○	○	○			1182
1371	工事場所・受渡し場所所 在地コード(JIS)	X	5					○	○	○	○	○	○	○			1371
1045	取引件名(注文件名)	K	40					○	○	○	○	○	○	○			1045
1379	全体工事開始日	X	8					○									1379
1380	全体工事終了日	X	8					○									1380
1052	工事・納入開始日	X	8						○	○	○	○	○	○			1052
1053	工事・納入終了日・納入期 限	X	8						○	○	○	○	○	○			1053
1088	明細金額計	N	12	13					○	○							1088
1089	明細金額計調整額	N	12	13					○	○							1089
1090	調整後帳票金額計	N	12	13					○	○							1090
1096	消費税額	N	12	13					○	○							1096
1097	最終帳票金額	N	12	13					○	○							1097
1014	送り状案内	M	76		39			○	○	○	○	○	○	○		MQレベル1	1014
1179	帳票データチェック値	X	15		9			○	○	○	○	○	○	○		MMレベル1	1179
1080	出来高調査日	9	8						○	○							1080
1311	請求予定年月	9	6						○	○	○	○	○	○			1311
1315	出来高・請求・立替査定結 果コード	X	2										○	○			1315
1316	請求確認コード	X	1										○	○			1316
1035	受注者指定金融機関名	K	20		1				○							MSレベル1	1035
1036	受注者指定金融機関支店 名	K	20		1				○							MSレベル1	1036
1037	受注者指定金融機関預金 種目	K	4		1				○							MSレベル1	1037
1038	受注者指定金融機関口座 番号	9	14		1				○							MSレベル1	1038
1039	受注者指定金融機関口座 名義	K	40		1				○							MS レベル1	1039
1040	受注者指定金融機関口座 名義フリガナ	X	40		1				○							MS レベル1	1040
1383	受注者側専用使用欄	M	120		5			○	○	○	○	○	○	○		MULレベル1	1383
1384	発注者側専用使用欄	M	120		5			○	○	○	○	○	○	○		MVレベル1	1384

メッセージ種別	利用可能コード
出来高確認	10,20,21,22,23
請求確認	20,30
立替金確認	20
契約外請求確認	10,20,21,22,23

タグ No.	項目名	属性	byte 数	小 数	* 回 数	工 事 物 件 案 内	契約外		出来高		請求		備 考	マルチ	タグ
							請 求 確 認	請 求 確 認	要 報 告	報 告 確 認	請 求 確 認	請 求 確 認			
							必 須	必 須	必 須	必 須	必 須	必 須			
明細情報部分（内訳）															
1204	明細別参照帳票No	X	25		∞		○	○					受注者の納品番号	M6レベル1	0
1205	明細年月日	X	14		∞		○	○					受注者の納品年月日	M6レベル1	0
1377	明細別参照帳票No2	X	25		∞		○	○					発注者が識別できる注文番号	M6レベル1	0
1378	明細別参照年月日2	X	14		∞		○	○					発注者が識別できる注文年月日	M6レベル1	0
1200	明細コード	X	50		∞		●	●	●	●	●	●		M6レベル1	0
1288	明細データ属性コード	X	1		∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1289	補助明細コード	X	2		∞		●	●	●	●	●	●		M6レベル1	0
1203	明細別取引区分コード	X	2		∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1287	明細別材工共コード	X	2		∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1279	建設資機材コード	X	40		∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1280	コード送信側変換結果 コード	X	2		∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1282	コード受信側変換結果 コード	X	2		∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1430	明細別原価要素名	K	20		∞		○	○					発注者側の原価要素名	M6レベル1	1430
1431	明細別原価要素コード	X	5		∞		○	○					発注者側の原価要素コード	M6レベル1	1431
1432	明細別原価科目名	K	20		∞		○	○					発注者側の原価科目名	M6レベル1	1432
1433	明細別原価科目コード	X	5		∞		○	○					発注者側の原価科目コード	M6レベル1	1433
1434	明細別原価細目名	K	20		∞		○	○					発注者側の原価細目名	M6レベル1	1434
1435	明細別原価細目コード	X	5		∞		○	○					発注者側の原価細目コード	M6レベル1	1435
1213	品名・名称	M	54		2		○	○	○	○	○	○		M7レベル2	0
1214	規格・仕様・摘要	M	66		2		○	○	○	○	○	○		M7レベル2	0
1208	使用期間	N	5	2	9	∞	○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1209	使用期間単位	M	6		∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1216	補助数量	N	7	3	12	∞	○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1217	補助数量単位	M	6		∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1218	明細数量	N	7	3	12	∞	○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1219	明細数量単位	M	6		∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1220	明細別消費税コード	X	1		∞		○	○					内税、外税	M6レベル1	1220
1221	明細別課税分類コード	X	1		∞		○	○					課税、非課税、免税、経過措置、対象外	M6レベル1	1221
1376	明細別消費税率	N	3	1	6	∞	○	○					消費税の税率。パーセント表記	M6レベル1	1376
1375	単価2	N	12	3	17	∞	○	○					リース資材用に準備	M6レベル1	1375
1223	明細金額	N	12	13	∞		○	○	○	○	○	○	計算値	M6レベル1	0
1247	明細別使用メーカーコード	X	25		∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1248	明細別使用メーカー名	K	40		∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1249	明細別使用商社コード	X	25		∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1250	明細別使用商社名	K	40		∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1251	明細別備考欄	M	16		2		○	○	○	○	○	○		M8レベル2	0
1413	明細別変更コード	X	1		∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1298	契約使用期間	N	5	2	9	∞	○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1299	契約補助数量	N	7	3	12	∞	○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1224	契約数量明細	N	7	3	12	∞	○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1225	契約金額明細	N	12	13	∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1232	前回迄累積出来高数量明細	N	7	3	12	∞	○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1296	前回迄累積出来高明細別 単価出来高率	N	3	1	6	∞	○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1233	前回迄累積出来高金額明細	N	12	13	∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1234	今回迄累積出来高数量明細	N	7	3	12	∞	○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1297	今回迄累積出来高明細別 単価出来高率	N	3	1	6	∞	○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1235	今回迄累積出来高金額明細	N	12	13	∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1206	使用期間開始日	X	8		∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0
1207	使用期間締切日	X	8		∞		○	○	○	○	○	○		M6レベル1	0

8.3. LiteS 委員会

8.3.1. 注文メッセージを利用した基本契約業務の運用ルール

■利用の前提条件

工事下請負基本契約書（以下、「基本契約書」という。）を添付した確定注文メッセージおよび注文請けメッセージを交換する方法により、工事下請負基本契約（以下、「基本契約」という。）を締結することについて記載する。

本方法の実施にあたっては、「データ交換協定書」に基本契約の締結業務を CI-NET を利用して行う旨を明記しておく必要がある。

なお、ここに記載する方法は、CI-NET LiteS 実装規約において基本契約の締結に関する実装規約が策定および施行されるまでの暫定的な運用とする。

■本編の構成

1. データ交換手順

基本契約業務のデータ交換手順を説明する。

確定注文メッセージとそれに対応する注文請けメッセージを契約のために相互に交換することによって基本契約が成立するのが基本ルールである。

2. メッセージ

メッセージで使用するデータ項目を説明する。

■明細データの扱いについて

基本契約業務においては、明細データは形式的に 1 行のみを使用する。

■その他の留意事項

メッセージ送信時に、基本契約書の本文データをファイル添付すること。

基本契約の保存期間については、発注者と受注者の間で相互に確認すること（個別の注文・注文請けの場合は保存期間を 10 年間とすることを推奨しているが、基本契約の場合は保存期限を設けない運用になると想定される。）。

1. データ交換手順

1.1. 通常のデータ交換手順

- ・ CI-NET LiteS による基本契約業務では、発注者が受注希望者（以下「受注者」という。）に対して「確定注文メッセージ」によって基本契約の申込を通知し、受注者がこれを受諾する旨を「注文請けメッセージ」によって通知することによって基本契約が成立する。

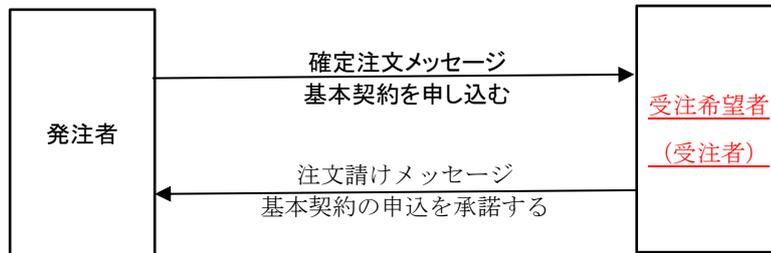


図 B.VI- 1 基本契約業務 EDI のデータ交換手順

- ・ 注文請けメッセージでは、確定注文メッセージと共通するデータ項目については、以下の項目を除き、原則として確定注文メッセージに記載された値と同一内容を記載する。明細情報部分も、原則として確定注文メッセージの記載内容を変更しない。下記のデータ項目以外に変更がある場合は、確定注文メッセージの内容と異なる条件での受諾意思表示と解釈される。

【注文請けメッセージにおいて、確定注文メッセージの値と異なってもよいデータ項目】

全体情報部分（鑑）

- [1]データ処理 No. ※
- [2]情報区分コード ※
- [3]データ作成日 ※
- [1197]サブセット・バージョン ※
- [9]訂正コード ※
- [1007]帳票 No. ※
- [1008]帳票年月日 ※
- [1009]参照帳票 No. ※
- [1010]参照帳票年月日 ※
- [1015]受注者代表者氏名
- [1017]受注者担当部署名
- [1018]受注者担当者名
- [1019]受注者担当郵便番号
- [1020]受注者担当住所
- [1021]受注者担当電話番号
- [1022]受注者担当 FAX 番号
- [1165]受注者決裁者名
- [1014]送り状案内
- [1179]帳票データチェック値 ※

上記のうち「※」のデータ項目の記載内容は、本資料において定めるルールに従う。

1.2. 特殊処理のデータ交換手順

ここでは、以下の特殊な処理に際するデータ交換手順を説明する。

- (1)基本契約成立前における、注文申込・注文承諾メッセージ¹の撤回・取消、再発行、訂正
- (2)基本契約成立後における、注文契約の変更、解除、打切

(1) 基本契約成立前における注文申込、注文承諾の撤回・取消、再発行、訂正

ここでは以下の処理を想定している（斜線部を除く）。いずれも、注文契約が成立する前における処理である。

基本契約成立前におけるこれらの処理は、確定注文メッセージあるいは注文請けメッセージを再度送信することにより行う。この時、撤回・取消、再発行、訂正等の意味づけは[9]訂正コードで表す。また既に送信したメッセージとの識別は[1]データ処理 No.により行う。

表 B.VI- 1 基本契約成立前に行われる特殊処理の分類

発注者がアクションを起こす場合	受注者がアクションを起こす場合
a-1)撤回・取消 ・既に発行した注文申込を無かったことにする。 ・基本契約では使用しない。	a-2)撤回・取消 CI-NET LiteS の運用対象外とする (欄外[注]参照)
b-1)再発行 ・既に発行した注文申込を無かったことにし、同内容の申込を再度発行する。 例:受注者が確定注文データを紛失、等。	b-2)再発行 ・受領した注文申込に対して既に発行した承諾を無かったことにし、同内容の承諾を再度発行する。 例:発注者へのデータ未達、等。
c-1)訂正 ・既に発行した注文申込を無かったことにし、内容を変更した注文を申し込む。 例:発注者のデータ入力ミス、注文申込と異なる内容での受注の申し出、等。 ・基本契約では使用しない。	c-2)訂正 CI-NET LiteS の運用対象外とする (欄外[注]参照)

[注]「表 B.VI.1-1」の斜線部の処理

¹注文申込・注文承諾メッセージ：
 注文申込メッセージとは、確定注文メッセージを指す。基本契約業務においては、発注者が送信するメッセージを指す。
 注文承諾メッセージとは、注文請けメッセージを指す。基本契約業務においては、発注者から送信された確定注文メッセージに対して、受注者が送信するメッセージを指す。

a-2)撤回・取消

- ・「受領した注文申込に対して既に発行した承諾を、無かったことにするもの」であるが、これは、CI-NET LiteS 実装規約の対象外とする。
- ・承諾の時点で基本契約が成立するルールとし、後述の合意解除として扱う。

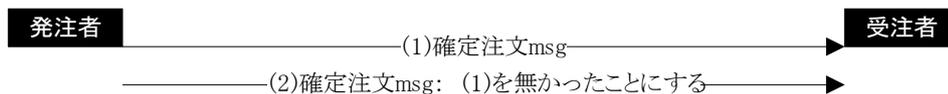
c-2)訂正

- ・「受領した注文申込に対して既に発行した承諾を無かったことにし、内容を変更した承諾を発行するもの」、これは、CI-NET LiteS 実装規約の対象外とする。
- ・承諾の時点で基本契約が成立するルールとし、後述の鑑項目合意変更として扱う。

【注意事項】以下の説明において

- ・[9]訂正コード 1：新規、2：変更、3：取消を意味する。ただし本メッセージにおいては「1：新規」「3：取消」のみ使用する。
- ・[1]データ処理 No.
- ・契約番号は、確定注文メッセージでは[1007]、注文請けメッセージでは[1009]に記載される。
- ・msg は「メッセージ」の略称。

a-1)注文書の撤回・取消

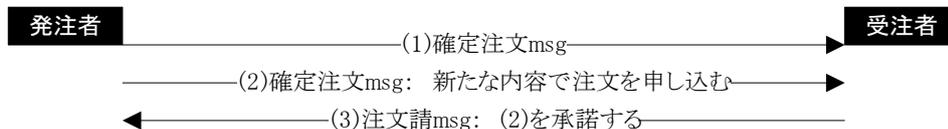


	基本契約番号	[9]	[1]	補足
(1)	AAA	1	1	
(2)	AAA	3	2	データ作成年月日、データ処理 No.等を除き、(1)と同一内容。

図 B.VI- 2 注文書の撤回・取消の処理フロー

(2)を[9]訂正コード=3（取消）として送信することで、既に送信したキー項目（基本契約番号ほか）が同一の(1)は無かったものとする。

b-1)基本契約書の再発行および c-1)基本契約書の訂正



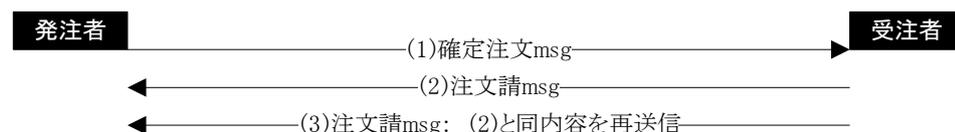
	基本契約番号	[9]	[1]	補足
(1)	AAA	1	1	
(2)	AAA	1	2	「注文書の再発行」の場合は、データ作成年月日、データ処理 No.等を除き、(1)と同一内容。
(3)	AAA	1	1	

図 B.VI- 3 注文書の再発行および注文書の訂正の処理フロー

[1]データ処理 No.が最も大きい（最も新しい）(2)を正とし、キー項目が同一の(1)は発注者が撤回・取消したものとす。

「b-1)基本契約書の再発行」は、先に送信した確定注文メッセージが紛失、未達の場合などに使用する。また「c-1)基本契約書の訂正」は、先に送信した確定注文メッセージに対する注文請けメッセージが返信されていない段階で、確定注文メッセージの内容を変更したい場合に送信するものである。

b-2)基本契約請書の再発行



	基本契約 番号	[9]	[1]	補足
(1)	AAA	1	1	
(2)	AAA	1	1	
(3)	AAA	1	2	データ作成年月日、データ処理 No.等を除き、(2)と同一内容。

図 B.VI- 4 基本契約請書の再発行の処理フロー

注文請けメッセージに関して、[1]データ処理 No.が最も大きい(3)を正とし、キー項目が同一の(2)は受注者が撤回・取消したものとす。

(2) 基本契約成立後における、基本契約の変更、解除、打切

確定注文メッセージおよび注文請けメッセージの交換によって既に成立している基本契約の変更、解除、打切を行う処理は想定しない。

基本契約は、一对の発注者と受注者の間で複数の基本契約を締結することができる。基本契約の変更、解除、打切を意図する場合は、個別の工事契約における参照先の基本契約番号を変更することにより行う。

1.3. データ交換における留意事項

(1) 注文請けメッセージにおける「技術データ」の取り扱い

確定注文メッセージの電子メールに、CI-NET メッセージ以外の「技術データ」が添付されている場合、注文請けメッセージの電子メールにも当該「技術データ」をそのまま添付しなければならない。

また、返信メッセージの電子メールに新たな「技術データ」を添付してはならない。

※本規約の趣旨は、基本契約業務で添付される「技術データ」には基本契約書のファイルが含まれるため、運用ルール化することにより受発注者間での混乱を解消するための措置である。

2. メッセージ

2.1. メッセージのキー項目

発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。

- －取引（注文契約）
- －帳票種類
- －同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 取引を特定するデータ項目

取引関係を特定するデータ項目は下表の通り。

これらのデータ項目により、

- ・どの発注者の： [4]発注者コード
- ・どの基本契約を： [1006]工事コード
- ・誰に発注したのか： [5]受注者コード

を表す。

表 B.VI- 2 取引を特定するデータ項目

メッセージ、機能	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
確定注文	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1007]帳票 No.には、発注者が採番する基本契約の管理番号（基本契約番号）を記載する。 ・[1300]注文番号枝番は、使用しない。
注文請け	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No.	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した基本契約番号を記載する。この値は、対応する確定注文メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である（次図参照）。

【注意事項】

個別工事の注文業務において該当する基本契約を特定するため、基本契約に係わるデータと注文に係わるデータとのリンクをとるため、[4]発注者コード、[5]受注者コード、[1006]工事コードは同一の値としなければならない。

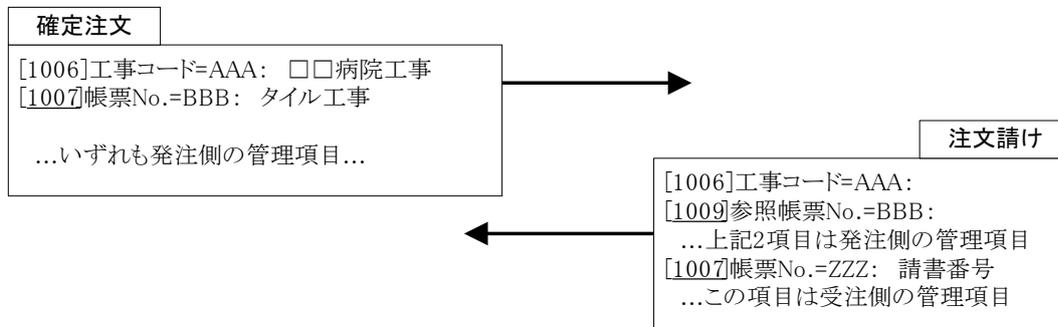


図 B.VI- 5 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による取引の特定

表 B.VI- 3 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ	[1007] 帳票 No.	[1008] 帳票 年月日	[1009] 参照帳票 No.	[1010] 参照帳票 年月日		[1301] 参照帳票 No.2
確定注文	*注文 番号	注文した 年月日	—	—		見積依頼 番号
注文請け	請書番号	注文を請 けた年月 日	*注文 番号	注文した 年月日		見積依頼 番号

【注】「*」は取引を特定するキー項目。

【注】太枠 は、受注者が発番する番号、年月日。それ以外は発注者が発番する番号、年月日。

(2) 同一取引における帳票種類（注文書または請書等）を区分するデータ項目

上記(1)で特定される取引において、帳票種類（確定注文、注文請け等）の識別は[2]情報区分コードにより行う。

表 B.VI- 4 [2]情報区分コードによる帳票種類の識別

帳票種類	[2]情報区分コード
確定注文	0502
注文請け	0506

(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目

上記(1)および(2)で特定される取引、帳票種類において複数のメッセージが交換される場合(注文申込内容を訂正したうえでの再送信、未達時の再発行等を想定)、それらの識別は[1]データ処理 No.により行う。

確定注文、注文請けについて、以下に例を示して説明する。

表 B.VI- 5 [1]データ処理 No.によるメッセージの識別：確定注文、注文請けにおける例

	確定注文	注文請け
取引	[4]発注者コード ○○建設 [1007]帳票 No. □□病院工 事 [5]受注者コード △△工業	[4]発注者コード ○○建設 [1009]参照帳票 No. □□病院工 事 [5]受注者コード △△工業
帳票	[2]情報区分コード 確定注文	[2]情報区分コード 注文請け
回数	[1]=1 申込 1 回目 [1]=2 申込 2 回目 [1]=3 申込 3 回目	[1179]=1 申込 1 回目 [1]=1 請け 1 回目 [1179]=1 申込 1 回目 [1]=2 請け 2 回目 [1179]=2 申込 2 回目 [1]=1 請け 1 回目 [1179]=3 申込 3 回目 [1]=1 請け 1 回目 [1179]=3 申込 3 回目 [1]=2 請け 2 回目

注文請けでは、[1179]帳票データチェック値の繰り返し1回目に、対応する確定注文メッセージの[1]データ処理 No.を記載。

[1179]と[1]との組合せで、「何回目の申込に対する何回目の請書か」を特定。

申込回数が変わったら、請け回数は1に戻す。

このデータ項目は、以下のようなケースでのメッセージ管理に利用されることを想定している。

同一取引に関する確定注文メッセージが複数送信され、それらに対して注文請けメッセージが返信された場合を想定する。発注者では、受信した注文請けメッセージがどの確定注文に対応するものかを識別する必要が生じる。この識別は、[1179]帳票データチェック値により行う。

■確定注文メッセージ

- ・確定注文メッセージの[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1007]帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・[1]データ処理 No.は、昇順の自然数（1、2、3、・・・）とする。

■注文請けメッセージ

- ・注文請けメッセージの[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1009]参照帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値の1回目が同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・[1]データ処理 No.は、各確定注文メッセージに対して1から始まる連番とする。

【注意事項】

[1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。
このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送するといった場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

2.2. メッセージの使用データ項目

メッセージごとの使用データ項目は、「B.IX. メッセージごとの使用データ項目」に示す。

2.3. データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。

以降において、四角囲みは CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

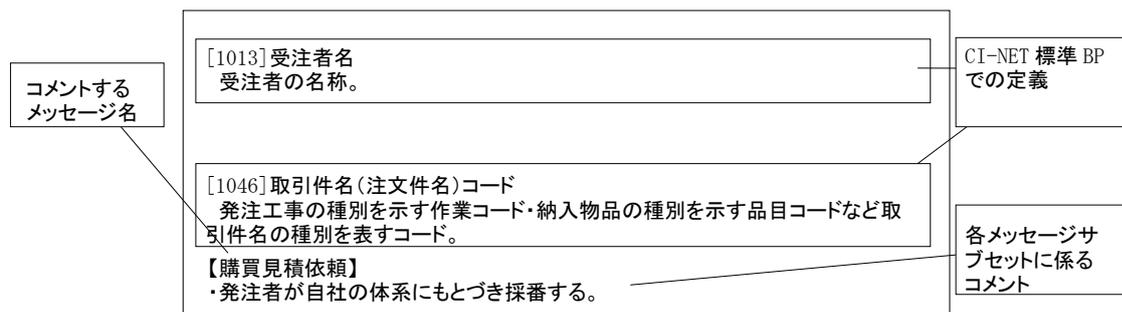


図 B.VI-6 記載例

【注意事項】

以降に説明を記載していないデータ項目については、基本契約業務では使用しない。

(1) 全体情報部分（鑑）のデータ項目

1) メッセージ管理のためのデータ項目

[1]データ処理No.

受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

【確定注文】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。
[4]発注者コード
[1006]工事コード
[1007]帳票 No. (=基本契約番号)
[5]受注者コード
[2]情報区分コード
- 昇順の自然数とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 具体例は、「2.1(3)同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」を参照。

【注文請け】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。
[4]発注者コード
[1006]工事コード
[1009]参照帳票 No. (=基本契約番号)
[5]受注者コード
[2]情報区分コード
[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目²
- 上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 具体例は、「2.1(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」を参照。

² 注文請けメッセージの[1179]帳票データチェック値マルチ 1 回目には、対応する確定注文メッセージの[1]データ処理 No.の値を記載する。

同様に、契約変更承諾メッセージの[1179]帳票データチェック値マルチ 1 回目には、対応する契約変更申込メッセージの[1]データ処理 No.の値を記載する。

[2]情報区分コード

情報の種類を示すコード。

- 次表に従う。

表 B.VI- 6 情報区分コード

メッセージ、機能の種類	[2]情報区分コード
確定注文	0502
注文請け	0506

[3]データ作成日

メッセージデータを作成した年月日。

【例】 20000427

[4]発注者コード

注文を行う側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

[5]受注者コード

注文を受ける側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

【確定注文、注文請け】

- これらデータ項目は基本契約を特定するキー項目であるため、基本契約業務とこれに対応付けられる注文業務における一連のメッセージを通じて同一の値とする。

[1197]サブセット・バージョン

メッセージサブセットの版。

- 次表に従う。

表 B.VI- 7 サブセット・バージョン

メッセージ、機能の種類	[1197]サブセット・バージョン
確定注文	ORDERS02.00
注文請け	ORDRSP02.00

[1198]契約変更識別コード

契約変更申込メッセージおよび契約変更承諾メッセージにおいて、変更、解除、打切等の別を表す共通コード。

- 基本契約では使用しない（空欄とする）。

[9]訂正コード

情報の新規・一括変更・全文取消・一部変更を示すコード。

- 「1.2 特殊処理のデータ交換手順」に示した方法に従う。

[1006]工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。

【確定注文、注文請け】

- この項目は基本契約を特定するキー項目であるため、基本契約業務とこれに対応付けられる注文業務における一連のメッセージを通じて同一の値とする。
- 発注者が自社の体系にもとづき採番する。
- 基本契約の場合は、「ZZZZ」+「任意番号」をセットする。（例：「任意番号」には、当該基本契約の対象工種を識別する番号等をセットする。）

[1306]変更工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。必要データ項目である[1006]工事コードと意味合いは同一であるが、[1006]工事コードだけでは足りない場合に使用する。

- 基本契約では使用しない（空欄とする）。

[1007]帳票 No.

帳票の番号。

- 「表 B.VI.2-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

【確定注文】

- 発注者が採番する基本契約番号（確定注文に記載する[1302]基本契約番号を指す）を記載する。

【注文請け】

- 原則として変更不可とし、発注者が採番した注文番号または基本契約番号を記載する。

[1300]注文番号枝番

注文番号の枝番号。追加工事等の際、元工事との関係を示すために注文番号は元工事と同一とし、注文番号枝番を付与することで元工事と識別するために使用する。

- 基本契約では使用しない。

[1008]帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を表す。

- 「表 B.VI.2-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

【確定注文】

- 発注者が基本契約を申し込んだ年月日を記載する。

【注文請け】

- 原則として、受注者が基本契約を請けた年月日を記載する。

[1009]参照帳票 No.

注文番号、基本契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

【注文請け】

- 発注者が採番した基本契約番号を記載する。この値は、対応する申込メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一でなければならない。
- 「表 B.VI.2-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

[1010]参照帳票年月日

注文番号、基本契約番号など、取引を特定するための参照帳票に記載された年月日。

【注文請け】

- 発注者が対応する申込メッセージを発行した年月日を記載する。この値は、対応する申込メッセージの[1008]帳票年月日の値と同一でなければならない。
- 「表 B.VI.2-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

2) 発注者の内部管理データ項目

[1301]参照帳票 No.2 (見積依頼番号)

取引を特定するために補助的に参照する帳票の番号。

- 基本契約の場合は、[1009]参照帳票 No.と同一の値を記載する。

[1023]受注者コード2(発注者採番)

発注者が定めた受注者の識別コード。

[1046]取引件名 (注文件名) コード

発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど取引件名の種別を表すコード。

【確定注文】

- 発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1191]原価要素名

原価管理上の要素名。

- 基本契約では使用しない (空欄とする)。

[1192]原価要素コード

原価管理上の要素コード。

- 基本契約では使用しない (空欄とする)。

[1193]原価科目名

原価管理上の科目名。

- 基本契約では使用しない (空欄とする)。

[1194]原価科目コード

原価管理上の科目コード。

- 基本契約では使用しない (空欄とする)。

[1195]原価細目名

原価管理上の細目名。

- 基本契約では使用しない (空欄とする)。

[1196]原価細目コード

原価管理上の細目コード。

- 基本契約では使用しない (空欄とする)。

3) 契約内容を表すデータ項目

[1013]受注者名

受注者の名称。

【例】 振興建設株式会社

[1015]受注者代表者氏名

受注者の代表者の氏名。

【例】 振興太郎

[1017]受注者担当部署名

受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

【例】 東京支社営業部第一営業課

[1018]受注者担当者名

受注者の担当者の氏名。

【例】 振興太郎

[1019]受注者担当郵便番号

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001
1050001

[1020]受注者担当住所

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

【例】 東京都港区虎ノ門4-2-1 2虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1021]受注者担当電話番号

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)

【例】 0354734573
03-5473-4573
03(5473)4573
• 基本契約では空欄も可。

[1022]受注者担当 FAX 番号

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の F A X 番号。(市外局番を含む)

【例】 0354734580
03-5473-4580
03(5473)4580

- 基本契約では空欄も可。

[1165]受注者決裁者名

受注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。

【例】 振興太郎

- 基本契約では空欄も可。

[1166]受注者建設業許可区分・登録コード

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可区分・および登録番号を示す。

- K 属性の漢字、アラビア数字を使用し、以下の通り記載する。

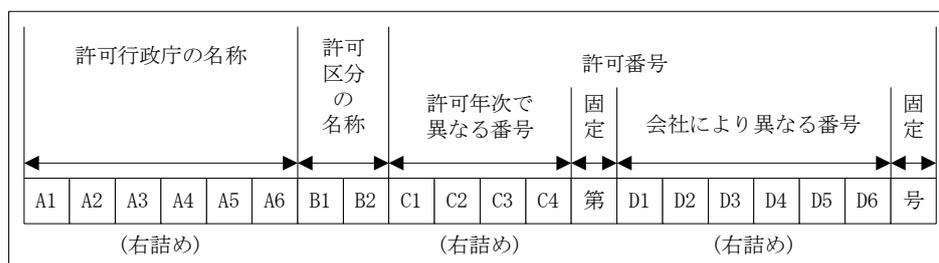


図 B.VI-7 受注者建設業許可区分・登録コード

【例】 神奈川県知事一般 1 2 3 4 第 5 6 7 8 9 0 号

神奈川県知事一般 2 0 第 5 6 7 8 9 0 号

(C1～C2 は、空白をセットする。)

(平成 20 年に知事許可を取得した場合は、C3～C4 は「2 0」と記載する。)

[1167]受注者建設業許可工事業種

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可工事業種を示す。

- K 属性のかな漢字を使用し、次表の規則にもとづき、最大 5 業種まで記載 (マルチデータ項目)。
- 基本契約では空欄も可。

表 B.VI- 8 データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称

データ項目に使用する名称	許可業種
土木	土木工事業
建築	建築工事業
大工	大工工事業
左官	左官工事業
とび・土工	とび・土工工事業
石工	石工工事業
屋根	屋根工事業
電気	電気工事業
管	管工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物	鋼構造物工事業
鉄筋	鉄筋工事業
ほ装	ほ装工事業
しゅんせつ	しゅんせつ工事業
板金	板金工事業
ガラス	ガラス工事業
塗装	塗装工事業
防水	防水工事業
内装仕上	内装仕上工事業
機械器具	機械器具設置工事業
熱絶縁	熱絶縁工事業
電気通信	電気通信工事業
造園	造園工事業
さく井	さく井工事業
建具	建具工事業
水道施設	水道施設工事業
消防施設	消防施設工事業
清掃施設	清掃施設工事業
解体	解体工事業

こちらの名称を使用すること

[1168]受注者建設業許可日

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者が許可を受けた年月日を和暦で示す。

- K属性の漢字、アラビア数字を使用し、以下の通り記載する。
- 基本契約では空欄も可。

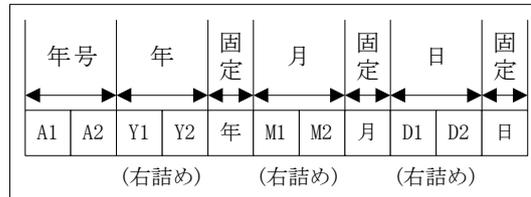


図 B.VI- 8 受注者建設業許可日

【例】平成15年□4月10日 (□はスペースを表す)

04月01日

□4月□1日

(誤) 4□月1□日 ……標準ビジネスプロトコルの定義(数字は右詰め)に反している

[1024]発注者名

発注者の名称。

【例】振興建設株式会社

[1005]JV工事フラグ

当該工事がJV工事か否かを識別するコード。

- 0; 一般、1; JV工事(共通コード)。
- 基本契約では空欄も可。

[1003]その他のJV構成企業名

JV工事の場合、[1024]発注者名以外のJV構成企業名を示す。

【例】株式会社シーアイ建設

- 基本契約では空欄も可。

[1026]発注者代表者氏名

発注者の代表者の氏名。

【例】振興太郎

[1028]発注者担当部署名

発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

[1029]発注者担当者名

発注者の担当者の氏名。

[1030]発注者担当郵便番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

[1031]発注者担当住所

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

[1032]発注者担当電話番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。（市外局番を含む）

[1033]発注者担当FAX番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。（市外局番を含む）

- 基本契約では、[1029]発注者担当者名、[1032]発注者担当電話番号、[1033]発注者担当FAX番号は、空欄も可。

[1169]発注者決裁者名

発注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。

【例】 振興太郎

- 基本契約では、空欄も可。

[1042]工事場所・受渡し場所名称

工事場所・受渡し場所（納入場所）の正式名称。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1173]工事場所・受渡し場所略称

工事場所・受渡し場所（納入場所）の略称。

[1016]工事場所・受渡場所郵便番号

工事場所・受渡し場所（納入場所）の郵便番号。

[1043]工事場所・受渡し場所住所

工事場所・受渡し場所（納入場所）の住所。

[1025]工事場所・受渡場所所長名

工事場所・受渡し場所（納入場所）の所長名。

[1027]工事場所・受渡場所担当者名

工事場所・受渡し場所（納入場所）の担当者名。

[1041]工事場所・受渡場所電話番号

工事場所・受渡し場所（納入場所）の電話番号。

[1182]工事場所・受渡場所FAX番号

工事場所・受渡し場所（納入場所）のFAX番号。

- 基本契約の場合は、[1173]工事場所・受渡し場所略称に「工事下請負基本契約(YYYY年度)」をセットする。
- 基本契約では、[1016]工事場所・受渡場所郵便番号、[1043]工事場所・受渡し場所住所、[1025]工事場所・受渡場所所長名、[1027]工事場所・受渡場所担当者名、[1041]工事場所・受渡場所電話番号、[1182]工事場所・受渡場所 FAX 番号は、空欄も可。

[1045]取引件名 (注文件名)

発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。

【例】基本契約

- 基本契約の場合は、基本契約であることを識別できる名称を記載する。

[1047]受渡方法

作業所納入・施工・納入施工・係員立ち会いなどの受渡し方法を文面で示す。

- 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】指定場所卸し渡し

- 基本契約の場合は、使用しない(空欄とする)。

[1052]工事・納入開始日

工事・納入の開始年月日

[1053]工事・納入終了日・納入期限

工事・納入の終了年月日。または納入期限の年月日

- 年月日による表記とし、時分秒は使用しない。
- 基本契約の場合は、[1052]工事・納入開始日に基本契約の締結年月日を指定する。また、[1053]工事・納入終了日・納入期限は空欄も可とする。

[1044]別途受渡し場所名称

工事場所と受渡し場所(納入場所)が異なる場合の受渡し場所の名称。

- 基本契約の場合は、使用しない(空欄とする)。

[1095]別途受渡し場所住所

工事場所と受渡し場所(納入場所)が異なる場合の受渡し場所の住所。

- 基本契約の場合は、使用しない(空欄とする)。

[1054]保証期間指定

かし保証期間を文面で示す。

- 基本契約の場合は、使用しない(空欄とする)。

[1055]精算条件

実測・実数・一式無増減などの種別を文面で示す。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1056]支払条件

支払条件を文面で示す場合のフリーエリア。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1066]保険条項

労災保険の加入者・費用負担などの保険条項を文面で示す。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1069]受注者側見積・契約条件

受注者側の見積条件を文面で表す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。

[1174]発注者側見積・契約条件

発注者側の見積条件を文面で表す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。

[1175]特記事項

契約事項・協定事項など見積条件以外の特記事項を記入するフリーエリア。

[1176]特記事項2

契約事項・協定事項など見積条件以外の特記事項を記入するフリーエリアその2。

- 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- いずれも契約条件を構成する。
- 基本契約の場合は、当該データ交換をもって、基本契約が締結される旨を [1174]発注者側見積・契約条件、[1175]特記事項、[1176]特記事項2のいずれかに明記する。
- 基本契約の場合は、[1069]受注者側見積・契約条件は使用しない（空欄とする）。

[1071]運送費用負担

運送費用の負担者を文面で示す。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1079]基本契約日

基本契約を締結した年月日。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1302]基本契約番号

基本契約の契約番号。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1312]出来高査定方式識別コード

出来高査定の方法を識別する共通コード。

- 基本契約の場合は、空欄も可。

[57]消費税コード

[1088]明細金額計、[1126]今回支払金額計について税抜き・税込を示すコード。

- CI-NET 標準 BP 「3.2.3.10 消費税コード」(下表)に準拠する。
- ただし、消費税コード=3(内税、外税混在は使用しない)。メッセージの明細に内税の明細行と外税の明細行とが混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表 B.VI- 9 消費税コード

分類	内容	消費税コード
内税	[1088]明細金額計が消費税込み(内税)の金額であることを示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えてはならない。	1
外税	[1088]明細金額計が消費税抜き(外税)の金額であることを示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えた額を[1097]最終帳票金額としなければならない。	2

[59]課税分類コード

課税・非課税取引を示すコード。

- CI-NET 標準 BP 「3.2.3.11 課税分類コード」(下表)に準拠する。
- 基本契約の場合は、原則として「9」をセットする。

表 B.VI- 10 課税分類コード

分類	課税分類コード
当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。	1
当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。	2
当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。	3
当該取引が経過措置の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。	4
当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。	9

[1004]消費税率

消費税の税率。パーセント表記。

- 現在の消費税率 5%は、5 と表記する。

[1088]明細金額計

[1223]明細金額の合計。

- 基本契約の場合は、¥0 を指定する。

[1089]明細金額計調整額

[1088]明細金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。

[1090]調整後帳票金額計

[1088]明細金額計 + [1089]明細金額計調整額。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1096]消費税額

[1090]調整後帳票金額計（請求書の場合は[1112]今回請求金額計）に対する消費税の合計。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1097]最終帳票金額

[1090]調整後帳票金額計（請求書の場合は[1112]今回請求金額計） + [1096]消費税額。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1014]送り状案内

メッセージを送付する際の送り状。

- 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】 以下の見積依頼の内容をご査収のうえ、期限内にご提出下さるようお願い致します。

- 基本契約の場合は、確定注文メッセージにおいて、基本契約の締結に係るメッセージ交換である旨を明記する。また、注文請けメッセージにおいて、基本契約の内容を十分に理解した旨を明記する。

[1183]使用メーカー名

使用材料の、メーカーの名称。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1184]使用メーカー見積金額合計

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカー分の使用材料の見積金額の合計。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1185]使用メーカー購入品名、数量単位

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の名称、および数量単位。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1186]使用メーカー購入品数量

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の数量。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1187]使用商社名

使用材料の、商社の名称。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1188]使用商社見積金額合計

[1187]使用商社名 で示される、商社分の使用材料の見積金額の合計。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1189]使用商社購入品名、数量単位

[1187]使用商社名 で示される、商社からの購入品の名称、および数量の単位。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1190]使用商社購入品数量

[1187]使用商社名 で示される、商社からの購入品の数量。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

4) 基本契約解除に係わるデータ項目

[1199]解除、打切理由

基本契約の解除あるいは打切の理由を文面で示す。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

5) その他

[1179]帳票データチェック値

メッセージデータの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。 【例】全明細行数などをセットする。

- 次表以降の通り。

表 B.VI- 11 確定注文、注文請けメッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	確定注文	注文請け
1	確定注文メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁 (表記例: 「ssssssssss00001」)。	対応する確定注文メッセージの値と同じ (変更せず返信)。
2	確定注文メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁 (表記例: 「ssssssssss00001」)。	対応する確定注文メッセージの値と同じ (変更せず返信)。
3	確定注文メッセージの[1218]明細数量の絶対値の合計、整数部 12 桁、小数部 3 桁。	対応する確定注文メッセージの値と同じ (変更せず返信)。
4	確定注文メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する確定注文メッセージの値と同じ (変更せず返信)。
5	1~14 桁空白。 15 桁目=「1」なら内訳照合せず、「0」または空白なら内訳照合する。	15 バイト全体の中の左詰め 1~12 桁は注文請けメッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。 13~15 桁目は対応する確定注文メッセージの内容をそのままセットする。
6	使用しない。	使用しない。
7 【注】	0 または空白: 明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め)	対応する確定注文メッセージの値と同じ (変更せず返信)。
8	対応する購買見積回答メッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ (変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁 (表記例: 「ssssssssss00001」)。	対応する確定注文メッセージの値と同じ (変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁 (表記例: 「ssssssssss00001」)。
9	使用しない。	使用しない。

(2) 明細情報部分のデータ項目

1) 明細の階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード

明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。

【例】基本契約一式 0円

- 基本契約の場合の明細は、階層構造を使わず、フラット構造のみとする。

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

2) 発注者の内部管理データ項目

[1201]明細番号

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号。

[1278]明細番号2

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号その2。

- 発注者側が明細データに付与した番号、記号を使用する。
- 基本契約の場合は、明細行は1行のみとする。

3) 契約書の明細内容を表すデータ項目

[1203]明細別取引区分コード

明細別の購入・支給品・レンタル・リースなどの取引の区分を示すコード。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1287]明細別材工共コード

[1223]明細金額について材料のみ／工賃のみ／材料・工賃共を示すコード。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1279]建設資機材コード

建設資機材に対して採番された中間コード。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1280]コード送信側変換結果コード

建設資機材コード送信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1282]コード受信側変換結果コード

建設資機材コード受信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1213]品名・名称

品名・費目・工事科目名など名称。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1214]規格・仕様・摘要

規格・寸法・仕様などの摘要。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1208]使用期間

レンタル・リース取引の場合の使用期間。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1209]使用期間単位

レンタル・リース取引の場合の使用期間単位。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1216]補助数量

特に別表示が必要な数量。（例：本数・重量など）

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1217]補助数量単位

[1216]補助数量の単位を示す単位コード。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1218]明細数量

金額計算の基本となる数量。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1219]明細数量単位

[1218]明細数量の単位を示す単位コード。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1222]単価

[1219]明細数量1単位あたりの価格。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1223]明細金額

[1218]明細数量×細数量×]合単価。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1247]明細別使用メーカコード

明細データごとの、メーカの識別コード。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1248]明細別使用メーカ名

明細データごとの、メーカの名称。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1249]明細別使用商社コード

明細データごとの、商社の識別コード。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1250]明細別使用商社名

明細データごとの、商社の名称。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

[1251]明細別備考欄

明細データごとの特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。

- 基本契約の場合は、使用しない（空欄とする）。

8.3.2. 基本契約業務を電子データ化した場合のデータ交換協定書

(参考例)

1. 従来のデータ交換協定書と運用マニュアルの2文書としたタイプ

第4節 電子メールを前提としたCI-NETによる電子データ交換

(EDI)に関するデータ交換協定書(参考例)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルを用いて EDI を行うユーザーは、EDI を行うユーザー間においてなんらかの EDI に関する協定書(データ交換協定書)を取り交わすことが望ましい。その協定書に盛り込む項目、内容については、ユーザー間で十分協議の上決定する必要があるが、本データ交換協定書(参考例)はその際の参考となるものである。

ただし、本協定書第3条に定めているように、本協定書の適用はあくまでも標準ビジネスプロトコルによる EDI の範囲内であり、一般的な業務基本契約や関連法規の内容については記述していない。

■インターネットの電子メールを前提としたCI-NETによる電子データ交換(EDI)に関するデータ交換協定書(参考例)

_____ (以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間の取引における基本契約または、平成 年 月 日締結の工事下請基本契約書および平成 年 月 日締結の物品等売買基本契約書(以下「基本契約書」という)にもとづく取引に関し、第4条(1)に規定する CI-NET 標準ビジネスプロトコルにもとづく第4条(2)に規定の電子データの交換(以下「CI-NET による EDI」という。)をインターネットの電子メールを利用して行うにあたり、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

【留意点】

- ・基本取引を別途書面で締結済みの場合は、「基本契約または、」は削除してよい。
- ・使用するシステムの名称(取引当事者間で取り決めた固有もの)を明記することもあり得る。

第1条（目的）

本協定は、甲乙が CI-NET による EDI を利用することにより、甲乙間の取引を円滑かつ合理的に推進するために締結するものとし、両者は誠意をもってこれを履行する。

第2条（基本契約書との関係）

甲乙間で CI-NET による EDI を利用することなく別途書面で締結した基本契約書に定めた事項と本協定に定めた事項との間に相違がある場合には、本協定の定めが優先的効力を有するものとする。

【留意点】

・別途書面により締結した基本契約書と本協定との内容が整合しない場合、一般的には、CI-NET による EDI に関しては本協定が優先する。ユーザーはこの点に留意してデータ交換協定書の内容を検討する必要がある。

第3条（適用範囲）

- 1.本協定は、CI-NET による EDI を利用して行う基本契約もしくは個別契約の申込およびその承諾、または各契約内容の変更、解除もしくは打切の申込および当該申込に対する承諾、その他見積依頼および回答、出来高報告および確認、請求等の付帯業務について適用する。
- 2.CI-NET による EDI を利用して行う業務の内容は、第5条に規定する運用マニュアルに定める。

【留意点】

・ CI-NET を導入する企業は、CI-NET の適用業務を運用マニュアルに定める。

第4条（用語の定義）

本協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) CI-NET 標準ビジネスプロトコル

取引関係情報を相手方に提供する場合に使われるビジネスプロトコルであり（財）建設業振興基金 建設産業情報化推進センター発行の「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」で規定するものをいう。

(2) CI-NET による EDI

甲および乙が相手方に提供する取引関係情報を CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態でメールアドレスに送信し、相手方が当該取引関係情報を受信し、利用するシステムをいう。

(3) 取引関係情報

甲乙間の継続的取引において、基本契約もしくは個別契約の申込およびその承諾、または各別契約内容の変更、解除もしくは打切の申込および当該申込に対する承諾、その他見積依頼および回答、出来高報告および確認、請求等相手方に対する意思表示または通知のうち、CI-NET による EDI により甲乙間で相互に提供される諸情報

を総称する。このうち本協定が対象とする取引関係情報は、第5条に規定する運用マニュアルに定める。

(4) 基本契約

甲から乙に対する基本契約の申込の意思表示（確定注文メッセージ）と、当該申込みに対する乙の承諾の意思表示（注文請けメッセージ）によって成立する取引基本契約をいう。

(5) 個別契約

甲から乙に対する注文の申込の意思表示（確定注文メッセージ）と、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請けメッセージ）によって成立する取引契約をいう。

(6) メールアドレス

CI-NETによるEDIの利用に際し、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報等を送信するインターネットの電子メールアドレスをいう。

以下、甲が乙に対して提供する取引関係情報等を送信するメールアドレスを「乙のメールアドレス」といい、乙が甲に対して提供する取引情報等を送信するメールアドレスを「甲のメールアドレス」という。なお、甲または乙は、それぞれ甲のメールアドレスまたは乙のメールアドレスとして、インターネット・サービス・プロバイダ等の第三者が提供するものを利用することができる。

(7) 取引用設備

甲および乙が、CI-NETによるEDIを利用するために、自らが準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう（以下「装置」という。）。

(8) 取引用電気通信回線

甲および乙が、CI-NETによるEDIを利用するために準備する甲の装置と乙の装置が利用する電気通信回線である（以下「通信回線」という。）。

【留意点】

- ・ (3) 取引関係情報は、CI-NETを導入する企業が、CI-NETを適用する範囲の標準メッセージを運用マニュアルに定める。

第5条（運用マニュアル）

- 1.本協定にもとづくCI-NETによるEDIについて、その実施に必要なシステム、送信手順、データ書式、運用時間その他の細目は、甲乙間で別に定める「CI-NETによる電子データ交換(EDI)に関する運用マニュアル(以下「運用マニュアル」という。)」に定める。
- 2.甲および乙は、運用マニュアルが本協定と一体をなし、本協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
- 3.システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、必要に応じ、甲乙間で協議を行い変更する。

第6条(CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCIIシンタックスルールの遵守)

甲乙は、CI-NET による EDI を利用するにあたり CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CII シンタックスルールを遵守する。

第 7 条（実施手順）

甲乙は、以下の各号に定める要領および運用マニュアルに定める要領にしたがい、相互に取引関係情報を提供、利用する。

- (1) 甲乙は CI-NET による EDI の利用に際し、メールアドレスを定め、相手方に通知する。
- (2) 甲が乙に取引関係情報を提供しようとするときは、甲は当該取引関係情報を作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、乙のメールアドレスに送信する。
- (3) 乙は、前号により乙のメールアドレスに送信された取引関係情報を乙の装置内に受信し、利用する。乙は、受信後遅滞なく、受信した取引関係情報に対する受信確認メッセージを作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、甲のメールアドレスに送信する。
- (4) 乙が甲に取引関係情報を提供しようとするときは、乙は当該取引関係情報を作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、甲のメールアドレスに送信する。
- (5) 甲は、前号により甲のメールアドレスに送信された取引関係情報を甲の装置内に受信し、利用する。甲は、受信後遅滞なく、受信した取引関係情報に対する受信確認メッセージを作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、乙のメールアドレスに送信する。
- (6) 甲および乙は、相手方に提供する取引関係情報等を CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態に変換する業務、運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施した状態に変換する業務および運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施した状態の取引関係情報等を自己の要求する形式に変換する業務を相手方または第三者に委託することができる。

【留意点】

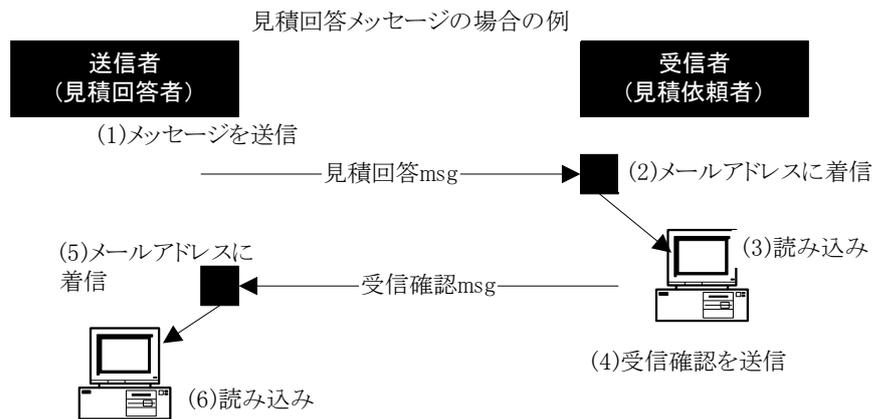
- (2) ～ (5) のセキュリティ処理方式は運用マニュアルに定める。

第 8 条（意思表示等の時期）

CI-NET による EDI による甲乙間の意思表示あるいは通知は、甲および乙が提供すべき取引関係情報を相手方のメールアドレスに記録させた時に、相手方に到達したものとす。

【留意点】

- ・下図の例の（2）の時点で見積回答の意思表示が到達したものとする。
- ・データが相手方に到達することにより、その意思表示は効力を発生する（民法 97 条 1 項：隔地者に対する意思表示はその通知の相手方に到達した時よりその効力を生じる）。



msg : メッセージ

第 9 条（取引関係情報の効力）

1. CI-NET による EDI により伝送された取引関係情報は、正当な権限を有する者が適切な手段、手続きに則って行い、発信したものとする。
2. 取引関係情報が、CI-NET による EDI により提供される場合の他、書面によっても提供される場合には、送信者は当該情報の相互間に相違・矛盾を生じさせないようにする。なお、相違・矛盾が生じた場合は、原則として CI-NET による EDI により提供される取引関係情報が優先する。ただし、甲または乙が別段の通知をしたときはこの限りではない。

第 10 条（取引関係情報の変更）

1. CI-NET による EDI による取引関係情報の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更する。この場合、取引関係情報の内容を変更する者は、新たな取引関係情報を CI-NET による EDI により相手方に通知する。
2. 甲乙間の合意により CI-NET による EDI による基本契約または個別契約の内容を変更する必要がある場合は、甲は鑑項目合意変更申込メッセージによって当該契約内容の変更を乙に申し込み、乙は遅滞なく鑑項目合意変更承諾メッセージにより当該申込に対する承諾を行う。
3. 甲乙間の合意により CI-NET による EDI による基本契約または個別契約を解除する必要がある場合は、甲は合意解除申込メッセージによって当該契約の解除を乙に申し込み、乙は遅滞なく合意解除承諾メッセージにより当該申込に対する承諾を行う。

4. 甲乙間の合意により CI-NET による EDI による基本契約または個別契約を打ち切る必要が生じた場合は、甲は合意打切申込メッセージによって当該契約の打切を乙に申し込み、乙は遅滞なく合意打切承諾メッセージにより当該申込に対する承諾を行う。

【留意点】

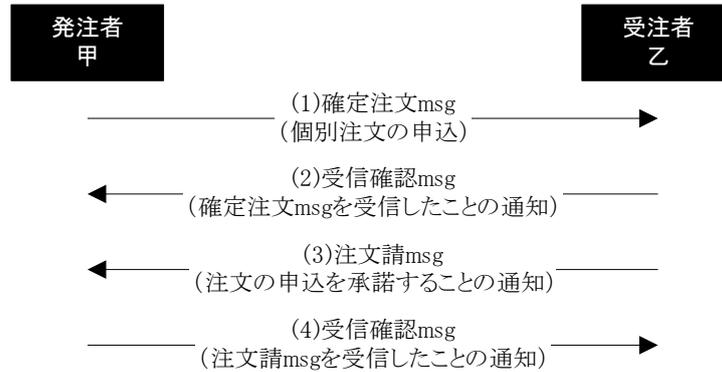
- ・業務データの不整合が生じないよう、変更を生じた場合も変更後のデータを CI-NET で送信する。
- ・見積、入出荷、出来高、立替、請求等のデータを変更する必要が生じた場合は、既に送信したデータと同一種類のメッセージを変更データとして送信する（第1項）。
- ・確定注文および注文請けメッセージの取り交わしによって既に成立している個別契約を変更、解除、打切する場合は、確定注文あるいは注文請けメッセージの再送ではなく、鑑項目合意変更申込/承諾、合意解除申込/承諾、合意打切申込/承諾メッセージによって行う（第2～4項）。

第11条（基本契約及び個別契約の成立）

1. 本協定に係わる基本契約は、甲の乙に対する基本契約申込の意思表示（確定注文メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請けメッセージ）が甲に到達した時に成立する。ここで、乙の承諾の意思表示が甲に到達した時とは、乙の承諾の意思表示が甲のメールアドレスに着信した時をいう。
2. 本協定に係わる個別契約は、甲の乙に対する個別契約申込の意思表示（確定注文メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請メッセージ）が甲に到達した時に成立する。ここで、乙の承諾の意思表示が甲に到達した時とは、乙の承諾の意思表示が甲のメールアドレスに着信した時をいう。
3. 本協定に係わる個別契約の内容の変更は、甲の乙に対する当該契約変更申込の意思表示（鑑項目合意変更申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（鑑項目合意変更承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。
4. 本協定に係わる個別契約の解除は、甲の乙に対する当該契約解除申込の意思表示（合意解除申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（合意解除承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。
5. 本協定に係わる個別契約の打切は、甲の乙に対する当該契約打切申込の意思表示（合意打切申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（合意打切承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。
6. 本協定に係わる個別契約の一方的な打切は、甲または乙による当該契約一方的打切通知の意思表示（一方的打切通知メッセージ）が相手方に到達した時に成立する。
7. 本協定に係わる個別契約の一方的な解除は、甲または乙による当該契約一方的解除通知の意思表示（一方的解除通知メッセージ）が相手方に到達した時に成立する。

【留意点】

- ・次図の(3)が乙のメールアドレスに着信した時に個別契約が成立する。
- ・受信者が(2)の受信確認メッセージを送信することは、確定注文メッセージが着信したことを通知するものであり、注文の承諾を通知するものではない。注文の申込を吟味のうえ(3)の注文請メッセージを送信し発注者に着信した時点で、注文の承諾



の意思表示が成立する。

Msg : メッセージ

第 12 条 (CI-NET による EDI 障害時の措置)

- 1.装置、通信回線の故障またはその他の理由により、CI-NET による EDI に障害が発生したときは、相手方に直ちにその旨通知し、速やかに対応を図る。
- 2.前項の障害が発生したときのデータ授受方法は、原則として障害回復後のデータ伝送により行う。ただし障害が復旧するまでの間、甲および乙は、協議のうえ必要に応じ、別途の方法により対応する。
- 3.障害が復旧するまでの間に書面の交付あるいはそれに代わる方法によってなされた意思表示あるいは通知の効力については、甲乙協議のうえ決定する。
- 4.第 1 項の障害などに基づく損害については、甲乙のうち当該障害の発生について責任を有する側が負担し、その負担額および負担方法は甲乙協議のうえ決定する。

【留意点】

出来高・請求業務のように、期限・締切が重要な要素を占める業務のデータ交換については、何らかの障害が起きた場合への対応が特に求められることとなる。

2.にある「別途の方法」について、EDI を行うに際し予め責任分界点を運用マニュアル等に記載して明確化し、自社の責任範囲において障害が発生した場合どのような運用とするか、取り決めておくことが望ましい。

障害発生時の具体的な運用上の対応としては、

- ①従来形式の紙での提出を許可する
- ②締めの日を変更して提出することを許可する
- ③別のメールアドレスにデータを送信する

などが考えられる。

また障害発生に備え、以下のような対策を講じておくことも有効である。

①定期的なバックアップを実施し、障害発生時に復旧が容易となるように備える

②非常時の対応についてマニュアル化しておく

(例えば、本社で協議の上対処方法を決定し、現場・支店・取引先等の当事者間にて連絡をとり必要な処置を実施する、など)

第 13 条 (取引関係情報の未着、読み出し不能時の措置)

- 1.甲および乙は、相手方が発信した取引関係情報が着信しない場合、あるいは伝達された取引関係情報の読み出しができない場合、この事情を知った後直ちにその旨を相手方に通知する。この通知がある場合、発信者は当該の取引関係情報を再送信する。
- 2.前項により発信者が再送を行った場合、甲および乙は、先の取引関係情報を発信者が撤回したものとする。

【留意点】

2.未着信だった確定注文メッセージが後日着信した場合等を想定し、この場合にも二重注文とならないよう、未着信のデータは撤回されたものとする。

第 14 条 (費用負担)

CI-NET による EDI に係わる費用の負担は、以下の各号の定めによる。

- (1) 甲が乙のメールアドレスに取引関係情報等を送信する費用は甲の負担とし、乙が甲のメールアドレスに取引関係情報等を送信する費用は乙の負担とする。
- (2) 乙が甲に送信した取引関係情報等を受信するために甲が甲のメールアドレスを利用する費用は甲の負担とし、甲が乙に送信した取引関係情報等を受信するために乙が乙のメールアドレスを利用する費用は乙の負担とする。

第 15 条 (装置および通信回線の整備)

甲および乙は、CI-NET による EDI を利用するために必要な装置および通信回線の整備、保守および管理を、善良なる管理者の注意をもって行う。

第 16 条 (取引関係情報の保存)

- 1.甲および乙は、CI-NET による EDI により相手方から提供された取引関係情報および相手方に提供した取引関係情報の内容を電子ファイル、書面等の記録媒体で必要とされる期間保存するものとし、相手方の請求がある場合はこれを相手方に交付しなければならない。ただし、印刷、複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。
- 2.相手方の請求がある場合はこれを相手方に交付しなければならない。ただし、印刷、複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。
- 3.甲および乙は、前項の取引関係情報の内容を改竄してはならない。
- 4.甲および乙は、取引関係情報等の適切な保存に際して発生しうるリスクに対し、防御措置を採るものとする。

【留意点】

- ・甲および乙は、取引関係情報の未達、読み出し不能等に備えるために、取引関係情報を適当な期間保存しなければならない。
- ・この条項は CI-NET による EDI の運用において未達、読み出し不能等に備えるために定めたものであるが、取引情報の保存に関しては、「4.7.2 データ保存期間」の※関連法規を参照のこと。
- ・取引関係情報等の適切な保存に際して発生しうるリスクとその防御措置としては以下のようなものがある。これらは、運用での防御の観点から「社内電子契約運用規則」等別途整備し、適切な運用が必要である。

①管理責任者の設置：

管理責任者等を定め、保管の責任、権限を明確にする。

②アクセスの管理：

保管された電磁的記録等にアクセスできる担当者を定め、アクセス履歴の記録、担当以外の者のアクセスに対する防御等の管理を行う。

③操作担当者の教育：

操作マニュアル等を用意し、担当者に正しい操作を教育する。

④保管場所の管理：

複数の電子記録媒体等に保管する場合は、どの電子記録媒体等にどの電磁的記録等が保管されているか、またディスク自体が正しく管理されていることの確認を行う。

⑤バックアップ：

電磁的記録等のバックアップを定期的に行い、バックアップした電子データを適切に保管する。

⑥ウィルス対策：

コンピュータウィルス等に対する定期的な診断を行い、ウィルスが発見されたらただちに対処する。

⑦システム移行等への対応：

保管システム自体をバージョン・アップする時には、旧システムで保管していた電磁的記録等が新しいシステムで処理できなくなる不都合が生じないように配慮する。

- ・以降の「5.」は、インターネットの電子メールを採用して取引関係情報を長期保存する場合に関する条文参考例である。これを追加する場合は上記 4 項に追記することを想定している。

なお、本項は建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係るガイドラインに沿う形での電子契約を前提としている。

- 5.甲および乙は、電子署名が施された取引関係情報を長期保存する場合、その取引関係情報に付いている電子署名が正しいものを検証する時刻について、「時刻」そのものの誤差を生じたり、甲乙互いのシステムの時刻の誤差が業務的に双方に支障を来たさないよう、定期的に確認するなどの運用管理を行う。

【留意点】

なおここで使用している言葉について以下で説明する。

- (a) 電子署名とは、公開鍵暗号方式を利用することで、文書の作成者を証明し、かつその文書が改竄されていないことを保証する署名方式を指し、これにより作成された文書を電子署名文書という。
- (b) 電子署名文書の長期保存の対象期間について、商取引に関連する法規（民法、商法、法人税法等）では各書類、文書に対し、5～10年程度の保存が義務付けられており、CI-NETにおいても電子署名文書をこれらの期間保存することを想定する。
- (c) ここで触れている「時刻」とは、取引関係情報の作成時だけでなく電子署名文書を保存する際の署名検証時刻としても利用するため、より正確な時刻の運用が求められる。

「時刻」を確認するための時刻源としては、情報通信研究機構（JJY・NICT）の標準電波、日本電信電話（NTT）の117時報サービスあるいは日本放送協会（NHK）の時報等を利用する方法が考えられる。

取引関係情報の保存に際し、時刻に関わる処理についてより精度の高い厳密な運用を可能とするため、以下のような規定をデータ交換協定書に盛り込むことも可能である。

一CI-NETにおいて送受信する情報には、契約時に相互に受け渡し保管される注文情報及び注文請情報といった取引業務の情報（メッセージ）以外に、システム運用上の「受信確認情報」がある。また契約前の見積情報や契約後の出来高・請求情報等や取引情報の送受信時の処理（通信、暗号化・復号、署名検証等）、電磁的記録等の保存の処理等に関する一部あるいは全てのログを保存し、内容や時刻を検証できる管理を行うこととする。

またこれらの情報の取得や保存については、これらの処理が容易にできるようシステム的に対応を組み込んでおくとともに、ユーザは必要なときにそれらを参照できるようにしておくこととする。

第17条（秘密保持）

甲および乙は、本協定期間中はもとより、本協定完了後においてもCI-NETによるEDIの実施により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたもの。
- (2) 相手方から開示を受けた際、既に公知公用であったもの。

- (3) 相手方から開示を受けた後に、甲乙それぞれの責によらないで公知または公用となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの。

【留意点】

- ・別途書面により締結した取引基本契約に定められている場合は削除しても構わないと考えられる。

第 18 条（予告による本協定の打切）

甲および乙は、互いに 3 カ月の文書による予告期間をもって、本協定を打切ることができる。

第 19 条（その他の事由による本協定の打切並びに個別契約の解除又は打切）

1. 甲および乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告なくして直ちに一方的に本協定の打切並びに基本契約又は個別契約の解除又は打切を行なうことができる。
- (1) 本協定、基本契約または個別契約に違反したとき。
 - (2) 正当な理由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 重大な損害または危害をおよぼしたとき。
 - (4) 監督官庁より営業の取消し、停止などの処分を受けたとき。
 - (5) 仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売などの申し立て、または破産、民事再生手続、会社更生、会社整理の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき、あるいは支払停止、支払不能の事由が生じたとき。
 - (6) 解散、分割、あるいは他の会社と合併したとき。
 - (7) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (8) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき。
2. 前項の本協定の打切並びに基本契約又は個別契約の解除又は打切は、甲又は乙が蒙った損害について相手方に損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、前項第 8 号の場合はこの限りではない。

【留意点】

- ・第 17 条と同様。

第 20 条（協議事項）

本協定、基本契約および個別契約に定めのない事項、または、いずれの契約にも定めのない事項および疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ解決する。ただし、既に甲乙間で別途書面により締結した基本契約書に記載がある場合は、その記載に従うものとする。

第 21 条（管轄裁判所）

8. 4. 調査技術委員会

8. 4. 1. 「固定電話」の今後について



■ 現在ご利用いただいている「固定電話」*を逐次IP網へ移行することにより維持

*PSTN（公衆交換電話網：Public Switched Telephone Network）により提供する加入電話及びINSネット（音声）

- 基本的な音声サービスはご利用可能
（基本的な通話に加え、ISDNの通話モード、キャッチホン、ナンバーディスプレイ、公衆電話等）
- お客様宅での工事は不要で電話機等はそのままご利用可能
- 基本料は可能な限り現状と同等の水準を維持
（既存のメタルケーブルを継続利用）
- 通話料は距離に依存しないIP網の特性を活かし、よりお使いやすい料金へ
- 2025年頃に中継/信号交換機が維持限界を迎える中、IP網への移行時期については、関係事業者との対応を踏まえて別途公表

■ お客様にできる限り負担をおかけしないよう「固定電話」を維持していくために、IP網への移行に合わせ、「固定電話」が歴史的に果たしてきた、【別紙】に掲げるPSTN特有の機能については、原則、具備しない。

■ 併せて、「固定電話」の提供方法等についても、できる限り効率的に提供できるように見直す。

（具体例）

- 自治体等からの要請により無電柱化（ケーブルの地中化）等を行うにあたって、メタルケーブルを再敷設せず、光や無線を使って提供
- 「固定電話」に求められてきた高い通話品質基準（遅延条件等）を携帯電話並みに見直し

【別紙】主なPSTN特有の機能の見直し



■ IP-IP相互接続に伴う「つなぐ」機能

- ハブ機能（NTT東西経由で接続） → 主要事業者間は直接接続
- 複雑な事業者間精算機能（複数事業者間で従量精算） → 簡便な精算

■ 「固定電話」が中心だった時代に導入された機能

- 優先接続機能（マイライン）/中継選択機能 → 具備しない
- NTT東西から他事業者への「片方向型番号ポータビリティ」 → モバイルと同様に事業者間での「双方向型番号ポータビリティ」
- 公衆電話から携帯電話等への通話における事業者毎料金設定機能 → 事業者一律での料金設定

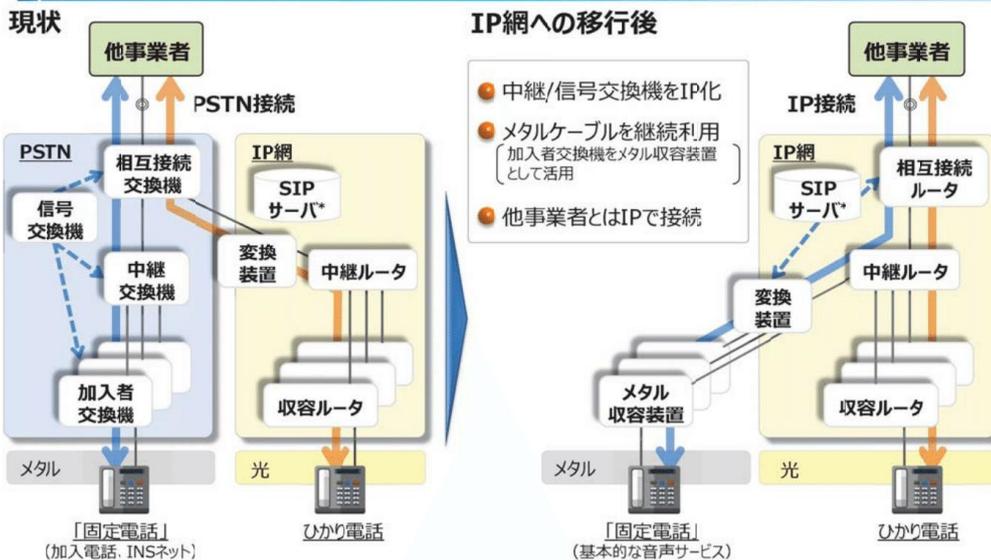
■ その他のPSTN特有の機能

- 110番や119番等の緊急通報に係る「回線保留機能」 → モバイル、IP電話発信時と同様に「コールバック」により対応

- 3 -

Copyright © 2015 日本電信電話株式会社

(参考1) PSTNからIP網への移行

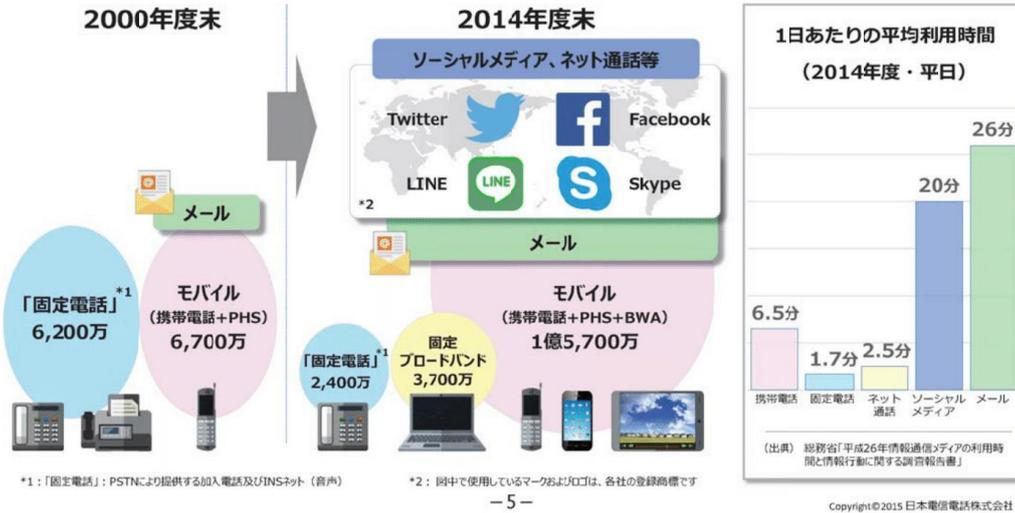


- 4 -

Copyright © 2015 日本電信電話株式会社

(参考2) 音声通信を取り巻く環境変化 NTT

モバイル・ブロードバンドの進展により、コミュニケーション手段が多様化（ソーシャルメディアの急速な普及等）し、「固定電話」のプレゼンスは大きく低下



NTT

本資料及び本説明会におけるご説明に含まれる予想数値及び将来の見通しに関する記述・言明は、現在当社の経営陣が入手している情報に基づいて行った判断・評価・事実認識・方針の策定等に基づいてなされもしくは算定されています。また、過去に確定し正確に認識された事実以外に、将来の予想及びその記述を行うために不可欠となる一定の前提(仮定)を用いてなされもしくは算定したものです。将来の予測及び将来の見通しに関する記述・言明に本質的に内在する不確実性・不確実性及び今後の事業運営や内外の経済、証券市場その他の状況変化等による変動可能性に照らし、現実の業績の数値、結果、パフォーマンス及び成果は、本資料及び本説明会におけるご説明に含まれる予想数値及び将来の見通しに関する記述・言明と異なる可能性があります。

8.5. 広報委員会

8.5.1. CI-NET を活用した電子商取引説明会

(1) 愛知会場

1) 開催実績

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第1回	平成27年7月17日(金) 14:00~16:00 愛知建設業会館	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 (株)鴻池組 アイシン開発(株) (株)近藤組 情報化評議会 事務局	14社 21名

2) 主な意見等

- ・ CI-NET の検討は継続している。先の1万社突破の報道を見て、そろそろかなと思っている。そのタイミングなので、3社事例は非常に参考になった。特に導入時の社内体制に関心がある。CI-NET 導入期に携わった人員が専任だったかどうかに興味がある。
- ・ 社内の導入体制は？
 - ・ 自社で開発したので、導入期間は開発段階であり、見積部担当者が半分くらい兼任で、開発最終期は専任とした。
 - ・ 見積部2名、システム部門1名。通常業務をやりながらの作業だった。
- ・ 事例を聞くと皆さん注文業務から実施されているようですが？
 - ・ まずは着工前契約の実施が命題だったので、まずは調達部でできるところからやった。
- ・ 取引先と契約を締結した後、出来高報告が上がって取引先から請求書が来るが、この請求書入力の手間は毎月発生するので、注文書、請け書部分に比べて格段に多い。目的は出来高請求業務の作業削減だったので最初から着手した。

3) アンケート結果

回答企業数/全企業数

Q1: 本日の開催内容に関してご意見をお聞かせください。番号に○をひとつお付けください。

(1) 「国土交通省の電子商取引への取組、狙い」について

- a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/11 ②ちょうど良い 11/11 ③範囲が狭すぎる 0/11
 b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/11 ②ちょうど良い 9/11 ③難しすぎる 2/11
 c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(2) 「CI-NET の概要、最新動向および導入に向けた支援活動」について

- a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/11 ②ちょうど良い 10/11 ③範囲が狭すぎる 1/11
 b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/11 ②ちょうど良い 9/11 ③難しすぎる 2/11
 c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(3) 「CI-NET 導入事例(株)鴻池組」について

- a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/13 ②ちょうど良い 11/13 ③範囲が狭すぎる 1/13
 b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/13 ②ちょうど良い 6/13 ③難しすぎる 7/13
 c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

-CI-NET 導入会社と非導入会社の自動選別

(4) 「CI-NET 導入事例(アイシン開発(株))」について

- a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/13 ②ちょうど良い 13/13 ③範囲が狭すぎる 0/13
 b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/13 ②ちょうど良い 13/13 ③難しすぎる 0/13
 c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- (5) 「CI-NET 導入事例(株近藤組)」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/12 ②ちょうど良い 12/12 ③範囲が狭すぎる 0/12
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/12 ②ちょうど良い 12/12 ③難しすぎる 0/12
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・請求書の処理までされているところ

- (6) 「講演者との意見交換」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/9 ②ちょうど良い 9/9 ③範囲が狭すぎる 0/9
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/9 ②ちょうど良い 9/9 ③難しすぎる 0/9
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

Q2:説明会全般についてあてはまる番号に○を**ひとつ**お付けください。

- ① 大変満足 2/12 ②満足 8/12 ③どちらでもない 2/12 ④不満 0/12 ⑤大変不満 0/12

Q3:Q2でどのような点が満足または不満であったか具体的にお書きください。

・導入方法とおすすめ方がわかりました。

Q4:貴社の CI-NET 導入予定・検討状況について

- ① 導入を検討している 0/10
- ② まだ検討段階である 3/10
- ③ 資料収集中である 2/10
- ④ 導入の予定はない 0/10
- ⑤ その他 5/10(導入済み)

Q5:情報化評議会では、「現在、導入検討中」や「今後、導入に向けた検討を考えられている」企業様向けに効率よく検討を進めていただくための個別支援サービス(勉強会等)を無償で実施しております。希望されますか。

- ① 希望する(Q6へ) 5/9
- ② 希望しない(Q7へ) 4/9

Q6:Q5で「①希望する」と回答された方にお聞きます。より具体的にお聞きになりたい事項を以下の①から⑬の中から選んでください(複数選択可)。

(1) 導入メリット検討支援

- ① 定量的効果(コスト削減効果の試算等の分析手法や事例紹介) 3件
- ② 定性的効果(法令遵守や社内統制の向上、コスト以外のメリットに関するアドバイス) 2件

(2) 導入・運用費用の検討支援

- ③ 適切なシステム構成方法 2件
- ④ 導入に係る初期費用、運用費用の概算に関するアドバイス 2件
- ⑤ 導入・運用の手法や体制に関するアドバイス 2件
- ⑥ ベンダー、ASP サービス、パッケージソフト等の紹介 2件

(3) その他の情報提供(事例紹介)

- ⑦ CI-NET の概要(主な仕様、普及状況等) 1件
- ⑧ 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等 0件
- ⑨ 進め方(実施体制、導入スケジュール、導入ステップ(段階的な拡張計画等)等) 1件
- ⑩ 関係者(経営層、社内現場部門、取引先)への説明方法 1件
- ⑪ システム概要(必要な環境、社内システムとの関係等) 3件
- ⑫ 導入・運用コスト等(導入に係る初期投資費用、運用費用、サポート体制等) 2件
- ⑬ 同業他社状況 2件

Q7:CI-NET を利用した電子商取引の導入のために、(一財)建設業振興基金に要望することがありましたら、ご自由にお書きください。

・見積業務の電子化の例を知りたいです。

・今後も情報の提供をお願いします。

Q8: 電子商取引に関して、(一財)建設業振興基金またはソフトベンダーからの製品情報の提供や連絡を必要とされるでしょうか。あてはまる番号に○をお付けください。

(1)必要:①CI-NET の最新の動向 3件 ②ASP サービス 3件 ③その他 0件

(2)不要 5件

(2) 大阪会場

1) 開催実績

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第2回	平成27年7月30日(木) 14:00~16:00 大阪建設業協会	国土交通省土地・建設産業局建設 市場整備課 (株)鴻池組 アイシン開発(株) フジタビルメンテナンス(株) 情報化評議会 事務局	17社 28名

2) 主な意見等

- ・事例紹介を聞くと、CI-NET 導入は、注文業務に絞って実施されている。これは、他部署との調整はあまりなく調達部門だけでやれる、イレギュラーな処理がないなどの理由から、注文業務から入ることがやり易いようだが？
 - ・内訳明細データは業務システムから自動的に生成される仕組みになっている。つまり、見積書を作成したら見積システムから自動で電子データが流れる仕組みとなっている。よって、注文業務では、その電子データを加工して csv ファイルとして CI-NET 用フォルダに取り込みシステムを作成している。
 - ・当初内訳明細の書面を pdf ファイルにし、確定注文、注文請けメッセージに添付して取引先とやり取りしていたが、電子データ保存量が大きくなり双方の負担も増えた。そこで、顧問弁護士に相談し、内訳明細部分は、ある程度の明細行にくくり、詳細な明細との紐付けの見積番号を記載することにしている。詳細な内訳明細は別途保管している。
 - ・内訳明細は pdf ファイルにし、メッセージに添付している。
- ・CI-NET を導入して2年経っていないが、注文書件数ベースの電子化率は45%とこれまでの企業の見聞きより極めて高くびっくりしている。拡大の方法は？
 - ・取引量の大きい、また収入印紙削減のメリットが可能な仕入先(取引先)から声を掛けた。現在今50%を超えている。当社の取引先は、既に CI-NET を実施していたため、気張って高めたという感想はなく、すんなりいったと感じている。
50万円未満の案件は電子商取引としていないので、今後はこの範囲の拡大に着手している。
 - ・CI-NET 導入検討時に取引先に CI-NET 利用状況アンケートを行った。既に実施していた取引先は100社以上だったため、説明の必要がなく、あまり苦労はなかった。比較すると社内教育の方が苦労だった。
 - ・現場での契約も、注文書が出る時は CI-NET データで取引先に送信される。極小さい金額案件も同様である。

3) アンケート結果

回答企業数/全企業数

Q1: 本日の開催内容に関してご意見をお聞かせください。番号に○をひとつお付けください。

- (1) 「国土交通省の電子商取引への取組、狙い」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/15 ②ちょうど良い 14/15 ③範囲が狭すぎる 1/15
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 2/15 ②ちょうど良い 13/15 ③難しすぎる 0/15
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
- ・ASP で簡単に始められるが、社内システムに組み込むには費用が少々かかる。
 - ・一部の業務から取り入れられる。元請から導入し、下請に広げる。
 - ・印紙代の削減。
- (2) 「CI-NET の概要、最新動向および導入に向けた支援活動」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/15 ②ちょうど良い 14/15 ③範囲が狭すぎる 0/15
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 2/15 ②ちょうど良い 13/15 ③難しすぎる 0/15
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
- ・これほど多くの企業がやっているとは思わなかった。
 - ・社内システムと連動できる。事務処理の削減。
- (3) 「CI-NET 導入事例(株鴻池組)」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/15 ②ちょうど良い 14/15 ③範囲が狭すぎる 0/15
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/15 ②ちょうど良い 14/15 ③難しすぎる 1/15
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
- (4) 「CI-NET 導入事例(アイシン開発株)」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/15 ②ちょうど良い 15/15 ③範囲が狭すぎる 0/15
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/15 ②ちょうど良い 15/15 ③難しすぎる 0/15
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
- ・2年目で40%
 - ・導入前の検討点等が参考になった。
- (5) 「CI-NET 導入事例(フジタビルメンテナンス株)」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/15 ②ちょうど良い 14/15 ③範囲が狭すぎる 1/15
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/15 ②ちょうど良い 15/15 ③難しすぎる 0/15
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
- ・始めるにはちょうどよい。
 - ・注文書から取り入れた。注文処理の削減。
- (6) 「講演者との意見交換」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/8 ②ちょうど良い 8/8 ③範囲が狭すぎる 0/8
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/8 ②ちょうど良い 8/8 ③難しすぎる 0/8
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
- ・注文書と請書からスタートしている。

Q2: 説明会全般についてあてはまる番号に○をひとつお付けください。

- ① 大変満足 0/14 ②満足 14/14 ③どちらでもない 0/14 ④不満 0/14 ⑤大変不満 0/14

Q3: Q2でどのような点が満足または不満であったか具体的にお書きください。

- ・意見交換では講演者様の詳細な内容や苦労話を聞いて参考になりました。
- ・導入は難しいと思っていましたが、かなり手が届きそうな事がわかり聞いてよかったです。
- ・自社のことを考えながら聞けました。
- ・実際の導入事例を紹介いただき、準備、検討すべきことを具体的にイメージできた。導入による効果も理解できた。
- ・導入事例の説明で、導入した理由が分かりやすかった。

Q4: 貴社の CI-NET 導入予定・検討状況について

- ① 導入を検討している 2/13
- ② まだ検討段階である 5/13
- ③ 資料収集中である 4/13
- ④ 導入の予定はない 0/13
- ⑤ その他 2/13 (導入済み、本社の方針による等)

Q5: 情報化評議会では、「現在、導入検討中」や「今後、導入に向けた検討を考えられている」企業様向けに効率よく検討を進めていただくための個別支援サービス(勉強会等)を無償で実施しております。希望されますか。

- ① 希望する(Q6へ) 5/9
 ② 希望しない(Q7へ) 4/9

Q6: Q5で「①希望する」と回答された方にお聞きます。より具体的にお聞きになりたい事項を以下の①から⑬の中から選んでください(複数選択可)。

(1) 導入メリット検討支援

- ① 定量的効果(コスト削減効果の試算等の分析手法や事例紹介) 4件
 ② 定性的効果(法令遵守や社内統制の向上、コスト以外のメリットに関するアドバイス) 4件

(2) 導入・運用費用の検討支援

- ③ 適切なシステム構成方法 2件
 ④ 導入に係る初期費用、運用費用の概算に関するアドバイス 2件
 ⑤ 導入・運用の手法や体制に関するアドバイス 2件
 ⑥ ベンダ、ASP サービス、パッケージソフト等の紹介 3件

(3) その他の情報提供(事例紹介)

- ⑦ CI-NET の概要(主な仕様、普及状況等) 4件
 ⑧ 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等 1件
 ⑨ 進め方(実施体制、導入スケジュール、導入ステップ(段階的な拡張計画等)等) 2件
 ⑩ 関係者(経営層、社内現場部門、取引先)への説明方法 1件
 ⑪ システム概要(必要な環境、社内システムとの関係等) 1件
 ⑫ 導入・運用コスト等(導入に係る初期投資費用、運用費用、サポート体制等) 1件
 ⑬ 同業他社状況 2件

Q7: CI-NET を利用した電子商取引の導入のために、(一財)建設業振興基金に要望することがありましたら、ご自由にお書きください。

Q8: 電子商取引に関して、(一財)建設業振興基金またはソフトベンダーからの製品情報の提供や連絡を必要とされるでしょうか。あてはまる番号に○をお付けください。

- (1)必要: ①CI-NET の最新の動向 3件 ②SP サービス 3件 ③その他 2件(EDI、地場ベンダーの紹介)
 (2)不要 4件

(3) 東京会場 1

1) 開催実績

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第3回	平成27年11月17日 (火) 15:00~17:00 建設業振興基金3階 301会議室	国土交通省土地・建設産業局建設 市場整備課 アイシン開発(株) 西松建設(株) 株ミルックス 三井デザインテック(株) 情報化評議会 事務局	21社36名

2) 主な意見等

- ・メリットとデメリットは？
 - ・調達など現業の声では、よかった点は、契約がスムーズに実施できること、見積や注文案件の状況が見える化になったこと、業務手順の標準化が図れたこと

が挙げられる。苦労した点は、CI-NET データと社内システムとの連携で業務パッケージのカスタマイズにかかった。

- ・業務パッケージベンダーが CI-NET 導入の実績があったのでよかった。
- ・出来高・請求業務の効率が上がった。メリットは、当社も大きい、取引側の方が遙かに大きい。紙よりずっといいとの感想だ。
- ・具体にはシステムフローではどうなっているのか？外部の検査には信頼されるのか？
 - ・操作は、購買依頼先(取引先)を複数社決定する。相見積は、CSV ファイルあるいは CI-NET ファイルにて比較する。
 - ・建設業法 第 19 条(建設工事の請負契約の原則) 第 3 項 電子契約が可能問うたっており、そのために電子署名付き等を要件としているが、CI-NET はクリアしており、外部の検査にも大丈夫である。
- ・発注者としてやってみたい。まずは、どのような取引先と実施するのか？
 - ・CI-NET を既に導入している企業から攻めるのがよい。慣れているので手間が掛からない。
 - ・元請けの規模に係わらずスモールスタートと業務のやり方を変えない、「この 2 つがポイント」とは、事例発表の各社とも、強調していたことだった。スモールスタートとは、注文業務から、既に導入済み取引先とから、と小さく実施スタートとする。これは、どこも推進役となる余裕人員がない現実があり、地位策であれば調達部門のごく少数で対応できるからである。やり方を変えないは、変えることの抵抗が大きいことと、変えなくとも取引情報の授受の部分だけデモ CI-NET が実施でき、それなりのメリットを生むからである。

3) アンケート結果

回答企業数/全企業数

Q1 : 本日の開催内容に関してご意見をお聞かせください。番号に○をひとつお付けください。

- (1) 「国土交通省の電子商取引への取組、狙い」について
 - a) 内容について ①範囲が広すぎる 2/20 ②ちょうど良い 16/20 ③範囲が狭すぎる 2/20
 - b) 理解の度合い ①簡単すぎる 2/20 ②ちょうど良い 17/20 ③難しすぎる 1/20
 - c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
- (2) 「CI-NET の概要、最新動向および導入に向けた支援活動」について
 - a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/20 ②ちょうど良い 18/20 ③範囲が狭すぎる 1/20
 - b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/20 ②ちょうど良い 19/20 ③難しすぎる 0/20
 - c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
- (3) 「CI-NET 導入事例 (アイシン開発㈱)」について
 - a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/20 ②ちょうど良い 20/20 ③範囲が狭すぎる 0/20
 - b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/20 ②ちょうど良い 20/20 ③難しすぎる 0/20
 - c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
 - ・下請負契約の CI-NET 導入までの流れ
 - ・導入までのステップ
- (4) 「CI-NET 導入事例 (西松建設㈱)」について
 - a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/20 ②ちょうど良い 20/20 ③範囲が狭すぎる 0/20
 - b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/20 ②ちょうど良い 19/20 ③難しすぎる 0/20
 - c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
 - ・導入にあたっての苦労した点、導入展開のモデルケース、システムの全体図
- (5) 「CI-NET 導入事例 (㈱ミルックス)」について
 - a) 内容について ①範囲が広すぎる 3/20 ②ちょうど良い 16/20 ③範囲が狭すぎる 1/20
 - b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/20 ②ちょうど良い 18/20 ③難しすぎる 2/20
 - c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。
 - ・システム運用に関する課題で、引継業務に関する点は同様の課題と認識しました
 - ・導入後の課題

- (6) 「CI-NET 導入事例（三井デザインテック㈱）」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/20 ②ちょうど良い 20/20 ③範囲が狭すぎる 0/20
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/20 ②ちょうど良い 20/20 ③難しすぎる 0/20
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・担当者を限定したこと
- ・増えた業務等についても具体的に説明頂いたこと

- (7) 「講演者との意見交換」について

- a) 内容について ①範囲が広すぎる 3/14 ②ちょうど良い 11/14 ③範囲が狭すぎる 0/14
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/14 ②ちょうど良い 13/14 ③難しすぎる 0/14
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・他社様が CI-NET 導入にあたり、かかえている問題点を伺う事ができた点

Q 2 : 説明会全般についてあてはまる番号に○を「ひとつ」お付けください。

- ① 大変満足 0/18 ②満足 11/18 ③どちらでもない 7/18 ④不満 0/18 ⑤大変不満 0/18

Q 3 : Q 2 でどのような点が満足または不満であったか具体的にお書きください。

- ・各社の具体的な導入スケジュールや苦勞された点などご説明頂き、大変参考になりました。
- ・検討から導入までの期間の把握が出来た。
- ・CI-NET について初めて聞いたので、ちょうど良いボリュームだった。
- ・4社とも法令遵守が CI-NET により改善していく様子が伺えた事
- ・費用的な事が分かりづらい。

Q 4 : 貴社の CI-NET 導入予定・検討状況について

- ① 導入を検討している 3/20
- ② まだ検討段階である 3/20
- ③ 資料収集中である 9/20
- ④ 導入の予定はない 2/20
- ⑤ その他(導入済み) 3/20

Q 5 : 情報化評議会では、「現在、導入検討中」や「今後、導入に向けた検討を考えられている」企業様向けに効率よく検討を進めていただくための個別支援サービス(勉強会等)を無償で実施しております。希望されますか。

- ① 希望する(Q 6へ) 5/17
- ② 希望しない(Q 7へ) 12/17

Q 6 : Q 5 で「①希望する」と回答された方にお聞きします。より具体的にお聞きになりたい事項を以下の①から⑬の中から選んでください(複数選択可)。

- (1) 導入メリット検討支援
- ① 定量的効果(コスト削減効果の試算等の分析手法や事例紹介) 4件
- ② 定性的効果(法令遵守や社内統制の向上、コスト以外のメリットに関するアドバイス) 3件
- (2) 導入・運用費用の検討支援
- ③ 適切なシステム構成方法 4件
- ④ 導入に係る初期費用、運用費用の概算に関するアドバイス 3件
- ⑤ 導入・運用の手法や体制に関するアドバイス 2件
- ⑥ ベンダー、ASP サービス、パッケージソフト等の紹介 3件
- (3) その他の情報提供(事例紹介)
- ⑦ CI-NET の概要(主な仕様、普及状況等) 1件
- ⑧ 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等 1件
- ⑨ 進め方(実施体制、導入スケジュール、導入ステップ(段階的な拡張計画等)等) 2件
- ⑩ 関係者(経営層、社内現場部門、取引先)への説明方法 2件
- ⑪ システム概要(必要な環境、社内システムとの関係等) 4件
- ⑫ 導入・運用コスト等(導入に係る初期投資費用、運用費用、サポート体制等) 6件
- ⑬ 同業他社状況 3件

Q7：CI-NET を利用した電子商取引の導入のために、(一財)建設業振興基金に要望することがありましたら、ご自由にお書きください。

Q8：電子商取引に関して、(一財)建設業振興基金またはソフトベンダーからの製品情報の提供や連絡を必要とされるでしょうか。あてはまる番号に○をお付けください。

(1) 必要：①CI-NET の最新の動向 6 件 ②ASP サービス 4 件

(2) ③その他

・他社の導入、活用状況

(2) 不要 11 件

(4) 東京会場 2

1) 開催実績

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第 4 回	平成 27 年 11 月 24 日 (火) 15:00～17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	国土交通省土地・建設産業局建設 市場整備課 アイシン開発(株) 西松建設(株) 株ミルックス 三井デザインテック(株) 情報化評議会 事務局	15 社 23 名

2) 主な意見等

- ・ CI-NET 実施のために、取引先にどのような説明をしたか？
 - ・ CI-NET 既導入企業は、心配なく実施する。むしろ歓迎してくれる。ただし、印紙税削減だけのメリット感での説得はきつい。
 - ・ 新規取引先にも ASP 活用を推薦している。ASP 各社の導通テスト方法は各様なので、そこは説明している。
- ・ 費用と効果についてはいかがか？
 - ・ 費用対効果について、担当者は発送、受付業務、保管処理が以外と重たかった。その分を他業務に回せるようになった。残業も減った。
- ・ CI-NET を導入してのデメリットは何か？例えば、CI-NET を導入することによって、紙の処理に加えて電子データの処理が追加される、煩雑になるのではといった不安視があると聞いている。
 - ・ システム改修等の費用は掛かるが、メリットもあるので差し引きはプラスである。ほぼ 1 人で実施しているが、操作が分かっている要員がいる。紙だったら何とかできそうだがシステム操作はそれよりもやっかいとの感想である。
 - ・ 出来高支払いまで導入している。そこまでやっているがために、注文請書の返送が早い。出来高を実施するには注文請書を登録せねばならないため、そこはスムーズに実施されている。
 - ・ 電子化にしようとするすると営業、工事など現業の反対は大きい。よってその方々の現行業務はそのままで、CI-NET 事務担当を考え出した。CI-NET 事務担当と行っても毎日 5 分の作業で済んでいる。

回答企業数/全企業数

3) アンケート結果

Q1：本日の開催内容に関してご意見をお聞かせください。番号に○を「ひとつ」お付けください。

- (1) 「国土交通省の電子商取引への取組、狙い」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/13 ②ちょうど良い 12/13 ③範囲が狭すぎる 1/13
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 2/13 ②ちょうど良い 12/13 ③難しすぎる 0/13
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・活性化会議中間とりまとめの内容について

- (2) 「CI-NET の概要、最新動向および導入に向けた支援活動」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/13 ②ちょうど良い 12/13 ③範囲が狭すぎる 1/13
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 2/13 ②ちょうど良い 11/13 ③難しすぎる 0/13
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・導入コスト感

- (3) 「CI-NET 導入事例（アイシン開発㈱）」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/13 ②ちょうど良い 12/13 ③範囲が狭すぎる 0/13
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/13 ②ちょうど良い 12/13 ③難しすぎる 0/13
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・現場対応の契約に対する課題

- (4) 「CI-NET 導入事例（西松建設㈱）」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる 2/13 ②ちょうど良い 11/13 ③範囲が狭すぎる 0/13
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/13 ②ちょうど良い 11/13 ③難しすぎる 1/13
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- (5) 「CI-NET 導入事例（㈱ミルクス）」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/13 ②ちょうど良い 11/13 ③範囲が狭すぎる 1/13
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/13 ②ちょうど良い 11/13 ③難しすぎる 1/13
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・協力業者（2次）とのCI-NET利用が低い。改善方法検討要。

- (6) 「CI-NET 導入事例（三井デザインテック㈱）」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/13 ②ちょうど良い 13/13 ③範囲が狭すぎる 0/13
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/13 ②ちょうど良い 12/13 ③難しすぎる 0/13
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・注文業務に対して各拠点の削減（手間）ができていて良い。

- (7) 「講演者との意見交換」について
- a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/8 ②ちょうど良い 8/8 ③範囲が狭すぎる 0/8
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/8 ②ちょうど良い 8/8 ③難しすぎる 0/8
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

Q2：説明会全般についてあてはまる番号に○を「ひとつ」お付けください。

- ① 大変満足 1/12 ②満足 10/12 ③どちらでもない 1/12 ④不満 0/12 ⑤大変不満 0/12

Q3：Q2でどのような点が満足または不満であったか具体的にお書きください。

・電子承認の改ざん防止等についての説明が欲しい。

・CI-NETの具体的な仕組みを聞きなかった。画面上のフロー等。

Q4：貴社のCI-NET導入予定・検討状況について

- ① 導入を検討している 0/12
- ② まだ検討段階である 6/12
- ③ 資料収集中である 4/12
- ④ 導入の予定はない 1/12
- ⑤ その他（導入済み） 1/12

Q5：情報化評議会では、「現在、導入検討中」や「今後、導入に向けた検討を考えられている」企業様向けに効率よく検討を進めていただくための個別支援サービス（勉強会等）を無償で実施しております。希

望されますか。

- ① 希望する (Q6へ) 3/9
- ② 希望しない (Q7へ) 6/9

Q6 : Q5で「①希望する」と回答された方にお聞きします。より具体的にお聞きになりたい事項を以下の①から⑬の中から選んでください(複数選択可)。

- (1) 導入メリット検討支援
 - ① 定量的効果(コスト削減効果の試算等の分析手法や事例紹介) 3件
 - ② 定性的効果(法令遵守や社内統制の向上、コスト以外のメリットに関するアドバイス) 2件
- (2) 導入・運用費用の検討支援
 - ③ 適切なシステム構成方法 3件
 - ④ 導入に係る初期費用、運用費用の概算に関するアドバイス 3件
 - ⑤ 導入・運用の手法や体制に関するアドバイス 2件
 - ⑥ ベンダー、ASP サービス、パッケージソフト等の紹介 1件
- (3) その他の情報提供(事例紹介)
 - ⑦ CI-NET の概要(主な仕様、普及状況等) 3件
 - ⑧ 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等 2件
 - ⑨ 進め方(実施体制、導入スケジュール、導入ステップ(段階的な拡張計画等)等) 2件
 - ⑩ 関係者(経営層、社内現場部門、取引先)への説明方法 1件
 - ⑪ システム概要(必要な環境、社内システムとの関係等) 1件
 - ⑫ 導入・運用コスト等(導入に係る初期投資費用、運用費用、サポート体制等) 2件
 - ⑬ 同業他社状況 2件

Q7 : CI-NET を利用した電子商取引の導入のために、(一財)建設業振興基金に要望することがありましたら、ご自由にお書きください。

- ・導入しての失敗例はないのか?
- ・既存の社内システムの運用をベースとして、CI-NET の導入の可否、メリットを考えた上で勉強会をお願いしたいと思います。
- ・説明というより相談にのっていただければと思います。※小規模運用と費用について

Q8 : 電子商取引に関して、(一財)建設業振興基金またはソフトベンダーからの製品情報の提供や連絡を必要とされるでしょうか。あてはまる番号に○をお付けください。

- (1) 必要 : ①CI-NET の最新の動向 4件 ②ASP サービス 2件 ③その他 ()
- (2) 不要 5件

(5) アンケート集計

平成27年度に計4回開催した「CI-NET を活用した電子商取引説明会」について、アンケートの設問を抜粋し各会場での傾向を分析した。

設問		選択肢	2015/07/17 愛知会場	2015/07/30 大阪会場	2015/11/17 東京会場1	2015/11/17 東京会場2
Q1(1)「国土交通省の電子商取引への取組、狙い」について	a)内容について	①範囲が広すぎる	0	0	2	0
		②ちょうど良い	11	14	16	12
		③範囲が狭すぎる	0	1	2	1
	b)理解の度合い	①簡単すぎる	0	2	2	2
		②ちょうど良い	9	13	17	12
		③難しすぎる	2	0	1	0
Q1(2)「CI-NET の概要、最新動向および導入に向けた支援活動」について	a)内容について	①範囲が広すぎる	0	1	1	0
		②ちょうど良い	10	14	18	12
		③範囲が狭すぎる	1	0	1	1
	b)理解の	①簡単すぎる	0	2	1	2

設問		選択肢	2015/07/17 愛知会場	2015/07/30 大阪会場	2015/11/17 東京会場 1	2015/11/17 東京会場 2
	度合い	②ちょうど良い	9	13	19	11
		③難しすぎる	2	0	0	0
Q1(6)「講演者との意見 交換」について	a)内容に ついて	①範囲が広すぎる	0	0	3	0
		②ちょうど良い	9	8	11	8
		③範囲が狭すぎる	0	0	0	0
	b)理解の 度合い	①簡単すぎる	0	0	1	0
		②ちょうど良い	9	8	13	8
		③難しすぎる	0	0	0	0

8.5.2. CI-NET 利用者の1万社突破のお知らせ



CI-NET 利用者の1万社突破のお知らせ

Press Release

平成27年7月1日

一般財団法人 建設業振興基金
情報化評議会

日頃より、CI-NET を利用した電子商取引を活用いただき、誠にありがとうございます。

CI-NET のご利用に際し、企業識別コードと電子証明書の取得が必要ですが、2015年5月末現在、企業識別コードを取得いただいております企業数が10,007社となり、初めて1万社を超えましたので、お知らせいたします。

また、情報化評議会としましても、「CI-NET 普及拡大に向けた3ヶ年活動計画（平成26～28年度）」を策定し、一層の普及拡大に向けて活動を行っております。

この活動計画に沿って、昨年度にCI-NET 利用状況調査を実施し、2014/08/18に調査結果を公表しました。

皆様方の協力をいただき、この調査から、有益な情報を得ることができております。例えば、CI-NET サービスへの改善要望や、ゼネコン毎の運用統一化への要望、CI-NET を採用してほしいゼネコンなど具体的に把握もできております。

特に、CI-NET サービスへの改善要望につきましては、CI-NET サービスへも情報提供し、継続してサービスが改善されるようお願いしております。

なお、CI-NET の各サービスベンダーは、以下で確認ください。

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/cinet/fileViewer.php/56.pdf?file_name=56.pdf

引き続き、CI-NET の普及拡大に向け活動してまいりますので、ますますのご支援をお願いいたします。

以上

□ 参考 CI-NET 利用状況調査（2015/03末）の掲載 URL

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/cinet/riyou_joukyo.html

□ 本件に関するお問い合わせ先

一般財団法人 建設業振興基金
経営基盤整備支援センター 情報化推進室
小西、帆足 TEL 03-5473-4573

8.5.3. 導入のための参考資料サイトアクセス状況

(1) ファイルダウンロード件数

資料名	公表	平成 27 年										平成 28 年			年度計
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
	計	1,289	1,169	1,543	1,890	1,410	1,469	2,456	1,693	1,595	1,724	2,023	1,837	20,098	
CI-NET 利用者の 1 万社突破のお知らせ					284	98	77	179	123	98	128	153	195	1,335	
電子商取引説明会案内 平成 27 年 11 月東京								364	333	145	51	28		921	
CI-NET における法定福利費の対応について(法定福利費明示方法の例示)	平成 27 年 3 月	43	100	125	63	55	78	100	79	70	50	83	100	946	
購買 EDI の導入と現状(戸田建設)	平成 23 年 2 月	50	49	62	41	54	50	95	79	97	115	92	81	865	
EDI データの保存について『正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程』(電子帳簿保存法 施行規則第 8 条 1 項 2 号の規程 参考例)	平成 18 年 3 月	44	26	56	87	54	48	60	79	91	82	111	76	814	
電子商取引説明会案内 平成 27 年 7 月愛知、大阪				27	315	118	104	59						623	
電子商取引の導入・運用事例(鹿島建設)	平成 22 年 2 月	99	44	62	37	53	67	64	70	54	59	56	91	756	
電子商取引の導入・運用事例(地域建設業 北陸)	平成 25 年 8 月	47	26	65	56	32	44	49	56	80	60	19	18	552	
CI-NET の受注者導入メリット紹介	平成 26 年 4 月	34	47	49	55	48	61	70	48	36	46	24	59	577	
電子商取引の導入・運用事例一覧表	平成 28 年 1 月	100	44	52	33	35	43	51	30	34	65	66	40	593	
CI-NET 導入検討に向けて相談できるベンダ企業紹介(一覧)	平成 27 年 7 月	21	41	38	72	62	48	74	38	38	44	51	51	578	
電子商取引の導入・運用事例(総合建設企業) (~2015/12 鴻池組)	平成 23 年 2 月	36	28	70	44	64	50	48	44	40	49	52	31	556	
建設産業における電子商取引の推進について	平成 23 年 2 月	56	41	74	34	31	41	49	42	51	44	43	50	556	
CI-NET による電子商取引(パンフレット)	平成 26 年 4 月	49	46	66	44	43	38	51	38	30	55	47	31	538	
電子商取引の現状と導入企業の事例体験談(フジタ)	平成 23 年 10 月	38	29	44	39	33	35	68	36	55	63	61	71	572	
CI-NET 導入雛形参考例	平成 24 年 9 月	34	24	36	40	29	26	52	37	53	72	68	72	543	
国土交通省における建設業の電子商取引への取り組みについて	平成 24 年 2 月	25	43	31	28	35	41	54	33	33	35	50	25	433	
CI-NET 導入・利用概算費用表(導入タイプ別)	平成 25 年 7 月	47	30	31	28	17	30	36	30	24	16	24	35	348	
CI-NET を活用した電子商取引のご案内	平成 25 年 10 月	23	34	23	23	25	29	34	33	29	31	28	34	346	
電子商取引の現状と導入企業の事例体験談(安藤建設)	平成 23 年 10 月	23	22	28	30	30	9	38	31	32	24	21	31	319	
電子契約の契約内容確認ツール「CLContViewVer.1.2」(ツール)	平成 22 年 6 月	7	23	85	17	27	19	37	9	13	14	27	20	298	
社内システムと CI-NET の連携方法(リーフレット)	平成 25 年 10 月	25	17	23	18	20	18	43	26	25	31	17	21	284	
CI-NET サービス(ASP 等)における発注者向け「確定注文」作成・送信画面/受注者向け「確定注文」受信閲覧画面(リーフレット)	平成 25 年 10 月	18	28	24	18	23	19	42	22	28	23	25	21	291	
CI-NET による電子商取引(解説書)	平成 26 年 4 月	25	30	44	18	23	21	35	9	12	10	24	14	265	
電子商取引の導入・運用事例(ミルクス)	平成 24 年 2 月	12	23	28	31	18	21	22	26	23	17	20	24	265	
電子契約の「技術的基準」と「施工体制台帳」の取り扱いに関するガイドライン(リーフレット)	平成 25 年 10 月	21	19	14	22	23	21	26	15	21	39	47	28	296	
スモールスタートで安価・簡易に CI-NET 導入(リーフレット)	平成 25 年 3 月	18	23	20	19	33	16	29	19	19	20	24	21	261	
建設業電子商取引体験講習会テキスト(平成 22 年版)	平成 22 年 11 月	10	26	11	11	10	19	37	18	28	25	29	34	258	
CI-NET 導入ガイド	平成 28 年 1 月	24	14	16	18	13	17	21	14	12	32	43	48	272	
プロセス図(現行業務図・CI-NET 適用時想定図)	平成 24 年 9 月	14	12	18	16	15	16	30	15	25	17	17	23	218	
CI-NET 導入プレスリリース	平成 25 年 8 月	14	10	24	12	10	24	25	18	14	18	18	17	204	
建設業電子商取引 導入支援「勉強会」のご紹介	平成 24 年 12 月	21	16	15	19	10	16	26	12	12	9	16	15	187	
電子契約の契約内容確認ツール「CLContViewVer.1.2」(操作説明書)	平成 22 年 6 月	8	17	13	12	12	15	20	11	32	15	54	30	239	
プロセス図(現行業務図・CI-NET 適用時想定図・詳細版)	平成 23 年 1 月	12	11	18	21	10	15	27	14	14	12	17	16	187	
電子商取引導入効果シミュレーション(発注者編注文業務版)	平成 23 年 7 月	18	13	17	33	11	13	22	8	11	5	42	9	202	

資料名	公表	平成 27 年										平成 28 年			年度計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
電子商取引導入効果シミュレーション利用者マニュアル(発注者編詳細版)	平成 23 年 7 月	19	8	11	14	14	21	20	13	14	3	34	29	200	
建設業法令遵守の推進	平成 24 年 2 月	12	11	9	8	12	13	27	16	15	8	8	9	148	
建設工事の電子契約についての解説「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」の解説	平成 14 年 2 月	13	14	12	8	14	13	20	19	8	9	41	25	196	
建設業法令遵守ガイドライン(再改訂)	平成 24 年 7 月	12	10	13	10	15	12	24	8	14	11	12	13	154	
建築積算データチェックツール	平成 24 年 3 月	11	12	13	13	7	13	29	11	5	14	21	23	172	
「建設業電子商取引(CI-NET)導入検討事例集」の公開	平成 23 年 7 月	13	9	12	10	15	14	21	8	12	14	13	7	148	
電子商取引の導入・運用事例(元請・下請の両面で利用)											128	84	64	276	
建設業における法令遵守の徹底(パンフレット)	平成 23 年 4 月	14	13	10	11	9	14	23	6	13	12	15	8	148	
電子データ交換協定書(例)	平成 21 年 5 月	12	12	7	16	6	11	19	11	7	23	21	11	156	
電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン	平成 17 年 3 月	14	13	13	8	12	18	16	7	10	7	18	8	144	
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン	平成 23 年 8 月	11	6	12	14	10	12	18	8	12	13	14	12	142	
CI-NET 導入に伴う社内システム修正内訳(事例)	平成 25 年 2 月	15	10	8	15	6	12	21	9	10	7	18	10	141	
電子商取引の導入・運用事例(五洋建設)	平成 24 年 2 月	12	8	13	15	12	9	20	4	13	7	7	5	125	
請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」の解説	平成 17 年 3 月	11	6	19	7	8	16	13	9	16	8	26	11	150	
建設業における電子商取引発注者の CI-NET 導入に向けた具体的手順 冊子	平成 19 年 6 月	9	9	7	14	9	14	17	5	8	11	15	12	130	
電子商取引導入効果シミュレーション(発注者編詳細版)	平成 23 年 7 月	22	8	10	10	11	8	14	8	9		16	7	123	
CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」の解説	平成 16 年 6 月	7	9	6	9	12	13	21	4	5	12	27	14	139	
CI-NET 利用状況調査報告書	平成 26 年 8 月	11	12	9	10	12	9	13	8	4	8	11	9	116	
建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン	平成 13 年 3 月	10	10	7	10	10	10	18	4	10	5	14	9	117	
電子商取引の導入・運用事例(ハウズビルダー)	平成 25 年 8 月	8	8	11	13	8	7	14	10	8	5	17	9	118	
建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル	平成 16 年 9 月	10	2	7	11	11	14	16	4	10	7	6	6	104	
異なる ASP を利用する企業間での CI-NET を利用した電子商取引の実現に向けて	平成 17 年 3 月	13	10	7	8	9	12	13	5	5	7	14	11	114	
CI-NET の規約理解促進のために	平成 23 年 3 月	6	6	7	10	10	7	12	12	8	9	7	11	105	
消費税率変更に伴う CI-NET の対応例	平成 25 年 8 月	8	7	11	8	4	8	10	9		6	7	8	86	
CI-NET での外字(機種依存文字)の取扱い	平成 27 年 3 月										9	30	42	81	
電子商取引の導入・運用事例(地域建設企業 関東)	平成 26 年 3 月										3	16	16	35	
電子商取引の導入・運用事例(地域建設企業 中部)	平成 26 年 3 月										2	14	16	32	
電子商取引説明会案内 平成 26 年 11 月東京	平成 26 年 10 月													0	

(2) キーワード検索件数

カテゴリ	キーワード	平成 27 年										平成 28 年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
計		262	178	341	91	178	80	300	182	130	260	240	226	2,468	
対象部門															
	経営者(経営層)	5	4	7	0	5	2	8	2	2	8	4	5	52	
	業務所管部門	5	4	8	1	5	2	7	3	2	7	4	5	53	
	情報システム部門	9	4	8	1	7	2	8	4	2	5	4	4	58	
	協力会社	5	4	6	0	5	3	7	2	3	8	5	4	52	
	ベンダー	4	3	9	0	5	3	8	2	2	4	4	4	48	
利用者の業態															
	ゼネコン	6	3	6	5	7	3	8	3	3	7	5	7	63	
	設備業者	8	3	9	5	2	2	5	2	5	5	6	6	58	
	ハウビルダー	3	2	3	3	2	3	4	2	3	4	3	6	38	
	その他	4	2	5	5	2	2	5	2	2	6	6	5	46	
予算規模															
	数万～数十万円規模	7	4	10	1	2	2	8	5	4	6	4	3	56	
	数百万円規模	4	3	10	0	2	2	5	3	2	3	4	4	42	
	数千万円規模	7	4	10	1	2	2	5	2	2	5	3	4	47	
システム形態															
	自社構築タイプ	6	3	6	1	2	1	8	3	3	6	4	5	48	
	ASP 活用タイプ	4	4	10	2	2	1	7	8	5	5	4	4	56	
	業務ソフト活用タイプ	7	3	10	2	2	1	5	7	3	3	5	5	53	
適用業務															
	見積業務	4	4	10	1	2	3	6	2	2	6	5	8	53	
	注文業務	6	4	10	3	2	2	7	4	4	7	6	7	62	
	出来高・請求業務	5	4	7	3	2	1	7	3	4	7	5	6	54	
適用業種															
	資材	5	3	8	2	2	1	5	3	2	4	4	4	43	
	外注	5	3	12	2	2	2	6	4	2	7	5	5	55	
	労務	5	4	6	3	2	1	5	2	2	3	4	5	42	
	経費	5	3	6	2	2	1	5	2	2	3	3	5	39	
事前検討～社内合意形成															
	概要(CI-NET とは)	6	5	8	2	9	1	5	4	2	6	6	7	61	
	施策・コンプライアンス	5	3	4	2	4	1	5	5	2	6	4	3	44	
	関連法規	6	3	5	2	4	2	5	6	2	5	4	3	47	
	業界動向	6	4	4	2	4	1	5	7	2	3	4	4	46	
	導入コスト	6	5	6	3	4	1	5	4	3	6	4	4	51	
	対象業務	6	3	5	2	4	1	5	4	2	5	4	4	45	
	業務フロー	5	3	6	2	4	1	6	4	3	6	6	5	51	
	システム概要(構成、機能)	5	5	5	2	4	1	5	4	2	5	6	4	48	
	社内システムとの連携	5	3	5	2	4	1	5	4	3	5	6	4	47	
	導入・拡大の動機、経緯	5	3	4	2	4	1	5	4	2	4	4	3	41	
	導入の手順、スケジュール	5	4	4	2	4	1	5	4	2	5	4	4	44	
	導入後の問題点・課題と改善策	5	3	5	2	4	1	5	4	2	4	5	4	44	

カテゴリ	キーワード	平成 27 年										平成 28 年			
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
	導入・運用体制	5	3	4	2	4	1	5	4	2	3	4	3	40	
	CI-NET の仕様(規約)	5	3	5	4	4	1	12	4	3	5	5	6	57	
	導入効果(定性)	6	3	4	2	4	1	5	4	2	3	4	4	42	
	導入効果(定量)	5	3	4	2	4	1	5	4	2	4	4	4	42	
	現行業務・システム分析シート	5	3	4	2	4	1	5	4	2	3	4	3	40	
	企画書	5	3	4	2	4	2	5	4	2	3	4	4	42	
取引先との調整															
	導入説明会開催・教育	4	4	5	1	3	1	5	4	2	5	4	3	41	
	利用者拡大・取引先拡大	4	4	4	0	3	1	5	3	2	5	3	3	37	
システム構築															
	手続関連	5	4	6	2	2	1	4	2	3	5	4	3	41	
	データ交換仕様関連	4	3	6	2	2	2	8	3	3	5	4	3	45	
システム運用															
	運用マニュアル	4	3	6	1	3	1	6	3	2	6	4	4	43	
	操作マニュアル	4	4	6	1	3	1	4	3	2	4	4	4	40	
資料作成時の目的															
	導入事例紹介	5	3	8	0	3	2	5	3	3	5	7	4	48	
	導入手順の解説	3	4	7	0	3	1	5	3	3	5	6	3	43	
	事務手続き	3	3	7	0	3	1	5	3	2	6	6	3	42	
	CI-NET 仕様書	4	3	9	1	3	3	8	3	3	6	6	5	54	
	セミナー等資料	3	3	9	1	3	2	4	2	2	5	6	4	44	
	国の施策説明	4	3	6	0	4	2	4	2	2	3	7	3	40	

この報告書は、一般財団法人 建設業振興基金が刊行し、
情報化評議会 会員のみ限定して配布するものである。

平成27年度 一般財団法人建設業振興基金情報化評議会
活動報告書

【禁無断転載】

平成 28 年 3 月 第一版発行

発行者 一般財団法人 建設業振興基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12
虎ノ門 4 丁目MTビル 2 号館

TEL : 03-5473-4573

FAX : 03-5473-4580

E-mail : ci-net@kensetsu-kikin.or.jp

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>